



三重県公報

令和8年5月8日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
4	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
5	同件	(同)	160

監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、三重県知事、各種委員会等から令和7年度定期監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月8日

三重県監査委員	村	上	亘
三重県監査委員	長	田	隆尚
三重県監査委員	石	垣	智矢
三重県監査委員	伊	賀	恵

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) コンプライアンスの推進</p> <p>令和6年度の懲戒処分は、5年度より2人減少したものの、2人の知事部局職員に対して行われており、1人は判決文書の偽造、1人は不同意わいせつにより、いずれも停職となっている。また、5年度に運転中に仮睡状態に陥り交通事故を起こし、相手方に重傷を負わせた職員は、6年10月に禁錮1年、執行猶予3年の判決が確定し失職している。さらに、支払遅延及び事務処理遅れに起因する請求書の改ざん及び紛失、不正押印による判決文書の偽造、所属長の判決を受けない不適切な事務処理、職務で管理する預金口座からの横領により、のちに懲戒処分となる事案が4件発生した。加えて、文書の誤送付による個人情報流出等の不適切な事務処理が多数発生するとともに、金品亡失（損傷）の報告件数も5年度からは若干減少したものの、依然として多い状況が続いている。</p> <p>これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を大きく失墜させるものであることから、コンプライアンス意識の向上や服務規律の確保について職員全員に浸透させるとともに、発生した事案の原因や背景を分析したうえで、同様の事案が発生しないよう、内部統制制度も活用し、風通しが良く、気軽に相談ができる職場風土づくりを進めるなど、全庁を挙げて再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 不正事案等の再発防止に向けた取組</p> <p>判決文書の偽造・改ざんなどの不正事案等や職員の不祥事が相次いでいることから、各部局の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を構成員とする「コンプライアンス推進会議」において、発生原因や背景を分析したうえで再発防止策の検討を行い、有識者の意見もふまえ、再発防止策を取りまとめました。(令和8年3月)</p> <p>(2) コンプライアンス意識の向上</p> <p>職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じて組織的に業務を進める風通しのよい職場づくりを進めるため、各所属でコンプライアンス・ミーティングを3回実施しました。</p> <p>公文書等の重要性の認識の向上と相談しやすい職場づくりを推進するため、「不正防止研修プログラム」を構築し、各所属における研修、ミーティング及びe-ラーニングを実施しました。</p> <p>所属での具体的な未然防止の取組につなげるため、これまでに発生した事案を題材とした演習中心型の階層別研修を実施しました。</p> <p>庁内で不適切な事務処理事案が発生するたびに、公表後速やかにメールにより全職員に共有し、再発防止に向けた注意喚起を行いました。</p> <p>(3) 的確な業務の進め方の徹底</p> <p>コンプライアンスの徹底を図るため、所属の具体的な取組を所属長の組織マネジメントシートに記載のうえ、進捗管理を行いました。</p> <p>内部統制制度を運用し、各所属においてリスクマネジメントシートを作成するとともに、リスク対応策の整備状況の評価等を実施しました。</p> <p>(4) 物品の適正管理に向けた取組</p> <p>令和7年5月23日に総務部長及び会計管理者兼出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して依命通知を发出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。</p> <p>また、金品亡失（損傷）発生防止に向けた取組の推進を図るため、出納局会計支援課、総務部人事課、管財課、デジタル改革推進課にて、「金品亡失対策にかかる検討会」を4回開催し、今後の対策を検討しました。</p> <p>さらに、第3回コンプライアンス・ミーティングでは金品亡失対策について具体的な事例を用いて話し合いを実施し、職員の意識向上を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組を含め、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や、組織としての的確に業務を進める仕組みの構築を進め、不正事案等の再発防止を図りました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>これまででもコンプライアンスの推進に取り組んできたにもかかわらず、県民の皆さんの信頼を損なう不正事案等や職員の不祥事が相次ぎました。全庁を挙げて県民の皆さんの信頼回復に向けた取組を進めていく必要があります。</p>

令和8年度以降実施予定の取組内容

令和7年度に取りまとめた「不正事案等の再発防止に向けた取組」に基づき、お互いが助け合う職場環境づくり、的確に業務を進める仕組みづくり及び職員一人ひとりの能力と意識の向上等の取組を進めます。

また、「コンプライアンス推進会議」に外部講師を招聘するなど多様な視点を導入するとともに、未然防止につながる有効な対策や好事例の共有、再発防止策の検討を行います。

さらに、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施、所属長の組織マネジメントシートによる所属の具体的な取組の記載と進捗管理、事案が発生した際の職員への注意喚起等に取り組みます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 持続可能な財政運営の推進</p> <p>令和6年度決算においては、実質公債費比率は前年度より改善している一方で、経常収支比率は2年ぶりに上昇している。</p> <p>本県の財政状況は、県税収入が4年連続で増加し過去最高を更新したが、諸外国による通商政策、原材料価格や物価の高騰などが県内経済に与える影響について注視する必要がある。また、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加や、金利の上昇による公債費への影響がそれぞれ見込まれるなど、財政状況は予断を許さない状況にあり、慎重な財政運営を継続する必要がある。</p> <p>引き続き、県民の安全・安心確保に取り組むことに加え、県税収入の増加につながる積極的な施策を実施するなど、限られた予算で喫緊の課題に的確に対応しつつ、先を見据えたバランスの取れた持続可能な財政運営に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和8年度当初予算編成では、中期戦略計画である「みえ元気プラン」の最終年度として、「県民の命と尊厳を守る」、「未来を拓く」双方の観点から南海トラフ地震対策や子ども・子育て支援、産業振興、観光振興、公共交通・インフラの整備、人口減少対策等の取組に重点化しつつ、持続可能な財政運営に向けて、公債費などの経常的な支出の抑制や県債の新規発行の抑制を行い、将来負担の軽減に配慮しました。</p> <p>また、歳入面では市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進による県税収入の確保や未利用財産等の利活用を促進するとともに、グリーンボンド(水害レジリエンス枠)の新たな発行、クラウドファンディングにおける返礼品活用の開始、ネーミングライツの広報手段の工夫を図るなど多様な歳入確保策を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和8年度当初予算において、本県独自に定める財政指標の経常収支適正度は99.1%(みえ元気プランの目標値:99.1%)、公債費負担適正度は19.9%(同目標値:21.4%)となり、どちらも目標を達成しました。また、県債残高総額は前年度より減少する見込み(15億円減少)となるとともに、前年度と同規模の財政調整基金残高(50億円)を確保しました。また、国の緊急経済対策を踏まえた補正予算においては、賃上げ等につながる中小企業・小規模企業等への生産性向上・業態転換への支援を盛り込むなど将来の県税収入の増加につながるような施策を予算化してきたところです。</p> <p>また、多様な歳入確保策においては、グリーンボンドの発行額が過去最高の90億円となるとともに、新たに創設したグリーンボンド(水害レジリエンス枠)が全国で初めて他道府県の金利を0.01%下回る水準となり公債費負担の削減に寄与するとともに、一般社団法人環境金融研究機構主催の2025年サステナブルファイナンス大賞の「サステナブルボンド賞」を受賞するなどの成果を得ました。また、返礼品の活用を開始したクラウドファンディングでは、令和6年度の2事業を大きく上回る13事業で実施するなど寄附の受け皿を拡大するとともに、ネーミングライツでは新たに東京三重県人会大会や県内商工団体に対し募集を呼び掛けるなど効果的な広報を実施しました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>県の財政状況は改善傾向にありますが、金利上昇、賃金上昇、原油価格・物価高騰や国際情勢等の変化による県内経済への影響の懸念があることに加えて、社会保障関係経費が増加傾向であり、老朽化が進む公共施設の建替え等が本格化し、金利上昇を起因とした公債費の増加が見込まれることから、持続可能な財政運営の確保に向けて、財政基盤の強化を着実に進める必要があります。</p>
<p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>社会保障関係経費の増加や老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化・建替え等に的確に対応し、新規発行の県債に係る公債費負担の平準化を図るなど、経常的な支出の抑制を進めるとともに、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進等による県税収入の確保や未利用財産等の利活用の促進、ネーミングライツ、グリーンボンド、クラウドファンディングの積極的な活用等による多様な歳入確保策を推進し、県財政の基盤強化の取組を着実に進めます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) DXの推進</p> <p>「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画(みえデジプラン)」に基づき、「暮らし」、「しごと」、「行政」の3つの分野に区分して、ワンストップ相談窓口の運営や市町DXの促進等に取り組んでいる。</p> <p>こうした中、市町は令和7年度末までに自治体情報システムを標準準拠システムへ移行することが求められていたところ、移行が困難なシステムは5年をめどに期限の延長が認められ、過半数の市町が延長期限内の移行に取り組んでいる。</p> <p>このため、市町の進捗管理を綿密に行い、12年度末に延長された期限内の移行に向けて適切に支援されたい。</p> <p>また、DXに関するワンストップ相談窓口である「みえDXセンター」については、取組を幅広く周知し、利用を呼びかけるなどして相談件数の増加を図るとともに、県内外のDXをけん引する専門家や企業である「みえDXアドバイザーズ」、「みえDXパートナーズ」の持つ専門知識等のPRを強化するなど有効活用を図り、県民及び県内事業者のDXを推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(デジタル戦略企画課、デジタル改革推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 自治体情報システムの期限内移行に向けて、三重県市町DX推進協議会等において、標準準拠システムに関する最新情報の提供や市町間の情報共有に取り組みました。また、各市町への個別ヒアリングを通じて、進捗状況を綿密に確認するとともに、専門家による技術支援の実施や、標準化に関する最新動向等についてのセミナーを開催しました。さらに、移行が完了した市町へのヒアリングを実施し、円滑な移行に向けた課題などについての情報共有を図りました。 (デジタル改革推進課)</p> <p>② 「みえDXセンター」の利用促進と相談件数の増加を図るため、「県政だより みえ」の紙面に紹介記事を掲載するとともに、広報番組において、実際の「みえDXアドバイザー」の相談事例について取り上げ、広く広報しました。また、昨年度に引き続き、これまであまり利用がなかった分野の団体等を直接訪問するなど、活動のPRと相談対応の周知を行いました。県民や県内事業者の皆さんに対しては、県民の皆さんの関心が高い生成AIを題材とした実践的なセミナー・ワークショップを県内3か所で開催しました。 (デジタル戦略企画課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 標準化の対象となるシステムの約7割は、令和7年度中に移行が完了しました。その他については、開発ベンダーのリソース不足などの理由から、特定移行支援システムとして移行期間の延長が認められています。早期移行に向けて開発ベンダー等との調整を継続しています。 (デジタル改革推進課)</p> <p>② 継続的に実施してきた「みえDXセンター」の周知については、農業関係団体から「みえDXアドバイザーズ」への講演依頼などにつながってきていると考えています。また、生成AIの実践的なセミナー・ワークショップは、県内3つの商工会議所等と連携して開催したことにより、地域の企業経営者の皆さんなどの参加をいただき、DX推進の機会となりました。 (デジタル戦略企画課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>① 特定移行支援システムの移行が円滑に進むように、引き続き、国等の動向に関する情報提供を行うとともに、各市町の状況に応じたきめ細かな支援を実施する必要があります。 (デジタル改革推進課)</p> <p>② 県民や県内事業者の皆さんが、デジタル技術の活用・DX推進に向けた第一歩につなげていただけるよう、引き続き相談窓口の周知と、丁寧な対応を行う必要があります。 (デジタル戦略企画課)</p>
<p>令和8年度以降実施予定の取組内容</p> <p>① 自治体情報システムの標準化については、県内全市町が円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行・運用できるよう、引き続き、市町の状況に応じたきめ細かな支援を実施していきます。</p> <p>さらに、標準化によって市町に新たな負担が生じることのないよう、国の動向を注視し、必要に応じて国に対し適切な要望を行っていきます。 (デジタル改革推進課)</p> <p>② 「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」の次期計画を令和8年度に策定予定であることから、あわせて令和9年度以降の「みえDXセンター」のあり方についても検討を行っていきます。 (デジタル戦略企画課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 予算決算常任委員会に提出した「三重の財政(案)」の記載内容に誤りがあった。(財政課)</p> <p>(2) 書類の誤送付による個人情報の漏えいがあった。(桑名県税事務所)</p> <p>(3) 書類の誤送付による個人情報の漏えいがあった。(津総合県税事務所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(1) 作成担当課におけるチェックが不十分であったことが要因であるため、再発防止策として以下の2点を実施しています。(財政課)</p> <p>① 各部局に対して公表を伴う照会を行う際は、照会文書に公表資料である旨を丁寧に明示し、確認を徹底するよう周知しています。</p> <p>② 予算決算常任委員会への提出資料については、資料作成を行う担当課の班長が責任をもってチェックするためのチェックリストを作成し、各部局へ配布し、調査票回答の際に添付するようにしています。</p> <p>(2) 漏えいの原因は、窓口で回収した書類に個人情報が記載されていたにもかかわらず、未使用の書類と誤認して再利用(案内文書に同封し送付)したことです。このため、窓口で回収した書類については、再利用せず即時破棄することとし、封入時は内容物すべてをダブルチェックするよう徹底しました。また、案内文書に同封する書類については、ストックをつくらないこととし、様式は同封せずQRコードから案内するよう改めました。(桑名県税事務所)</p> <p>(3) 書類の郵送時には、封入者とは別の点検者が宛名と封入物を確認していましたが、封入点検作業が中断したことが誤封入(宛名と封入物の不一致)の発生原因の一つとなったことから、封入点検作業が中断しないよう、「作業中は話しかけないこと」と記載した立札を作業スペースに設置し、作業に集中できる環境を整えました。また、郵送書類の保管箇所を徹底するとともに、郵送手順のルールを明文化し、改めて課員へ周知徹底しました。(津総合県税事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、再発防止策の着実な実施に努めていきます。(財政課)</p> <p>(2) 引き続き税情報・個人情報の管理について注意喚起を行い、職員の意識向上を図るとともに、封入時のダブルチェックの徹底により、再発防止に努めます。(桑名県税事務所)</p> <p>(3) 今後も事務所定例会や課ミーティングにおいて情報漏えいに関する注意喚起を行うとともに、再発防止策の徹底を図っていきます。(津総合県税事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在2,697,485,018円あり、前年度と比べて229,210,565円増加していた。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① a 県税事務所における滞納整理</p> <p>(a) 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施やスマホ決済アプリ等のキャッシュレス納付の拡充など納税環境の整備に取り組みました。また、課税件数の多い自動車税種別割については、自動車の早期差押えとタイヤロック等の手法を活用し、現年度徴収率の向上を図りました。さらに、令和7年11月、12月の2か月間を「差押強化月間」として、県内8か所の県税事務所が滞納整理の強化に取り組みました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)</p> <p>(b) 高額滞納事案(本税30万円以上)については、税込確保課が実施する各県税事務所とのヒアリングを通じて、さまざまな角度から事案を検討し、早期の事案の完結をめざし、捜索や公売などの徴収手法も駆使するなど、効果的な滞納整理を実施しました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>b 個人県民税対策</p> <p>(a) 県と市町の職員で構成する「個人住民税に関する課題検討会」の開催を通じて、市町における特別徴収事務の円滑な推進と滞納整理に関する諸課題について検討を行いました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>(b) 三重地方税管理回収機構に県職員を派遣することにより、市町派遣職員が派遣元の市町に戻ってからも徴収部門で活躍できるよう人材育成に注力しました。また、同機構においては、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象とした滞納整理を実施しました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>(c) 個人県民税の現年度徴収対策として、令和2年度から各県税事務所に設置した市町連携窓口において、市町と県税事務所間における滞納整理にかかる相談、研修会等の開催、差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県が連携を深め、地域の実情に応じた取組を進めました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>(d) 令和8年2月に開催した三重県地方税確保対策連絡会議において、委員である副市長をはじめ市町及び県税事務所の管理監督者等を対象とした外部講師による講演会を実施しました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>引き続き、県税事務所において高額滞納事案については早期着手・早期処分に努めるとともに、自動車税種別割については効率的かつ効果的な滞納整理を推進します。</p> <p>令和8年度以降も各県税事務所に設置された市町連携窓口を活用し、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人県民税対策の強化に取り組み、収入未済額の縮減につなげます。</p> <p>なお、収入未済額が前年度と比べて増加した要因は、地方税法の規定に基づき領収した軽油引取税の徴収猶予分(252,317,315円)が翌年度の収入に計上されたことによるものです。今後は、徴収猶予の受付時には、出納閉鎖期日を意識したうえで、制度の趣旨を踏まえ経営上の過重な負担にならない範囲で、徴収猶予期限の設定に努めます。</p> <p>また、上記徴収猶予分を除いた収入未済額は前年度と比べ23,106,750円縮減されています。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【三重県本庁舎等警備・防災宿日直業務委託】 ・ 個人情報の取扱いに係る確認をしていなかった。 (管財課)</p> <p>② 【三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託】 ・ 個人情報の取扱いに係る確認をしていなかった。 (デジタル改革推進課)</p> <p>イ 調査・設計業務委託</p> <p>① 【三重県本庁舎 特定建築物等定期点検業務委託】 ・ 建築士に支払う報酬について、所得税の源泉徴収漏れがあった。 (総務課)</p> <p>ウ 補助金等</p> <p>① 【総合行政ネットワーク運営に係る負担金】 ・ 負担金の支払額誤りによる追給を行っていた。 (総務課)</p> <p>エ その他の支出事務</p> <p>① 指定金融機関では取り扱えない払込書の使用による歳出戻入を行っていた。 (総務課)</p> <p>② 仕様書の誤りによる開札後の入札中止があった。 (管財課)</p> <p>③ 指定金融機関では取り扱えない払込書の使用による歳出戻入を2件行っていた。 (伊賀県税事務所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 委託契約書に規定されている報告書類のうち、個人情報の責任体制等報告書の提出がなされていなかったため、委託契約を締結した際は、契約条項を確認の上、必要な報告書類が期限内に提出されているか複数人で確認することとしました。 (管財課)</p> <p>② 契約書に記載されている内容に沿った必要な事務手続きを徹底させるとともに、今後漏れないよう課内で注意喚起を図りました。 (デジタル改革推進課)</p> <p>イ 調査・設計業務委託</p> <p>① 所得税制度を十分に理解していなかったことにより発生した事務誤りであるため、経理担当者全員で所得税制度への理解に努めました。併せて、支払を行う際には、請求書との整合だけでなく、債権者の商号や職務、契約業務の内容に注視し、疑義がある場合には税務署や契約担当事業課、債権者あて確認を行うよう徹底しました。 (総務課)</p> <p>ウ 補助金等</p> <p>① 支払処理にあたり、起案者は1桁ずつ数値を確認したうえ回議することとし、決裁確認時や支出審査の際にも、誤りがあることを前提として確認することを徹底しました。 (総務課)</p> <p>エ その他の支出事務</p> <p>① 指定金融機関で使用できない払込書により支払処理を行ったことが原因であるため、払込書を用いて支払う際には、経理担当者間で、指定金融機関での使用可否を確認するよう徹底しました。 (総務課)</p> <p>② 修繕にかかる電子見積合わせにおいて、開札後に仕様(交換部品の有効期限)に誤りがあったことが判明したため見積合わせを中止した事案です。有効期限のある部品を使用する場合は、メーカーに確認を行うなどして仕様書に誤りのないよう徹底しました。 (管財課)</p> <p>③ 請求書に添付された「払込書」が取り扱えない種類のものであったことに気づかず、「払込書」を取り外さずに一元化所属へ支払依頼し、一元化所属でもそのことに気づかずに支払処理を行ってしまったため、歳出戻入を行ったものでした。 再発防止のために、支払関係書類の決裁様式に、「支払方法」欄を追加し、「口座振替通常払」か「払込書払」を記載し確認をするようにするとともに、「払込書」を取り外して一元化所属へ支払依頼を行うように改めました。 また日頃から事務処理に関して疑問を持った時点で法令や規則等を参照し、一元化所属の経理担当職員や、出納局へ確認する等、適正な事務処理に努めています。 (伊賀県税事務所)</p>
2	<p>今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 当該委託契約と同様の報告書類の提出を必要とする契約が他にも複数あるため、契約締結の都度、契約条項を確認し、期限内に提出がなされているかの確認を行うことで再発防止に努めます。 (管財課)</p>

② 規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(デジタル改革推進課)

イ 調査・設計業務委託

① 担当者の異動があった際にも確実に事務を引き継ぐこととし、同様の事案が再度発生しないよう、適正な事務処理に努めます。

(総務課)

ウ 補助金等

① 引き続き、適正な事務処理に努めます。

(総務課)

エ その他の支出事務

① 担当者の異動があった際にも確実に事務を引き継ぐこととし、同様の事案が再度発生しないよう、適正な事務処理に努めます。

(総務課)

② 仕様書及び設計書を作成する段階で注意すべき点について班内で共有し、引き続き適正な仕様書の作成を行うよう努めます。

(管財課)

③ 引き続き、一元化所属や出納局と連絡を密にし、再発防止に努めます。

(伊賀県税事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書を提出していなかった。 (管財課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 集中管理公用車の自己点検時に発見した損傷について、主務者ではなく副務者が金品亡失（損傷）報告書の速報を作成したが、事務処理手順を熟知していなかったため、決裁後に総務課への報告を行っていません。班内で報告の手順を確認し、誤りが生じないように周知を行いました。 (管財課) 2 今後の方針（取組予定等） ① 今後も誤りが生じないように、班全体で金品亡失（損傷）報告書の全体的な流れを再確認し、迅速で的確な対応を行うよう周知徹底します。 (管財課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 政策企画部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 人口減少対策の推進</p> <p>「三重県人口減少対策方針」(以下「方針」)に基づき、「人口減少幅の緩和の兆しがみえる時期」をめざして、市町をはじめ多様な主体と連携しながら、ライフステージに応じた切れ目のない自然減対策と誰もが働きやすい職場づくりの促進等の社会減対策に取り組んでいる。また、生産年齢人口減少に伴う労働力不足の中、人材確保に資する取組を効果的に推進するため、令和7年3月に「三重県人材確保対策推進方針」を策定し、産学官の連携のもと、業種特有の課題への対応等も含め総合的に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、6年の本県の人口は約171万人と平成19年ピーク時の約187万人から減少が続くとともに、合計特殊出生率は1.24、転出超過は5,666人のうち、15～29歳の若者が4,277人で大多数を占めている。さらに、若者が県内に就職した割合は、県内の高等教育機関卒業生が47%、県外の就職支援協定締結大学卒業生が27.8%と方針策定時の現状値を下回り、人口減少幅の緩和の兆しが見えていない状況である。</p> <p>このため、社会情勢や取組の実績等を踏まえ、事業の効果を見極めるとともに、引き続き、多様な出会いの機会の提供、地域の実情に応じた子育て支援や移住希望者のニーズに応じた移住促進、若者の定着に向けた奨学金返還支援等への取組を進められたい。令和7年度改定予定の「三重県人口ビジョン」においては、地域の実情に応じた三重県内の将来展望を行うとともに、次期方針の検討にあたっては、加速する人口減少のなかで、ジェンダーギャップの解消に向けた県民や企業等への意識改革の促進、地域社会の成長発展に貢献しようとする思いを育む郷土教育の推進、経験や能力に応じた多様で柔軟な働き方の推進など、「三重県人口減少対策推進本部」の役割を果たし、本県を選ぶことで自己実現につながり、その生き方等が尊重される社会の実現に向けて取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(人口減少対策課、人材確保対策課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県では、令和5年8月に策定した「三重県人口減少対策方針」及び令和7年3月に策定した「三重県人材確保対策推進方針」等に基づき、市町や企業等さまざまな主体と連携し、全庁を挙げて取組を推進してきました。また、政策企画部は、多岐にわたる課題に対し、各部局と連携を図りながら、以下の取組を実施しました。</p> <p>○移住促進及び若者の定着に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県内に居住する移住者(U・J・Iターナー者)に対するヒアリングの実施 ・東京での三重県移住フェアと連携した、先輩移住者との交流イベントを三重テラスにおいて実施 ・三重県をけん引する企業の経営者と若者の交流イベントを三重テラスにおいて実施 ・県内居住等を条件に奨学金返還額の一部を助成する制度の募集定員を拡充、企業による奨学金の代理返還助成制度の導入を促進 ・移住や就職への関心がまだ高くない県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、映画館でのCM等のさまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力をショート動画により発信 ・大学進学後に県内の情報が届かないという高校生からの意見を踏まえ、LINEを通じた学生等向け県内就職情報等の発信 ・人口減少が特に著しい南部地域については、人口減少対策広域コーディネーターによる地域に根付いた、分野横断的かつ広域的な取組を実施 ・高等教育機関の卒業年度の学生に対する就職に関するアンケート調査分析 ・先進的に取り組む企業への訪問や「みえU18会議」等を通じた、若者等からの意見聴取 <p>○三重県人口ビジョンの改定に向けた議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県人口減少対策有識者会議」を2回開催し、「三重県人口ビジョン」の改定に係る議論を実施 ・県と市町で構成する「みえ人口減少対策連携会議」を2回開催し、「三重県人口ビジョン」の改定に係る意見交換を実施 <p>○ジェンダーギャップの解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略検討会議」において、「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」の策定に係る議論の実施(4回)及び若者からの意見聴取 ・「人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会」、県と市町で構成する「みえ人口減少対策連携会議」をそれぞれ1回開催し、「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」の策定に係る意見交換を実施 ・県内の優良取組事例の収集及びジェンダーギャップ解消に取り組んだ際の企業等における経営効果に関する調査 ・非正規雇用労働者の実態調査 ・先進的に取り組む企業への訪問や「みえU18会議」等を通じた女性、若者等からの意見聴取 ・ジェンダーギャップ解消フォーラムを、政策企画部、環境生活部及び雇用経済部が共同で開催し、講演や県内企業の実践の紹介を実施 ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」の内容を分かりやすく伝え、気づきや行動変容を促すための普及版の作成

2 取組の成果

○移住促進及び若者の定着に向けた取組

- ・奨学金返還支援事業について、183名を支援対象者として認定しました。また、企業による奨学金の代理返還助成制度について、県内企業向け情報誌への掲載等、制度の導入促進に向けた取組を実施しました。県内導入企業数は59社（令和8年3月末現在）に増加しました。
- ・令和7年12月から令和8年2月に三重で暮らす・働く魅力をショート動画により県内外で発信しました。（発信媒体）

- ①JR中央線（車両内）②東京メトロ（丸ノ内線駅ホーム6駅）③映画館（TOHOシネマズ新宿・イオンシネマ津南・鈴鹿）④エレベーターサイネージ（23区内オフィスビルエレベーター595台）⑤コンビニサイネージ（県内外FamilyMart553店舗）

- ・LINEを通じた情報発信については、1,598名（令和8年3月末現在）に登録いただき、今年度はひと月あたり平均約5件の配信を行いました。

○ジェンダーギャップの解消に向けた取組

- ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略検討会議」等の意見や、統計データ・アンケート調査の分析結果を踏まえ、令和8年3月に「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定し、めざす姿やジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性等を整理しました。

3 残された課題

人口推移については、今後も減少の加速化が見込まれており、また地域毎に優先する課題が異なることから、持続的な発展に向けて、地域の実情に応じた対策を実施する必要があります。

「三重県人口減少対策方針」は令和8年度に最終年度を迎えることから、今後の社会減・自然減対策の取組方向性等を整理するとともに、人口減少を前提とした地域のあり方の検討をすすめる必要があります。

「三重県人口減少対策方針」及び「三重県人材確保対策推進方針」の柱の一つに「ジェンダーギャップの解消」を掲げて取組をすすめています。経済分野におけるジェンダーギャップが全国的にも低位となっています。そこで、令和7年度に策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づいた取組を、さまざまな主体が連携しながら体系的にすすめる必要があります。

令和8年度以降実施予定の取組内容

「三重県人口減少対策方針」及び「三重県人材確保対策推進方針」に基づき、誰もが住みやすく、それぞれのライフステージや経験・能力に応じ、多様で柔軟な働き方ができる社会等をめざして、市町や企業等関係団体との連携を強化しながら、効果の高い対策を検討し、着実に取組を推進していきます。

若者の県内定着を図るため、県内居住等を条件に奨学金返還額の一部を助成するとともに、県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、さまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力を発信します。

「三重県人口減少対策方針」は令和8年度に最終年度を迎えることから、令和8年度に改定予定の「三重県人口ビジョン」を踏まえ、今後5年間の自然減・社会減対策や人口減少社会を見据えた適応策の取組方向性や中期展望を整理します。

特に、全国的にも低位にある経済分野におけるジェンダーギャップの解消に向けては、政策企画部が総合調整機能を発揮し、令和7年度に策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づき、アンコンシャス・バイアスの解消等の意識変革、働き方の多様な選択肢の提供、両立支援を支えるケアサービスや制度の充実に向けて取り組んでいきます。また、条例の制定に向けた検討を行います。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 政策企画部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 戦略的なプロモーションの推進</p> <p>「三重県プロモーション推進方針」に基づき、「三重県」という地域そのものの認知度向上「効果的・効率的なプロモーションを行うための仕組みづくり」などの指針のもとさまざまな取組を進めている。これまでに、認知度向上に向けた「美し国みえ」のロゴマークを制作し魅力を発信するとともに、大阪・関西万博や三重テラスを活用した情報発信、包括連携協定締結企業等と連携したプロモーションに取り組んできている。</p> <p>プロモーションによる効果は、本県への来訪や宿泊・県産品の振興・移住などの増などにつながる事が期待されるが、令和6年の県内の延べ宿泊者が837万人にとどまるなど観光分野の指標が伸び悩んでいる。</p> <p>このため、今後、愛知県・名古屋市を中心に行われる第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ関西等の大規模イベント、第63回神宮式年遷宮等を好機と捉え、著名人なども活用して効果的な情報発信を引き続き進めるとともに、SNS等のデータを分析し、効果検証を行ったうえでターゲットを明確に設定するなど、部局の先頭に立って、本県の歴史・文化、自然、伝統、食等ニーズに応じた機動的なプロモーションに取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(国際戦略・プロモーション推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初(令和7年5月13日)に三重県プロモーション推進本部の幹事会を開催し、今年度の県としてのプロモーションの取組方向を「大阪・関西万博という好機を最大限に生かした三重の魅力発信」とすることを共有するとともに、各部局のプロモーション関係事業の情報を共有・見える化し、部局間の連携を促進しながら、全庁を挙げた戦略的なプロモーションに取り組みました。 ・県単独ではプロモーションに関するノウハウが不足する中、本県が実施するプロモーション施策の課題を解決し取組の効果を最大限に発揮するために、プロモーションの推進に関して高度な知識、経験等を有する方を「三重県プロモーションアドバイザー」に選任し、実践的かつ経験に基づいた専門的な意見を聴取する制度を創設しました。 ・「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信を推進するため、大阪・関西万博の開催という好機を捉え、東海道新幹線の車内メディアを活用して三重県の認知度向上を図るプロモーションを実施しました。 ※東海道新幹線のグリーン車搭載誌「ひととき」への広告記事の掲載 8月号(令和7年7月20日発売)本文1ページ、9月号(令和7年8月20日発売)本文見開き2ページ 10月号(令和7年9月20日発売)本文1ページ ・国内最大の市場である首都圏で三重の総合的な魅力を一体的にプロモーションし、三重の認知度向上を図るため、首都圏の大規模集客施設において、複数部局が連携してプロモーションイベント「美し国みえプレミアムフェスタ in 東京ミッドタウン」を開催しました。 ※日時：令和8年2月28日から3月1日の2日間 場所：東京ミッドタウン アトリウム・コートヤード(地下鉄「六本木駅」直結の施設) ・県のプロモーションを戦略的に進めていくにあたり、SNSを活用した効果的な情報発信を推進するため、県職員及び市町職員等を対象にした研修会を開催しました。 ※日時：令和8年1月29日 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局のプロモーション関係事業の情報を令和7年7月時点で取りまとめ(11月に時点更新)、共有・見える化することで、他部局が実施するイベントを活用したプロモーション(ポスター掲示やチラシの配布など)が行われるなど、部局間の連携が促進されました。 ・本県出身でクリエイティブディレクターとして活躍し、本県プロモーションの現状や課題、取組の方向性についても理解の深い篠原 誠氏に「三重県プロモーションアドバイザー」に就任いただき、県内就職促進を目的とした情報発信サイトの掲載情報量を増加させる方策や「みえの魚」(天然ブリ、養殖マガキ)のプロモーション手法等について、アドバイスをいただきました。 ・東海道新幹線の車内メディアを活用したプロモーションでは、広告認知率、広告認知者における広告評価や態度変容を聴取することで、広告効果を定量的に計測しました。また、首都圏・関西圏において本事業のターゲット特性やニーズ、三重県との関与度等を把握するための調査もあわせて実施しました。 ※認知率：12.3%(8~10月号いずれかを見た人数) 印象に残った人：77.2% 広告で三重県に興味をわいた人：77.5% ・「美し国みえプレミアムフェスタ in 東京ミッドタウン」では、庁内の関係部局と連携のうえ、「三重おいなナビゲーター2025」に就任いただいた、漫才コンビ「バッテリーズ」の寺家(じけ)氏に登場いただいたほか、大阪・関西万博の日本館で展示された「式年遷宮」に関する説明パネルを活用したPRを行いました。また、移住・就職相談や文化の情報発信や、公募した民間事業者8者による県産品の販売、関係団体と連携し、真珠の取り出し体験とキャンドル製作のワークショップを開催しました。来場者へのアンケート調査を

行ったところ、「今までほとんど知らなかった三重県の良さを知ることができた」、「今後、三重県に観光で訪れたい」との感想が寄せられました。

- ・ SNSの質の向上に向けた研修会を開催したところ、参加者は69名（内訳：県職員41名、市町職員21名、市町観光協会・商工団体7名）で、研修会終了後のアンケートでは、「SNSはあくまでも情報発信の手段の一つであり、一番重要なのは相手方にどのように伝えたいのかイメージすることだと改めて認識できた」、「AIの利活用について具体的な話が聞けて良かった」といった感想があるなど、参加者の90%以上が研修内容に満足したとの結果でした。

3 残された課題

「三重県プロモーション推進方針」で掲げる「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」を実現し、三重県への来訪や宿泊、県産品の売上、移住などの増加につなげるために必要な認知度向上やブランドイメージの確立は、一朝一夕で成し遂げることができないことから、第63回神宮式年遷宮等の好機を捉えながら、中長期的に取り組んでいくことが重要であり、引き続き、部局横断的な取組を促進するとともに、各部局のプロモーションが調和のとれた形で効果的に連携し、相乗効果を発揮できるよう、政策企画部が積極的にサポートやコーディネートを行っていく必要があります。

特に、データに基づく分析やターゲットの明確化、効果検証など、マーケティング手法を活用し、伝えたい情報をしっかりとターゲットに届けられる効果的なプロモーションの展開に注力する必要があります。

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ・ 「三重県プロモーション推進方針」は令和8年度までの取組方向を示すものとなっていることから、その改定を見据えて、これまでの成果と課題を分析・検証するとともに、マーケティング手法の活用を更に推進するなど、新たな取組方向の整理・検討を行うための調査を実施します。
- ・ プロモーション動画の制作やデジタル広告の配信などの「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信により、中長期的な視点で「三重県」という地域そのものの魅力や価値を広く浸透させ、「三重県」全体の認知度を高める効果的なプロモーションを推進します。
- ・ 国内最大の市場である首都圏で三重の総合的な魅力を一体的にプロモーションし、三重の認知度向上を図るため、首都圏等の大規模集客施設において、複数部局が連携してプロモーションイベントを開催します。
- ・ SNSを活用した効果的な情報発信を推進するため、県職員及び市町職員等を対象にした研修会を開催します。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 政策企画部

<p>監査の結果</p> <p>[テーマ別行政監査]</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 社会減対策〔(7)人口減少への総合的な対応〕における社会減対策</p> <p>社会減対策については、定住促進等に向けて、誰もが働きやすい職場づくりや住みやすい生活環境づくりへの支援、若者の県内就職の促進、人口還流や移住の促進等に取り組んでいる。また、現在「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」の策定に向けた取組を進めているところである。</p> <p>このような中、令和6年の転出超過5,666人のうち、15～29歳の若者の転出が4,277人と大多数を占め、特に15～29歳の女性は2,246人と転出超過の約40%を占めている。また、若者が県内に就職した割合は、県内の高等教育機関卒業生が47%、県外の就職支援協定締結大学卒業生が27.8%となっている。全庁挙げてさまざまな対策を講じているものの、若者と女性の県外流出に歯止めがかかっておらず深刻な状況である。</p> <p>社会減対策の総合的な推進に向けては、家庭・地域・教育・世代間等に存在するアンコンシャス・バイアスの解消、家庭や職場における両立支援制度等の充実、就職支援協定や奨学金返還支援制度等の拡充、県内どこで生活してもやりたい仕事に出会え能力が発揮できる環境づくり（魅力ある多様な雇用の場の創出）、ニーズに応じた移住促進など、関係部局でのさまざまな取組について効果検証を行うとともに、転出超過の改善に向けて着実に進めることが必要である。</p> <p>このため、「三重県人口減少対策推進本部」の機能を最大限に発揮し、三重で働き三重で暮らすことで一人ひとりの自己実現につながり、その生き方等が尊重される社会の実現に向けて取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(人口減少対策課、人材確保対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>○総合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月に策定した「三重県人口減少対策方針」及び令和7年3月に策定した「三重県人材確保対策推進方針」等に基づき、市町や企業等さまざまな主体と連携し、全庁を挙げて取組を推進してきました。 ・経済分野のジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性等を示す「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」の策定に向けた取組をすすめました。 <p>○アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、県内企業と連携し、企業訪問やフォーラム等を通じて企業トップ・リーダー層の意識啓発に取り組んだほか、働く女性のキャリアデザインを支援するため、県内の女性ロールモデルとの交流会を実施しました。 ・県内企業・団体の先進的な取組や活躍する女性等の情報を一元的に発信する体制の構築に取り組みました。 <p>○家庭や職場における両立支援制度等の充実に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得に課題のある企業へのヒアリングや、課題解消に向けた出前講座の実施により、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりに向けた支援を行いました。 ・大学生等に対する出前講座の実施により男性の育児参画に向けた機運醸成を図るとともに、「ワンオペ育児」や「とるだけ育児」などの課題を踏まえ、育児当事者の男性とそのパートナーを対象としたセミナーを実施し、育児・家事の役割分担等について考える機会を提供することにより、男性の育児参画の質の向上に取り組みました。 ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する子ども・子育て支援事業に対して補助を行い、子ども・子育て施策の充実を図りました。 ・新たな保育人材の確保に向けて、修学資金の貸付や保育の仕事の魅力を発信しました。 ・放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組みました。 ・企業における働き方改革の推進や労働者におけるワーク・ライフ・バランスの向上により、誰もが働きやすい職場環境づくりにつなげるため、アドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行うとともに、企業の優れた取組表彰の実施などにより横展開を図りました。 <p>○就職支援協定や奨学金返還支援制度等の拡充に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援協定締結大学のキャリアセンターを通じて、学生やその保護者へ県の就職支援情報等を発信しました。 ・県内居住等を条件に奨学金返還額の一部を助成する制度の募集定員を拡充したほか、企業による奨学金の代理返還助成制度の導入を促進しました。 <p>○魅力ある多様な雇用の場の創出に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ企業の創出や育成により地域の活性化につなげるため、県内インキュベーション施設の開設に係る工事費等の設備費用の支援や、県外からの本社機能（一部を含む）の新設・移転の支援に取り組みました。 <p>○ニーズに応じた移住促進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者のニーズや特性に応じ、「仕事を変えずに移住」「仕事を見つけて移住」「やりたいことの実現に向けて移住」「自然環境や暮らしを重視して移住」の4つのモデルを設定し、それぞれにアプローチするプロモーションを組み合わせ実施しました。

- ・Facebook グループ「日々三重」の事業を通じた暮らし体験会や企業との連携による農業体験ツアーを通じて、三重暮らしの魅力をPRしました。
- ・移住者の受入れには、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化が必要なことから、市町を対象に移住希望者のニーズ及び先進取組事例を共有する担当者会議や、移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会等を開催し、県全体の受入態勢の底上げを図りました。

2 取組の成果

○総合的な取組

- ・「三重県人口減少対策推進本部幹事会」を1回開催し、部局間の情報共有を行うとともに、人口減少対策方針の行動計画であるアクションプランについて、これまでの取組と進捗状況を踏まえた今後の取組方向性を整理しました。
- ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略検討会議」等の開催を経て、令和8年3月に「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定し、めざす姿やジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性等を整理しました。
- ・「三重県人材確保対策推進方針」に基づき、さまざまな分野における人材確保に向けた庁内の総合調整や、調査等を実施し、ジェンダーギャップの解消や働きやすい職場環境づくり、労働条件と生産性向上等の取組を推進しました。

○アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組

- ・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、企業トップ等の熱い思いを見える化する「本気宣言」(18宣言、累計73宣言)、企業の取組促進に向けた先進企業見学会(3回、42名参加)、働く女性のロールモデルとの交流会(3回、66名参加)を実施しました。また、ジェンダーギャップ解消をテーマに講演や県内企業の取組紹介、登壇者と知事によるパネルトークを行うフォーラムを開催しました(令和8年1月22日開催、230名参加)。
- ・県内企業・団体の先進的な取組や活躍する女性等の情報を一元的に発信するため、ポータルサイトを構築するとともに、SNSアカウントを開設しました(ポータルサイト：令和8年2月公開)。

○家庭や職場における両立支援制度等の充実に向けた取組

- ・男性の育児休業取得に課題のある企業(10社)へヒアリングを行い、そのうち希望した企業(6社)に対して課題解消に向けた研修資料を作成し、出前講座を実施しました。
- ・大学生等を対象とした男性の育児参画に関する出前講座は4回実施し、432名が参加しました。また、男性の育児参画の質の向上に向けたセミナーは1回実施し、15名の育児当事者の男性やそのパートナーが参加しました。
- ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、通園に係る保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり等の84事業を採択しました。
- ・保育の魅力を発信することで、保育人材確保につなげるため、「三重県保育士・保育所支援センター」のホームページ「みえのほいく」において、県内の保育所等の紹介や特色ある取組などを発信しました。
- ・放課後児童クラブにおいて、保護者が昼間家庭にいない小学校の児童の育成支援を行う放課後児童支援員の育成のため、放課後児童支援員認定資格研修をオンラインによるe-ラーニングで実施するなど受講しやすい環境を整えながら実施しました。
- ・「みえの働き方改革推進企業」として過去最高の185社を登録するとともに、実績に応じて「三重県働き方改革推進奨励金」65件(令和8年3月末現在)を支給することで、県内企業の働き方改革の後押しを行いました。また、特に優れた取組を表彰し、フォーラムにおいて広く事例の横展開を行いました。取組に課題がある企業においては、アドバイザー派遣という形で企業の課題に合わせた支援を行い、9社の職場環境改善につなげることができました。

○就職支援協定や奨学金返還支援制度等の拡充に向けた取組

- ・就職支援協定締結大学において開催する学生向け就職説明会(16回)及び保護者向け就職説明会(7回)に参加するとともに、保護者宛てに広告付きハガキ(1校)や県主催イベントの案内(2校)を送付しました。また、令和8年3月に新たな就職支援協定を締結しました(1校)。
- ・奨学金返還支援事業について、183名を支援対象者として認定しました。また、企業による奨学金の代理返還助成制度について、県内企業向け情報誌への掲載等、制度の導入促進に向けた取組を実施しました。県内導入企業数は59社(令和8年3月末現在)に増加しました。

○魅力ある多様な雇用の場の創出に向けた取組

- ・県外からの本社機能(一部を含む)の新設・移転については、「事業所機能新設・移転促進補助金」を創設し公募を行った結果、3件の申請があり、外部委員による審査を踏まえ、2件を採択しました。
- ・県外スタートアップの誘引や県内発スタートアップの創出等による地域の活性化に向けて、県内で創業等の成長支援を行う拠点となるインキュベーション施設の開設を計画する2者に施設整備に係る費用を支援しました。

○ニーズに応じた移住促進の取組

- ・移住希望者のニーズや特性に応じWeb広告の配信や、名古屋駅等でのPRを実施し、三重県の認知度向上を図りました。
- ・「日々三重」での暮らし体験会を3回開催し、13名が参加しました。また、企業との連携による農業体験ツアーを3回開催し、延べ28名が参加しました。これらの取組を通じて三重暮らしの魅力をPRしました。
- ・市町を対象に移住希望者のニーズ及び先進取組事例を共有する担当者会議を3回実施、また移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会等を開催し、県全体の受入態勢の底上げを図りました。

3 残された課題

本県の令和7年の転出超過数は5,938人（日本人移動者）となっており、そのうち若者（15歳から29歳）が4,426人（74.5%）と高止まりしている状況です。その要因はさまざまですが、背景の一つとして、全国的にも低位にある経済分野におけるジェンダーギャップの存在が挙げられます。令和7年度に策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づいた取組を、さまざまな主体が連携しながら体系的にすすめる必要があります。

令和8年度以降実施予定の取組内容

誰もが住みやすく、それぞれのライフステージや経験・能力に応じ、多様で柔軟な働き方ができる社会等をめざして、市町や企業等関係団体との連携を強化しながら、効果の高い対策を検討し、着実に取組を推進していきます。

特に、全国的にも低位にある経済分野におけるジェンダーギャップの解消に向けては、令和7年度に策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づき、アンコンシャス・バイアスの解消等の意識変革、働き方の多様な選択肢の提供、両立支援を支えるケアサービスや制度の充実に向けて取り組んでいきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 政策企画部

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 毎月勤労統計調査に係る調査員証の紛失があった。 (統計課)</p> <p>(2) 公印を無断使用していた。 (東京事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 調査員向けの説明資料に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛失した調査員証がかたり調査などに悪用される危険性があること ・調査員証の紛失が統計調査・調査員への信用低下につながるなどの悪影響が大きいこと <p>など紛失防止に係る記載を追加するとともに、より丁寧に時間をかけて説明して調査員の意識向上を図っています。 (統計課)</p> <p>(2) 公印の使用については、正規の決裁を受けた後でなければ使用することができないため、三重県公印取扱規程第6条に基づき、押印しようとする書類を公印取扱主任(課長)に提示してその審査を受けたうえで押印することを、あらためて所ミーティングや第3回コンプライアンス・ミーティング等において周知徹底しました。</p> <p>また、公印の保管においては、従前から公印取扱主任の執務スペース隣の倉庫(倉庫は勤務時間外は施錠)内のロッカーに施錠せずに保管しており、公印取扱主任以外の職員も自由に出入り可能な状態であったことから、事案発覚後は、直ちに勤務時間中においては、公印取扱主任の前に公印を置き管理するとともに、勤務時間外は施錠できるロッカーに公印を容器に納め厳重に保管し、再発防止に取り組みました。</p> <p>更に、コンプライアンスや不適切な事務処理事案の発生に関する事項については、自所属外で発生した事案を含め毎朝及び毎週の所ミーティングで随時共有を図るとともに、各職員の業務内容を随時共有し、業務の平準化、職員への声かけや一人で抱え込まず相談しやすい雰囲気醸成に取り組みました。 (東京事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き調査員の意識向上を図りながら、県から調査員に渡している調査員証を入れるストラップ付名札ケースの劣化等による紛失を防止するため、より強度のある名札ケースを導入していきます。 (統計課)</p> <p>(2) 引き続き公印の使用については、三重県公印取扱規程第6条に基づき、押印しようとする書類を公印取扱主任(課長)に提示してその審査を受けた後でなければ押印できないことを周知徹底します。</p> <p>また、公印の保管については、勤務時間中は公印取扱主任の前に置き管理し、勤務時間外は施錠できるロッカーに公印を容器に納め厳重に保管することを周知徹底します。</p> <p>更に、コンプライアンスや不適切な事務処理事案の発生に関する事項については、自所属外で発生した事案を含め毎朝及び毎週の所ミーティングで随時共有を図るとともに、各職員の業務内容を随時共有し、業務の平準化、職員への声かけや一人で抱え込まず相談しやすい雰囲気醸成により、チームワークの向上や職員間のコミュニケーションの活性化に取り組みながら、より一層一人ひとりのコンプライアンス意識を高めていきます。 (東京事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 政策企画部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 報償費の誤払いによる歳出戻入を行っていた。(統計課)</p> <p>② 歳入歳出外現金から支払うべき還付金を報酬から支払ったことによる歳出戻入を行っていた。(統計課)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>① 報償費の支払い事務は、従来は各調査担当が自ら担当する対象者についてのみチェックを行っていましたが、その職員に加え別の職員もチェックするダブルチェック体制に強化しました。(統計課)</p> <p>② 調査員報酬に係る所得税の還付金については、歳入歳出外現金である税務署からの還付金を以て支払いをする必要がありましたが、歳出予算である報酬節で支払いを行ったため歳出戻入に至ったものです。同様の誤りが発生しないよう、支出事務の際に支出科目、払出科目の確認を複数人で行うようチェック体制の強化を図りました。(統計課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>① 引き続きダブルチェック体制を継続しミスが発生しないよう努めるとともに、年度が替わっても後任者にしっかりと同体制を引き継いでいきます。(統計課)</p> <p>② 引き続きダブルチェック体制を継続しミスが発生しないよう努めるとともに、今後も同様の誤りが発生しないよう職員への周知や情報共有を行うなど適正な事務処理に努めてまいります。(統計課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携・交通部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 移住の促進</p> <p>移住の取組については、「三重県人口減少対策アクションプラン」に基づき、ワンストップできめ細かな相談体制、移住交流ポータルサイト等を活用した積極的な情報発信、移住者と地域をつなぐキーパーソンとなる人材の育成等、移住者の受入態勢の充実などを行っている。</p> <p>こうした中、令和6年度の県及び市町の施策を利用した県外からの移住者は846人(主な移住元:東海329人、近畿228人、関東174人)となり、平成27年度以降、前年度実績を上回る増加を続けているものの、進学や就職に伴う若者の県外への転出超過が進み、人口減少に歯止めがかからない状況にある。</p> <p>このため、社会減対策の一つである移住の促進に向けて、引き続き、移住相談センターなどできめ細かな移住相談を行うとともに、三重テラスや関西事務所などとも連携した相談体制の充実や移住希望者のニーズ、特性に応じたモデルによるプロモーションを実施されたい。</p> <p>また、移住希望者が安心して三重に移住し、移住後も暮らし続けていけるよう、仕事・住まい・子育て等の生活環境の整備など、関係部局と連携しながら市町の受入態勢の充実に向けた支援に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(移住促進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① プロモーションの強化</p> <p>県独自の移住フェアを8月に名古屋、10月に大阪、12月に東京で開催し、本県での暮らしの魅力や仕事などの情報を、市町や庁内関係部局と連携して発信しました。また、移住希望者のニーズ、特性に応じたプロモーションについてはウェブ広告等を中心に実施し、今年度は新たに中京圏の「仕事を変えない移住」を検討する方に向けて、名古屋駅で三重の暮らしの魅力PRを行いました。</p> <p>さらに、移住ポータルサイトにて積極的に情報発信するとともに、移住に興味を持つ方にセミナー・相談会やFacebookグループ「日々三重」(Facebookメンバー:1,852名、Instagramフォロワー:2,269名(3月31日時点)などへの参加誘導を図りました。また、「暮らし体験会」を3回(津市美杉町、鳥羽市・度会町、伊賀市・名張市)実施し、三重暮らしを体験していただきました。</p> <p>② 相談体制の充実</p> <p>令和7年4月から名称変更した「美し国みえ 移住相談センター」を中心とした相談対応や移住相談会などを通じ、移住希望者それぞれに応じたきめ細かな対応を行いました。また、三重テラスを訪れた移住希望者については、「美し国みえ 移住相談センター」と連携して対応を行うとともに、関西相談会へ問い合わせた移住希望者については、関西事務所と当課で連携し、オンライン相談を実施するなど相談対応の充実を図りました。</p> <p>③ インフラ(住まい)の整備</p> <p>お試し住宅の整備や空き家の掘り起こし(空き家バンクの充実)、お試し住宅を活用した体験ツアー事業などに取り組む市町を支援しました。また、県土整備部が実施している、空き家の改修費を補助する市町への支援制度において、県外からの移住者が制度を利用する場合に、補助額を上乗せしました。</p> <p>④ 受入態勢の充実</p> <p>キーパーソンの育成を目的に、県内各地域をフィールドとして「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」を実施しました。これまでに育成したキーパーソンは23名となっています。</p> <p>また、移住後の「住まい」や「仕事」などの充実に向けた支援を、関係部局や市町と連携して行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 県独自の移住フェアを都市部で開催し、名古屋では115名、大阪では83名、東京では160名の参加がありました。また、移住希望者のニーズや特性に応じWeb広告の配信や、名古屋駅等でのPRを実施し、三重県の認知度向上を図りました。さらに、「日々三重」での暮らし体験会を年3回開催、合計13名が参加し、三重暮らしの魅力をPRしました。</p> <p>② 「美し国みえ 移住相談センター」を中心に移住相談を実施しました。また、三重テラスや関西事務所と連携した移住相談について体制を整備しています。</p> <p>③ 空き家の掘り起こし(空き家バンクの充実)、お試し住宅を活用した体験ツアー事業などに取り組む市町を支援しました(4件)。また、空き家の改修費を補助する市町への支援制度において、12組の県外からの移住者へ向けて補助額を上乗せしました。</p> <p>④ キーパーソンの育成を目的とする「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」を11名の参加により実施しました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>① 更なる移住者数の増加に向けては、移住先として検討する際の住まい・生活環境等に応じたプロモーションが必要です。</p> <p>② 本県の移住傾向において、首都圏からの移住者が関西圏、中京圏に比べ少ないことから、首都圏でのPRを強化する必要があります。</p>

- ③ 若者からの相談件数が少ないため、より気軽に相談できる仕組みが必要です。
- ④ 移住者の住まい充実支援など、移住者の受入態勢を引き続き図る必要があります。

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 移住者数の増加に向けた実行計画となる「三重県移住促進計画（仮称）」を策定します。
- ② 移住希望者のニーズや特性に応じて4つのモデルを設定し、それぞれにアプローチするプロモーションを実施します。また、県独自の移住フェアを東京、大阪、名古屋で開催するとともに、首都圏における県内起業者との交流イベントを開催するなど、本県の更なる認知度向上を図ります。
- ③ 引き続き、「日々三重」で三重暮らしの魅力をPRし、移住につなげます。
- ④ 若者が気軽に相談できるよう、AIを活用した移住相談の仕組みを構築するとともに、よりきめ細かな相談対応を可能とする移住相談システムの導入を進めます。
- ⑤ 移住希望者の不安軽減や県内定着を図るため、市町などが実施するお試し住宅の整備や移住体験ツアーへの補助、県外からの移住者を対象とした空き家リフォーム費用への支援や、移住者と地域をつなぐ人材の育成などを行い、移住者の受入態勢の充実に取り組みます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携・交通部

監査の結果	
1	<p>事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 地籍調査の推進</p> <p>令和6年度における本県の地籍調査の実施面積は5.6㎏であり、「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づく県計画における目標値8.0㎏を下回っている。また、地籍調査の進捗率についても本県は10.1%であり、全国平均の53%と比較して大きく乖離している。地籍調査の進捗の遅れについては、豪雨災害や震災発生からの早期の復旧・復興に向けての障害となっている。しかしながら、市町においては、人員・予算不足やノウハウが乏しい等の課題があるため、これらの課題解決に向けて、副知事を座長とした「三重県地籍調査推進検討会」を設置し、「三重県地籍調査推進の取組方針」(以下「取組方針」)に基づき取り組んでいる。こうした中、地籍調査を休止している3市町については、国・県の職員が訪問し地籍調査の重要性を説明したところ、2市町が8年度から地籍調査を再開する予定である。</p> <p>今後、取組方針に基づき、民間業者等を活用した包括委託の促進による市町の負担軽減、地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者等を活用した地域連絡会議の開催などによる技術的支援を行うことで、市町の課題に対する実施体制を強化するとともに、津波浸水や土砂災害による被災想定区域等、優先的に調査を進める区域の選定に対する助言を行うなど、市町の計画的な地籍調査を推進されたい。</p> <p>(水資源・地域プロジェクト課)</p>
講じた措置	
	<p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>取組方針に基づき、効率的・効果的な地籍調査の推進に向けて次のとおり実施主体たる市町に対して技術的支援等を行いました。</p> <p>① 市町の負担を軽減するため、民間事業者にも工程管理も含めて委託する制度(地籍調査作業規程準則第10条第2項委託。以下「包括委託」という。)について市町に周知し、活用を促進を行いました。</p> <p>併せて、オンライン閲覧制度を導入することも市町の負担軽減に繋がることから、9月に先進事例である飛騨市職員等を招いて説明会を開催しました。オンライン閲覧制度とは、地権者側が自宅にいながら24時間いつでもスマートフォン等を用いて関係書類を閲覧できるもので、地権者側にも多大なるメリットがあります。</p> <p>② 市町の実施体制を強化するため、5月23日に三重県地籍調査連絡会議及び研修会を開催し、法務局登記官、財務事務所担当から管轄する法令の解説や留意事項にかかる情報共有、地籍アドバイザーから一筆地調査のポイントについて講演いただき、地籍調査に関する市町担当者の知識の習得や実務能力の向上を支援しました。</p> <p>併せて、地域連絡会議を県内8箇所で開催し、市町ごとの事業進捗状況の情報共有を行うとともに、市町の抱える課題等に対して地籍アドバイザー、法務局登記官等から助言をいただきました。</p> <p>③ 市町の計画的な地籍調査を推進するため、令和7年3月に県から市町に被災想定区域の図面を配布し、今年度においては市町に計画を立てていただきました。</p> <p>④ 国に対しては、春提言(4月25日)及び秋要望(11月20日)のほか、東海ブロック国土調査推進連絡協議会(7月15日)、三重県国土調査推進協議会(11月5日)、全国国土調査関係課長会(9月11日)としても、制度拡充や予算確保に向けた要望活動を行いました。</p> <p>⑤ 令和8年度から事業を再開する松阪市及び大紀町に対しては、令和7年度中に行うべき作業(事業計画策定、法務局備付資料の取得、調査図素図の作成等)について情報提供等を行うとともに、負担軽減にかかる提案(包括委託の活用)等を行いました。併せて、大紀町に対しては三重県地籍調査スタートアップ事業費補助金の交付を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 市町の負担軽減に繋がる包括委託については、令和8年度から事業を再開する松阪市及び大紀町において、事業再開当初から採用することとなり、円滑な事業再開が見込めることとなったほか、伊賀市等でも今後活用が検討されることとなりました。</p> <p>オンライン閲覧制度については、伊勢市、志摩市などにおいて、令和8年度以降導入の予定となりました。</p> <p>なお、負担軽減に繋がる、みえ元気プランのKPI(重要業績評価指標)の令和7年度の目標値(新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合80%16市町/20市町)については、達成しました。</p> <p>② 各種会議(連絡会議、研修会及び地域連絡会議)の実施により、市町ごとの事業進捗状況の情報共有が行えたほか、地籍アドバイザーの助言等により課題の解決に繋がり、今後のより一層の推進に繋がりました。</p> <p>③ 被災想定区域に関する市町担当者との情報交換を通じ県の考え方の理解が深まり、今後市町における長期的な計画において反映される見通しです。(被災想定区域における実施率 令和6年度末約34%)</p> <p>3 残された課題</p> <p>① 地籍調査は土地所有者との権利関係の調整や現地での境界立会等に非常に多くの労力と時間を要し、限られた人員でいかに効率的に調査を実施できるかが課題となっています。</p> <p>② 事業主体となる市町の中には、事業を休止している市町もあり、早期の事業再開を促す必要があります。</p>

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 三重県地籍調査推進の取組方針に基づき、各取組のさらなる推進を図っていきます。
具体的には、地域連絡会議等を通じて、地籍アドバイザーの助言等により各市町の抱える課題の解決を図るほか、包括委託、オンライン閲覧制度をはじめとする効率的手法の活用を促進します。また、境界立会等にかかる課題となっている所在不明所有者等や無反応所有者等の対応について、令和2年及び6年に創設されたみなし制度（一定期間反応がなければ、筆界の確認を得たものとみなす）の適切な運用について、市町をはじめとする関係機関と情報交換、意見交換を重ねてまいります。
- ② 人員不足に悩む市町については、市町長と直接対話の機会も設けることで、地籍調査の重要性についてさらに理解していただけるよう努めてまいります。
- ③ 地籍調査を進めるうえでのノウハウが不足しており、さまざまな疑問点に対する助言などを望む声があることから、国土交通省に登録された豊富な知識と経験を有する者が市町へ助言を行う地籍アドバイザー制度を積極的に活用するように働きかけていきます。
- ④ 地籍調査を休止している市町には、国とともに個別訪問を行い早期の事業再開を促すとともに、地籍調査の実施に向けた課題等について、意見交換を行います。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携・交通部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 生活交通の確保・活性化</p> <p>県内の地域公共交通については、「三重県地域公共交通計画」に基づき、「日常生活を支える地域内交通の維持・確保」「広域交通ネットワークの構築・活性化」「地域公共交通を支え、発展させる環境整備」の3つの基本方針を定め、県民の多様なニーズに対応した、持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、利用者減少や燃料価格高騰、運転士不足等も重なり多くの地域公共交通は事業維持が厳しく、自動車等の交通手段を持たない高齢者や学生等の移動手段の確保が困難な状況となっており、従来の地域公共交通の維持や利便性の向上にとどまらず、県内の交通不便地域を解消することが課題となっている。</p> <p>このため、国や市町、交通事業者と連携し、コミュニティバスやスクールバス、福祉バスなど既存の輸送資源を活用した利便性の向上を図る取組、デマンドバスやライドシェア等の地域の状況に応じた多様な輸送資源を活用した取組など、交通不便地域における移動手段の確保に努めるとともに、既存の地域公共交通の維持等に資する支援を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通政策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 人口減少や高齢化が進行する中、交通不便地域等において、高齢者の買い物や通院、若者の通学などの日常的な移動手段や、観光地での二次交通などを確保するため、市町等とともに交通不便地域等における移動手段の確保に取り組みました。</p> <p>とりわけ、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）を活用した移動サービス導入に向け、5市町の取組を支援しました。</p> <p>また、国（中部運輸局）、県、市町による合同施策検討会を5市町で開催し、市町が抱える交通課題を共有するとともに、国が持つ知見やノウハウも活用し、解決に向けた方策の検討を進めました。</p> <p>さらに、令和7年度からは交通事業者も交えた「公共ライドシェア等導入支援チーム」による実務者レベルでの個別取組の検討などにより、市町における効果的な施策立案に対して伴走支援を行っています。</p> <p>② 地域間幹線バスの運行経費等に対し国と協調して支援するとともに、鉄道事業者が行う施設整備や耐震対策について、国や沿線市町と協調して支援しました。</p> <p>また、既存の公共交通の利用促進のため、県が実施するイベント「三重県フェア」や市町が実施するイベント「津まつり」などに参加し、パンフレットを配布するなど、啓発活動を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 交通不便地域の解消に向けた移動手段確保等の市町の取組について、15市町で支援を行うことにより、4市町で新たに公共ライドシェアが導入されるなど、県民の日常生活の利便性向上につながりました。</p> <p>② 交通事業者等に対して支援を行うことにより、バスや鉄道の安全で安定的な運行につながりました。各種啓発活動の実施等により、県民の公共交通への理解が深まり、利用促進につながりました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>① バス路線の減便や運転士不足による交通不便地域の拡大が懸念されるため、引き続き移動手段の確保に取り組む市町への支援が必要となります。</p> <p>② 人口減少やコロナ禍を経たライフスタイルの変化による移動需要の減少により、地域公共交通の維持、確保は厳しい状況にあることから、引き続き利用促進に取り組む必要があります。</p>
<p>令和8年度以降実施予定の取組内容</p> <p>① 交通不便地域の解消に向けて、国（中部運輸局）とともに市町を訪問して交通課題の解決策を検討する場の開催や、交通事業者も交えた実務者レベルでの個別取組の検討など、市町における効果的な施策立案の伴走支援を行います。</p> <p>また、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）に基づく移動サービスの導入など、地域の実情に応じた取組に対して財政支援を行うとともに、既存の交通事業者と共存できる新たなモデルの構築に向けた実証に市町とともに取り組みます。</p> <p>② 引き続き、路線バスや地域鉄道が安全で安定的な運行ができるよう支援します。県や市町が実施するイベントに参加し、定時性や大量輸送による環境負荷の軽減など、公共交通の優位性を紹介するとともに、県内交通事業者のパンフレットを配布しPRするなど、利用促進に取り組みます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携・交通部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) 地域スポーツの推進</p> <p>スポーツには健康の保持増進をはじめとするさまざまな価値があることから、気軽に参加できる地域スポーツの重要性が増しており、県としても、イベント等を通じて地域スポーツに対する県民の関心を高める取組を行っている。また、これまで学校が主な役割を担っていた中学校の部活動については、少子化や教員の不足及び働き方改革等の取組により、従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域への移行が求められている。</p> <p>しかしながら、現状においては地域スポーツにおける指導者の不足が大きな課題となっているため、教育委員会や競技団体等と連携して、人材バンクを活用すること等により指導者の確保に努められたい。また、イベントの拡充・誘致により県民がスポーツに触れる機会を充実させること、スポーツ振興に関する普及・啓発の更なる実施に取り組むこと等により地域スポーツの一層の推進を図られたい。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 中学校部活動の地域展開を促進するため、県スポーツ協会や市町等関係団体と連携し、総合型地域スポーツクラブにおいて、指導者(有資格者)の養成、中学生を対象とした体験会の開催などに取り組みました。</p> <p>② 「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」を活用し、大規模大会等の誘致やスポーツ教室等の開催により地域スポーツの機運醸成を図る市町および競技団体を支援しました。</p> <p>③ スポーツ推進月間のキックオフイベントとして、「みえのスポーツフォーラム」を開催し、トップアスリートによる講演や参加型イベントの開催、パラスポーツの紹介などを行いました(令和7年10月12、13日)。また、すべての人がスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう「みえスポーツフェスティバル」を開催しました(10、11月を中心に計56種目開催)。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 有資格者の養成(クラブマネジメント資格6名、競技資格3名)や中学生を対象とした体験会の開催(13クラブ、1,140名参加)、クラブ指導者や運営スタッフを対象とした中学生の指導方法や安全管理等を学ぶ研修会の開催(4クラブ)など、指導者の確保と質の向上に取り組み、地域スポーツの推進体制を強化することができました。</p> <p>② KPIである「三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、大会の誘致や競技の普及などスポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数(累計)」は、累計67件となり、令和7年度目標63件を達成し、県民のスポーツを「する」「みる」「支える」機会を充実することができました。</p> <p>R4年度:16件、R5年度:16件、R6年度:17件、R7年度:18件 累計67件</p> <p>③ 今年度、「みえのスポーツフォーラム」を初めて2日間開催し、初日の伊達公子さんによるトークイベントには420名が参加しました。また、2日目のテニスクリニックには、県内の小学1年生から中学3年生の40名が参加するとともに、高校生8名がボランティアとして活躍するなど、県民がプロ選手のパフォーマンスを通してスポーツを「する」「みる」「支える」体験を実践することができました。また、多くの競技団体やレクリエーション団体が自主運営する「みえスポーツフェスティバル」では、多くの人がスポーツに触れ親しむことができました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>① 令和8年度から学校部活動の改革実行期間が始まるため、学校部活動の地域展開等に伴う受入れ団体の一つとなっている総合型地域スポーツクラブにおいて、引き続き、指導者確保や運営体制の充実に取り組む必要があります。</p> <p>② スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつながるよう、大規模大会等を継続的に誘致・開催できる環境を充実させる必要があります。</p> <p>③ 近年、少子高齢化や人口減少、気候変動による熱中症リスクなどスポーツを取り巻く社会環境が大きく変化しています。この変化に対応しながら県民がスポーツに触れる機会を充実させる必要があります。</p>
<p>令和8年度以降実施予定の取組内容</p> <p>① 総合型地域スポーツクラブについては、各市町の実態を踏まえながら、資格取得者(クラブマネジメント資格、競技資格)の養成などクラブの質的充実に取り組んでいきます。</p> <p>② 市町、競技団体などが行う大規模大会等の誘致・開催、競技種目を定着させるための普及イベント等の開催、地域スポーツを支える人材の育成などについて、「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」等により支援するとともに、自立的に継続して誘致・開催できる仕組みを検討します。</p> <p>③ スポーツを取り巻く社会環境の変化に対応しながら、「みえスポーツフェスティバル」などのイベントで誰もが気軽に取り組めるスポーツの普及・啓発を行い、県民がスポーツに触れる機会の充実を図っていきます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携・交通部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(5) 南部地域の振興</p> <p>南部地域では、「三重県南部地域振興プラン」に基づき、市町等が連携して行う地域活性化取組について南部地域活性化基金を活用し支援を行っている。また、南部地域の重要な観光資源である熊野古道伊勢路においては、受入環境の整備や観光情報等の魅力を発信するなど観光誘客に取り組むとともに、熊野古道の保全を行っている。</p> <p>しかしながら、高齢化が進み、若者の人口減少に歯止めがかからない状況の中、特に農林水産業を支える人材不足などに起因する地域産業の活力低下が課題となっている。また熊野古道の保全についても保全団体の高齢化による人材不足、参加者の固定化、活動に係る資金不足などが課題となっている。</p> <p>このため、地域外の若者を対象に、南部地域の特徴ある企業、生活者との交流や自然、文化とのふれあいを通して、地域の魅力に触れることのできる機会を提供することにより、若者の定着・人口還流や関係人口の創出に向けた取組を進められたい。</p> <p>また、世界遺産である熊野古道の活用・保全においては、市町及び関係団体、関係部局と連携しながら、観光インフラの整備や観光誘客のための情報発信に引き続き取り組むとともに、熊野古道保全の新たな財源確保に向けて、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの検討を進め、持続可能な保全体制の構築等に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域振興企画課、東紀州振興課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 若者の定着・人口還流に向けて、南部地域外に進学・就職した若者を対象に、南部地域の仕事と暮らしの魅力を体感してもらえるバスツアーを2地域で実施しました。また、大学生が、南部地域の人びととの交流を深めながら地域課題の解決に取り組むフィールドワークを2地域で実施しました。</p> <p>② 関係人口の創出・拡大に向けて、伊勢市や尾鷲市、御浜町、紀宝町において、柿や甘夏、みかんの収穫など第一次産業の作業体験をきっかけに地域の魅力を知ってもらう機会の提供に取り組みました。</p> <p>③ 熊野古道伊勢路の観光インフラの整備については、特急「南紀」が各駅に到着する時刻に合わせて「熊野古道アクセスバス」を運行するとともに、自家用車を利用して各峠道を訪れた方々が峠道の踏破後に駐車場へ戻る際の交通手段として「熊野古道伊勢路タクシー」を運行しました。また、「案内等表記ガイドライン」に基づく道標等の整備や、観光客用トイレの洋式化等の改修を行う市町に対して補助金の交付による支援を行いました。</p> <p>④ 観光誘客のための情報発信については、熊野古道伊勢路ウェブサイトを通じた情報発信や、(一社)東紀州地域振興公社への委託によるイベント出展等のプロモーションを展開しました。</p> <p>⑤ 古道の保全活動に取り組む市町に対して補助金の交付による支援を行いました。なお、新たな財源確保策の検討については、令和8年度に取り組むこととして整理しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 南部地域の仕事と暮らし体感バスツアーを2地域(東紀州編:参加者13名、伊勢志摩編:参加者14名)で実施し、南部地域の企業の見学(農業、林業、漁業関係企業含む)や地域で活躍している方々との交流のほか、自然や文化の体験を通して、南部地域での働き方や暮らし方の魅力を多くの若者に伝えることができました。また、地域課題解決型フィールドワークを2地域(度会町、鳥羽市)で実施し、市町・住民・地域おこし協力隊・移住者等との交流を深めながら、地域課題の解決に向けた提案及び実践活動に取り組むことで、学生と地域との関係性の構築につながりました。</p> <p>② 「みかん収穫ワーケーション(御浜町及び紀宝町:参加者158名)」及び「蓮台寺柿収穫ワーケーション(伊勢市:参加者45名)」、「甘夏収穫ワーケーション(尾鷲市:参加者68名)」を実施し、第一次産業の担い手確保のほか、南部地域への人の流れや参加者と地域とのつながりを創出しました。</p> <p>③ 「熊野古道アクセスバス」(3区間(大紀町・紀北町、尾鷲市、熊野市)及び「熊野古道伊勢路タクシー」(2エリア(大紀町・紀北町、尾鷲市)の運行により二次交通の充実を図り、各峠へのアクセス向上や誘客促進につなげました。また、熊野古道のルートを示す路面シートの整備及びトイレの洋式化等の改修を行う尾鷲市に対して支援を行い、熊野古道伊勢路を安全・快適に歩くための観光インフラ整備を促進しました。</p> <p>④ 熊野古道伊勢路ウェブサイトを通じた情報発信や、(一社)東紀州地域振興公社への委託によるイベント出展(イオン熱田三重県フェア、11月7日(金)～9日(日))等のプロモーションを行い、熊野古道伊勢路の認知度向上、誘客促進につなげました。</p> <p>⑤ 保全活動に対する支援について、熊野市、紀北町、御浜町に対して補助金を交付し、各市町内の保全団体(計7団体)が実施する保全活動への支援を行い、持続可能な保全体制の構築に向けた取組を進めました。また、新たな財源確保策の検討に係る予算を令和8年度当初予算に計上しました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>① 今後も人口減少が続くことが想定される中で、地域内の住民等だけでは、地域活性化に向けた活動の実施、維持が困難となることから、関係人口の深化・拡大に一層取り組んでいく必要があります。</p>

- ② 熊野古道の活用・保全については、引き続き観光インフラの整備や古道の魅力発信などによる誘客に取り組むとともに、熊野古道協働会議における議論などを踏まえ、持続可能な保全体制の構築に取り組む必要があります。

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 南部地域の特徴ある企業や地域資源等を活用しながら、若者の定着や人口還流、働く場の創出につながる地域産業の活力向上、関係人口の創出・深化などによる南部地域らしい賑わいの創出に取り組めます。
- ② 東紀州地域においては、熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報発信及び受入体制の充実に取り組むほか、熊野古道伊勢路を良好な状態で未来へ継承していくため、関係団体と連携し、伊勢路全体の保全を統括する組織の検討や、次世代の担い手不足・財源不足などの課題に対する取組を進め、持続可能な保全体制の構築を図ります。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 委託業者による個人情報の漏えいがあった。 (移住促進課)</p> <p>(2) 期日前投票に係る公表資料に誤りがあった。 (市町行財政課)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(1) 委託業者に対し、改めて個人情報の厳重な管理の徹底を指導しました。具体的には、メールを送信する前に添付ファイルの確認とダブルチェックを行うよう指導しました。 (移住促進課)</p> <p>(2) 衆議院議員総選挙は、10月1日解散表明、10月10日解散、10月11日補正予算成立、10月15日公示日という極短期間で事務を行う必要があり、期日前投票所に係る市町からの情報は、9日締め切りで集計しました。集計したデータを、他の選挙業務に追われる中で不明点は該当市町に照会しながら一覧表にまとめ、10日には報道資料提供しなければならないスケジュールで行わざるを得ず、チェック体制が十分でなかったため、誤りに気付かず公表してしまったものです。</p> <p>この事案の後には、そのような極めて繁忙な中でもチェックできる体制とするため、選挙事務を行っている職員のみで対応するのではなく、課内の他業務に従事する職員を含めて複数人でチェックを行うなど、チェック体制を十分にとるようにしました。 (市町行財政課)</p>
2	<p>今後の方針 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、委託業者へ継続的な注意喚起を通じて、個人情報の適切な管理について周知・徹底を行い、再発防止に取り組みます。 (移住促進課)</p> <p>(2) 再発防止のため、引き続き、選挙事務以外の業務を行っている職員に依頼するなど、課内での複数人でのチェックを徹底します。 (市町行財政課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入事務 ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (桑名地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入事務 ① 開札時において紙入札の登録を失念したことにより入札を中止しました。開札時に十分な確認を行わなかったことが原因であるため、複数人での確認を徹底するとともに室内で事例を共有し、再発防止に努めました。 (桑名地域防災総合事務所) 2 今後の方針 (取組予定等) ア 収入事務 ① 今後同様の事案が発生しないよう、引き続き複数人でのチェックを徹底し、適切な事務処理に努めます。 (桑名地域防災総合事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- ① 【みえリニア戦略プラン（仮称）策定業務委託】
 ・ 契約保証金の免除に必要な確認をしていなかった。 (広域交通・リニア推進課)
- ② 【令和6年度移住相談センター設置運営業務委託】
 ・ 契約保証金の免除に必要な確認をしていなかった。 (移住促進課)
- ③ 【衆議院議員総選挙 臨時啓発業務】
 ・ 執行伺いを作成していなかった。
 ・ 随意契約の理由が適切でなかった。 (市町行財政課)
- ④ 【一次産業等の体験を通じた企業と南部地域の関係づくり業務委託】
 ・ 契約相手方から業務完了報告書の提出を受けていなかった。 (南部地域振興企画課)
- ⑤ 【南部地域の第一次産業における「スキマ時間等を活用した新しい働き方の仕組みづくり」可能性調査業務委託】
 ・ 契約相手方から業務完了報告書の提出を受けていなかった。 (南部地域振興企画課)
- ⑥ 【南部の地域課題解決型フィールドワーク業務委託】
 ・ 契約相手方から業務完了報告書の提出を受けていなかった。 (南部地域振興企画課)
- ⑦ 【三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託】
 ・ 契約書どおりの支払をしていない月があった。 (鈴鹿地域防災総合事務所)
- ⑧ 【三重県鈴鹿庁舎除草・草刈及び刈込等業務委託】
 ・ 契約書で定めた再委託の手続をしていなかった。
 ・ 契約締結前に作業計画書を提出させていた。 (鈴鹿地域防災総合事務所)
- ⑨ 【三重県熊野庁舎電話交換設備保守点検業務委託】
 ・ 落札決定伺いを作成していなかった。
 ・ 契約保証金の免除に必要な確認をしていなかった。
 ・ 個人情報の取扱いに係る確認をしていなかった。 (紀南地域活性化局)
- ⑩ 【三重県職員公舎（熊野地区）浄化槽汚泥引抜業務委託】
 ・ 落札決定伺いと契約締結伺いを兼ねて作成していた。
 ・ 契約保証金の免除に必要な確認をしていなかった。 (紀南地域活性化局)
- ⑪ 【三重県熊野庁舎産業廃棄物処理業務委託】
 ・ 落札決定伺いと契約締結伺いを兼ねて作成していた。
 ・ 個人情報の取扱いに係る確認をしていなかった。 (紀南地域活性化局)

イ 補助金等

- ① 【交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金】
 ・ 交付要綱で告示している補助金の名称に誤りがあった。 (交通政策課)

ウ その他の支出事務

- ① 指定金融機関では取り扱えない払込書の使用による歳出戻入を行っていた。 (地域連携・交通総務課)
- ② 交付金の端数処理誤りにおいて生じた過払いによる歳出戻入を行っていた。 (市町行財政課)
- ③ 修繕料の過払いによる歳出戻入を行っていた。 (松阪地域防災総合事務所)
- ④ 指定金融機関では取り扱えない払込書の使用による歳出戻入を行っていた。 (松阪地域防災総合事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- ① 委託契約予定者から提出のあった過年度の類似業務実績を確認し、三重県会計規則第75条第4項第3号により免除し契約を行いました。ただし、監査において類似業務が完了した実績を証明する写し等の書類がないと認められない旨指摘があり、その後、委託契約者から実績に係る契約に関する文書の写しを新たに徴取しました。 (広域交通・リニア推進課)
- ② 前年度も同じ事業者へ委託しており、業務は問題なく履行されたため、履行確認書を確認書類として添付しました。 (移住促進課)
- ③ 衆議院議員総選挙は、10月1日解散表明、10月10日解散、10月11日補正予算成立、10月15日公示という極めて短期間で事務を行う必要があり、特に臨時啓発業務は、11日に補正予算が成立した後、そこから契約にかかる業務を開始し、14日には契約を締結して15日には業務を開始する必要があるため、仕様内容を複数業者と打ち合わせした上での仕様書を提示しての電子入札や、見積合せを実施する時間がとれないため、直近の類似業務の契約相手方と1者随契で契約せざるを得ませんでした。
 そのような状況で極めて短期間で処理せざるを得ない中でも、契約事務の手引き等を再度確認し、随意

契約理由を明記するとともに、事業者選定理由を整理することについて、当事案を所属内で共有しました。
(市町行財政課)

- ④ 課内で事例を共有のうえ、チェックリストを作成し、チェックを徹底するようにしました。
(南部地域振興企画課)
- ⑤ 課内で事例を共有のうえ、チェックリストを作成し、チェックを徹底するようにしました。
(南部地域振興企画課)
- ⑥ 課内で事例を共有のうえ、チェックリストを作成し、チェックを徹底するようにしました。
(南部地域振興企画課)
- ⑦ 契約書に定められた毎月の支払額とは相違した少ない金額での請求書を受領しそのまま支払いをしてしまったものです。差額については請求書を受領し支払済となっています。
(鈴鹿地域防災総合事務所)
- ⑧ 契約事務の手順について会計規則や契約事務の手引きなどを再確認し、同様の処理をしないよう課内で情報共有しました。
(鈴鹿地域防災総合事務所)
- ⑨ 落札決定伺いの未作成は、物件調達システム（物件等）上の落札決定、公開事務の実施過程で、作成済裁済であると勘違いをして処理してしまったものです。今後は事務手順を遵守しながら十分注意して事務処理を行うよう、課内で情報を共有しました。
契約保証金の免除であるかどうかの確認は、指摘のあった契約について前契約の相手方が同じであったことから添付を怠っていたもので、今回前契約書の写しを起案に追加添付しました。
また、契約業者に「個人情報の責任体制等報告書」の提出を依頼し、契約書類に添付しました。
(紀南地域活性化局)
- ⑩ 契約締結伺いを兼ねて作成していたものについては、次回契約時に誤って同じ処理をしないよう、課内で情報を共有しました。
また、契約保証金の免除であるかどうかの確認は、指摘のあった契約について前契約の相手方が同じであったことから添付を怠っていたもので、今回前契約書の写しを起案に追加添付しました。
(紀南地域活性化局)
- ⑪ 契約締結伺いを兼ねて作成していたものについては、次回契約時に誤って同じ処理をしないよう、課内で情報を共有しました。
また、契約保証金の免除であるかどうかの確認は、指摘のあった契約について前契約の相手方が同じであったことから添付を怠っていたもので、今回前契約書の写しを起案に追加添付しました。
(紀南地域活性化局)

イ 補助金等

- ① 該当の補助金の名称については、早急に要綱を改正し、対応を行いました。
(交通政策課)

ウ その他の支出事務

- ① 課内で事例を共有のうえ、払込書払いの場合はより入念なチェックを、複数人で行うよう徹底しました。
(地域連携・交通総務課)
- ② 交付にあたって、総務省通知「政見放送所要経費の支払基準」では、料金の計算に1円未満の端数が出た場合、切捨てなければいけないところ、四捨五入していたことから発生した事案であり、支出契約事務を担当する職員に、事務手続きの規定を再確認するようにさせ、複数人による確認を徹底しました。
(市町行財政課)
- ③ 課内で共有のうえ、複数人によるチェックの徹底を図りました。
(松阪地域防災総合事務所)
- ④ 支出命令時、支出審査時の払込書の確認が十分でなかったと考えられることから、課内で事例を共有のうえ、複数人によるチェックの徹底を図りました。
(松阪地域防災総合事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 業務委託

- ① 三重県会計規則第75条第4項第3号により契約保証金を免除する場合は、実績に係る契約に関する文書の写し（契約実績証明書等含む）を契約予定者から予め徴取します。
(広域交通・リニア推進課)
- ② 適切な契約事務の執行に努めてまいります。
(移住促進課)
- ③ 今回の衆議院議員総選挙のように、解散から公示日までが極めて短期間のケースでは、補正予算の成立後に契約事務を始めると、複数業者から契約業者を選定しているいとまがなく、直近の契約業者と契約せざるを得ません。今後、同様の状況となった場合には、随意契約理由と、事業者選定理由を整理し、会計規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。
(市町行財政課)
- ④ 今後同様の事案が発生しないよう、引き続き適切な事務処理に努めます。
(南部地域振興企画課)
- ⑤ 今後同様の事案が発生しないよう、引き続き適切な事務処理に努めます。
(南部地域振興企画課)
- ⑥ 今後同様の事案が発生しないよう、引き続き適切な事務処理に努めます。
(南部地域振興企画課)
- ⑦ 支払の決裁時にはその支出の根拠となる契約書等を添付することを徹底し、複数人のチェックにより支払誤りがないよう努めます。
(鈴鹿地域防災総合事務所)
- ⑧ 委託業務の契約の流れを担当及び決裁者すべてが確実に把握しこのような事案が発生しないよう、出納事務の研修受講、出納ポータルサイトの活用等により知識の向上に努めます。
(鈴鹿地域防災総合事務所)
- ⑨ 落札決定伺いについては、契約締結起案の決裁時には必ず落札決定起案も添付の上、複数人で二重チェックしミスを防ぐように対策します。
契約保証金の免除に必要な確認については、前回の契約と同じ業者であっても契約実績証明書もしくはは

契約書の写しを契約業者に提出させるよう、入札実施時点で複数職員で確認します。

個人情報の取扱いに係る確認については、契約書作成依頼時に「個人情報の責任体制等報告書」の様式を業者に渡すよう改善し、提出漏れが無いようにします。(紀南地域活性化局)

- ⑩ 落札決定伺いに記載する内容と、契約締結伺いに記載する内容をそれぞれ整理し、起案内容を区別して合わせた決裁とならないよう改善します。

また、前回の契約と同じ業者であっても契約実績証明書もしくは契約書の写しを契約業者に提出させるよう、入札実施時点で複数職員で確認します。(紀南地域活性化局)

- ⑪ 落札決定伺いに記載する内容と、契約締結伺いに記載する内容をそれぞれ整理し、起案内容を区別して合わせた決裁とならないよう改善します。

また、前回の契約と同じ業者であっても契約実績証明書もしくは契約書の写しを契約業者に提出させるよう、入札実施時点で複数職員で確認します。(紀南地域活性化局)

イ 補助金等

- ① 今後同様の事案が発生しないよう、複数人でのチェックを徹底し、今回のような事務の漏れがないように努めます。(交通政策課)

ウ その他の支出事務

- ① 引き続き複数人でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。(地域連携・交通総務課)
② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。(市町行財政課)
③ 引き続き複数人でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。(松阪地域防災総合事務所)
④ 引き続き複数人でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。(松阪地域防災総合事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。(桑名地域防災総合事務所)</p> <p>② 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>③ 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。(紀南地域活性化局)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 報告が行われていなかった事案について、早急に報告を行いました。(桑名地域防災総合事務所)</p> <p>② 報告が行われていなかった事案について、早急に報告を行いました。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>③ 年度途中で許可したものや、ファイルのみ更新したものなどに報告漏れがあったことから、以前登録したものの更新ではなく、許可をした際は全て新規で登録し直す形で報告するように改善しました。また許可時には許可書のPDFファイルを必ず保存するようフォルダを作成し、漏れの無いように改善しました。(紀南地域活性化局)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 行政財産目的外使用許可に係る事務について、複数人でのチェックを行い、今回のような事務の漏れがないよう努めます。(桑名地域防災総合事務所)</p> <p>② 行政財産目的外使用許可に係る事務について、複数人でのチェックを行い、今回のような事務の漏れがないよう努めます。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>③ 作業がほとんど年度末に集中することから、許可書を作成した際に合わせてD*BOXに登録するよう、起案に明記するとともに、複数人でのチェックを行い、作業に漏れが無いように改善します。(紀南地域活性化局)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 309,000 円) (治療費等：県 0 円、相手 3,430,437 円) (市町行財政課)</p> <p>② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 99,847 円、相手 344,300 円) (紀南地域活性化局)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>① 所属長から職員に対し運転時には細心の注意を払い、再発防止に取り組むよう注意しました。 また、ゆとりを持った出張行程を設定するとともに、同乗者がいる場合には、周囲の安全確認を協力して行うなど、常に交通安全を心がけるよう注意喚起を行いました。 (市町行財政課)</p> <p>② 事故発生後速やかに室のミーティングにおいて安全運転について話し合い、特に出発前の周囲の確認や後進時の確認について十分注意するよう指示しました。 また、所属全体の打ち合わせにおいて管理職から職員全員 (会計年度任用職員含む) に安全運転について周知し、公務中及び私用中に関わらず、十分気をつけて安全運転するよう指示しました。 (紀南地域活性化局)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 課ミーティングや班会議などにおいて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。 (市町行財政課)</p> <p>② 駐車時及び出発時に周囲を十分確認した上で運転することを徹底するとともに、引き続き定期的に打ち合わせや会議の場において安全運転の注意喚起を行います。また、全ての職員に交通安全に関する研修を受講させて、交通事故の未然防止に努めます。 (紀南地域活性化局)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 南海トラフ地震対策の推進</p> <p>近年、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、甚大な被害が想定されている本県においては、能登半島地震での被災地支援活動で得られた課題等に基づき「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」(以下「取組方針」)を策定するとともに、新たな被害想定や「南海トラフ地震対策に特化した計画(仮称)」の策定など、さまざまな対策を進めている。今後、南海トラフ地震対策を一層強化し、想定される被害の最小化に向けた防災・減災対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>このため、各部局及び市町等との連携を強化し、取組方針に基づいた具体的な取組を展開するとともに、必要な対策が着実に進められるよう、全体的確な進捗管理を図りたい。</p> <p>また、新たな被害想定や「南海トラフ地震対策に特化した計画(仮称)」の策定など、多角的な視点から、総合的かつ継続的に南海トラフ地震対策の推進に取り組まれない。</p> <p>(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 南海トラフ地震対策を迅速かつ的確に推進するため、令和7年5月20日知事をトップとし関係部局長で構成する「南海トラフ地震対策強化推進本部」を設置するとともに、本部会議を計3回開催(5月、11月、3月)し、第1回及び第2回では、避難の促進につながる取組が数多く含まれる取組方針の進捗状況を確認しました。</p> <p>(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)</p> <p>② 南海トラフ地震対策を市町と連携して効果的に推進するため、新たに作成する南海トラフ地震被害想定のうち作成が完了したハザード項目(地震の震度分布・津波浸水想定等)について、令和7年10月から11月にかけて全市町を訪問し、想定結果を説明するとともに、令和7年12月に各部局を対象とした説明会を開催しました。</p> <p>(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 本部会議において、取組方針に掲げる80項目を99の具体的な取組に落とし込み、おおむね計画どおりに取組が進んでいること、令和7年度末までに約8割にあたる80取組が完了見込みであること、令和8年度も引き続き取組を進めていくことを確認しました。</p> <p>(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)</p> <p>② 全市町を訪問して想定結果を直接説明することで、前回想定から変化した理由など、市町の疑問点に丁寧に対応することができました。</p> <p>(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)</p> <p>3 残された課題</p> <p>① 取組方針の99取組のうち、対応が完了していない取組を着実に進める必要があります。</p> <p>また、令和8年3月に一部公表した新たな南海トラフ地震の被害想定をふまえて、「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」の制定や「南海トラフ地震対策に特化した計画(仮称)」等の計画を策定するなど、今後も引き続き、総力を挙げて南海トラフ地震対策の強化に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)</p>
<p>令和8年度以降実施予定の取組内容</p> <p>① 南海トラフ地震対策を迅速かつ的確に推進するため、取組方針の99取組の進捗状況を推進本部会議において確認し、的確な進捗管理を行います。</p> <p>また、南海トラフ地震対策を一層強化するため、「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」の制定に取り組むとともに、計画的な取組によって南海トラフ地震による被害を最小化するため、「南海トラフ地震対策に特化した計画(仮称)」の作成を進めます。</p> <p>(災害対策推進課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 災害から命を守る適切な避難の促進</p> <p>災害から命を守る避難対策については、市町等に対する地区防災計画や個別避難計画等の作成、防災訓練の実施等に職員を派遣するなどの人的な支援、津波避難施設の整備や避難所の環境改善等に係る財政的な支援を行っている。</p> <p>近年、南海トラフ地震の発生が危惧されているとともに、激甚化・頻発化する風水害による被害が全国的に多発しているなか、能登半島地震では津波からの避難や避難所運営等をはじめ、さまざまな教訓を得られた。</p> <p>このため、今後避難を必要とする全ての人が適切に避難できるよう、また、安全・安心な避難環境が整備されるよう、引き続き、「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」や「三重県防災・減災アクションプラン」に基づき、着実に支援策を進められたい。</p> <p>また、県民への防災情報の提供については、「防災みえ. j p」ホームページやSNS、令和6年11月に運用を開始した防災アプリ「みえ防災ナビ」など多様なツールを用いて発信しているが、6年度に実施した「防災に関する県民意識調査」によると、「防災みえ. j p」ホームページやSNSについては認知度や利用度が低いといった課題も見受けられる。</p> <p>このため、これらのツールがそれぞれの目的に応じて、必要な時に必要とする人に効果的に活用されるよう、引き続き利便性の向上と周知活動に取り組むとともに、今後も災害時の迅速かつ正確な情報提供に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(災害対策推進課、地域防災推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 適切な避難の促進</p> <p>南海トラフ地震対策を迅速かつ的確に推進するため、令和7年5月20日知事をトップとし関係部局長で構成する「南海トラフ地震対策強化推進本部」を設置するとともに、本部会議を計3回開催(5月、11月、3月)し、第1回及び第2回では、避難の促進につながる取組が数多く含まれる取組方針の進捗状況を確認しました。</p> <p>発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や、頻発・激甚化している豪雨災害等の大規模災害に備え、県民の命を守るため、「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設しました。補助金による財政支援を通じて、地震発生から津波到達までに時間的猶予がない地域の住民が確実に避難できるよう市町が実施する津波避難施設等の整備(「三重県防災・減災アクションプラン」の特に注力する取組)や、スフィア基準をふまえた避難所の環境改善に向けた市町の取組を重点的に支援しました。</p> <p>一方、市町の取組を効果的に支援するため、県内市町の避難所ごとのスフィア基準をふまえた居住スペースや資機材備蓄の状況について調査を実施し実態を把握しました。</p> <p>避難行動の啓発については、4名の防災技術指導員が、市町や自主防災組織、企業等からの要請を受けて、タウンウォッチング、個別避難計画作成、防災訓練や避難所運営訓練の実施等を支援しました。</p> <p>② 防災情報の提供 (「三重県防災・減災アクションプラン」 避難体制整備の柱の1つ)</p> <p>防災みえ. j pホームページや、SNS、令和6年11月に運用を開始した三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」の認知度や利用度の向上に向け、サービス概要や二次元コードを記載したチラシを大型商業施設での防災イベント等で配布しました。また、県政だより12月号に防災みえ. j pホームページ等の紹介記事を掲載しました。</p> <p>また、令和7年6月から、目が見えない・見えづらい方に平時から災害リスクを知ってもらい、災害に備えていただくため、スマートフォンを使用して、ハザードマップの情報を音声で聴くことができる「耳で聴くハザードマップ」サービスの利用を開始し、さまざまな機会を捉えて啓発に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(災害対策推進課、地域防災推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 適切な避難の促進</p> <p>本部会議において、取組方針に掲げる80項目を99の具体的な取組に落とし込み、おおむね計画どおりに取組が進んでいること、令和7年度末までに約8割にあたる80取組が完了見込みであること、令和8年度も引き続き取組を進めていくことを確認しました。</p> <p>補助金により市町を支援した津波避難タワーが新たに4基完成したほか、「いのちを守る防災・減災総合補助金」による市町への支援を通じて、以下のような対策が進みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設や避難路、停電時でも稼働可能な避難所空調設備等の整備 ・スフィア基準をふまえた避難所の環境改善に向けた、パーティションや簡易ベッド等の資機材の購入 ・ハザードマップや個別避難計画、避難所運営マニュアルの作成 ・自主防災組織等が実施する訓練の実施 <p>県内市町の避難所ごとにスフィア基準に関する実態調査を行った結果、避難所における居住スペースの確保や、プライバシー確保・トイレ環境の確保のための資機材の備蓄が十分ではない状況が明らかになりました。</p>

② 防災情報の提供

県による防災情報の提供ツールについては、三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」のダウンロード数が33,903件、メール登録数が507件、LINEのお友達登録数が416件増加しました。Xのフォロワー数は192件減少しましたが、県が防災情報を提供しているツール全体としての利用数は34,634件増加しました。

種別	令和7年3月末時点	令和8年3月末時点
登録制メール登録数	43,694件(※)	44,201件
Xフォロワー数	8,296件	8,104件
LINEお友達登録数	21,810件	22,226件
みえ防災ナビDL数	86,155件	120,058件
累計	159,955件	194,589件

※「登録制メール登録数」については、実態を正確に把握するため、迷惑メール等の無効なアドレスを除いた集計方法に変更したため、令和7年3月末時点の件数は「令和6年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況」公表時点の件数(46,524件)と異なります。

また、令和7年度の防災みえ.jpホームページのアクセス数は7,625千件であり、過去2年より多くのアクセスがあることから、防災情報の収集等で一定の利用がされていると評価しています。

令和5年度	令和6年度	令和7年度
4,563千件(通年)	6,754千件(通年)	7,625千件(通年)

(災害対策推進課、地域防災推進課)

3 残された課題

① 適切な避難の促進

取組方針の99取組のうち、対応が完了していない取組を着実に進める必要があります。

避難所のプライバシー確保などスフィア基準をふまえた環境改善が急務となっていることから、調査で明らかになった市町の抱える課題(機材整備のための予算確保が難しいこと、居住スペースを確保するための施設が十分でないこと、多様な避難者のニーズに対応できるノウハウが足りないこと等)に対応し、支援を強化する必要があります。

また、市町が取り組む津波避難タワーなどの津波避難施設や避難路整備等に対しては、必要な施設が着実に整備されるよう引き続き支援する必要があります。

② 防災情報の提供

県による防災情報の提供システムがより多くの方に利用いただけるよう、引き続き様々な機会を捉えて周知啓発を行う必要があります。

気象庁の防災気象情報の見直しへの対応や、より多くの方に情報が伝わる仕組みなど、多様なツールにて引き続き適切な情報提供が行えるよう、システムの維持管理を行う必要があります。

(災害対策推進課、地域防災推進課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

① 適切な避難の促進

南海トラフ地震対策を迅速かつ的確に推進するため、取組方針の99取組の進捗状況を推進本部会議において確認し、的確な進捗管理を行います。

「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、市町が実施する津波避難施設等の整備や停電時でも稼働可能な避難所空調設備の整備等の取組を引き続き支援します。大規模災害において課題とされるスフィア基準をふまえた避難所の環境改善に向けては、総合補助金の予算枠を倍増して支援するとともに、市町域を超えた広域避難計画の策定や、多様なニーズに対応するための専門家派遣といった取組を進めます。

② 防災情報の提供

県民の適切な避難行動を促進するため、様々な機会を捉えて、県による防災情報の提供システムの普及啓発に取り組みます。特に防災アプリ「みえ防災ナビ」については、SNS広告等も活用して啓発します。

令和8年度に運用が開始される気象庁の新たな防災気象情報について、県民の皆様に適切な情報提供ができるよう、確実に対応を行います。また、防災みえ.jpホームページにて情報がより分かりやすく提供できるよう、コンテンツやレイアウトの見直しを行うとともに、多言語化した津波警報を緊急速報メールで配信する機能を実装するなど、防災プラットフォームの機能を強化します。

(災害対策推進課、地域防災推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入事務</p> <p>① 申請手数料の過徴収があった。 (消防・保安課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)ア</p> <p>① L P ガス運搬車の導入に係る申請について、当該 L P ガス運搬車は「従来型」であったにもかかわらず、「新型」 L P ガス運搬車と誤認し、手数料を過大に徴収してしまいました。</p> <p>L P ガス運搬車両の申請手数料が見直され、令和 6 年 4 月 1 日から「従来型」と「新型」とで異なる金額となりましたが、申請様式に「新型」「従来型」の区別がなく、また、申請の多くが「新型」であったことから、申請手数料確認用書面には「新型」の手数料のみ記載しており、当該申請についても「新型」と思い込んでしまったことが原因であり、申請者には謝罪及び説明のうえ過徴収の手数料は還付しました。</p> <p>再発防止のため、L P ガス運搬車にかかる申請があった際は、申請者に対して「従来型」「新型」の別について、聴き取りでの確認を徹底するとともに、申請の際に使用している申請手数料確認用書面に、「従来型」 L P ガス運搬車に係る手数料を追記し、さらに三重県ホームページに当該手数料の取扱いを掲載しました。</p> <p>また、部内幹部会議、班長会議で共有するとともに、所管課である消防・保安課において、課職員を対象に「不適切な事務処理事案に基づくコンプライアンス研修」を開催（令和 6 年 12 月 25 日）し、事案の共有、原因や課題、再発防止策などについて職員間で議論・意見交換を実施しました。</p> <p>令和 7 年度には、三重県における内部統制の方針に従い、「内部統制リスクマネジメントシート」に当該事案を反映させ、コンプライアンス・ミーティング等の機会（5 月 17 日、5 月 28 日及び 9 月 29 日に実施）に当該事務を担当する予防・保安班で事案の共有、意見交換を実施しました。 (消防・保安課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1)ア</p> <p>① 不適切な事務処理の再発を防止するため、所管課や担当班での研修、ミーティングにおいて事案の共有、再発防止策の確認を実施するなど、引き続き申請書類の適切な管理の徹底に取り組んでまいります。 (消防・保安課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【救急科教育病院研修業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 執行伺いを作成していなかった。・ 契約締結伺いに予定価格を記載していなかった。 <p style="text-align: right;">(消防学校)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(2)ア</p> <p>① 執行伺いの作成や契約締結伺いへの予定価格の記載について、当該事案を所属内全ての担当者間で共有・再確認するとともに、複数の担当者による相互チェックを徹底しています。 (消防学校)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>(2)ア</p> <p>① 引き続き複数の担当者による相互チェックを徹底する等、適正な事務処理に努めます。 (消防学校)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。	
ア 金品亡失(損傷)	
① 車載用アンブマイク及び補助警告灯の紛失	(防災対策総務課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(3)ア	
① 所属職員に対して物品の適正な管理について注意喚起を行うとともに、担当者間による物品の引継ぎを徹底しました。	(防災対策総務課)
2 今後の方針(取組予定等)	
(3)ア	
① 同様の事案が発生しないよう、引き続き、課内会議等を通じて物品の適正な管理について注意喚起を行うなど、再発防止に努めていきます。	(防災対策総務課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 医療と介護の人材確保</p> <p>少子高齢化に伴う人口構造の変化や人口減少が進む中においても、地域医療と介護サービスを確保していく必要がある一方、県内においてはその人材が不足している。</p> <p>医療分野では、医師、看護職員、薬剤師はいずれも増加傾向にあるものの、東紀州、伊勢志摩、伊賀等の地域を中心に不足しており、さらに、救急科や麻酔科等での医師不足、訪問看護ステーションや分娩を取り扱う診療所等での看護職員の不足、病院薬剤師の不足といった診療科・就労場所の偏在も生じている。加えて、産科医の高齢化や地域偏在と出生数の低下が相まって、県内の周産期医療体制の見直しが必要となっている。</p> <p>介護分野では、令和4年度から5年度にかけて県内の介護職員は減少しており、さらに団塊世代の全てが85歳以上となる22年にかけて介護需要が拡大することから、人材不足の加速が見込まれている。</p> <p>このため、職種ごとの総数確保や地域偏在の解消に向けて、人材確保、離職防止・定着支援、資質向上・人材育成等に関するそれぞれの取組を進めるとともに、人材不足を補うためのICTの活用等に関する取組を推進されたい。また、医師の診療科の偏在解消、看護職員や薬剤師の就労場所の偏在解消にも努められたい。</p> <p>周産期医療体制の確保に向けては、分娩取扱施設の整備・運営等に係る支援はもとより、産科医や助産師の確保・育成に向けた取組を一層強化されたい。</p> <p>あわせて、外国人材の確保に向けては、海外政府機関と覚書を締結するなど動きが加速していることから、今後も関係機関と連携を図り、より効果的なものとなるよう取り組まれたい。</p> <p>(医療政策課、医療人材課、薬務課、長寿介護課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 医師の確保については、「三重県医師確保計画」に基づき、県内の医師不足地域等で医師として一定期間勤務することを返還免除条件とする三重県医師修学資金貸与制度を運用するとともに、「三重県地域医療支援センター」のキャリア形成プログラムの活用などを働きかけました。また、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会において、医師の偏在解消に向けた検討を行いました。</p> <p>県外医師確保に係る取組については、令和6年度に開設したWebサイト「三重メディナビ」を活用した情報発信や、県外在住の医師、研修医及び医学生を対象とした旅費等の支援を実施しました。</p> <p>(医療人材課)</p> <p>② 看護職員の確保については、看護師等修学資金貸付事業を活用し、看護学生の県内就業の促進を図りました。また、「三重県ナースセンター」では免許保持者による届出制度「とどけるん」を周知し、ナースセンターへの登録を促すとともに、ハローワークにおける就労相談や再就職に向けた無料の就業あっせん、復職に対し必要な研修等を実施しました。</p> <p>働きやすい職場環境づくりに向けた支援については、「三重県医療勤務環境改善支援センター」において、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を支援するとともに、看護職員をはじめとした医療従事者が安心して働き続けられるよう、病院内保育所の運営支援を行いました。</p> <p>(医療人材課)</p> <p>③ 薬剤師の確保については、「三重県薬剤師確保計画」に基づき、病院・薬局への復職・転職支援や将来薬剤師をめざす学生を増やすための中高生への啓発等に取り組みました。また、令和6年度に創設した三重県薬剤師奨学金返還支援事業を運用するとともに、県内における薬剤師の派遣／出向事業を実施するなど、関係団体等と連携し、地域偏在・職域偏在解消のための取組を行いました。さらに、電子処方箋の活用・普及の促進を図るため、薬局を対象に電子処方箋管理サービス導入に係る費用の一部補助を実施しました。</p> <p>(薬務課)</p> <p>④ 出生数は過去最少を更新するなど、減少に歯止めがかからず、直近3年間で8施設が分娩の取り扱いを休止しており、分娩取扱施設を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、特にリスクの低い出産に係る周産期医療体制のあり方を検討するため、産婦人科医、小児科医、助産師や市町等を構成員として「三重の周産期医療体制あり方検討会」を設置し、検討を進めています。また、令和7年度当初予算においては、分娩取扱施設に対する施設整備及び設備整備に要する経費を補助するとともに、当直産科医の派遣受入を支援する市町に対して補助を行う等、同施設に対するハード整備、人材確保の点から支援に取り組んでいます。</p> <p>(医療政策課)</p> <p>⑤ 介護人材の確保に向けた取組として、ハローワークと「三重県福祉人材センター」が連携した無料職業紹介や就職フェア開催によるマッチング支援、介護福祉士修学資金の貸付、介護の仕事の魅力を発信する福祉・介護フェアの開催等に取り組みました。また、外国人介護人材と受入れ介護施設等のマッチング支援の実施や受入れ環境整備に係る補助金の交付の他、令和7年5月にはインドネシアを訪問して、本県での就労をPRする現地セミナーを開催しました。さらに、介護職員の負担軽減や介護現場における生産性向上に資する介護ロボット・ICT機器等の導入支援や「みえ介護生産性向上支援センター」による業務改善の相談対応等に取り組みました。</p> <p>(長寿介護課)</p>

2 取組の成果

- ① 三重県医師修学資金貸与については、面接等による選考のうえ、44人に新規貸与を行った結果、貸与者の累計が995人となりました。また、新専門医制度については、臨床研修2年目の医師修学資金貸与者に対し、「三重県地域医療支援センター」のキャリア形成プログラムの活用などを働きかけた結果、県内の専門研修プログラムに登録した専攻医数は、102人（令和7年度研修開始）となりました。（医療人材課）
- ② 看護師等修学資金貸付事業については、令和7年度は新たに19人に貸与を行いました。また、「三重県ナースセンター」において、就業あっせんや研修等を実施した結果、435人が就職しました。「三重県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関からの相談に延べ134件対応しました。また、病院内保育施設の運営に対する支援を行うため、申請のあった病院内保育所に対して運営補助を行いました。（医療人材課）
- ③ 三重県薬剤師奨学金返還支援事業については、令和6年度に助成候補者として認定し対象病院に就業した4名に対し助成を開始するとともに、令和7年度卒業予定者を対象に募集を行い、6名の薬学生を新たに助成候補者として認定しました。また、県内における薬剤師の派遣／出向事業については、本事業を活用し三重大学医学部附属病院から県内2病院に対し、薬剤師の出向が実施されました。このほか、薬局を対象に電子処方箋管理サービス導入に係る費用の一部補助を実施した結果、県内の92.3%（令和8年2月末時点）の薬局で電子処方箋管理サービスが導入されました。（薬務課）
- ④ 新たに設置した「三重の周産期医療体制あり方検討会」において、県内の周産期医療体制に係る現状や課題を整理し、医療関係者等へのアンケート調査等を行い、同検討会で支援のあり方を含めた議論を進めたことで、医療従事者の確保、事業承継を行う施設に対する定着支援や妊婦に対するアクセス支援に注力していく方向性を一定示すことができました。（医療政策課）
- ⑤ 福祉・介護人材確保のために就職フェアを4回開催し、求職希望者延べ181人、求人法人延べ165法人に対してマッチング支援を行いました。
 - ・外国人留学生向けに介護施設等が整備する奨学金制度について、外国人留学生162人を対象として補助しました。
 - ・外国人受入に係る支援セミナー等を11回開催し、延べ101人が参加しました。
 - ・みえ介護生産性向上支援相談センターにおいて、介護ロボット・ICT機器の展示会を2回開催し、延べ224人が参加しました。
 - ・介護ロボット・ICT等の介護テクノロジーの導入を希望する216事業所に対し、三重県介護従事者確保事業費補助金を交付決定しました。（長寿介護課）

3 残された課題

- ① 医師総数は着実に増加していますが、国が示す指標において医師少数県に分類されるなど依然として医師不足の状況にあります。さらに、医師の地域偏在と診療科偏在も生じていることから、引き続き医師総数の確保を図るとともに、医師の偏在対策にも取り組む必要があります。（医療人材課）
- ② 看護職員の就業者数は着実に増加していますが、構想区域別にみると低い水準の地域もあります。また、2040年に向けた医療・介護提供体制を確保するために、訪問看護師など領域別の看護職員確保の取組が必要です。引き続き、看護職員総数の確保を図るとともに、在宅医療等不足する領域の看護職員の確保を図る必要があります。（医療人材課）
- ③ 県内で従事する総薬剤師数は増加傾向にあります。東紀州地域を中心に薬剤師数が不足しているほか、病院薬剤師については国が示す指標において全県全域が薬剤師少数区域に分類されているなど、地域偏在、職域偏在が生じている状況です。引き続き、薬剤師の総数確保、特に不足している病院薬剤師の確保に取り組むなど、地域偏在・職域偏在を図る必要があります。（薬務課）
- ④ 出生数の減少傾向に変化は無く、今後も分娩取扱施設の経営環境の悪化はますます厳しくなると考えられます。分娩取扱施設の新規開業は困難であることから、既存の施設を維持しながら分娩取扱施設と分娩を取扱わない産科医療機関の役割分担の整理や連携体制を構築すること等により、安全で安心して妊娠・出産ができる周産期医療体制のあり方について、引き続き検討していく必要があります。（医療政策課）
- ⑤ 依然として、介護人材が不足している状況であるため、引き続き、多様な人材の参入や定着を促進するための取組を実施する必要があります。（長寿介護課）

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、「三重県地域医療支援センター」において、地域枠医師や医師修学資金貸与者に対するキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に進めるとともに、国の「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づいた取組を進めることにより、医師の総数確保や偏在是正に取り組みます。（医療人材課）
- ② 看護師等修学資金貸付事業の運用や、「三重県ナースセンター」への登録促進等により、看護職員の総数確保や偏在解消に係る取組を進めるとともに、病院内保育所の設置や運営を支援等することにより勤務環境の改善を推進し、看護職員の定着の促進に取り組めます。また、領域別・地域別に採用力向上セミナーを開催するとともに、プラチナナースや看護補助者など多様な人材の雇用や持続可能な働き方を支援します。さらに、助産師出向支援を拡充することにより、助産師の就業場所や地域偏在の解消を目的とした応援出向を支援します。（医療人材課）
- ③ 薬剤師の不足・偏在の解消を図るため、「三重県薬剤師確保計画」に基づき、復職・転職への支援、中・高校生や県外在住の薬剤師への情報発信等を行うとともに、病院薬剤師の確保のために奨学金返還助成や病院

薬剤師が不足する地域等への派遣の支援を引き続き行います。また、新たに、県内大学と連携した県内への就職を希望する学生に対する修学支援や、専門・認定薬剤師の資格取得支援に取り組みます。 (薬務課)

- ④ 「第8次三重県医療計画」に基づき、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等で行うという明確な機能分担、連携体制を基本としながら、分娩取扱施設の施設整備や設備整備、当直産科医の派遣受入を支援する市町への補助等のハードとソフト両面の支援を一体的に進めるとともに、新規開業が困難である分娩取扱施設への事業承継を促進するための補助制度の新設や国の「医療・介護等支援パッケージ」に基づく支援を進めることにより、安全で安心して妊娠・出産ができる周産期医療体制の維持に取り組みます。 (医療政策課)
- ⑤ 介護人材の確保と資質の向上のため、若者や離職者等への取組を引き続き実施していきます。また、外国人介護人材の確保・定着に向けて、マッチング支援や受け入れ環境整備などの外国人介護人材の確保に係る取組を実施していきます。さらに、介護現場の生産性向上のため、介護施設等における介護ロボット・ICT機器等の導入支援を実施するとともに、「みえ介護生産性向上支援センター」による相談対応や伴走支援等を実施していきます。 (長寿介護課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 感染症対策の推進</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、国内外で医療及び社会経済活動全般に大きな影響をもたらしたが、令和6年4月に通常の医療提供体制に移行した。今後は、新興感染症の発生とまん延防止に備える必要があり、これまでの経験を踏まえ、「三重県感染症予防計画」と「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」をそれぞれ改定した。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症をめぐる社会の混乱が収束し、時間の経過とともに各機関でも職員の入れ替わりが進んでいることから、知見の継承を図りつつ、これらの計画に沿って対策を推進することが重要である。</p> <p>このため、病床の確保や発熱外来の実施に係る医療措置協定等による医療提供体制の整備を進めるとともに、医療機関や市町をはじめ、さまざまな関係機関との連携が円滑に進むよう、平時からの研修・訓練の実施や役割分担の確認のための意見交換等を継続するなどし、新興感染症対策の充実を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 新興感染症の発生に備えた医療提供体制の整備に関し、県と医療機関等との間で、病床の確保や発熱外来の実施等に係る医療措置協定の締結を進めました。</p> <p>② 新興感染症への対応力強化のため、協定締結医療機関に対して、感染対策を目的とする施設・設備整備への財政的支援を行いました。</p> <p>③ 新興感染症発生時における対応に必要な医療用物資の備蓄について、協定締結医療機関において必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関における備蓄だけでは対応できない場合に備えて、県においても個人防護具の備蓄を行いました。</p> <p>④ 新興感染症対応を行う職員の人材育成について、県庁及び保健所職員等が参加する研修・訓練を実施しました。</p> <p>⑤ 感染症法の規定に基づき新興感染症の関係機関等で構成される、三重県感染症対策連携協議会を開催しました。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 新興感染症発生時に医療提供体制の確保ができるよう、病院、診療所、薬局等、1,628 機関と協定を締結しています。</p> <p>② 新興感染症発生時に速やかに対応できるよう、申請のあった協定締結医療機関（施設整備 6 機関、設備整備 105 機関）に対して、財政的な支援を行いました。</p> <p>③ 新興感染症発生時に医療用物資の不足により医療提供体制に影響が生じないよう、県においても計画的に個人防護具の備蓄を行っています。（令和6年度から4年に分けて必要量を購入・備蓄。令和7年度（2年目）末時点備蓄量：サージカルマスク 434,000 枚、N95 マスク 18,000 枚、アイソレーションガウン 28,000 枚、フェイスシールド 26,000 枚、非滅菌手袋 514,000 枚）また、備蓄している物資を感染症有事に県内医療機関等へ速やかに配送するため、備蓄物資の適切な保管・管理及び配送を可能とする体制を整備しました。</p> <p>④ 新興感染症の発生に備えた研修・訓練の実施により、新興感染症対応を行う人材の育成を図りました。（訓練・研修 計 34 回）</p> <p>⑤ 三重県感染症対策連携協議会において、「三重県感染症予防計画」及び「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の対応状況等の報告、今後の取組等について協議等を行うとともに、関係機関との連携強化を図りました。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>いつ発生するか分からない新興感染症に迅速に対応できる体制を構築するため、継続的な取組が必要です。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p>
<p>令和8年度以降実施予定の取組内容</p> <p>引き続き、「三重県感染症予防計画」及び「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき取組を進めます。</p> <p>また、新興感染症発生時の対応力の向上を図るため、タイムラインを含め県職員等が実働時に活用する「新興感染症対応マニュアル（仮称）」を作成するとともに、県初動対応を想定した、知事や庁内部局長等を含めた全庁的な訓練を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 精神障がい者の保健医療</p> <p>直近5年間の精神障害者保健福祉手帳所持者が15,240人から19,998人へ4,758人増加している一方、入院患者は4,089人から3,872人へ217人減少するなど、地域で暮らす精神障がい者が増加している中、市町では、精神障がい者が安心して地域で生活するための受皿として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(以下「ケアシステム」)の整備が進められている。県では、各保健所で相談対応を行うとともに、医療機関と連携した退院に向けての支援や地域生活の支援を行い、精神疾患の急変に備えるための夜間や休日の救急医療体制も確保している。今後、地域で暮らす精神障がい者が更に増加することを見据え、支援体制の強化を図る必要がある。</p> <p>このため、精神障がい者の生活の安定や自立に向け、関係者との連携を推進するなど、ケアシステムの充実に向けての支援に取り組まれない。</p> <p>また、日常生活や就労等のさまざまな場面で悩みを抱える精神障がい者が気軽に相談できるよう、人材育成等を通じて、支援機関における相談体制の強化に努められたい。</p> <p>あわせて、精神疾患に関する正しい知識・理解を持った身近な支援者の養成等により、精神障がい者が地域で安心して生活できるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(健康推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実に向けた取組を進めました。具体的には、メンタル不調の予防、精神疾患の早期発見・早期治療、福祉サービスの利用ができるよう、以下の事業を行いました。</p> <p>① 精神保健医療福祉体制整備に係る事業</p> <p>「第8次三重県医療計画」、「第4次三重県自殺対策行動計画」、「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」、「第3次三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と整合性を図りながら体制整備を進めました。</p> <p>② 普及啓発に係る事業</p> <p>精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である心のサポーターの養成に向けた研修を実施しました。</p> <p>また、ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日から20日まで)、自殺予防週間(毎年9月10日から16日まで)、精神保健福祉普及運動(毎年10月中旬)、アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日まで)、自殺対策強化月間(毎年3月)等を中心に、広く県民への啓発活動を行いました。</p> <p>③ 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業</p> <p>長期入院患者の退院に向けた情報提供や意欲の喚起を図るため、ピアサポーターを精神科病院に派遣し、体験談プログラムの実施や地域生活の不安を解消するための情報提供を行いました。</p> <p>④ 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業</p> <p>休日夜間等における精神疾患の急性発症、急性憎悪に対応するため、24時間365日の精神科救急医療提供・相談を含めた精神科救急医療システムの体制を維持しました。また、精神科救急医療体制において、地域によって病院の立地状況に偏在があるため、救急輪番ブロック内における各精神科医療機関の連携を促進し、緊急の受診が必要な場合に対応しました。</p> <p>⑤ 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業</p> <p>市町及び保健所等で、精神障がい者だけでなく、精神保健に課題を抱える人、その家族、関係者の相談対応や家庭訪問を実施しました。</p> <p>また、精神科受診が必要にもかかわらず受診につながらなかった人、治療を中断してしまった人を支援するため、精神科医師等の多職種チームによるアウトリーチ支援を実施しました。</p> <p>⑥ 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業</p> <p>こころの健康センター等において、長期間入院している精神障がい者の地域生活への移行及び地域生活継続のための適切な支援体制を確保するために、支援に従事する人を対象とした研修を実施しました。</p> <p>⑦ 市町等における相談支援体制の構築に関する事業</p> <p>地域移行や地域生活の支援を促進するため、自立支援協議会精神部会等の場で、保健、医療、福祉等の関係者により、地域の実情に応じた体制構築の協議を行いました。</p> <p>⑧ その他、ケアシステムの構築に資する事業</p> <p>入院者訪問支援事業を実施しました。具体的には、精神科病院の入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣しました。</p> <p style="text-align: right;">(健康推進課)</p>

2 取組の成果

① 精神保健医療福祉体制整備に係る事業

各計画の進捗管理を行い、有識者から意見を伺い、計画推進に反映しました。また、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の策定を行いました。

② 普及啓発に係る事業

心のサポーターの養成研修を20回開催し、延べ533人の心のサポーターを養成し、精神疾患に係る正しい知識の普及啓発を行いました。

また、ギャンブル等依存症問題啓発週間、自殺予防週間、精神保健福祉普及運動、アルコール関連問題啓発週間、自殺対策強化月間等を中心に、広く県民への啓発活動を行い相談窓口につながりました。

③ 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業

長期入院患者の退院に向けた情報提供や意欲の喚起を図るため、4圏域でピアサポーターを精神科病院に派遣し、体験談プログラムの実施や地域生活の不安を解消するための情報提供を行いました。

④ 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業（2月末時点実績）

休日夜間等における精神疾患の急性発症、急性憎悪について2,741件の相談に対応し、医療機関に914件を紹介し、850件が外来受診や入院等につながりました。

⑤ 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業

市町及び保健所等で、精神障がい者だけでなく、精神保健に課題を抱える人、その家族、関係者の相談対応や家庭訪問を実施しました。

また、精神科受診が必要にも関わらず受診につながらなかった人、治療を中断してしまった人を支援するため、精神科医師等の多職種チームによるアウトリーチ支援を3圏域で実施しました。

⑥ 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業

こころの健康センター等において、長期間入院している精神障がい者の地域生活への移行及び地域生活継続のための適切な支援体制を確保するために、支援に従事する人を対象とした初任者向け研修、自殺未遂者支援研修、自死遺族支援者研修、災害時こころのケア研修、精神科医療と福祉の連携研修等を実施し、延べ392人が参加しました。

⑦ 市町等における相談支援体制の構築に関する事業

自立支援協議会精神部会等の場で、保健、医療、福祉等の関係者により、地域の実情に応じた体制構築の協議を行いました。また、県自立支援協議会を障がい福祉課と協力して開催し、各保健所では市町自立支援協議会で協議を深めています。

⑧ その他、ケアシステムの構築に資する事業

入院者訪問支援事業を実施するため、訪問支援員を養成し、精神科病院に派遣し、1名の方に訪問支援を行いました。
(健康推進課)

3 残された課題

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の深化及び充実は、精神障がい者、精神保健上の課題を抱えた者を含む地域住民の地域生活を支えるものであり、地域づくりの視点をもって推進することが重要です。

そのために、精神保健に関する計画の進捗管理及び見直しを行うとともに、誰もが精神疾患・精神障害についての理解が深まるよう啓発を実施し、必要に応じて専門的な医療・支援を提供できるよう人材育成等に取り組む必要があります。
(健康推進課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

上記「2 取組①から⑧」を継続して実施し、保健医療福祉サービスを提供する機関や支援者が連携を強化して、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、取組を進めます。
(健康推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) メールの誤送信による個人情報の漏えいがあった。(医療政策課)</p> <p>(2) 関係機関との連携不足による受験手数料の過徴収があった。(長寿介護課)</p> <p>(3) 書類の誤送付による個人情報の漏えいがあった。(鈴鹿保健所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(1) 本来はデータが入力されていない状態のファイルを添付して送信すべきところ、十分なチェックを行わずに過去の内容が入力されたファイルを添付して送信してしまったため、個人情報が漏えいしました。再発防止のため、担当者以外によるダブルチェックの徹底を図りました。(医療政策課)</p> <p>(2) 受講試験に係る制度内容や条例等の根拠規定並びに運用方法について、県と試験実施機関との間で連絡を密にし、内容の確認を十分に行うことを徹底しました。また、県としても、規定の見直しや制度改正等の内容等が試験実施機関に対して確実に伝わるよう、文書を発出して情報提供を行うことを徹底しました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 今回の事案については、小児慢性特定疾病の認定申請に係る結果を通知する際に、送付する宛先と結果通知の宛名に間違いがないことは複数の職員で確認したものの、添付書類については十分な確認をしなかったことから、誤って別の申請者に係る医療意見書を添付して送付してしまったことが原因です。 このことから、所内全職員に対して、書類発送時にすべての書類を確実に複数の職員で確認するよう周知するとともに、主務者が確認を依頼しやすい環境づくりとして、書類発送時の確認への協力を依頼しました。(鈴鹿保健所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1) 添付ファイルがあるメールを送信するときは、添付ファイルの中身を開き、誤り等がないか、担当者以外によるダブルチェックを徹底するなど、引き続き、メールの誤送信の防止について職員へ周知徹底を図ります。(医療政策課)</p> <p>(2) 今後は同様の事案が発生しないよう、試験実施機関と情報共有を行い、再発防止に努めていきます。(長寿介護課)</p> <p>(3) 個人情報の漏えいを重く受け止め、引き続き、封入前に添付書類を含めたすべての書類を複数の職員で確認することを徹底します。 また、個人情報の取扱いについては、職員一人ひとりが改めてその重要性を認識し、適切な対応を行うよう徹底します。(鈴鹿保健所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在9,108,378円あった。(医療人材課、長寿介護課、津保健所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。(医療人材課)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 申請手数料の過徴収があった。(伊勢保健所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①② (看護師養成貸付金返還金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、債権回収に取り組みました。 ・「医療保健部所掌未収金対策会議」において、債権処理計画(未収金の回収・整理目標)及び回収状況を報告しました。 ・策定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。 <p>税外未収金に係る徴収強化月間に限らず、継続的に電話、文書による催告や連帯保証人に対する催告を行い、未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限までに納付しなかった債務者に対して訪問や面談を行い、全額返還に向けた指導を行いました。(医療人材課) <p>① (高齢者住宅整備資金貸付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。 ・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告の強化を行い、未収金の回収に努めました。(長寿介護課) <p>① (被爆者健康管理手当返還金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の資力の状況を確認のうえ、令和6年9月3日付けで履行延期を承認しました。(津保健所) <p>イ 収入事務</p> <p>① 令和3年6月の食品衛生法改正に合わせて、申請手数料の制度も改正されましたが、その内容が所属職員に周知されていなかったことが原因であったことから、営業許可申請時には、適用すべき手数料が確認できるよう根拠資料を用いて、複数名で確認することとしました。(伊勢保健所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①② (看護師養成貸付金返還金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」等に基づき、未収金の適切な回収・管理を行います。 ・医療保健部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を策定し、この計画に基づき、計画的に、督促、催告、訪問・面談等を行い、未収金の発生防止と回収に努めます。 ・債務者や連帯保証人の財産状況や相続関係を調査・把握し、適切な債権管理に努めます。 ・滞納している債務者に対して電話や訪問等により面談を実施し、全額返還に向けた指導を行うことで、債権処理計画の回収目標達成に努めます。(医療人材課) <p>① (高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理を行います。 ・債務者や連帯保証人の相続関係を調査し、催告の範囲を相続人にも広げていきます。また、時効期間が経過している債権については、不納欠損に向けた調査に取り組んでいきます。 ・引き続き、債権の適正な管理に努めていきます。(長寿介護課) <p>① (被爆者健康管理手当返還金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年8月18日に債務者が死亡(死亡日令和7年5月1日)したことが判明したため、相続人調査を行います。(津保健所) <p>イ 収入事務</p> <p>① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底やチェック体制の強化を行い、適切な事務処理に努めます。(伊勢保健所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【地域口腔ケアステーション機能充実事業業務委託】	
・ 予定価格調書を作成していなかった。	(健康推進課)
② 【狂犬病及び動物愛護管理推進業務委託】	
・ 落札決定伺いを作成していなかった。	(食品安全課)
③ 【熊野保健所浄化槽保守管理業務委託】	
・ 再委託の手続をしていなかった。	
・ 請求額の誤りに気付かず、毎月の支払を契約書どおり行っていなかった。	
・ 請求書の日付に記載漏れがあった。	(熊野保健所)
イ その他の支出事務	
① 指定金融機関では取り扱えない払込書の使用による歳出戻入を行っていた。	(医療保健総務課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
① 所属内で「契約事務の手引き」を再度確認しました。なお、令和7年度の契約においては、会計規則に基づいた事務処理を行いました。	(健康推進課)
② 指摘のあった事務処理誤りについて、所属内で事例を共有するとともに会計規則を周知し、複数人によるチェックの徹底を図りました。	(食品安全課)
③ 以下の取組を行いました。	
・ 速やかに再委託手続きを行うとともに、課内において、業務委託に係る手続きについて改めて周知徹底を図りました。	
・ 委託業者より提出された契約単価表により、請求額のチェックを行うことを徹底することとしました。	
・ 記載漏れの防止を図るため、請求書受領時におけるチェックを徹底することとしました。	(熊野保健所)
イ その他の支出事務	
① 定期刊行物の年間分の支払いにおいて、指定金融機関で使用できない払込書により支払い手続きを行ったことが原因であるため、払込書を用いる支払い時には複数人で十分確認するとともに、使用可能な払込書であるかどうか不明な場合は指定金融機関に確認を行いました。	(医療保健総務課)
2 今後の方針 (取組予定等)	
ア 業務委託	
① 委託契約の事務の流れについて「契約事務の手引き」により確認しながら事務を進めるとともに、複数職員	
のチェックにより、適正な事務処理に努めます。	(健康推進課)
② 上記の取組により適正な事務処理に努めます。	(食品安全課)
③ 同様の事案が再度発生しないよう、適正な事務処理に努めます。	(熊野保健所)
イ その他の支出事務	
① 再び同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努めます。	(医療保健総務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 41,822 円、相手 124,000 円) (桑名保健所)</p> <p>② 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 304,376 円) (津保健所)</p> <p>③ 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 223,166 円) (松阪保健所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 所属内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、出納局主催等の交通安全研修を全職員が受講し、安全意識の向上を図りました。(桑名保健所)</p> <p>② 所属内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、交通安全研修への受講を促しました。また、所内課長会等で交通安全に対する啓発を行い、職員の安全運転意識の向上に努めました。(津保健所)</p> <p>③ 所属内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、出納局主催等の交通安全研修を全職員が受講し、職員の安全運転意識の向上に努めました。(松阪保健所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き、所内ミーティングや研修等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の日頃からの安全運転意識を高め、適切な公用車運行管理に努めます。(桑名保健所)</p> <p>② 引き続き、所内課長会等の場で交通安全について注意喚起を行うとともに、交通安全に関する研修への受講を促すなど、事故の発生防止に努めます。(津保健所)</p> <p>③ 引き続き、所内会議などで公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の日頃からの安全運転意識を高め、適切な公用車の運行に努めます。(松阪保健所)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 障がい者福祉の推進</p> <p>令和5年度の障がい者に対する虐待認定件数は35件となり、前年度に比べて2件減少したが、そのうち施設従事者等によるものは22件と前年度より11件増加している。</p> <p>このため、特に虐待が発生した施設に対しては適切な指導を継続して行うとともに、障害者福祉施設職員等に対する障がい者個々の特性に応じた適切な支援方法について研修、助言等を行い、市町と連携して虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努められたい。</p> <p>また、障がい者本人がどこでどのような生活を送るのかについて、自らの意思で選択し、社会の一員として安全で安心して暮らすことができるよう、グループホームをはじめとする居住の場の整備等を行うとともに、障がいに対する理解や社会的障壁の除去の重要性などの周知啓発を行い、障がい者の生活を地域全体で支える支援体制の構築に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 障がい者虐待の防止</p> <p>○市町職員や施設職員等の理解促進と資質の向上を図るため、以下のとおり研修を実施しました。</p> <p>ア 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通講義…9/30～12/26 (インターネットによる動画視聴) ・市町及び障害者虐待防止センター職員コース…11/11 (三重県社会福祉会館) ・障害福祉サービス事業所管理者等コース…第1部 9/30～12/26 (インターネットによる動画視聴) 第2部 11/19、12/10 <p>イ 三重県強度行動障害支援者養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修…6/8～3/21に17回 ・実践研修…6/25～3/25に17回 <p>○虐待が発生した事業所に対しては、虐待が起こった状況、原因と課題、今後の虐待防止策等を聴き取り、再発防止に向けた助言・指導を行ったうえで、改善項目を事業所に示し、文書で改善計画の提出を求めています。改善計画の提出後は、原則6か月程度ごとにモニタリング調査を実施して改善状況を確認するとともに、必要に応じて監査を行うなど適宜、指導を行いました。</p> <p>○障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、学識経験者、医療、司法、福祉の各分野の関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、虐待(疑いも含む。)事例について分析・評価を行い、専門的助言を得て、事業者への改善指導につなげました。</p> <p>○専門的な知見を有するアドバイザーが強度行動障がい者を有する障がい児・者を支援する施設等を集中的に訪問等して、適切なアセスメントと有効な支援方法に関するコンサルテーションを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家チーム会議 1回開催 ・集中的支援対象施設 2施設 <p>○三重県いなば園において、虐待事案が繰り返し発生している状況を鑑み、県内外の有識者が参画する「三重県いなば園における障がい児・者虐待対策検討チーム」を設置し、多角的な観点から事案の分析及び再発防止策の検討を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県いなば園に関する障がい児・者虐待対策検討チーム 3回開催 <p>② 社会的障壁の除去等</p> <p>(1) 居住の場の整備等について</p> <p>障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、施設整備を促進しており、令和7年度に6案件(グループホーム(共同生活援助):3案件、児童発達支援・放課後等デイサービス等:2案件、生活介護・就労継続支援B型:1案件)を整備しました。</p> <p>(2) 障がいに対する理解や社会的障壁の除去の重要性などの周知啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対する理解や合理的配慮について理解を深めていただくため、「こころのバリアフリーセミナー」を開催(令和7年12月23日)するとともに、三重大学教育学部の授業(令和7年10月7日)等を活用し啓発に努めました。 ・事業者による合理的配慮の提供について民間事業者の理解を促進するため「障がい者差別解消啓発推進員」が事業者等を直接訪問し、リーフレットを活用しながら、障害者差別解消法や障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい三重県条例、合理的配慮の提供の具体例についての周知啓発を進めました。(令和8年3月31日現在 141件) ・障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がい者、障がい者の家族、その他関係者からの差別事案に関する相談に丁寧に対応し、障がい者の差別解消に取り組みました。(令和8年3月31日現在 47件) ・「三重県障がい者差別解消支援協議会」(令和8年2月16日開催)等での相談事例の検証や合理的配慮の提供に関する代表的な事例を県のホームページで公開し、周知啓発に努めました。 <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>

2 取組の成果

① 障がい者虐待の防止

- ・ 研修等の実施により、市町職員や施設職員等の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。
- ・ 虐待が発生した事業所へのモニタリング調査を実施し、改善状況の確認及び適宜指導を行うことで、発生要因の改善や、適切な虐待防止策の実施を促進しました。
- ・ 強度行動障がいを有する障がい児者を支援する施設等に対するコンサルテーションを実施することにより、強度行動障がいに適切に対応できる人材を育成しました。
- ・ 虐待防止の専門家チーム会議から得た意見をふまえて、法人が抱える課題や虐待の発生要因に応じた改善指導を行いました。
- ・ 三重県いなば園における障がい児・者虐待対策検討チームにおいて、三重県いなば園が抱える課題の整理を行い、改善計画の見直しに向けた指導を行いました。

② 社会的障壁の除去等

(1) 居住の場の整備等について

令和7年度の施設整備6案件（グループホーム（共同生活援助）：3案件、児童発達支援・放課後等デイサービス等：2案件、生活介護・就労継続支援B型：1案件）については、令和8年3月までに完成しました。

(2) 障がいに対する理解や社会的障壁の除去の重要性などの周知啓発について

セミナー等の参加者や啓発推進員が訪問した事業者などから「合理的な配慮への理解が深まった」「具体的な事例を参考に、サービス提供の今後の参考としたい」といった声が寄せられるなど、障がいに対する理解や合理的配慮の必要性について周知が進みました。

(障がい福祉課)

3 残された課題

① 障がい者虐待の防止

- ・ 市町や事業所の職員は異動等による入れ替わりがあるため、関係機関に対する研修は継続して実施していく必要があります。
- ・ また、被虐待者は行動障がいを伴うような重度の障がい者であることも多いため、研修に加えて、事業所における支援体制の充実が必要です。
- ・ 県の出資団体である三重県いなば園において、虐待事案が繰り返し発生していることから、新たな改善計画に基づく再発防止の取組が着実に進められるよう指導していく必要があります。

② 社会的障壁の除去等

(1) 居住の場の整備について

地域によってはグループホーム（共同生活援助）・生活介護など障がい福祉サービス等の不足が顕在化していることから、こうした施設整備が円滑に進むよう、国による十分な財源の確保等が求められています。

(2) 障がいに対する理解や社会的障壁の除去の重要性などの周知啓発について

障がいや法的義務である合理的配慮の提供について理解を深めていくために、障がい特性や合理的配慮の提供の必要性について、分かりやすい具体事例を紹介するなどの周知を引き続き進めていく必要があります。

(障がい福祉課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

① 障がい者虐待の防止

- ・ 引き続き、外部の有識者等から意見を得ながら障がい者虐待に関する事業所指導を強化するとともに、研修等の実施により市町職員や施設職員等の資質向上に取り組むことで、障がい者に対する虐待の未然防止を図ります。
- ・ 強度行動障がいを有する障がい児者を支援する施設等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行うことで、適切に対応できる支援スキルを持つ人材を育成し、事業所における支援体制の充実を図ります。
- ・ 三重県いなば園における適正運営確保に向けて、三重県いなば園における障がい児・者虐待対策検討チームの意見を反映した、指導・助言を行うとともに、実地での監査を継続していきます。

② 社会的障壁の除去等

(1) 居住の場の整備について

引き続き、国に対し、十分な財政措置を行うよう要望していくとともに、みえ障がい者共生社会づくりプランの改定に向けて、特に潜在的な市町のニーズを把握して有効な対策となるよう検討し、これを基礎としてグループホーム（共同生活援助）等の整備が促進されるよう取り組んでまいります。

(2) 障がいに対する理解や社会的障壁の除去の重要性などの周知啓発について

障がいに対する理解や法的義務となった合理的配慮の提供について、事業者をはじめ、県民の理解が深まるよう、セミナー等の開催や、事業者等を対象とした訪問による普及啓発とともに、障がいを理由とした差別の解消のための相談事例の検証や具体的な事例の周知について、引き続き進めてまいります。

(障がい福祉課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 子どもが豊かに育つ環境づくり</p> <p>「三重県子ども条例」(以下「条例」)は施行から10年以上が経過する中、人口減少や少子化、デジタル化の進展など子どもを取り巻く環境は大きく変化し、施策ニーズの増加と多様化が顕著になってきたため、子どもの権利を保障し全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けて改正条例を令和7年4月1日に施行した。</p> <p>また、地域の子どもの子育ての充実を図るため「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、市町の子ども・子育て施策に関する取組を支援してきているところである。</p> <p>今後は、子どもが権利の主体であることの意識を社会全体で高めるため、子どもをはじめとする県民に対して条例の内容を広く周知されたい。</p> <p>さらに、子ども・子育て施策の主たる担い手である市町への支援を充実させるとともに、子どもたちの学びや体験の機会の提供等を通じて将来に夢や希望を持ち、子どもが成長できる環境づくりの推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(少子化対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県子ども条例に基づく取組</p> <p>改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成しました。パンフレットを活用しながら、子どもの権利に対する理解を向上させるため、出前講座等を通じた啓発に取り組みました。</p> <p>また、子どもの意見表明及び社会参画を促進するため、県の子ども施策について子どもが意見を届ける「みえっこ会議」を新たに開催するとともに、子どもの意見を集める「キッズ・モニター+ (プラス)」について、従来の電子アンケートに加え、新たに対面やオンラインで子どもの意見を直接聴き取るイベントを行いました。</p> <p>(2) 市町における子ども・子育て事業の支援</p> <p>令和5年度に創設した「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、市町が地域の実情に合わせ、創意工夫を凝らして新たに実施する(拡充を含む)子ども・子育て支援事業に対して補助を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(少子化対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 子どもの権利に対する理解向上に向けたツールや仕組みの整備を進めるとともに、これを活用した取組を着実に実施しました。</p> <p><主な成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する出前講座 開催回数：26回 参加者：565人 ・みえっこ会議 参加者：15人(小学4年生～高校3年生) 活動期間：令和7年7月19日～8月24日 ・キッズ・モニター+ 登録者数：578人 電子アンケート：12回 対面等イベント：5回 <p>(2) 「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、通園にかかる保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり・体験機会の創出など、市町が新たに実施する子ども・子育て支援事業に対して補助を行いました。</p> <p><主な成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定：29市町84事業(3億2,936万6千円) ※申請数：29市町114事業(7億4,145万4千円) <p style="text-align: right;">(少子化対策課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>(1) 多くの子どもにおいて子どもの権利に関する理解が十分に広がっておらず、県民の子ども条例に対する認知度も低い状況です。子どもの権利に対する理解の向上や、子どもの権利の保障に向けた取組を着実に進めていくことが必要です。</p> <p>(2) 総合補助金により、市町における子ども・子育て支援事業の拡充が進んでいます。この流れを止めることのないよう、引き続き創意工夫のある取組の実施を支援するとともに、補助金を活用した好事例が他の市町に広がるよう新たな取組を検討する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(少子化対策課)</p>
<p>令和8年度以降実施予定の取組内容</p> <p>三重県子ども条例や子どもの権利の普及啓発を進めるとともに、「みえっこ会議」と「キッズ・モニター+」を運営し、子どもの意見表明及び社会参画を促進します。また、子どもが自ら必要な時に必要な情報を得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備に取り組みます。</p> <p>総合補助金については引き続き補助を行うこととし、これまでと同様の自己肯定感など子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組の2つの柱を設けて支援します。また、これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について、新たな補助制度により市町を支援することで横展開を促進します。</p> <p style="text-align: right;">(少子化対策課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 幼児教育・保育サービスの充実</p> <p>子どもの数は減少しているものの、女性の就業率向上や共働き世帯の増加など保育の需要は高止まっているが、令和7年4月1日現在、保育士不足等を要因とする県内の保育所等の待機児童は84人となっている。このため、8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」を見据え、保育士不足等による待機児童が発生しないよう各市町の状況を十分に把握・分析のうえ、三重県保育士・保育所支援センターの人材バンク機能を活用して潜在保育士の登録促進や就労支援を行うとともに、保育士をめざす学生に対する支援など人材確保の取組を一層進められたい。</p> <p>また、多様化・高度化する保育ニーズに対応するため、ICT等の活用による職場環境の改善や保育士としての専門性を高める研修等により保育の質の向上に努めるなど、保育サービスの充実を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(子どもの育ち支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県内全市町の保育担当課を訪問し、「こども誰でも通園制度」の実施に向けた対応や待機児童の状況、各市町が実施する保育士確保対策等について聴取するとともに、三重県保育士・保育所支援センターの周知や市町の保育に関する情報の提供等、同センターの活用について依頼しました。</p> <p>さらに、保育士の安定的な確保に向けて、同センターにおいて潜在保育士への就労相談や現場復帰支援等を実施したほか、潜在保育士の同センターへの登録を促進し、登録者に対しては、求人情報や研修開催情報等の提供を促進するなど、人材バンク機能の強化に取り組みました。</p> <p>また、保育士をめざす学生に対して、修学資金の貸付事業を実施するとともに、保育実習の質の向上を図り、指定保育士養成施設の学生の保育所等への就職を促進するため、令和7年度から保育所等の保育実習受入れ担当者を対象とした研修を実施しました。</p> <p>加えて、多様な保育ニーズに対応するため、ICTの導入など職場環境の改善に取り組む保育所等を支援し、保育士等キャリアアップ研修や人権保育専門研修等を行うとともに、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援を実施することで、質の高い保育の確保・充実を推進しました。</p> <p style="text-align: right;">(子どもの育ち支援課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 各市町における保育士の確保状況や課題を把握するとともに、同センターのホームページ「みえのほいく」を改修し、市町から提供された保育士確保に係る取組や保育士等に対する支援に関する情報を分かりやすく掲載しました。</p> <p>(2) 保育所等を離職した際等に同センターへの保育士登録を行う離職保育士登録制度を設けることで、保育士登録の推進を図ったほか、登録していただいた潜在保育士等に対しては、就職フェアや職場復帰研修等の情報提供を強化する体制整備を行いました。</p> <p>(3) 保育実習受入担当者向け研修については、保育実習の質を向上させるための効果的な指導方法や保育士として働く魅力を伝える実習手法をグループワーク等の手法を取り入れながら実施しました。(保育実習受入担当者向け研修参加人数 第1回45名、第2回51名)</p> <p>(4) 園児や保護者に対する適切な対応方法や若手保育士の指導方法等、保育に関する課題を抱える保育所等に対して「保育士支援アドバイザー」による相談支援を実施しました。(相談支援回数21園のべ50回)</p> <p style="text-align: right;">(子どもの育ち支援課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>少子化が進む一方で、女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加によって保育ニーズが高止まっている状況です。令和8年度から「こども誰でも通園制度」が実施されることを踏まえ、保育の質向上を図りながら、三重県保育士・保育所支援センターの人材バンク機能の強化を図るなど、引き続き保育士等の安定的な確保に向けた取組を継続していく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(子どもの育ち支援課)</p>
<p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>上記の取組を継続するとともに、令和8年度から次の取組を加え、保育士等の確保に努めます。</p> <p>(1) 新しい保育人材の確保に向けて、中高生が現役保育士と交流できる場や保育の仕事を経験できる機会を設けるなど、中高生向けの保育の仕事の魅力発信事業を実施します。</p> <p>(2) 保育士等の離職防止を図るため、職場の人間関係や仕事と家庭の両立等で悩む保育士個人に対して臨床心理士等が相談支援を行う事業を実施します。</p> <p>(3) 再び保育所等で働くことに不安を感じている潜在保育士の復職を後押しするため、職場復帰を果たした保育士に復職までのプロセスや復職後の状況についてインタビューを行いホームページ等で紹介する、潜在保育士向けの保育の仕事の魅力発信事業を実施します。</p> <p>(4) 県内で保育の仕事に就くことを希望する人の保育士試験の受験機会の拡大を図るため、地域限定保育士制度を導入します。</p> <p style="text-align: right;">(子どもの育ち支援課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) 児童虐待の防止</p> <p>令和6年度の児童虐待相談対応件数は速報値で2,051件となり、前年度より111件減少したが、依然として2,000件を超える状態が続いており、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員は進んでいるものの、経験年数の浅い職員が多くを占め、専門組織として更なる質の向上と職員の育成が急務となっている。</p> <p>このため、「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、計画的かつ継続的な研修による職員の資質の向上を図り、市町等関係機関との連携強化につながる人材の育成を推進されたい。</p> <p>また、4年の児童福祉法改正により、全ての市町において妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」(以下「センター」)の設置が努力義務とされた。</p> <p>このため、引き続き市町の実態把握に努めセンターの設置支援に一層取り組むとともに、子どもに関するあらゆる関係機関との連携により、子どもの安全・安心を守る体制の強化に努められたい。</p> <p>(児童相談支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、経験年数及び職階に応じたリーダー研修(受講者数:7名)、研鑽期・中堅期職員研修(受講者数:14名)を開催するとともに、複数年の児童相談所業務を経験している職員を対象に、職員のこころを守る研修(メンタルヘルス研修)(受講者数:13名)を開催するなど、研修企画や内容等を拡充しました。</p> <p>② また、職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得を支援したほか、職員が自己研鑽として開催する自主研修の企画・運営を支援する取組等、研修以外の職員の意欲や専門性の向上につながる人材育成も推進しました。</p> <p>③ 経験年数の浅い職員が職場での実務を通じて業務遂行に必要な技術等を習得できるよう、北勢児童相談所に児童相談人材育成専門員を1名配置しました。</p> <p>④ 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行に伴い、各市町の努力設置義務となった「こども家庭センター」の運営強化を目指し、同センターの業務マネジメントを担う統括支援員を対象とした実務研修(受講者数:23名)及び組織運営力の強化に向けた研修(受講者数:23名)を開催しました。</p> <p>⑤ 「こども家庭センター」未設置市町の開設促進及び同センター設置市町の運営に関する課題改善に向けて、有識者が同席のうえ、個別の助言指導等を実施しました。(対象市町数:12市町)</p> <p>⑥ 地域における児童虐待対策の中核となる各市町「要保護児童対策地域協議会」の運営強化につながる助言等を行う三重県市町児童相談アドバイザー(派遣数:6市町11件)及び同スーパーバイザー(派遣数:4市町9件)を派遣しました。</p> <p>⑦ 児童相談所所管市町別に、児童相談所、市町、警察職員が地域の連携に関する課題や要望等を意見交換する「児童相談所・警察・市町児童相談体制ブロック別連絡会議」(7回。出席者:計91名)を開催しました。</p> <p>⑧ 児童相談所、市町、警察、女性相談支援センター、児童家庭支援センター等の職員との連携強化につながる「地域別合同研修会」(4回。受講者数:計80名)を開催しました。</p> <p>⑨ 児童相談所と警察との連携強化を推進するため、立入調査研修(受講者数:23名)や一時保護の司法審査について学ぶ合同研修(受講者数:11名)を開催しました。また、児童相談所職員の法的対応の実務能力の向上を図るため、児童の安全を確保するための法的根拠に基づく立入調査等に関する研修動画を警察と連携して作成しました。</p> <p>⑩ 市町とのさらなる連携強化及び相互理解の取組として、令和7年度は、中央児童相談所において津市及び松阪市と職員人事交流(各1名ずつ相互派遣)を実施しました。</p> <p>(児童相談支援課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「三重県児童相談所職員人材育成計画」を策定し、研修体系を整理する等により人材育成取組の見える化を図って周知するとともに、研修をさらに拡充したことで、のべ1,218名(令和8年3月末実績)の児童相談所職員及び関係機関等職員が研修を受講しました。</p> <p>② 市町「こども家庭センター」の運営及び児童相談対応スキルの向上等につながる研修を開催し、のべ297名(令和8年3月末実績)の市町職員等が受講しました。</p> <p>③ 市町「こども家庭センター」設置市町数は24市町(設置率:82.8%、昨年度比9市町増)となり、着実に整備を進めることができました。</p> <p>④ 児童相談所と関係機関が地域の児童相談体制の課題改善に向けて協議する会議や研修等の機会を提供することで、地域別の児童虐待対応に係る連携強化において重要である顔の見える関係づくりや情報共有、理解の促進を図ることができました。</p> <p>(児童相談支援課)</p>

3 残された課題

- ① 児童相談所の人員配置は、高度な専門性を有する業務である中、経験年数の浅い職員が過半数を占める状況であるため、引き続き、経験年数及び職階に応じて必要な知識・技能を習得できる研修等を体系的に実施することにより、人材育成を推進する必要があります。
- ② 市町「こども家庭センター」等において、地域の児童相談対応の中核として市町に求められる役割・機能を的確に果たせるよう、引き続き資質や専門性の向上につながる研修や体制整備に向けた助言等の支援を行う必要があります。
- ③ 地域の子育て家庭が抱える課題が複雑化・多様化する中、児童相談所と関係機関が明確な役割分担に基づいて支援に取り組むことが求められており、さらなる連携強化を推進する必要があります。

(児童相談支援課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、職員の資質・専門性の向上に資する体系的な研修の開催等により、人材育成を引き続き推進します。
- ② 市町「こども家庭センター」の開設促進及び運営の質の向上に資する研修や助言の実施等を通じて、市町の児童相談体制の強化を図ります。
- ③ 令和8年度から「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の本運用を開始し、市町間の情報共有を促進するとともに、児童相談対応力の向上に資する情報提供等を行い、各市町の対応力強化を図ります。
- ④ 児童相談所と関係機関の連携強化に向け、複数の関係者・機関による意見交換や合同研修等の取組を推進します。

(児童相談支援課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 予算決算常任委員会に提出した「三重の財政(案)」の記載内容に誤りがあった。【再掲】 (子ども・福祉総務課)</p> <p>(2) メールの誤送信による個人情報の漏えいがあった。 (障がい福祉課)</p> <p>(3) 書類の誤送付等による個人情報の漏えいがあった。 (多気度会福祉事務所)</p> <p>(4) 車検切れに気付かないまま公用車を運行していた。 (南勢志摩児童相談所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(1) 決裁する者が確実に認識できるよう、決裁(簡易決裁)用紙に公表の有無、目的及びチェック欄を設けて記載し、視認で分かるように改正しました。 数字は特に転記ミスが生じやすいため、決裁時には拡大したものを添付し、それを用いて複数人でチェックを行うこととしました。 また、部内課長会議において当該事例を共有し、同様の事案が発生しないよう改めて周知・注意喚起を図りました。 (子ども・福祉総務課)</p> <p>(2) 会議資料をメールで送信する場合、添付ファイルはPDF化したものにするとともに、送信する前にファイルの内容を複数人でダブルチェックすることで再発防止を徹底しました。 令和7年5月には、班単位でコンプライアンス・ミーティングを実施し、メール誤送付のリスクや発生防止策について周知徹底を図りました。 (障がい福祉課)</p> <p>(3) 未収債権を徴収するため相続人の所在調査を行う際、本来であれば相続人の現在の戸籍謄本及び戸籍の附票等で所在を確認しなければいけないところ、その確認を怠ったことから、氏名と生年月日と同じくする第三者に文書を誤送付してしまい、個人情報が漏えいしたものです。そのため、相続人調査を行う際の調査手順書及び相続人調査チェックリストを作成するとともに、所在調査を行う際は当該手順に従って行うことを徹底しました。 また、個人情報の取り扱いについては、職員一人ひとりが改めてその重要性を認識し、適切な対応を行うよう、コンプライアンス・ミーティングで再確認を行いました。 (多気度会福祉事務所)</p> <p>(4) 当該事案の発生を受けて、子ども・福祉部内で保有する全ての公用車の車検有効期限を原本で確認の上、期限切れの車両がないことを確認しました。また、車検有効期限一覧表については車検証原本を基に作成し、前回の車検年月日や車種ごとの有効期限を明記するとともに原本との突合によるダブルチェックを徹底することとしました。 さらに、所属長が各所で管理する公用車一覧表により車検有効期限を把握し、車検証との突合や車検、法定点検等実施予定の更新を概ね半年ごとに実施することとし、車両内や鍵ボックス、車両使用伺い簿等にも車検有効期限を明示し使用前に運転者による確認を徹底することで期限切れの未然防止を図ることとしました。 なお、今回の事例とともに車検切れ車両を運行した場合のリスクやコンプライアンスについて改めて所属長から職員全員への周知徹底を行っており、当該児童相談所において二度と車検切れ車両の運行を起こさない取組を所員全員で話し合い、車検2か月前と1か月前に職員全員のスケジュールにアラートを設定する等具体的に対策を講じています。 (南勢志摩児童相談所)</p>
2	<p>今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 会議等で改正した様式の周知及び同様の事案が発生しないよう注意喚起を図ります。 (子ども・福祉総務課)</p> <p>(2) 定期的に行われるコンプライアンス・ミーティング等の機会を活用し、情報セキュリティの重要性や情報漏えい等の発生防止のための対策についての周知を図っていきます。 (障がい福祉課)</p> <p>(3) 相続人調査を行う際は、作成した調査手順書及び相続人調査チェックリストに沿って実施することを徹底するとともに、適切に行われていることを決裁の中で複数人による確認を行うようにします。 (多気度会福祉事務所)</p> <p>(4) 同様の事案が発生しないよう講じた再発防止対策を引き続き徹底して実施するとともに、所属長は安全運転管理者として、職員に対して定期的に交通法規や安全運転技術に関する教育を行います。 (南勢志摩児童相談所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在490,335,381円あった。 (地域福祉課、障がい福祉課、家庭福祉・施設整備課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、中央児童相談所、国児学園、子ども心身発達医療センター)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (地域福祉課、障がい福祉課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課)</p> <p>③ 督促状の発付が遅延していた。(紀南福祉事務所)</p> <p>④ 督促状で指定する納期限を誤っていた。(国児学園)</p> <p>⑤ 督促状の発付をしていなかった。(国児学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)ア ①、②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表し、収納促進に取り組みました。 ・ 決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。 ・ 本庁に未収債権管理徴収事務支援員を配置し、地域機関の職員と連携した適正な債権管理に努めました。 ・ 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に進行管理するとともに、関係部署と情報共有・連携して徴収に取り組みました。 ・ 債務者の生活状況を勘案し、一括での納入が難しい場合は分納等の対応を行うことにより、納付が滞らないように取り組みました。 ・ 催告状の返戻等に対して、所在調査や相続調査を実施し、適正な債権管理を図りました。 (地域福祉課、障がい福祉課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、中央児童相談所、国児学園、子ども心身発達医療センター) <p>③ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の規定等を改めて確認し、適切な事務処理を行うよう徹底を図りました。(紀南福祉事務所)</p> <p>④、⑤ 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則」、「三重県公債権の徴収に関する条例施行規則」の規定を確認し、適切な事務処理を行うよう徹底を図りました。(国児学園)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1)ア ①、②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 ・ 子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 ・ 未収債権管理徴収事務支援員を引き続き配置し、地域機関の職員と連携した適正な債権管理に努めます。 ・ 未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。 ・ 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。 ・ 一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案・説明する等、未収案件の削減に努めます。 (地域福祉課、障がい福祉課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、中央児童相談所、国児学園、子ども心身発達医療センター) <p>③ 引き続き、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例等に基づいた、適切な対応に努めます。(紀南福祉事務所)</p> <p>④、⑤ 引き続き「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則」、「三重県公債権の徴収に関する条例施行規則」に基づいて、適切な対応に努めます。(国児学園)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【生活困窮者自立相談支援業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格調書を見積書確認後の日付で作成していた。(地域福祉課) <p>② 【障がい者芸術文化活動普及支援事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書の日付に記載漏れがあった。(障がい福祉課) <p>③ 【立木伐採業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結伺いを作成していなかった。(国児学園) <p>④ 【中学校修学旅行実施委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結伺いを作成していなかった。(国児学園) <p>イ 旅費</p> <p>① 【能登半島地震災害派遣用務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書により復命していなかった。(北勢児童相談所) <p>ウ その他の支出事務</p> <p>① 扶助費の誤払いによる歳出戻入を行っていた。(児童相談支援課)</p> <p>② 扶助費の誤払いによる歳出戻入を行っていた。(紀南福祉事務所)</p> <p>③ 仕様書の誤りによる開札後の入札中止があった。(子ども心身発達医療センター)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 適切な契約事務が実施できるよう、課内で事例を共有し、「契約事務の手引き」の「契約事務の流れ」等を再度、確認しました。また、事務処理にあたっては、複数人による確認を行うことを徹底しました。(地域福祉課)</p> <p>② 詳細な実績報告書とは別に、鑑文として日付を記載した文書を提出するよう委託先に依頼しました。(障がい福祉課)</p> <p>③、④ 会計処理に伴う事務手続きについて、三重県会計規則を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底しました。(国児学園)</p> <p>イ 旅費</p> <p>① 業務上の会議や研修などへの出席ではなく、災害派遣で出張したため、文書で復命しなければならない認識がなかったためであり、所属職員に対して復命書の意義や作成上の注意喚起を行いました。(北勢児童相談所)</p> <p>ウ その他の支出事務</p> <p>① 里親措置費制度の理解不足が誤払いの主な原因であったため、課内で制度の確認を行うとともに、支出管理用のエクセルシートを改善し、同様の誤りが起こらないよう対策を講じました。(児童相談支援課)</p> <p>② 受給者の施設入所中に係る扶助費(追給分)について、受給者の施設退所により、受給者本人口座に振り込むべきところ誤って施設入所中の委任受者口座に振り込んだことにより、歳出戻入に至ったものです。受給者の状況に変更が生じた場合においては、振込先等について慎重に確認を行うよう、担当者に対し改めて周知徹底を図りました。(紀南福祉事務所)</p> <p>③ 当該案件は、機器設備更新業務(単年度)と保守管理業務(複数年度)を一括調達するものでしたが、保守管理業務(複数年度)に係る費用が、設定した債務負担行為限度額を超過していたため、入札中止となったものです。そのため、機器設備更新と保守管理に係る費用ごとの構成比率を仕様書に明記した上で、再入札を実施しました。(子ども心身発達医療センター)</p>
2	<p>今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 同様の事案が発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知を行い、適切な事務処理に努めます。(地域福祉課)</p> <p>② 県・委託先の双方において、実施日と報告日の内容を確認してから実績報告書を受理するようにします。(障がい福祉課)</p> <p>③、④ 引き続き三重県会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。(国児学園)</p> <p>イ 旅費</p> <p>① 出張に際しては、業務上の関連に関わらず、軽易な要件以外は文書による復命書の作成を確実に行わせ</p>

るなど、適切な事務の執行に努めます。

(北勢児童相談所)

ウ その他の支出事務

- ① 引継ぎの際、後任へ確実に引継がれるよう、引継書の記載方法などの工夫を行います。
また、人為的な誤りを防止するため、措置情報の活用や電子申請の導入など、DXの推進による業務改善について検討するとともに、課内におけるチェック体制の強化を図ります。 (児童相談支援課)
- ② 引き続き、再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めます。 (紀南福祉事務所)
- ③ 今後、同様の事案が発生しないよう、入札事務担当者に対し注意喚起を行うとともに、仕様書等の複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努めます。 (子ども心身発達医療センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 456,753 円、相手 0 円) (北勢児童相談所)</p> <p>② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 65,659 円、相手 329,516 円) (南勢志摩児童相談所)</p> <p>③ 物損事故 (負担割合：県 70%、相手 30%) (物損額：県 0 円、相手 28,867 円) (治療費等：県 0 円、相手 100,023 円) (女性相談支援センター)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>① 事故を起こした職員に対しては、所属長から運転時には細心の注意を払い、再発防止に取り組むよう注意喚起を行いました。また、子ども・福祉部主催の交通安全運転研修に参加させることにより、安全運転の基礎知識を再確認し、事故防止に向けた意識向上を図りました。(北勢児童相談所)</p> <p>② 所属職員全員に対して事故の状況を共有し、常時安全運転を心がけるよう改めて指導を行いました。(南勢志摩児童相談所)</p> <p>③ 事故発生後、当該職員には厳重注意のうえ、所属内で情報を共有し、安全運転の徹底について注意喚起を行いました。また、当該職員だけでなく所属内全職員に対し、出納局会計支援課主催の交通安全講習会の受講を促し、安全運転意識の向上を図りました。 (安全運転講習会：令和 6 年 10 月、令和 8 年 1 月) (交通安全セミナー：令和 7 年 10 月) (女性相談支援センター)</p>
2	<p>今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き、所属内会議などあらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行うとともに、交通安全研修などへの積極的な参加を促します。(北勢児童相談所)</p> <p>② 所属長は安全運転管理者として、職員に対して定期的に交通法規や安全運転技術に関する教育を行います。(南勢志摩児童相談所)</p> <p>③ 所属内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行うとともに、引き続き、交通安全講習会等への積極的な参加を促します。(女性相談支援センター)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果	
1	<p>事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 女性活躍の推進</p> <p>ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業・団体等で構成する「輝くみえのミライ☆三重県会議」等と連携し、企業トップ・リーダー層の意識啓発に向けたワークショップ、企業トップの熱い思いを見える化する「本気宣言」、働く女性のロールモデルと中堅・若手女性との交流会等の取組を進めている。</p> <p>こうした中、令和6年度調査における県内事業所の女性管理職の割合は、前年度より4.1ポイント増加の20.0%となっており、徐々に割合が増加しているものの、未だ十分とは言えない状況にある。</p> <p>また、6年度に実施したジェンダーギャップに関する県民意識調査の結果からは、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は低くなりつつあるものの、家庭、職場、政治等の社会のさまざまな分野で、性別による役割分担が根強く残る状況がうかがわれる。</p> <p>固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、学校や家庭における学びが大切であり、子どもたちの成長段階に応じた意識啓発を行うなど、市町を含めた教育との連携を図りつつ、その取組を一層推進されたい。</p> <p>また、誰もが働きやすい職場環境の整備、政策・方針決定過程への女性の参画拡大等に向け、これまでの取組の効果の検証を行いつつ、引き続き、企業トップ・リーダー層の意識啓発、働く女性のロールモデルの情報発信等に取り組むとともに、国の取組等との連携により相乗効果を発揮させるなど、ジェンダーギャップ解消に積極的な企業の輪が一層広がるよう推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(ダイバーシティ社会推進課)</p>
講じた措置	
令和7年度	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました。</p> <p>また、フレンテみえ職員が講師となり、教育機関、企業、行政機関、自治会、地域の活動グループ等に「フレンテトーク」(出前講座)を開催しました。</p> <p>② ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、県内企業と連携し、企業訪問やフォーラム等を通じて企業トップ・リーダー層の意識啓発に取り組んだほか、働く女性のキャリアデザイン等を支援するため、県内の女性ロールモデルとの交流会を実施しました。</p> <p>③ 県内企業等の先進的な取組や活躍する女性等の情報を一元的に発信する体制の構築に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(ダイバーシティ社会推進課)</p>
2	<p>取組の成果</p> <p>① 男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、フレンテみえで日々活動しているパートナーグループの活動発表イベント「フレンテフェスタ2025」を開催したほか、男女共同参画社会づくりのために、県内各地の人々が一堂に会し、交流する「男女共同参画フォーラム～みえの男女(ひと)2025秋」を開催しました(フレンテフェスタ:6月28日開催、3,307名参加)(フォーラム:11月29日開催、227名参加)。</p> <p>また、市町や県立学校と連携し、生徒や教員向けのフレンテトークを行いました(15回実施)。</p> <p>② ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境づくりを促すため、企業トップ等の熱い思いを見える化する「本気宣言」、企業の取組促進に向けた先進企業見学会、働く女性のロールモデルとの交流会を実施しました(本気宣言:18宣言、累計73宣言)(企業見学会:3回開催、42名参加)(ロールモデル交流会:3回開催、66名参加)。</p> <p>また、ジェンダーギャップ解消をテーマに講演や県内企業の取組紹介、登壇者と知事によるパネルトークを行うフォーラムを開催しました(1月22日開催、オンライン含め230名参加)。</p> <p>これらの事業について、「輝くみえのミライ☆三重県会議」連絡会議等の場で報告し意見交換するとともに、内閣府や他都道府県とのオンライン会議の場で共有し、取組の周知と情報収集を行いました。</p> <p>③ 県内企業・団体の先進的な取組や活躍する女性等の情報を一元的に発信するため、ポータルサイトを構築するとともに、SNSアカウントを開設しました(ポータルサイト:2月公開)。</p> <p style="text-align: right;">(ダイバーシティ社会推進課)</p>
3	<p>残された課題</p> <p>引き続き、ジェンダーギャップとアンコンシャス・バイアスを解消し、性別による固定的な役割分担にとらわれない多様な生き方ができる社会の実現と、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、フレンテみえ、市町、企業、経済団体など多様な主体と連携し、企業のトップ・リーダー層、働く女性などへの啓発等に取り組んでいく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(ダイバーシティ社会推進課)</p>

令和8年度以降実施予定の取組内容

ジェンダーギャップを解消し男女共同参画を推進することで、誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、先進的に取り組んでいる経営者と連携して企業の経営者層を対象とした意識変革に向けたワークショップ等を実施するとともに、働く女性を対象とした階層別の講座やロールモデル交流会を開催します。また、新たに若年層とその親世代を対象とした性別にとらわれない進路選択に向けた啓発を行い、アンコンシャス・バイアスの解消を推進します。
(ダイバーシティ社会推進課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 人権が尊重される社会づくり</p> <p>「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」及び「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策を推進しており、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざまなメディアを活用した広報やイベント等による人権啓発、人権センターにおける相談体制の充実、インターネット上の差別的書き込みへの対応等に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、偏見等による部落差別事象はいまだに多発しており、部落差別解消に特化した条例の制定に向けて検討が進められている。</p> <p>このため、引き続き、効果的な人権啓発や円滑な相談対応に取り組むとともに、関係団体等とも連携して条例の検討を進められたい。</p> <p>また、インターネット上の誹謗中傷や差別は深刻な課題となっており、引き続きモニタリングを行い、書き込みの早期発見や削除要請等の対応に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(人権課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 啓発等については、国や市町をはじめさまざまな主体と連携・協働し、商業施設等での移動人権啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベント等を実施するとともに、人権センターを活用したイベント・講演会を実施しました。県広報紙、テレビ、ラジオ等の各種媒体での啓発や差別をなくす強調月間(11/11~12/10)においては、国・市町とともに主要駅や商業施設での街頭啓発を行いました。また、県人権センターの常設展示室の見直しを図るため、令和6年度に策定したリニューアル基本方針を踏まえ、基本計画を策定しました。</p> <p>② 円滑な相談対応のため、以下の取組により相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく相談対応を迅速かつ的確に行うため、人権センターに課長級の職員を配置するとともに、ケース検討会議を開催し、臨床心理士から職員がアドバイスを受ける機会を設けました。(22回) ・相談機能を有する公的な相談機関18機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を通して相談機関相互の連携強化、相談員同士の関係の構築を図りました。(令和7年7月8日開催) ・県内各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修を12回開催し、相談員の資質向上を図りました。(総参加者533名) ・人権センターの職員及び相談員等を対象に、いのちの電話協会スーパーバイザーの臨床心理士による研修を行うことにより、相談対応のブラッシュアップを図りました。(令和8年1月23日開催) <p>③ 部落差別解消に特化した条例の制定に向け、有識者による検討会を設置し、第1回を開催しました。</p> <p>④ インターネットを通じて行われる人権侵害行為については、年間を通じてモニタリングを実施し、サイト管理者に対して53件の削除要請を行いました。また、モニタリングや削除要請の方法等を学ぶ研修会を実施しました。(令和8年1月16日開催)</p> <p>差別的な書き込みの防止に向けては、SNS広告(LINE)による動画啓発やテレビでの啓発を行うとともに、県民の皆さんが人権問題について考えるきっかけを作るため啓発動画作品を募集し、SNS等で発信しました。</p> <p style="text-align: right;">(人権課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 差別をなくす強調月間(11/11~12/10)を中心に、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、不当な差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、県民の意識向上に努めました。</p> <p>② ネットワーク会議の開催により、相談機関相互の連携強化、相談員同士の関係の構築が図られました。スキルアップ研修を開催し、相談員の資質向上が図られました。また、心理学に基づく知識や技術について、臨床心理士からアドバイスを受けることにより、より適切な相談対応に結びつきました。</p> <p>③ 第1回検討会では、条例制定に向けた今後の方向性について議論しました。</p> <p>④ モニタリング事業により削除要請を行ったもののうち、16件の書き込みが削除されました。また、LINEによる啓発については表示回数2,023,728回、クリック数40,736回(令和7年11月11日~令和7年12月10日)、啓発動画作品については29件、延べ174名の応募があり、最優秀作品をSNS等で発信し、県民の人権意識向上に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(人権課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>インターネット上では、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなどの人権にかかわる問題が跡を絶たず、特に、部落差別については、被差別部落の識別情報を示す摘示行為や偏見に基づいた表現が多く見受けられます。一度インターネット上に発信された情報は瞬時かつ広範に伝播し、インターネット上から完全に削除することは容易ではなく、インターネット上の差別的言説を鵝呑みにする人もあることから、これまで以上に広く人権啓発を実施していく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(人権課)</p>

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 引き続き、国や市町、関係団体と連携・協働しながら、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて取り組みます。
- ② ネットワーク会議、スキルアップ研修、弁護士や臨床心理士によるアドバイス、臨床心理士による研修等を引き続き実施し、相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上を図ります。
- ③ 部落差別解消に特化した条例の制定に向けては、有識者による検討会にて議論を行います。検討会での議論の内容は、三重県人権施策審議会に報告し、ご審議いただくほか、三重県民意識調査やパブリックコメント等を通じて幅広くご意見をいただきながら、検討を進めていきます。
- ④ インターネット上の人権侵害に対し、差別的な書き込みのモニタリングを実施するとともに、情報流通プラットフォーム対処法の規定に基づいた大規模プラットフォーム事業者の対応状況を確認します。また、インターネット上の人権侵害の実態把握や削除要請の方法について、市町職員等を対象に説明会を開催します。
差別的な書き込みの防止に向けては、LINE広告を活用し、インターネット等を用いた啓発を行うとともに、若年層を中心にインターネットユーザーをターゲットとした啓発活動に努めます。
部落差別解消に特化した条例の制定や「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正にあたり、インターネット上の人権侵害への対応強化について検討します。 (人権課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 性犯罪・性暴力被害者等への支援</p> <p>性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる決して許されない行為であり、被害者等の心に深い傷を負わせることとなる。また、性暴力被害に対する誤った認識や無理解から二次被害で苦しむ被害者、支援を求める声を上げたくても上げられない被害者等も存在する。</p> <p>このような中、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」では、被害者等の心身の早期回復に向け、心理カウンセリングや警察・病院への付添いなど関係機関と連携しながら、被害者等に寄り添った相談対応及び支援を行っており、令和6年度の相談件数は前年度より106件増の603件となっている。</p> <p>このため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定も見据え、被害者等が速やかに相談でき、必要とする支援を受けられるよう、学校、事業者、医療機関、警察等の関係機関と連携して取り組むとともに、相談窓口の充実・強化、子どもや外国人等に対する性被害への対応など、支援ニーズの増加や多様化に対応する取組を推進されたい。</p> <p>また、性犯罪・性暴力の根絶に資する教育、啓発等により性犯罪・性暴力に対する県民の理解を深め、その根絶に向けた気運の醸成を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(くらし・交通安全課)</p> <hr/> <p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 性暴力を受け、心身や個人の尊厳を傷つけられた被害者とそのご家族（以下「性暴力被害者等」という。）を支援するため、平成27年度に開設した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下「よりこ」という。）を引き続き運営し、性暴力被害者等の性暴力による影響からの速やかな回復に向けた支援を行いました。</p> <p>② 性暴力被害者等支援に関係する機関の緊密な連携を図るため、3分野（DV、妊娠SOS、性暴力）合同のSNS相談システムを運用したほか、性犯罪・性暴力被害者支援事業連携機関研修の開催や、よりこ連携・協力病院の拡充など相談・支援体制の充実に向けて取り組みました。</p> <p>また、「よりこ」の相談窓口の周知・広報など、「よりこ」に相談しやすい環境の整備に取り組みました。</p> <p>③ 行政や県民、学校、事業者等の各主体が一体となってそれぞれの役割のもと、性暴力被害者等に寄り添い支え、また、これ以上被害を生むことのないよう性暴力のない三重県をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」（以下「条例」という。）を制定しました。</p> <p>また、条例制定を踏まえ、条例の趣旨や制定された背景を広く県民に周知するとともに、県民の性暴力に対する理解促進と性暴力根絶に向けた気運醸成を図るため、条例の広報啓発に取り組みました。</p> <p>さらに、条例に定める施策を総合的かつ効果的に推進するため、条例に定める推進計画の策定に向けて取組を進めました。</p> <p style="text-align: right;">(くらし・交通安全課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「よりこ」では、前年度から35件増加した638件の性暴力に関する相談を受理し、相談員が丁寧な相談に応じるとともに、心理カウンセリングや法律相談、病院や警察への付添いなど被害者等に寄り添った支援を行いました。</p> <p>② 「性犯罪・性暴力被害者連携機関研修」には11機関が参加し、関係機関の連携強化と資質向上につなげるとともに、「性犯罪・性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定」を新たに4診療科（産婦人科及び泌尿器科）と締結し、よりこ連携・協力病院は29病院・35診療科となりました。</p> <p>また、SNS相談を啓発するステッカーを県内のスーパーマーケット等へ配布したほか、県内のすべての保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学への「よりこ」啓発用のカードを配布、県の広報誌やラジオを活用した「よりこ」の広報・啓発を行った他、国が運営する夜間・休日コールセンターと連携し、24時間365日性暴力に関する相談を受け付けるなど性暴力被害者等が被害に遭った場合に速やかに相談し、支援を受けられるよう相談しやすい環境整備に取り組みました。</p> <p>③ 令和6年度に設置した「三重県性暴力の根絶をめざす条例」（仮称）検討懇話会を開催し、有識者から意見を聴取するなど、制定に向けた取組を進め、令和7年10月27日に条例を公布・施行しました。</p> <p>また、条例制定を踏まえ、条例の趣旨や制定した背景を広報・啓発するため、チラシ・リーフレットを作成し、関係各所に配布したほか、テレビ・ラジオやSNSを活用した広報を行いました。また、広く県民を対象とした条例制定キックオフイベントを開催し、400名に参加いただくとともに、その模様をオンラインで配信しました。</p> <p>さらに、県内の性暴力の実態を把握するための県民3,000人を対象としたアンケート調査の実施や、計画検討懇話会を設置、開催するなど、条例に基づく推進計画の策定に向けた取組を進めました。</p> <p style="text-align: right;">(くらし・交通安全課)</p>
--

3 残された課題

「よりこ」に寄せられる相談は増加傾向にあり、支援ニーズも多様化していることから、更なる支援の充実に向けて取組を進めるとともに、これ以上被害を生むことのないよう性暴力の根絶に向けた取組を進める必要があります。

これらの取組を総合的かつ効果的に推進するため、条例に基づく推進計画の策定に向けて取組を進める必要があります。
(くらし・交通安全課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営し、被害者からの相談対応や、付き添い支援等の直接的支援を行うとともに、増加する相談や多様化する支援ニーズに対応するため、支援体制の充実に取り組みます。
- ② 被害者やそのご家族が性暴力を受けた後、速やかに「よりこ」に相談し、必要な支援につながるよう、「よりこ」の認知度向上に向けた広報啓発に取り組むとともに、幅広い世代で利用されているSNSを活用した相談を妊娠SOSやDV相談と合同で運営するなど、「よりこ」に相談しやすい環境整備に引き続き取り組みます。
- ③ 性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、条例に基づく推進計画を策定します。
- ④ 性暴力に対する誤った認識などによる性暴力被害者に対する二次被害を根絶するとともに、社会が一体となって被害者を支え、性暴力の根絶に向けた取組を進めるため、「性暴力の根絶をめざす月間」を中心に県民の理解促進や性暴力根絶に向けた気運の醸成に取り組みます。
- ⑤ 学校等における子どもに対する性暴力の防止、および、性暴力が発生した場合、速やかに回復に向けた適切な支援が受けられるよう、必要な知識や技術の理解促進に取り組むとともに、子ども自身が性暴力から身を守り、また、周囲の大人をはじめ、社会全体で子どもを性暴力から守れるよう必要な知識に関する理解を促進するための広報啓発に取り組みます。
(くらし・交通安全課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) 産業廃棄物の適正処理の推進と循環的利用の促進</p> <p>令和6年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄件数は35件(前年度40件)、不法投棄量は79トン(前年度676トン)と、いずれも前年度より減少したものの依然として後を絶たない状況であり、過去からの未撤去事案も残されている。</p> <p>このため、優良認定事業者制度等の活用・促進を図るなど、排出事業者の処理責任の徹底に取り組むことで新たな不法投棄の発生を未然に防止するとともに、監視カメラやドローン等を積極的に活用した効率的・効果的な監視・指導活動や廃棄物スマホ110番をはじめとする各種通報制度の利用促進等により、引き続き不法投棄の早期発見・早期是正に努められたい。</p> <p>また、将来、大量の廃棄が懸念される使用済太陽光パネルのリサイクルについては、5年度から排出量のピークを見据えた調査・検討が進められているところであるが、今後、国の使用済太陽光パネルのリサイクル制度に関する検討状況を注視しながら、引き続き循環的利用に係る体制構築に向けた仕組みの検討に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(資源循環推進課、廃棄物対策課、廃棄物監視・指導課)</p>
講じた措置
<p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 排出事業者の処理責任を徹底するため、排出事業者への訪問を行い、排出事業者責任の普及啓発、電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用促進に取り組みました。</p> <p>また、排出事業者が優良認定処理業者に処理を委託しやすい環境を整備するため、産業廃棄物処理業者を対象に『優良認定取得支援セミナー』を実施しました。(廃棄物対策課)</p> <p>② 不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、監視カメラやドローン等ICTを活用した厳正な監視・指導活動を行うとともに、市町や事業者と連携・協働しながら、不法投棄等を発見した際の通報窓口に係る広報・啓発を行いました。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 将来の大量排出や地域性をふまえた効率的かつ適切なリユース・リサイクルの促進や、より高度な資源循環を進める体制を構築するため、使用済太陽光パネルリサイクル関連事業の将来の収益予測をもとに実現可能性の高い事業モデルについて検討しました。加えて、排出ピークの平準化に向けた太陽光パネルの長寿命化・リユース促進に係る取組事例を調査しました。(資源循環推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 電子マニフェスト活用率は、平成27年度実績より31.6ポイント増加し、81.1%となりました(令和6年度実績値)。また、優良認定処理業者数は、令和6年度末から29者増加し、546者となりました。(廃棄物対策課)</p> <p>② 令和7年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄は25件、数量は152tでした。また、令和7年度に寄せられた県民からの通報は268件でした。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 過年度調査したパネルの排出量や時期及びガラス材の利用範囲等を踏まえ、太陽光パネルリサイクルに関わる事業者それぞれの将来の収益予測を行い、複数の事業モデルについて検討しました。また、太陽光パネルの長寿命化・リユース促進に係る全国の取組事例をヒアリング等により調査し、県内事業への展開の可能性について検討しました。また、太陽光パネルリサイクルに係る県内の事業者との意見交換を実施しました。(資源循環推進課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>① 排出事業者責任の徹底に向けて、優良認定処理業者への委託や、関係機関と連携した産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進します。(廃棄物対策課)</p> <p>② 監視カメラやドローン等最新技術の活用を進めることにより、日頃の監視体制を一層充実させる必要があります。また、不法投棄等を発見した際の通報窓口について、更なる周知を図っていく必要があります。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 国において検討が進められている太陽光発電設備のリサイクル制度に応じたリユース・リサイクルを事業者に促す必要があります。(資源循環推進課)</p>

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。また、排出事業者が優良認定処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備するための取組を進めます。
(廃棄物対策課)
- ② 産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たないことから、引き続き、ICTを活用した効率的・効果的な監視・指導活動を行うとともに、不法投棄等を発見した際の通報窓口について、より一層の周知を図ることで、不法投棄等の早期発見・早期是正に取り組みます。
(廃棄物監視・指導課)
- ③ 使用済み太陽光パネルの高度な資源循環に係る体制構築に向け、過年度の調査結果や国の動向をふまえて、発電事業者、処理業者、リユース業者等と情報を共有し、関連事業者による循環的利用に係る取組を促します。
(資源循環推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 必要な条例改正手続が遅延していた。 (くらし・交通安全課) (2) 条例改正の際に罰則規定に関する表記の誤りがあった。 (大気・水環境課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所管する条例において、引用している法律(条項)を一覧で整理するとともに、職員同士で声掛けを行うなど、常に条例改正の必要性を意識しなければならないことを確認しました。 (くらし・交通安全課)</p> <p>(2) 条例改正を含む適正な事務処理の遂行に必要な知識の習得を目的として、環境共生局(地域環境室を含む)の全職員が、「ブラッシュアップ研修『法制執務講座』」の動画研修を受講しました。 また、本事案に係る客観的事実の整理や関係職員へのヒアリングを実施し、発生原因の確認や今後の再発防止策の検討を行いました。 法令に対する知識不足のほかに、関係者間のコミュニケーション(情報共有)や確認・チェック機能、業務の進捗管理に課題があったことから、思い込みによらず、関係者同士でしっかり確認しあうこと、班・課ミーティングなどを通じ、組織として適切に業務の進捗管理を図ることを徹底しました。(大気・水環境課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 三重県例規で引用している法令の改正があった場合に、法令改正情報がメール配信される機能を活用し、引用法令が配信された場合に声掛けを行い、複数でのチェックを徹底していきます。(くらし・交通安全課)</p> <p>(2) 再び同様の誤りが発生しないよう、引き続き、法令を十分意識し、適正な事務処理の徹底を図ります。 また、環境共生局内においても、継続して、法務研修等の受講勧奨や、各研修において本事案で得た教訓の周知を行うとともに、条例策定・改正時にはチェックリストの活用などを行っていきます。 (大気・水環境課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和6年度末現在7,870,148,359円あった。(廃棄物対策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入未済 ① 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定により実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。このため、令和7年度においても、引き続き、原因者(滞納者)の財産調査を行うとともに、面談等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。(廃棄物対策課) 2 今後の方針(取組予定等) ア 収入未済 ① 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産調査等を行い、換価可能な資産の把握に努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。また、財産調査等の状況を踏まえ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。(廃棄物対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【令和6年度三重県災害廃棄物処理に関する実地訓練等に係る業務委託】	
・ 県の承諾前に受託者が再委託を行っていた。	
・ 再委託承認に係る書類の記載が適切でなかった。	(資源循環推進課)
② 【令和3～6年度斎宮歴史博物館展示室等保守点検業務委託】	
・ 予定価格の算定に係る根拠が明確になっていなかった。	(斎宮歴史博物館)
③ 【令和6年度収蔵・展示における保存環境対策業務委託】	
・ 予定価格の算定に係る根拠が明確になっていなかった。	(斎宮歴史博物館)
イ その他の支出事務	
① 予定価格の記載誤りによる開札後の入札中止があった。	(大気・水環境課)
② 予定価格及び公告内容の記載誤りによる開札後の入札中止があった。	(斎宮歴史博物館)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
① 【令和6年度三重県災害廃棄物処理に関する実地訓練等に係る業務委託】	
当該事案について課内での情報共有と注意喚起を行い、再委託の申請があった際には、必ず承諾後に再委託を行うよう受託者に伝達することとしました。また、再委託承認申請書及び再委託承認書について、主務者及び副務者が記載事項のチェックを徹底することとしました。	(資源循環推進課)
② 【令和3～6年度斎宮歴史博物館展示室等保守点検業務委託】	
予定価格の算定単価については公表されている最新の資料等を用いるとともに、その根拠を設計書等に確実に記載することとしました。	(斎宮歴史博物館)
③ 【令和6年度収蔵・展示における保存環境対策業務委託】	
予定価格の積算根拠を明確化するため、仕様書の記載内容を見直し、物品については設定した基準品の定価等を根拠とする、また、人件費等については県の公共工事等設計単価表に準拠するなど、公表資料等を用いて根拠を明示することとしました。	(斎宮歴史博物館)
イ その他の支出事務	
① 所属長が予定価格調書を作成する際には、明らかな予定価格の記載誤りを防止するよう、設計価格との照合を確実に行いました。	(大気・水環境課)
② 当該案件の仕様について課税・非課税が混在していたことが記載誤り等の原因となったことから、課内で当該事案について注意喚起を行うとともに、同様の事案については複数職員での確認を徹底することとしました。	(斎宮歴史博物館)
2 今後の方針(取組予定等)	
ア 業務委託	
① 【令和6年度三重県災害廃棄物処理に関する実地訓練等に係る業務委託】	
引き続き上記の取組を徹底することにより、再発防止に努めます。	(資源循環推進課)
② 【令和3～6年度斎宮歴史博物館展示室等保守点検業務委託】	
上記取組を引き続き実施します。	(斎宮歴史博物館)
③ 【令和6年度収蔵・展示における保存環境対策業務委託】	
上記取組を引き続き実施します。	(斎宮歴史博物館)
イ その他の支出事務	
① 課内ミーティング等で本事案を含む教訓や類似するヒヤリ・ハット事例の共有を図るなど、引き続き再発防止策の徹底に努めます。	(大気・水環境課)
② 担当者の異動があった際にも確実に事務を引き継ぐこととし、同様の事案が再度発生しないよう、適正な事務処理に努めます。	(斎宮歴史博物館)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%)	
(物損額: 県 0 円廃車、相手 1,537,018 円)	(廃棄物監視・指導課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
事故惹起者に対し、県民の模範となる運転行動をとるよう反省を促しました。また、朝会の機会を通じて、安全運転と交通法規の遵守を適宜指導したほか、運転免許証を有する全課員が交通事故防止対策の取組メニュー (①交通安全セミナー動画視聴、②無事故カレンダーの活用、③KM式安全運転助言検査の受検) に参加し、再発防止を図りました。	(廃棄物監視・指導課)
2 今後の方針 (取組予定等)	
引き続き、朝会等において、交通事故に関する注意喚起を行うとともに、安全運転の意識向上を図り、再発防止に努めます。	(廃棄物監視・指導課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 農林水産業の経営力強化と新たな取組への支援</p> <p>農林水産業は、生活に不可欠な「食」等を供給する重要な産業であるにもかかわらず、人口減少による市場規模の縮小並びに従事者の減少及び高齢化が急速に進んでいる。また、国際紛争をはじめとする不安定な情勢にも翻弄されている。</p> <p>一方、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする政府目標や米不足問題、世界の経済情勢、気候変動に起因する自然災害の増加等による「食の安全保障」の確保等を踏まえると、「食」を支える12.7兆円(4年国内生産額)の農林水産業は、成長産業として持続的発展が見込める産業でもある。</p> <p>本県においては、先進技術の積極的導入や企業等と連携したスマート化の展開、環境負荷低減に向けてのさまざまな取組や高付加価値製品の生産等、比較的若い世代の経営者による意欲的な生産活動が増えてきており、この動きを加速させ、本県の農林水産業のぜい弱な経営基盤を強化する必要がある。</p> <p>このため、経営の発展段階に応じた支援をはじめ、更なる安全・安心への対応、販路の拡大、スマート化の促進や事業継承の支援等に加え、異分野を含めた新規参入の促進等、若い世代が夢と希望を持って農林水産業に挑戦できるよう支援体制の充実、強化を図りたい。</p> <p>特に業種別では、農業においては、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約の推進による規模拡大、地域の強みを活かした産地化の取組、スマート農業の展開、気候変動や環境負荷の低減への対応等を進めるとともに、高付加価値化にも取り組まれない。</p> <p>林業においては、関係機関との連携による森林空間等を活用した新たなビジネスの展開、スマート林業の導入促進等による収益力の強化と産業としての魅力向上、Jークレジット制度を活用した地球温暖化対策等への貢献に取り組まれない。</p> <p>漁業・水産業においては、水産物の安定供給の推進、陸上養殖等の高水温化に対応した養殖技術の開発・普及に取り組まれない。</p> <p>(フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、農業基盤整備課、森林・林業経営課、治山林道課、みどり共生推進課、水産振興課、水産資源管理課、水産基盤整備課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 経営の発展段階に応じた支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農者や認定農業者、農業法人など、意欲ある多様な農業者の経営の発展段階に応じた支援のため、(公財)三重県農林水産支援センターに相談窓口を設置し、農業改良普及センターと連携して経営改善をサポートしました。(担い手支援課) 国の補助事業を活用し、麦・大豆の機械導入(津市1経営体、伊賀市1経営体、菰野町7経営体、東員町3経営体)の支援に取り組みました。また、露地野菜産地(ネギ 鈴鹿市6経営体)への機械導入支援に取り組むとともに、施設の合理化に取り組む茶産地において茶工場施設の増築を支援しました。(農産園芸課) 畜産経営体の収益性の向上を図るための経営規模の拡大や作業の省力化に向けた施設整備の相談に対応し、国の補助事業等の活用のために必要な畜産クラスター計画等の作成を支援(9件)しました。(肉用牛(明和町・四日市市:畜舎・堆肥舎)、豚(津市:畜舎、菰野町:堆肥化施設、伊賀市:畜舎)、採卵鶏(津市:畜舎、明和町:ケージシステム等)、肉用鶏(熊野市:畜舎)、採卵鶏(津市:堆肥造粒機)、肉用牛・乳用牛・豚(津市:堆肥袋詰め装置))また、飼料自給力の向上に向け、食品副産物のエコフィードとしての利活用に向けたマッチングの支援に取り組みました。(畜産課) 施業の省力化や採算性の向上に向け、「みえスマート林業推進協議会」活動を通じたICT等の先端技術の情報発信のほか、高性能林業機械等の導入支援による生産基盤の強化や労働災害の防止、(公社)みえ林業総合支援機構と連携した雇用環境の改善や事業の合理化に取り組みました。(森林・林業経営課) 法人化や雇用の拡大、就業環境の改善など、漁業経営体の経営状況に応じた課題解決を図るため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家派遣による個別伴走支援を実施しました。また、漁業者が行う漁業経営の強化のための取組を支援しました。(水産振興課) <p>② 更なる安全・安心への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産農林水産物の中でも特に環境への配慮を行っている生産物を認定する、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の登録・認定を進めています。「みえの安心食材」の認知度向上、理解促進のため「みえの安心食材プレゼントキャンペーン」(11月~2月)を実施しました。生産者の生産販売管理力の向上を図る研修会(2月26日)を実施しました。(フードイノベーション課) GAP(農業生産工程管理)の普及啓発を通して、農薬の適正管理等を通じた農産物の安全性向上や、人材育成、経営の改善・効率化など生産者の経営力強化に向けて支援しました。また、農薬管理指導士の育成を通して農薬の適正使用の推進を図りました。(農産物安全・流通課) 養殖業者の安全性の意識向上を図るため、養殖管理や水産用医薬品の適正使用に係る巡回指導及び魚病診断や医薬品残留検査等を実施しました。また、二枚貝類の安全な供給のため、定期的な毒性検査及び貝毒プランクトン調査に取り組みました。(水産振興課)
--

③ 販路の拡大について

- ・ 大阪・関西万博にあわせ、集客力のある大都市圏の飲食チェーン5店舗（英国風パブ「ハブ」首都圏3店舗、関西圏2店舗）における三重県フェアを開催しました（9月1日から1ヶ月間）。大阪で開催されるメディア主催の大規模イベント（11月3日MBSラジオ秋まつり）へ出展しました。航空事業者との連携による機内誌への三重県産食材の情報掲載（12月から1ヶ月間）、首都圏の飲食店2店舗（俺の株式会社「俺のフレンチグランメゾンTOKYO」「俺の割烹銀座本店」）での三重県フェアの開催（1月20日から2月15日まで）、首都圏でのマルシェの開催（3月6日・7日JR大崎駅）を行いました。都内の飲食店2店舗において「三重県フェア」（2月14日から3月8日まで）を開催しました。関西圏への販路拡大につなげるため、交通事業者と連携し、効率良く関西圏の駅や飲食店、小売店等に輸送する新たな流通モデルを構築し、県産農林水産物と関西圏の飲食店や小売店等とのマッチングに取り組みました。（近鉄列車の貨客混載等による県産農林水産物の輸送実証実験（11回）、駅構内でのマルシェ（2回）、シェフ・バイヤーとの交流会（1回）（フードイノベーション課）
- ・ 三重県産米の消費拡大（販路拡大）に向けて、県内、首都圏、関西圏において、お米の食べ比べやクイズなどの三重県産米を知っていただくイベントを実施しました。花き花木については、団体と連携し、植木まつり（4月15日・16日、10月25日・26日、来場者計5,500名）や花とみどりのふれあいフェスタ（12月6日・7日、来場者計5,400名）、花育体験（20校）、飾花に取り組む4市の支援に取り組みました。タイ向けカンキツについて、11月に現地バイヤーを招聘しニーズ把握を行うとともに、副知事ミッション（1月14日～17日）にあわせ、温州みかんの輸出先であるタイにおいて三重県産カンキツのプロモーションを行いました。情報発信の取組として、教育機関と連携し、高校生が伊勢茶を楽しむアイデアを発表する「第2回Ise Cha Promotion Award」を実施しました（11月1日）。飲食店と連携し、伊勢茶を使ったメニューが楽しめる「飲んで！食べて！もっと、伊勢茶。キャンペーン2025」を実施しました（11月1日から1月31日まで）。（農産園芸課）
- ・ 県産ブランド和牛に関心を持つ新規輸出国（イタリア、オーストラリア、フィリピン）の商社等と連携し、高級レストラン等の現地ユーザーを対象に試食会を開催しました。（畜産課）
- ・ 三重県産材の利用促進に向け、木造化率の低い非住宅建築物の木造化を図るため、非住宅の木造建築を設計できる建築士を育成するためのセミナーを開催するとともに、「みえの木建築コンクール」の開催や県内外において県産材のPR活動を行いました。（森林・林業経営課）
- ・ 県産水産物の特長を活かした販路拡大を図るため、大都市圏の量販店における県産水産物フェアの開催や海外への販路拡大に向けた商談機会の創出に取り組みました。（水産振興課）

④ スマート化の促進について

- ・ 林業のスマート化に向け、スマート技術に精通するコア技能者の育成や「みえスマート林業推進協議会」活動を通じたICT等の先端技術の情報発信、（公社）みえ林業総合支援機構と連携したICT等の先端技術の現場実装に取り組みました。（森林・林業経営課）
- ・ 漁労作業の効率化や経営の安定を図るため、国や県の補助事業を活用したスマート機器の導入支援に取り組み、漁業のスマート化を促進しました。（水産振興課）

⑤ 事業承継の支援について

- ・ 事業承継を検討している農業経営体に対し、相談対応を行うとともに、専門家を派遣し承継を支援しました。（担い手支援課）
- ・ 法人化や雇用の拡大、就業環境の改善など、漁業経営体の経営状況に応じた課題解決を図るため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家派遣による個別伴走支援を実施しました。また、首都圏等で行われる漁業就業支援フェア等のイベントやウェブサイト「みえ漁師Seeds」において、本県漁業の紹介等を行うとともに、県内各地で運営される漁師塾への支援に取り組みました。（水産振興課）

⑥ 異分野を含めた新規参入の促進について

- ・ 異分野を含めた新規参入等の促進のため、（公財）三重県農林水産支援センターに設置した相談窓口において、参入に向けた相談に対応するとともに、農業参入フェアへの出展や参入希望企業を対象とした研修会の開催などを行いました。また、就業・就職フェアや県内外の相談会等により新規就農希望者に対応するとともに、農業大学校に設置した「みえ農業版MBA養成塾」等において、知識や技術の習得を支援しました。新規就農者に対しては国の事業などを活用し就農前の研修や経営開始に必要な機械等の導入を支援しました。さらに、農業分野への新規参入や規模拡大等の支援を目的とした「みえ農業ビジネスプランコンテスト2025」を実施しました。（担い手支援課）
- ・ 新規就業者の確保に向け、林業への就業に関心の有る者を対象に、就業相談対応や林業体験等を実施したほか、高校生を対象とした職場体験に取り組みました。また、多様な労働力を確保するため、異分野の林業への参入や外国人技能実習生の受入れ、社会福祉施設との連携の促進に取り組みました。（森林・林業経営課）
- ・ 首都圏等で行われる漁業就業支援フェア等のイベントやウェブサイト「みえ漁師Seeds」において、本県漁業の紹介等を行うとともに、県内各地で運営される漁師塾への支援に取り組みました。さらに、漁業者や漁協が行う漁業就業者の確保のための空き家改修や漁業現場の労働環境の改善の取組を支援しました。（水産振興課）

- ⑦ 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約の推進による規模拡大について
- 令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（改正農業経営基盤強化促進法）が施行され、各地で地域のめざすべき将来の農地利用の姿を示す「地域計画」が策定されました。各農林事務所に設置している「農地中間管理事業推進チーム」（市町、JA、農地中間管理機構等で構成）を中心に、地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化に取り組みました。（担い手支援課）
 - 農地の集積・集約化を推進するため、国の農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、ほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備に取り組みました。（農業基盤整備課）
- ⑧ 地域の強みを活かした産地化の取組について
- 温暖な東紀州地域のカンキツや寒暖差の大きい伊賀地域のナシについて、海外販路の拡大に向け、スマート技術や高品質化技術の導入支援や輸送時のロスの原因の究明および改善提案に取り組みました。（農産園芸課）
- ⑨ スマート農業の展開について
- スマート農業技術の実装に向け、機械等の導入を支援しました。また、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（スマート農業技術活用促進法）（令和6年10月施行）に基づく事業活動計画の作成や実施に関し、農業者に対して指導・助言を行いました。（担い手支援課）
- ⑩ 気候変動や環境負荷の低減への対応について
- 病害虫発生予察事業により気候変動の影響による病害虫の発生动向の変化を把握し、生産者への情報提供を行うことで、病害虫のまん延防止に取り組みました。また、環境負荷の低減に向けて、化学肥料・化学合成農薬を低減した栽培方法や有機農業について、取組面積に応じた定額支援に取り組みました。（農産物安全・流通課）
 - 気候変動による夏の高温でも品質の良い「結びの神（三重23号）」の生産拡大に向けて、「気候変動に対応した県産ブランド米「結びの神」生産拡大推進事業」を実施しました。農業分野における環境への負荷の低減を図る事業活動を行う農業者等を支援する三重県みどりトータルサポートチームを令和7年11月に設立しました。環境への負荷の少ない農法への転換を支援（45件）するとともに、有機農業を地域で推進する名張市・尾鷲市・伊賀市の取組を支援しました。（農産園芸課）
 - 家畜保健衛生所や中央農業改良普及センターから夏場の飼養管理について助言等を行うとともに、畜舎の温度や湿度等を制御する送風装置等の導入に向けた畜産クラスター計画の作成を支援し、飼養管理と畜舎環境の対策を推進しました。（畜産課）
- ⑪ 高付加価値化について
- ジビエや藻場を食害する低利用魚類など、これまであまり利用されていない県産食材の利用拡大に向け、県内高等学校（3校（名張高校・鳥羽高校・志摩高校））及び食関連事業者（4事業者（漁協、2食品加工事業者、飲食店））と連携し、新商品開発を行うとともに、新商品のブラッシュアップに向け、県内（11月22日鳥羽マルシェ、12月7日隠 BALIBALI NABARI fes）や首都圏（2月12日三重テラス）で、消費者や食品企業等へのテストマーケティングを実施しました。農林水産業者と食品企業等の連携による、農林水産資源を活用した新たな食品ビジネスの創出に向け、異業種とのネットワークづくりに役立つ交流会や研修会、テーマ別の専門部会（低利用資源の有効活用）を開催するとともに、低利用魚類の効率的な一次加工技術の実証試験を実施しました。（フードイノベーション課）
 - 県育成イチゴ品種「うた乃」の平パック販売による高単価帯での販売をめざし、イチゴ品種「うた乃」の商談会・いちご大福ワークショップ（1月15日三重テラス）や店頭試食販売などのプロモーションを開催するとともに、県内で三重いちごのPRを行いました。ブランド力の高い伊勢茶生産に向け、茶生産者が茶販売者と連携して取り組む煎茶加工ラインの機能改良やかぶせ茶栽培の導入等を支援しました。インバウンドを含む県外からの観光客を伊勢茶産地に誘客するため、伊勢茶ブランド展開戦略を作成しました。（農産園芸課）
- ⑫ 関係機関との連携による森林空間等を活用した新たなビジネスの展開について
- みえ森林・林業アカデミーにおいて、新たな森林空間等を活用したビジネスの計画、実践に対してアドバイスなど必要な支援を行っており、令和8年度から関係機関との連携によるビジネスの展開に取り組むこととしています。（森林・林業経営課）
 - 関係機関と連携し、自然体験イベントの開催及びブラッシュアップに取り組むとともに、国立公園指定80周年に向け、地域事業者の活動やイベントの開催を支援するなど、新たなビジネス展開につなげる取り組みを行いました。（みどり共生推進課）
- ⑬ スマート林業の導入促進等による収益力の強化と産業としての魅力向上について
- ICT等の先端技術の現場実装に向けた情報発信や生産基盤の強化、伐採と再生林の一貫作業等の推進により、作業の省力化や労働災害の少ない業種への転換を進め、収益力の強化と産業としての魅力向上を図りました。（森林・林業経営課）
- ⑭ J-クレジット制度を活用した地球温暖化対策等への貢献について
- 航空レーザ測量結果を用いてJ-クレジットの認証に必要な森林情報基盤を整備したほか、県行造林をモデルとして進めているJ-クレジットの取組について、さらなる創出に向けて新たな県行造林を追

加して対象エリアを拡大するとともに、令和7年1月に創出したJークレジットの販売を行いました。
(森林・林業経営課)

- ・ 県行造林において、Jークレジット制度の活用に必要な森林経営計画に基づいた森林整備（間伐）を実施しました。
(治山林道課)

⑮ 水産物の安定供給の推進について

- ・ 水産資源の維持・増大のため、沿岸水産資源（再評価10魚種）の資源評価に取り組みました。また、気候変動によりアワビなどの海女の漁獲対象資源が減少していることから、資源の維持増大のため、サガラメ（海藻）、サザエの種苗生産、及び移植・放流等の技術開発に取り組むとともに、伊勢湾の重要資源のうち資源量が大きく減少しているアサリ、ハマグリ種の種苗生産、中間育成技術の開発に取り組みました。併せて、多くの生物を育む豊かな海の再生に向け、藻場や干潟・浅場の造成を進めるとともに、漁業者等の活動組織による保全活動を支援しました。
(水産振興課、水産資源管理課、水産基盤整備課)

⑯ 陸上養殖等の高水温化に対応した養殖技術の開発・普及について

- ・ 高水温環境に適した養殖技術を確立するため、一定期間餌を与えない「無給餌飼育」の技術開発、浮沈式いけすを用いて水温の低い、深い水深で養殖する「シン層飼育」の実証に取り組みました。また、新魚種であるマサバについて水温が安定した地下海水を利用する陸上養殖の技術開発に取り組みました。
(水産振興課)

2 取組の成果

① 経営の発展段階に応じた支援について

- ・ (公財)三重県農林水産支援センターに設置した農業経営等に関する相談窓口において、経営の発展段階に応じて経営課題の明確化や法人化、経営分析などの相談（経営改善相談等164件）、中小企業診断士等の専門家派遣（25件）、農業改良普及センターの伴走支援により、課題解決を進めました。
(担い手支援課)
- ・ 国の補助事業を活用した機械・施設の導入を支援した結果、産地の収益力強化や地域農業を支える経営体の生産性向上につながりました。
(農産園芸課)
- ・ 畜産経営体の収益性の向上を図るための経営規模の拡大や作業の省力化に向けた施設整備の相談に対応し、国の補助事業等の活用のために必要な畜産クラスター計画等の作成支援（9件）に取り組んだ結果、採卵鶏農家（1戸）、肉用鶏農家（1戸）で規模拡大の取組が進められたほか、養豚農家（1件）と種鶏農家（1件）で堆肥化施設等が整備されました。また、肉用牛農家（1件）と肉用牛・乳用牛・豚農家（1件）で規模拡大等に向けた事業要望を提出することができました。飼料自給力の向上に向けたエコフィードの利活用では、養豚農家（1戸）での酒粕の利用につなげることができました。
(畜産課)
- ・ ICT等の先端技術の情報発信（12回）や高性能林業機械等の導入支援（2件）、林業・木材製造業労働災害防止協会と連携した労働災害の防止（集団指導等3回）、(公社)みえ林業総合支援機構と連携した雇用環境の改善や事業の合理化に取り組み、林業事業体の経営発展を図りました。
(森林・林業経営課)
- ・ 就業初期の藻類養殖経営体や真珠養殖経営体のグループ等（計4件）に対して中小企業診断士を派遣し、法人化に向けた事業計画の作成や経営状況の診断、従業員の雇用に向けたアドバイス等を行ったことで、各事業者の課題解決を図ることができました。また、黒のり養殖や船びき網漁業の作業の省力化、ワカメ養殖への新規参入などの取組に対して補助事業を活用した支援を行い、漁業経営の強化が図られました。
(水産振興課)

② 更なる安全・安心への対応について

- ・ 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」において87品目1,278件（うち令和7年度新規30件）を登録しました。
(フードイノベーション課)
- ・ 関係機関と協力して生産者のGAP取組を支援し、41件、159農場がGAP認証を取得しています。農業管理指導士については、一般（更新）研修を4回、特別（新規）研修会を1回実施し、計355名が参加しました。945名が農業管理指導士として、農業の適正使用等の取組を担っています。
(農産物安全・流通課)
- ・ 魚類養殖業者に対して、魚病の発生状況やその対策に関する講習会を開催（1回）するとともに、巡回指導（15地区）、魚病診断（420件）、ワクチン指導（11件）を実施し、魚病の予防や水産用医薬品の適正使用を指導しました。また、養殖魚の安全性を確保するため、流通する養殖魚の医薬品残留検査（20検体）を実施し、基準値を超える医薬品の残留がないことを確認しました。こうした指導等により、魚病の予防、魚病発生時の円滑な対応、水産用医薬品の適正使用が図られ、安全な養殖水産物の供給に寄与しました。貝毒安全対策では令和6年度の臨時検査（令和7年1月）において、旧南勢町海域のヒオウギガイとマガキから規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、出荷自主規制を要請し、マガキは令和7年3月、ヒオウギガイは8月に要請を解除しました。しかしながら、令和7年12月に同海域のヒオウギガイから規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、出荷自主規制を要請するとともに、3月末現在も臨時検査を継続しています。また、令和8年2月に同海域のマガキから規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、出荷自主規制を要請し、令和8年3月に要請を解除しました。こうした貝毒検査（106回）や、出荷自主規制の実施により、安全な県産二枚貝の供給に努めました。
(水産振興課)

- ③ 販路の拡大について
- ・ 大都市圏の飲食チェーン（英国風パブ「ハブ」）における三重県フェアで県産食材を使用したメニュー6品目、首都圏の飲食店2店舗（俺の株式会社「俺のフレンチグランメゾンTOKYO」「俺の割烹銀座本店」）での三重県フェアで使用した県産食材5品目、首都圏（JR大崎駅）で開催したマルシェに出展した県内の農林水産事業者・食品製造事業者8事業者、都内の飲食店2店舗における「三重県フェア」にて県産食材を使用したメニュー8品目15メニューを提供しました。（フードイノベーション課）
 - ・ 県内量販店、三重テラス及び梅田駅内でお米の食べ比べ等のイベントを開催し（来場者988名）、消費拡大につながりました。花き花木については、団体と連携し、イベントや花育体験など県産花き花木の消費拡大に取り組み、県民に花とみどりにふれる豊かな暮らしの啓発と県産花き花木の消費拡大につながりました。茶については、「第2回IseChaPromotionAward」には、7校から18チームの応募がありました。その内の9チームがコンテストイベントで発表を行い、最優秀賞が選ばれました。「飲んで！食べて！もっと、伊勢茶。キャンペーン2025」では、県内飲食店154店舗で様々な伊勢茶メニューが提供され、販路の拡大につながりました。（農産園芸課）
 - ・ 試食会を開催した結果、新規輸出国（イタリア、オーストラリア、フィリピン）の現地ユーザー等との輸出ルートが開拓され、県産ブランド和牛の販路拡大につながりました。（畜産課）
 - ・ 木造建築設計セミナーの開催（4回）や「みえの木建築コンクール」の実施（1回）、木材関係団体や事業者が連携した県産材のPR活動（5回）を行ったほか、東京都や大阪府において県産材の需要拡大のPR活動（2回）を行い、販路の拡大を進めました。（森林・林業経営課）
 - ・ 大都市圏の量販店717店舗での県産水産物フェアやマレーシア及びベトナムでの商談機会の創出を行った結果、量販店との継続的な取引（5件）や現地輸入商社との商談の成立（1件）、ベトナムの現地事業者と県内事業者間におけるMOU（覚書）の締結（2件）につながりました。（水産振興課）
- ④ スマート化の促進について
- ・ スマート技術に精通するコア技能者の育成（6名）や「みえスマート林業推進協議会」活動（12回）によるスマート技術の成果等の情報発信を行ったほか、（公社）みえ林業総合支援機構と連携し、林業事業体におけるICT等の先端技術の現場実装につなげました。（森林・林業経営課）
 - ・ 県内の魚類養殖経営体（1件）において、県の補助事業を活用したスマート機器の導入により、漁労作業の省力化につながりました。（水産振興課）
- ⑤ 事業承継の支援について
- ・ （公財）三重県農林水産支援センターに設置した相談窓口において、事業承継等の相談（93件）に対応しました。また、専門家の派遣や農業改良普及センターの伴走による事業承継の支援を行いました。（担い手支援課）
 - ・ 就業初期の藻類養殖経営体や真珠養殖経営体のグループ等（計4件）に対して中小企業診断士を派遣し、法人化に向けた事業計画の作成や経営状況の診断、従業員の雇用に向けたアドバイス等を行ったことで、各事業者の課題解決を図ることができました。また、漁業就業支援フェア（東京、大阪）、みえ移住フェア（名古屋、大阪、東京）、三重県農林漁業就業・就職フェア（津市）にブース出展し、計30名に対して、本県漁業の紹介や就業の相談を行いました。併せて、ウェブサイト「みえ漁師Seeds」による情報発信や漁師塾の短期研修の開催支援（2回、参加者8名）により、本県漁業への就業に関する情報を的確に提供し、就業の促進を図ることができました。（水産振興課）
- ⑥ 異分野を含めた新規参入の促進について
- ・ 異分野を含めた新規参入の促進では、三重県農林漁業就業・就職フェア2025（1回、来場者70名）のほか、企業参入相談（14件）等、（公財）三重県農林水産支援センターと連携して取り組みました。また、農業改良普及センターにおいても新規就農相談（337件）のほか、国の交付金事業により、研修中の就農希望者に対する支援（20名）や経営開始に必要な施設・機械の導入支援（113名）を行いました。農業大学校ではオープンキャンパス（1回、来場者80名）や就農チャレンジ研修（2回）の開催などにより、入校生確保に努めるとともに、「みえ農業版MBA養成塾」では高度な知識・技術を学ぶ塾生3名を確保しました。「みえ農業ビジネスプランコンテスト2025」では、5件の応募があり、三重県内の農地を活用して農業分野への新規参入や規模拡大等をめざす事業者を支援しました。（担い手支援課）
 - ・ 首都圏等での就業相談対応（7回）や林業就業セミナー（1回）、県内における林業体験ツアー（2回）を開催したほか、県内の高校生を対象とした林業経営体との就業相談会（2回）や林業職場体験（4校）の実施などにより、新規就業者の確保を進めました。また、異分野の閑散期等における林業への参入を促進したほか、外国人技能実習生の受入れに向けたセミナーの開催（2回）、社会福祉施設との連携促進に向けたコーディネーターの確保（3名）とマッチング活動の支援に取り組み、多様な労働力の確保を図りました。（森林・林業経営課）
 - ・ 漁業就業支援フェア（東京、大阪）、みえ移住フェア（名古屋、大阪、東京）、三重県農林漁業就業・就職フェア（津市）にブース出展し、計30名に対して、本県漁業の紹介や就業の相談を行いました。併せて、ウェブサイト「みえ漁師Seeds」による情報発信や漁師塾の短期研修の開催支援（2回、参加者8名）により、本県漁業への就業に関する情報を的確に提供し、就業の促進を図ることができました。また、漁業者等が行う漁業就業者の確保のための空き家改修5件、漁業現場の労働環境の改善の取組15件を支援し、漁業就業者が就業しやすい環境整備を図ることができました。（水産振興課）

- ⑦ 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約の推進による規模拡大について
- ・ 地域計画（29市町538地区）（3月末時点速報値）が策定され、その実現に向けた支援を行いました。また、農地中間管理事業による利用権設定は3,253haとなりました。（担い手支援課）
 - ・ 農地の集積・集約化を推進するため、ほ場整備（10地区）やパイプラインの整備（13地区）に取り組みました。（農業基盤整備課）
- ⑧ 地域の強みを活かした産地化の取組について
- ・ 地域の気象条件を生かしたカンキツやナシについて、スマート技術や高品質化技術の導入を支援した結果、ナシの輸出量は0.5tとなりましたが、台風による流通の乱れによりミカンの輸出量は19.2tにとどまりました。（農産園芸課）
- ⑨ スマート農業の展開について
- ・ スマート農業技術の実装に向け、農業用ドローン（9台）、直進アシスト付きトラクター、収量コンバイン（4台）、自動操舵付きコンバイン、自動操舵付き乗用管理機及び可変施肥田植機の導入を支援しました。また、スマート農業技術として、栽培管理システム（3か所）、多機能（防除、除草機能等）を備えた自動走行ロボット、自動操舵トラクター（2台）、自動操舵田植機、収量コンバイン（3か所）、農業用ドローン（2か所）、営農支援システム連動乾燥調製・色彩選別機を活用した7事業者が、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画に認定されました。（担い手支援課）
- ⑩ 気候変動や環境負荷の低減への対応について
- ・ 病害虫発生予察事業等により、病害虫発生予察情報を15件、病害虫防除技術情報を18件発出し、生産者や関係機関に注意喚起を行いました。堆肥施用や総合防除等を支援した結果、環境保全型農業の取組面積が383ha（令和6年度）から604haに拡大しました。（農産物安全・流通課）
 - ・ 「結びの神（三重23号）」の令和7年の作付面積は、補助金等による作付推進の結果、309ha（対前年比17ha増）となりました。農業分野における環境への負荷の低減を図る事業活動を行う農業者の支援等に取り組んだ結果、みどり認定者が184件（令和6年度末計139件）となりました。（農産園芸課）
 - ・ 暑熱対策を推進した結果、酪農において、遮光ネット（1戸）、換気扇（7戸）、断熱塗料の塗布（1戸）が整備されました。また、養鶏農家（1戸）では、畜産クラスター事業を活用して送風装置が設置されました。（畜産課）
- ⑪ 高付加価値化について
- ・ 低利用食材を利用した新商品を4商品開発しました。（フードイノベーション課）
 - ・ 県育成イチゴ品種「うた乃」のプロモーション等に取り組んだ結果、令和7年度の栽培面積は147a（前年比68.3a増加）になりました。高性能製茶機や被覆資材等20件の機器・資材導入の支援を行った結果、ブランド力の高い伊勢茶生産につながりました。（農産園芸課）
- ⑫ 関係機関との連携による森林空間等を活用した新たなビジネスの展開について
- ・ みえ森林・林業アカデミーにおいて、新たな森林空間等を活用したビジネスの計画、実践に対してアドバイスなど必要な支援（3件）を行ったほか、令和8年度当初予算に計上しました。（森林・林業経営課）
 - ・ 自然の魅力を体感できるイベントの開催（30回）及び、公式SNSを活用した情報発信（100回）を行い、新たなビジネス展開が期待できる自然体験活動コンテンツのブラッシュアップに取り組みました。（みどり共生推進課）
- ⑬ スマート林業の導入促進等による収益力の強化と産業としての魅力向上について
- ・ 「みえスマート林業推進協議会」活動を通じ、ICT等の先端技術の現場実装に向けた情報発信（12回）や高性能林業機械等の導入支援（2件）、伐採と再生林の一貫作業等の推進により、生産性の向上や労働災害の少ない業種への転換を進め、収益力の強化と産業としての魅力向上を図りました。（森林・林業経営課）
- ⑭ J-クレジット制度を活用した地球温暖化対策等への貢献について
- ・ J-クレジットの認証に必要となる森林情報基盤を整備（28,945ha）したほか、県行造林において、プロジェクトを追加しました。また、令和8年2月に180t-CO₂のJ-クレジットを入札販売しました。（森林・林業経営課）
 - ・ 大峯県行造林（熊野市）及び国津県行造林（名張市）において、森林経営計画に基づく森林整備（間伐25.72ha）に取り組んだほか、J-クレジット制度の活用を進めました。（治山林道課）
- ⑮ 水産物の安定供給の推進について
- ・ 沿岸水産資源については、再評価10魚種の科学的根拠に基づく評価を行い、その結果を漁業者へフィードバックするとともに、漁業者が取り組む過度な漁獲を避け効率的な漁業を推進するなどの資源管理（資源管理協定47件）を支援しました。また、サガラメの種苗生産技術開発では、種糸が順調に生産され、移植試験を実施しました。サザエの種苗生産技術開発では、放流サイズまで種苗を育成する中間育成試験に継続して取り組み、生産されたものの一部を放流試験に用いました。アサリ、ハマグリについては、それぞれ622万個、2.5万個の種苗を生産し、そのうちの一部を用いて放流効果の把握試験や漁協による放流試験を実施しました。県内の6工区において藻場造成（1.4ha）、1工区において浅場造成（1.77ha）に取り組みました。また、漁業者を中心とした活動組織（29組織）による藻場、干潟・浅場の保全活動を

支援しました。

(水産振興課、水産資源管理課、水産基盤整備課)

⑩ 陸上養殖等の高水温化に対応した養殖技術の開発・普及について

- ・ 無給餌飼育については、マダイおよびマハタを対象に、無給餌試験を海面生簀で実施しました。マダイの2歳魚で1か月絶食を行った場合に、通常の養殖方法と同程度の成長性を確保しつつ、飼料効率を5%改善できることを確認しました。シン層飼育については、独自に水中給餌システムを開発し、魚病が頻発する7月から11月にかけて生簀を常時沈下状態で飼育を行ったところ、通常の海面生簀と同程度の成長性で育成することができました。新魚種については、陸上養殖施設でマサバ養殖試験を実施したところ、飼育14か月で出荷想定サイズの250g以上まで成長させることができました。令和8年3月上旬頃から売払いを行い、1,500円/kgで取引されました。

(水産振興課)

3 残された課題

① 経営の発展段階に応じた支援について

- ・ 農業を支える担い手の確保・育成や定着に向け、新規就農者などの初期段階では積極的な情報発信や就農相談、経営の安定化では経営課題の明確化や経営分析などの段階に応じた支援に取り組む必要があります。また、経営発展をめざそうとする経営体に対しては、引き続き専門家派遣等の活用による支援を行う必要があります。
- ・ 産地の収益力強化に向けた機械・施設の導入等に対する支援や、老朽化が進む共同利用施設の再編集約・合理化の取組に対する支援が必要です。
- ・ 収益性の向上に向けた規模拡大等の取組に加えて、畜産経営を持続するための畜舎の補改修等の取組への支援も必要です。
- ・ 林業事業体の持続的経営を図るためには、引き続き、収益の向上や作業の省力化、労働災害の防止、雇用環境の改善、事業の合理化に向けて支援していく必要があります。
- ・ 漁業の生産性の低下、物価の高騰等によるコストの上昇、人口減少による従事者の不足など、漁業経営の困難さが増していることから、経営課題解決にかかる支援に継続して取り組む必要があります。

(水産振興課)

② 更なる安全・安心への対応について

- ・ 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の登録・認定を更に進めるため、生産者への制度の周知、消費者の認知度向上を図る必要があります。
- ・ GAPについては、作業の効率化や資材の最適化が図られ経営力強化につながる反面、取組・認証取得に係る労力・金銭面での負担も生じることから、生産者の取組が進みにくい状況があります。また、農薬管理指導士については、農薬に関する最新情報を提供していくことが必要です。
- ・ 令和3年以降、これまでに貝毒原因プランクトンの発生が想定されていなかった時期に貝毒原因プランクトンの発生が確認され、ヒオウギガイでの麻痺性貝毒による長期間の出荷自主規制要請に繋がっているため、貝毒原因プランクトンの発生リスクの高い時期を特定し、貝毒定期検査の時期を再設定する必要があります。

(水産振興課)

③ 販路の拡大について

- ・ 農林漁業を取り巻く環境が厳しさを増す中、農林漁業の収益力向上に向け、インバウンドなど食の需要の高まりを好機としてとらえ、大都市圏への更なる販路拡大に取り組む必要があります。
- ・ 三重県産米の更なる消費拡大(販路拡大)に向けて、消費者等へのPRが必要です。花き花木については、団体と連携した県産花き花木の更なる消費拡大および2027年国際園芸博覧会に向けた準備が必要です。伊勢茶のさらなる消費拡大には、関西茶業振興大会三重県大会等を契機とした魅力発信を実施するとともに、伊勢茶体験等魅力の幅を広げていく必要があります。
- ・ 米国関税措置等をはじめとした、昨今の世界情勢のめまぐるしい変化や将来的な人口減少による国内需要の縮小等を見据え、新たな輸出先国に向けたサプライチェーン構築、既存の輸出先国とのサプライチェーンの強化を行い、さらなる輸出の拡大・定着に取り組む必要があります。
- ・ 「三重の木づかい条例」(令和3年4月施行)等に基づき、県や市町が整備する公共施設については、木造建築物が増えつつありますが、民間の非住宅建築物における木材利用が進んでいないことから、県産材を活用した木造・木質化を促進していく必要があります。
- ・ 販路の拡大を推進するために、特長ある県産水産物の魅力発信により付加価値を向上するとともに、現地ニーズに対応した輸出体制の構築や輸出先国の多角化を図る必要があります。

(水産振興課)

④ スマート化の促進について

- ・ 林業のスマート化は進みつつありますが、一部の林業事業体に留まっていることから、引き続き、スマート技術に精通するコア技能者の育成や「みえスマート林業推進協議会」活動による情報発信、(公社)みえ林業総合支援機構と連携したICT等の先端技術の現場実装に取り組んでいく必要があります。
- ・ 漁業のスマート化に必要なスマート機器の導入にかかるコストは、中小規模の漁業者にとって大きな負担となっています。また、スマート化による効果的な操業への転換を促進する必要があります。

(水産振興課)

- ⑤ 事業承継の支援について
- ・ 事業承継が課題の農業経営体は、後継者の育成、承継しようとする事業内容の明確化や承継前の経営状況の把握等の課題を有しており、課題解決に向けて支援を行うことが必要です。（担い手支援課）
 - ・ 漁業の生産性の低下、物価の高騰等によるコストの上昇、人口減少による従事者の不足など、漁業経営の困難さが増していることから、経営課題解決にかかる支援に継続して取り組む必要があります。また、漁業の担い手を確保するため、本県漁業の認知度向上と魅力発信に継続して取り組む必要があります。（水産振興課）
- ⑥ 異分野を含めた新規参入の促進について
- ・ 異分野から農業へ参入しようとする事業者及び新規就農希望者は、農業特有の知識や技術の不足、農地の確保や地域との関係構築などのほか、新たな設備投資や収益化までの資金繰り等の課題があり、関係機関と連携した支援を行う必要があります。（担い手支援課）
 - ・ 人口減少が進むと予想されるなか、森林整備の増大が見込まれるため、引き続き、新規就業者や異業種による林業への参入など、多様な労働力の確保に取り組んでいく必要があります。（森林・林業経営課）
 - ・ 漁業の担い手を確保するため、本県漁業の認知度向上と魅力発信に継続して取り組む必要があります。また、漁業就業者を受け入れる地域・経営体の受入環境を整備する必要があります。（水産振興課）
- ⑦ 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約の推進による規模拡大について
- ・ 地域計画に基づき、農地中間管理事業により担い手等への農地の集積・集約化を進め、効率的な農業経営を実践する担い手を育成する必要があります。また、地域の実情に応じて地域計画のブラッシュアップに取り組む市町に対し、関係機関と連携して支援していく必要があります。（担い手支援課）
 - ・ 効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、担い手への農地集積・集約化による生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進する必要があります。（農業基盤整備課）
- ⑧ 地域の強みを活かした産地化の取組について
- ・ 地域の気象条件を生かした果樹について、海外販路の拡大に向けた省力化技術や高品質化技術の導入、輸送時のロスの改善が必要です。（農産園芸課）
- ⑨ スマート農業の展開について
- ・ スマート農業技術の実装に向け、国の「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業」等の補助事業の紹介を行うとともに、優良事例の共有を図る必要があります。また、ドローン等スマート農業機械を活用した作業代行やシェアリング・リース等を実施する農業支援サービス事業者の参入や展開を支援する必要があります。（担い手支援課）
- ⑩ 気候変動や環境負荷の低減への対応について
- ・ 昨今の気候変動等により、今までに県内で発生のない新しい病害虫等の発生の可能性が高まっているため、病害虫発生予察事業により、継続して病害虫の発生動向を把握するとともに、対応策を検討し、生産者への確かな情報提供を行っていくことが必要です。また、環境負荷の低減に向けて、化学総合防除の考え方等の普及啓発をさらに図っていくことが必要です。（農産物安全・流通課）
 - ・ 今後も夏季における高温が見込まれることから、高品質の米生産（1等米比率の高い）にむけて、さらなる高温耐性品種の生産拡大と新品種の検討・導入を図ることが必要です。温室効果ガスの削減など環境への負荷が少ない農業への転換が必要です。（農産園芸課）
 - ・ 夏場の異常な暑さが常態化しつつあり、暑熱対策を前提とした管理を進める必要があることから、引き続き、夏場の飼養管理の助言等や効果の高い技術導入に向けた情報提供等に取り組む必要があります。（畜産課）
- ⑪ 高付加価値化について
- ・ 「食料システム」の持続性を確保するため、農林漁業と食品産業のさらなる連携を促進し、両者の安定的な取引関係の確立による原材料調達体制の整備や、地域の食品等事業者の協調による農林水産資源の活用体制の強化が急務となっています。（フードイノベーション課）
 - ・ 野菜については、引き続き県産イチゴ品種等の消費拡大の取組が必要です。伊勢茶が他産地の動静に影響を受けない単価形成を実現するためには実需者に選ばれるブランドとなることが重要です。（農産園芸課）
- ⑫ 関係機関との連携による森林空間等を活用した新たなビジネスの展開について
- ・ 森林空間等を活用した新たなビジネスの展開に必要な知識や情報を得る機会が少ないことから、起業家における新規ビジネスの実現に向け、支援していく必要があります。（森林・林業経営課）
 - ・ 自然公園等を利用したイベントの開催や効果的な情報発信を行うとともに、伊勢志摩国立公園指定80周年を契機として、関係機関と連携し、新たなビジネス展開が期待できる地域事業者の活動への支援やイベント等の開催に取り組む必要があります。（みどり共生推進課）
- ⑬ スマート林業の導入促進等による収益力の強化と産業としての魅力向上について
- ・ ICT等の先端技術の現場実装による林業のスマート化や高性能林業機械等の導入の支援のほか、効率的な作業システムの普及により、生産性の向上や労働負担の軽減を図るとともに、労働災害の撲滅に努めていく必要があります。（森林・林業経営課）

- ⑭ Jークレジット制度を活用した地球温暖化対策等への貢献について
- ・ 県行造林におけるJークレジットの創出から販売までの取組をモデルとして、民間の林業事業者や森林所有者、市町によるJークレジット創出の取組を促進し、カーボンニュートラルの実現に貢献する必要があります。(森林・林業経営課)
 - ・ Jークレジットの販売収入を森林整備の財源にすることから、引き続き、森林経営計画に基づく森林整備を進めるとともに、継続したJークレジットの創出に取り組んでいく必要があります。(治山林道課)
- ⑮ 水産物の安定供給の推進について
- ・ 最新の科学的知見を収集しながら精度の高い資源評価の実施が必要です。種苗生産では、サザエの安定した採卵技術の開発、アサリ、ハマグリ的大量生産に向けた技術開発、サガラメの種苗生産後の移植技術の開発及び技術のマニュアル化が必要です。さらに、水産物の安定供給の推進に向け、水産資源の生育場である藻場、干潟・浅場の再生に引き続き取り組む必要があります。(水産振興課、水産資源管理課、水産基盤整備課)
- ⑯ 陸上養殖等の高水温化に対応した養殖技術の開発・普及について
- ・ 無給餌飼育については、養殖業者が飼育する魚の多数を占める1歳魚の飼育に係る適切な無給餌条件を把握する必要があります。シン層飼育については、7月～9月は魚病が発生しなかったものの、10月中旬から魚病による死亡が発生したこと(生存率:70%)、海水温が下降し始める秋季における新たな魚病対策を検討する必要があります。新魚種のマサバ養殖試験(陸上)では、生存率が5割を下回ったことから、収益性の向上が課題となりました。高い収益性が期待できる新たな養殖魚種の導入を検討する必要があります。(水産振興課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

- ① 経営の発展段階に応じた支援について
- ・ 引き続き、(公財)三重県農林水産支援センターに設置した相談窓口で、相談に対応するとともに、専門家派遣や農業改良普及センターの伴走支援、機械・施設の導入や労働環境整備等の支援を行います。(担い手支援課)
 - ・ 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入等に対して総合的に支援するとともに、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。(農産園芸課)
 - ・ 畜産経営体の収益性の向上を図るための経営規模の拡大や持続性を高める取組に必要な施設整備の相談に対応し、国の補助事業活用のために必要な畜産クラスター計画等の作成の支援に取り組みます。また、飼料自給力の向上に向け、食品副産物のエコフィードとしての利活用に向けたマッチングの支援に取り組みます。(畜産課)
 - ・ 「みえスマート林業推進協議会」活動による情報発信のほか、森林施業の省力化や採算性の向上に向け、ICT等の先端技術の現場実装、高性能林業機械の導入等の支援に加え、関係団体と連携した労働災害の防止に取り組むとともに、(公社)みえ林業総合支援機構と連携した雇用環境の改善や事業の合理化の支援を進めます。(森林・林業経営課)
 - ・ 漁業経営の改善に向け、就業規則の整備や法人化などを解決するための専門家派遣に取り組みます。(漁政課)
- ② 更なる安全・安心への対応について
- ・ 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の認定を受けた「みえの安心食材」の認知度向上と販売促進に向けたキャンペーンを展開します。生産者の生産販売管理力の向上や環境に配慮した生産方式等、安全・安心への理解促進を図る研修会を実施します。(フードイノベーション課)
 - ・ 生産者のGAP取組を推進するため、国際水準の認証取得をめざすだけでなく、成功事例から学ぶ研修や実践を通して経営力向上につながる取組効果の実感につなげ、個々の実践取組の拡大を図ります。また、農薬管理指導士の新規認定や農薬に関する最新情報の提供等を通じた育成により、引き続き農薬の適正使用の推進を図ります。(農産物安全・流通課)
 - ・ 養殖管理や水産用医薬品の適正使用に係る巡回指導、魚病診断や医薬品残留検査等を実施するとともに、定期的な毒性検査及び貝毒プランクトン調査に取り組みます。また、新たに周年の貝毒原因プランクトン調査を実施することで、貝毒原因プランクトンの発生リスクの高い時期を特定し、貝毒定期検査の時期を再検討します。(水産資源課)
- ③ 販路の拡大について
- ・ インバウンドなど食の需要の高まりを捉え、県産農林水産物の販売チャンネルを拡大するため、県内外の飲食店や食品バイヤー等に対するBtoBプロモーションや、複数店舗の連携による三重の食の魅力発信に取り組みます。(フードイノベーション課)
 - ・ 三重県産米の消費拡大(販路拡大)に向けて、テレビやインターネットなどのメディアでPRするとともに、量販店等でのイベントの開催に取り組みます。花き花木については、団体と連携し、県産花き花木の消費拡大に取り組むとともに、2027年国際園芸博覧会に向けた取組を推進します。伊勢茶のブランド力の強化を図るため、教育機関や飲食店、観光事業者と連携した伊勢茶の情報発信に力を入れるとともに、伊勢茶産地への観光誘客に向けて伊勢茶ブランド展開戦略に基づいた体験コンテンツを整備し、関西茶業振興大会三重県大会を契機とした魅力発信に取り組みます。(農産園芸課)
 - ・ 引き続き、県内事業者や現地商社等と新規輸出先国等の現地ユーザーへ県産ブランド和牛の魅力を発信

するとともに、現地の食文化に合うメニューの考案等によりさらなる輸出の拡大・定着を進めます。

(畜産課)

- ・ 非住宅建築物の木造・木質化を促進するため、引き続き、非住宅木造建築に必要な知識・技術を習得するためのセミナーを開催して、木造建築の提案・設計ができる建築士の育成を図るとともに、設計費や木材調達への支援や良質な県産材の良さをPRするための建築コンクールに取り組みます。

(森林・林業経営課)

- ・ 特長ある県産水産物を積極的に取り扱う飲食店や鮮魚店を「応援店」に認定し、「応援店」を起点とした魅力発信に取り組むとともに、現地ニーズに対応した輸出体制の構築や輸出先の多角化を図るため、マレーシア及びベトナムにおいて商談機会の創出に取り組みます。

(漁政課)

④ スマート化の促進について

- ・ スマート技術に精通するコア技能者の育成に向けた研修会の開催のほか、「みえスマート林業推進協議会」活動を通じたICT等の先端技術の導入による成果等の情報発信や(公社)みえ林業総合支援機構と連携した先端技術の現場実装に取り組みます。

(森林・林業経営課)

- ・ 国や県の補助事業を活用したスマート機器の導入支援を行うとともに、他県でのスマート化の事例等の情報収集を行い、漁業のスマート化を促進します。

(漁政課)

⑤ 事業承継の支援について

- ・ 引き続き、(公財)三重県農林水産支援センターに設置した相談窓口で、事業承継等の相談に対応するとともに専門家派遣や農業改良普及センターの伴走による支援を行います。

(担い手支援課)

- ・ 漁業経営の改善に向け、就業規則の整備や法人化などを解決するための専門家派遣に取り組みます。また、漁業就業支援フェア等のイベントやウェブサイト「みえ漁師 Seeds」での本県漁業の紹介、県内各地で運営される漁師塾への支援に取り組みます。

(漁政課)

⑥ 異分野を含めた新規参入の促進について

- ・ 引き続き、就業・就職フェアや県内外の相談会等、国の就農支援制度の活用による新規就農支援、「みえ農業版MBA養成塾」による知識や技術の習得により、新規就農者の確保に努めるほか、企業等の円滑な参入および定着に向けて、「みえ農業ビジネスプランコンテスト」の実施など、関係機関と連携して支援を行います。

(担い手支援課)

- ・ 新規就業者の確保に向け、県内外において、林業への就業に関心の有る者を対象に就業相談対応等を行うほか、県内の高校生を対象に林業職場体験に取り組みます。また、多様な労働力を確保するため、異分野の林業への参入を促進するほか、外国人技能実習生の受入れに向けた支援のほか、社会福祉施設との連携を拡大するため、林福連携コーディネーターの確保とマッチング活動の支援に取り組みます。

(森林・林業経営課)

- ・ 漁業就業支援フェア等のイベントやウェブサイト「みえ漁師 Seeds」での本県漁業の紹介、県内各地で運営される漁師塾への支援に取り組みます。また、漁業者や漁協が行う漁業就業者の確保のための空き家改修や漁業現場の労働環境の改善の取組を支援します。

(漁政課)

⑦ 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約の推進による規模拡大について

- ・ 農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、担い手の規模拡大や経営の効率化が図られるよう関係機関と連携して支援を行います。また、AI等のデジタル技術を活用した集約化にかかる業務の省力化・効率化を進めていきます。

(担い手支援課)

- ・ スマート農業をより一層推進する農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備を進めます。また、あわせて農業水利施設の適切な機能発揮に向けた保全管理に取り組みます。

(農業基盤整備課)

⑧ 地域の強みを活かした産地化の取組について

- ・ 果樹について、海外販路の拡大に向けスマート技術や高品質化技術の導入支援や輸送時のロスの原因の究明および改善提案に取り組みます。

(農産園芸課)

⑨ スマート農業の展開について

- ・ スマート農業技術について、県HP等において、技術情報の提供や補助事業の活用に関する情報発信に取り組みます。また、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等を図り、農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械のリース導入・取得を支援します。

(担い手支援課)

⑩ 気候変動や環境負荷の低減への対応について

- ・ 県内で新しく対応が必要になっている病虫害等について、県の関係部署・関係機関と連携を図り、対応策の検討に取り組みます。また、環境負荷の低減に向けて、有機質肥料や緑肥を施用した栽培体系の実証に取り組むとともに、総合防除の考え方等の普及啓発を図り、環境保全型農業の推進に取り組みます。

(農産物安全・流通課)

- ・ 品質向上に向け、普及センター等を通じて夏の高温に対応した水管理や肥培管理を指導するとともに、高温耐性品種である三重県産ブランド米「結びの神(三重23号)」の生産拡大を推進します。新たな高温耐性品種の導入のための準備にも取り組みます。農業分野における環境への負荷の低減を図る事業活動を

- 行う農業者等を支援するとともに、環境への負荷の少ない農法への転換を進めます。(農産園芸課)
- ・ 引き続き、家畜保健衛生所や中央農業改良普及センターから夏場の飼養管理について助言等を行うとともに、畜産クラスター事業等により温度・湿度等を制御する畜舎の整備や送風装置等の導入を支援します。(畜産課)
- ⑪ 高付加価値化について
- ・ 農林水産資源の有効活用に向け、研修会や交流会の開催などにより事業者間のマッチングを行い、消費者のニーズや行動に合わせた新たな食品ビジネスの創出や、事業者間の協調による共同実証、販路開拓等の取組を支援します。(フードイノベーション課)
 - ・ 引き続き、県育成イチゴ品種「うた乃」の首都圏等でのプロモーションに取り組みます。ブランド力の高い伊勢茶生産に向け、茶生産者が茶販売者と連携してマーケットインの発想で取り組む生産工程の改良を支援します。(農産園芸課)
- ⑫ 関係機関との連携による森林空間等を活用した新たなビジネスの展開について
- ・ 新たな森林空間等を活用したビジネスにより森林の価値向上に挑戦する人材を発掘・育成するため、起業家向けの講座の開催や支援窓口による相談対応を行うとともに、関係機関とのマッチング支援や専門家派遣等に取り組みます。(森林・林業経営課)
 - ・ 地域事業者と連携し、伊勢志摩国立公園指定 80 周年を契機として、自然景観や歴史・文化を活かしたツアーやイベントのブラッシュアップに取り組み、新たなビジネス展開につなげます。(みどり共生推進課)
- ⑬ スマート林業の導入促進等による収益力の強化と産業としての魅力向上について
- ・ ICT等の先端技術や高性能林業機械の導入、路網整備などを支援し、生産基盤の強化を図るほか、伐採と再生林の一貫作業等の効率的な作業システムの推進により、作業の省力化につなげるとともに、関係団体と連携した集団指導等により、労働災害の少ない業種への転換を進めます。(森林・林業経営課)
- ⑭ Jークレジット制度を活用した地球温暖化対策等への貢献について
- ・ Jークレジット創出の取組を県内に展開していくため、推進条例の制定に向け検討するとともに、Jークレジット創出に必要な森林情報基盤の整備や林業DXツールの導入、専門家による相談対応等に取り組みます。(森林・林業経営課)
 - ・ 国津県行造林(名張市)及び大峯県行造林(熊野市)において、Jークレジットの販売収入を活用した森林経営計画に基づく森林整備を進めるとともに、引き続き、Jークレジットの創出を進めます。(治山林道課)
- ⑮ 水産物の安定供給の推進について
- ・ 沿岸資源の評価を継続して実施し、適切な資源管理を通じた水産物の安定供給の推進を図ります。アサリ、ハマグリ、サザエ、サガラメの種苗生産や移植等の技術開発に取り組み、得られた知見をマニュアル化し、安定生産につなげるとともに漁業者らへの普及を図ります。また、水産資源の回復には、漁場環境の改善が必要であることから、引き続き、藻場、干潟・浅場の保全・再生に向けた取組を進めます。(漁政課、水産資源課、水産基盤整備課)
- ⑯ 陸上養殖等の高水温化に対応した養殖技術の開発・普及について
- ・ 無給餌飼育について、マダイの1歳魚を対象として、飼育試験により県内の漁場環境に合った無給餌飼育の手法を確立します。シン層飼育については、魚病の原因となった寄生虫の卵を捕食することが知られているメジナ等の導入や水中カメラによる観察体制の強化などの魚病対策に取り組みます。新魚種については、高い収益性が期待できる、カワハギの陸上養殖技術の開発に取り組みます。(水産資源課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務の事務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在 64,213,745 円あった。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、水産振興課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (担い手支援課、水産振興課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ア</p> <p>①②</p> <p>a 農業改良資金貸付金及び違約金</p> <p>債務者本人(3名。債権は4件)および債務者本人の死亡(2名。債権は2件)により連帯保証人及び相続人から回収に努めている未収金(令和6年度末未収金合計 34,151,003 円)について、電話催告30回、文書催告3回、訪問・面談7回、所在調査6回、財産調査8回、相続放棄の確認8回を行い回収に努めました。回収目標達成に向け、取り組んだ結果 872,000 円を回収しました。(担い手支援課)</p> <p>b 新規就農者総合支援事業費補助金及び延滞金</p> <p>生活困窮や所在不明により未収金が発生している2名(令和6年度末未収金合計 2,997,487 円)の債務者に対して、所在調査による所在地の把握、財産調査1回を行い、回収に努めました。また、回収目標達成に向け、債務者1名に対して財産開示を行いました。(担い手支援課)</p> <p>①</p> <p>c 旧三重県中央卸売市場施設使用料</p> <p>生活困窮から未収金(令和6年度末未収金合計 723,611 円)が発生しているため債務者の状況に応じて債権管理を実施しました。令和7年度目標については、150,117 円を設定し、少額納付による回収を進めました。回収目標達成に向け、催告(電話2回、訪問1回)に取り組んだ結果、150,117 円を回収しました。(農産物安全・流通課)</p> <p>①②</p> <p>d 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金</p> <p>沿岸漁業の経営改善等を目的とした貸付金の債権について、一部債権の回収を委任した弁護士と連携して延滞者及び保証人に対して、電話催告3回、文書催告8回、所在調査14回、相続放棄の確認10回を行いました。回収目標達成に向け、取り組んだ結果、未収金 26,341,644 円のうち、264,000 円を回収しました。(水産振興課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) ア</p> <p>①②</p> <p>a b 債務者本人については、継続して電話及び文書催告、訪問・面談等により近況把握を実施し回収に努めます。また、債務者本人が死亡している案件については、連帯保証人及び相続人への訪問・面談等により回収に努めます。所在が判明した債務者については、訪問・面談を実施し回収に努めます。財産開示を行った債務者については、金融資産が確認されたことから、三重県債権管理マニュアルに基づき回収手続きを進めます。回収目標達成に向け適切な債権管理を進めます。(担い手支援課)</p> <p>①</p> <p>c 残りの債権については、債務者の経済状況等を考慮しつつ、三重県債権管理マニュアルに基づき適切な債権管理を進めます。また、債権処理計画の回収目標の達成に向け、引き続き、電話や訪問による催告を行います。(農産物安全・流通課)</p> <p>①②</p> <p>d 委任弁護士と連携して、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。(水産振興課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務の事務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【令和6年度国内資源循環推進業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取扱いに係る確認をしていなかった。 (農山漁村づくり課) <p>② 【令和6年度三重県指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取扱いに係る確認をしていなかった。 (獣害対策課) <p>③ 【令和5~8年度三重県北勢家畜保健衛生所機械警備業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書の日付に記載漏れがあった。 (北勢家畜保健衛生所) <p>イ 補助金等</p> <p>① 【新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営開始資金)(担い手育成・確保等対策事業)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認の記録がなかった。 (伊勢農林水産事務所) <p>ウ その他の支出事務</p> <p>① 予定価格の事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (四日市農林事務所)</p> <p>② 予定価格の積算誤りによる開札後の入札中止が2件あった。 (松阪農林事務所)</p> <p>③ 仕様書の誤りによる開札後の入札中止があった。 (農業大学校)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>①② 契約書において個人情報の保護のため、個人情報の取扱いに関する条件を「個人情報の取扱いに関する特記事項」により定めていますが、特記事項にある個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者や、個人情報を取り扱う場所とその移送方法について、認識不足により委託業者から書面による報告を受けていませんでした。指摘を受けて、同様の業務委託を令和7年度に実施するにあたり、委託業者への書面提出を徹底し確認を行いました。 (農山漁村づくり課、獣害対策課)</p> <p>③ 提出された請求書に日付の記載漏れがあったこと、及びそのことを支出命令審査時のチェックで発見できなかったことが原因であるため、①業者から請求書の提出があった際に日付の記載漏れがあった場合は、業者にその場で記入を依頼することとしました。②「審査事務の手引き(R7年版)」を活用し、請求年月日の記載が三重県会計規則運用方針32条関係5エに基づく請求書の要件となっていることを、審査ルートにいる職員全員で見逃すことのないように再確認を行いました。以後、請求年月日漏れはありません。 (北勢家畜保健衛生所)</p> <p>イ 補助金等</p> <p>① 履行確認した際に記録を失念していたものであり、三重県会計規則に基づき、適正に履行確認の記録を残すべきことを改めて確認しました。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>ウ その他の支出事務</p> <p>① 測量設計業務委託の入札において、当該業務委託の予定価格は1千万円を超えるため、本来所長が予定価格を作成すべきところ、事業担当室長が作成していたことが入札審査会で判明したため、入札を中止しました。再発防止の取り組みとして、予定価格調書作成及び封印依頼時は決裁時と同様に決裁区分を複数人で確認したうえで予定価格調書作成者を事業課に伝えるとともに、予定価格調書受取時は封印が正しい予定価格調書作成者であるかを確認することで再発防止に努めました。 (四日市農林事務所)</p> <p>② 用地幅杭設置測量の機械経費率の誤りにより予定価格を誤っていることが開札後に判明したため、2件の入札を中止しました。積算段階においてシステムが適正か留意するとともに、複数職員によるチェック体制を強化し再発防止に努めました。 (松阪農林事務所)</p> <p>③ 体育館LED照明取替工事において、入札手続き後に、既存の照明器具専用昇降装置がある場合には、その昇降装置を撤去するよう通知されていることが判明し、仕様書には、既存の照明器具専用昇降装置を撤去するよう記載していなかったため、入札を中止しました。これを受け、令和7年度においては、仕様書の作成に際し、見積業者のみならずメーカーや関係業界からの幅広い情報収集を行い、適正な事務執行を行いました。 (農業大学校)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 業務委託</p> <p>①② 今後も同様の業務委託については、委託業者からの書面による確認を徹底し、複数の職員によるチェックを実施するとともに、課内で共有し再発防止に努めます。 (農山漁村づくり課、獣害対策課)</p>
--

- ③ 支出命令審査時には「審査チェックリスト」を用いてチェックを行い、再発防止に努めます。
(北勢家畜保健衛生所)

イ 補助金等

- ① 今後は、履行確認の際の記録を適正に行うとともに、課内等で漏れがないか確認します。
(伊勢農林水産事務所)

ウ その他の支出事務

- ①② 引き続き、再発防止に向けて職員の意識のさらなる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めます。
(四日市農林事務所、松阪農林事務所)
- ③ 引き続き、仕様書作成時の多角的な情報収集とチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。
(農業大学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務の事務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (四日市農林事務所)</p> <p>② 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>イ 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 携帯無線機の紛失 (家畜防疫対策課)</p> <p>② 外付けハードディスクの紛失 (津農林水産事務所)</p> <p>③ 公用車の損傷 (修繕額 218,933 円) (松阪農林事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 行政財産の目的外使用許可の期間を延長した際の使用許可の案件について、管財課長への報告 (データベースへの入力) を失念していたことが判明し、直ちに使用許可案件のデータベースへの登録状況を点検し修正入力を行いました。三重県公有財産規則及び公有財産管理の事務処理を熟知していなかったことから発生したため、所属担当職員へ公有財産管理の取扱事務について周知徹底を図るとともに、使用許可指令書の発行時、公有財産貸付台帳作成時にデータベースへの登録情報を再確認して報告漏れがないよう再発防止策に取り組みました。 (四日市農林事務所)</p> <p>② 行政財産の目的外使用を許可した際の管財課長への報告を失念していたもので、公有財産管理の取扱いを熟知していなかったことから発生したものです。速やかに管財課長へ報告するとともに、報告漏れのないよう注意喚起を行いました。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>イ 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 令和6年2月に備品の現物確認を行った際に、物品管理台帳上で登録されている携帯無線機1台が所在不明になっていることが判明し、その後関係場所等を検索するも発見には至らなかったものです。講じた措置として、無線機の貸し出しの際には貸出簿を整備し、貸し出し日時や貸出先、台数、返却予定日等の情報を課内で把握できるようにしました。 (家畜防疫対策課)</p> <p>② 3月の人事異動や課内のレイアウト変更に伴い、使用不能であるハードディスク (HD) を見失い、紛失に至ったものです。各物品等の使用状況等を再確認し、不要な物品は処分するとともに、外部記憶媒体にはセキュリティワイヤー等を用い盗難防止策を徹底しました。また、人事異動により使用主任者が交代する場合は、保管状況を明らかにした写真をもとに、新旧の使用主任者が現物を確認して、物品の引継ぎを徹底しました。 (津農林水産事務所)</p> <p>③ 駐車場に公用車を戻すため、通路が狭いなか向かいに駐車してある別の公用車に接触しないよう注意しながら公用車を後退させたところ、車体右後方が駐車場の柱と接触し、公用車が損傷しました。当該職員に対して、バックにて入庫する際は細心の注意を払うよう指導するとともに所内課長会議において注意喚起を行いました。 (松阪農林事務所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 引き続き、再発防止に向けて適正な事務処理の徹底に努めます。 (四日市農林事務所)</p> <p>② 行政財産目的外使用許可に係る事務について、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>イ 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 当該無線機は家畜伝染病発生時に現場で連絡を取り合うために用いるためのもので、その用途の性質上紛失のリスクが高いことから、貸出簿の管理を複数の職員で行うなどチェック体制を十分に確保したうえで運用し、再発防止に努めます。 (家畜防疫対策課)</p> <p>② 室のミーティングにあわせて、引き続き、ハードディスクを含む金品の亡失防止について注意喚起を行い、再発防止に努めていきます。 (津農林水産事務所)</p> <p>③ 引き続き、所内会議等あらゆる機会を通じて、職員に対し、公用車の適正管理についてより一層の意識向上を図り、再発防止に努めていきます。 (松阪農林事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務の事務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p>	<p>① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 221, 228 円) (みどり共生推進課)</p> <p>② 物損事故 (物損額：県 250, 251 円) (四日市農林事務所)</p> <p>③ 人身事故 (負担割合：示談中) (物損額：示談中) (治療費等：示談中) (四日市農林事務所)</p> <p>④ 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 359, 464 円) (治療費：県 0 円、相手 310, 612 円) (松阪農林事務所)</p> <p>⑤ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 316, 440 円、相手 0 円) (松阪農林事務所)</p> <p>⑥ 物損事故 (物損額：県 0 円、相手 385, 000 円) (伊勢農林水産事務所)</p> <p>⑦ 物損事故 (物損額：県 119, 526 円) (伊勢農林水産事務所)</p> <p>⑧ 物損事故 (負担割合：示談中) (物損額：示談中) (北勢家畜保健衛生所)</p> <p>⑨ 物損事故 (負担割合：県 90%、相手 10%) (物損額：県 169, 888 円、相手 14, 560 円) (中央農業改良普及センター)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	<p>① 職員が、公用車駐車場で駐車をする際に、前方から来る車とすれ違うため一旦駐車位置を通り過ぎた後、空いていた職員用駐車場で切り返しを行うためバックで進入し、本来の駐車位置へ向かって左にハンドルを切ったところ、公用車左後方と駐車中の職員自家用車両右前方が接触し、公用車及び職員自家用車の両方に擦り傷が発生しました。事故の原因は、左折時の内輪差を見誤ったことによるものであるため、所属職員に対し、交通事故に対する注意喚起を改めて行うとともに、危機管理意識向上研修等を通じて、課員の交通安全意識向上にも取り組みました。(みどり共生推進課)</p> <p>② 森林整備事業の現場確認のため、市管理の林道を森林・林業室の職員が公用車にて走行中、左フロントサイドをガードレール等に接触させ、公用車に複数の擦り傷と変形が生じました。発生の原因は、職員が車を徐行させて慎重に運転したものの、落石の影響で特に狭くなった箇所を通行する際、ガードレールまでの目測を誤ったことにあります。職員には、一般車両が進入できない区間で、落石の関係で通行が困難な状態であったところで発生した物損事故であったことから、今後も今回のような公道でない林道など、危険な箇所等の通行においては、十分注意を払って運転するように指導するとともに所属全員に周知しました。(四日市農林事務所)</p> <p>③ 職員が研修を終え四日市庁舎に戻る途中、交差点を右折した際に、右側から走ってきた中型バイクと衝突し、公用車は前部右側が大破し自走できなくなりました。相手方の物損額、治療費は示談交渉中です。事故の交差点は、公用車側道路に一時停止の標識はないものの、相手側道路が優先道路になるため、優先道路と交差する公用車は徐行し安全を確認する義務がありました。職員には、改めて交差点や見通しが悪く狭い道から本線に合流する際は、最徐行のうえ一旦停止し、周囲の安全を十分確認して運転するよう指導し、合わせて、2度と同じ事故を繰り返さないよう課会議やミーティング等を通じて今回の事故を周知し、安全運転の徹底に向けた注意喚起を行いました。(四日市農林事務所)</p> <p>④ 職員が公用車を運転中、前方の車両が急減速したためブレーキ操作を行ったが間に合わず、相手方車両の後部バンパーに追突しました。当該職員に対して、安全運転を徹底するよう厳重注意するとともに所内課長会議において注意喚起を行いました。また、全職員を対象に交通安全研修を実施して交通安全の啓発に取り組みしました。(松阪農林事務所)</p> <p>⑤ 林道のゲートを公用車で通過する際、ゲート右側の支えの鉄骨部分に公用車の右後方屋根が接触し、公用車が損傷しました。当該職員に対して、安全運転を徹底するよう厳重注意するとともに所内課長会議において注意喚起を行いました。また、全職員を対象に交通安全研修を実施して交通安全の啓発に取り組みしました。(松阪農林事務所)</p> <p>⑥ カーブが連続する道路を強雨下で走行中、左カーブを曲がる際にスリップし車体をガードレールに接触させ破損させました。車両は使用年数 15 年を経っており、修理額が高額である見込みのため廃車とし、接触したガードレールの破損について修理代が発生しました。事故発生後、当該職員には悪天候時の運転操作に関する注意喚起を行うとともに、速やかに事務所内で情報共有を行いました。さらに、所内全職員を対象に交通安全研修を実施し、交通安全意識の向上に取り組みしました。(伊勢農林水産事務所)</p> <p>⑦ 狭い道路を走行中、道路左側と車両との距離を見誤り、ガードレールおよび鉄柵に接触し、車両の左側面を損傷しました。当該職員には、特に狭路を運転する際の安全確認を徹底するよう指導しました。また、事務所内で情報共有を行い、交通事故防止の重要性について周知徹底し、より一層の安全運転を心がけるよう</p>

全職員に注意喚起を行いました。

(伊勢農林水産事務所)

- ⑧ 職員が出張先から公用車で所属に戻る途中、工事作業が行われていた道路で交通整理作業員の指示に従い進行したところ、相手方トラックが前方から進行してくるのが見えたため、狭小な道路であったが相手方車両が通過できるように、最大限路肩に寄せて停止して相手方車両が通り過ぎるのを待ったが、相手方車両が通過する際に公用車に接触しました。原因としては、相手方トラックの不注意によるものと思われます。再発防止策として同日中に所属全職員に対し、所属長から安全運転について再認識するよう注意喚起を行いました。

(北勢家畜保健衛生所)

- ⑨ 当該事故は、職員が現地へ向かう途中に、トンネルを抜けたくんだり右カーブを走行中にタイヤがスリップしてハンドルの制御が利かず、中央分離帯のポールに公用車左前方が接触する自損事故を起こした後に、さらに道路左側の路側帯からはみ出して停止していた軽トラックの後輪に接触してしまった二重事故でした。事故の原因は、降雨後で路面がぬれていたことでタイヤがスリップし、ハンドル制御を失ったため、この事故事例を受けて、所属職員に対しては全員会議の場で、運転者の不注意でなくとも、気象や路面状況などによっては、想定外の危険性があることを再認識し、安全運転に努めるよう注意喚起しました。

(中央農業改良普及センター)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き、会議や交通安全研修などあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。
(みどり共生推進課)
- ②③ 引き続き、所内会議や交通安全研修等あらゆる機会を通じて、職員に対し、安全運転に関するより一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に努めていきます。また、予期せず車両等が接触する事故の可能性のあることを意識して慎重に行動するよう注意喚起を継続し、交通安全意識の向上に努めていきます。
(四日市農林事務所)
- ④⑤ 引き続き、所内会議や交通安全研修等あらゆる機会を通じて、職員に対し、安全運転に関するより一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に努めていきます。
(松阪農林事務所)
- ⑥⑦ 引き続き、所内会議や交通安全研修の機会を通じて、職員に対し、安全運転に関するより一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に努めていきます。
(伊勢農林水産事務所)
- ⑧ 損害保険会社を通じて相手方と交渉していきます。また、引き続き、会議や交通安全研修などの機会において職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。
(北勢家畜保健衛生所)
- ⑨ 所内全員会議での安全運転管理者からの情報提供や注意喚起をはじめ、交通安全研修の機会を通じて、事故事例等を共有し、所属職員の安全運転意識の向上、交通事故の未然防止に努めます。
(中央農業改良普及センター)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 社会情勢の影響下における多様な課題に対応するための産業政策の推進</p> <p>「三重県中小企業・小規模企業振興条例」等に基づき、成長産業育成や競争力強化の推進、中小企業・小規模企業の経営力強化の支援等、社会経済情勢の変化に対応した産業政策を行っている。</p> <p>しかしながら、不安定な国際情勢等によるエネルギー価格及び原材料の高騰、諸外国による通商政策やカーボンニュートラルへの対応、昨今の金利や賃金の上昇等、県内企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。</p> <p>このため、商工団体や大学等の関係機関と連携し、成長産業の育成・新分野への進出・業態転換、販路開拓、スタートアップなどDXの推進等によるイノベーションの創出、中小企業・小規模企業の生産性向上及び高付加価値化による経営力強化等の支援などの産業政策の一層の推進を図りたい。</p> <p>さらに、人口減少による労働力不足は一層深刻化していることから、県内企業のマッチング機会の創出や採用力強化、働き方改革推進の支援等により、女性や障がい者、高齢者、外国人といった多様な人材が活躍できる環境の整備が重要である。特に、外国人材の活用については、企業のニーズは高いものの、採用やその後の定着に関する課題を抱える企業も多い。</p> <p>このため、誰もが働きやすい職場づくりへの支援等を行うことで、県内企業が求職者に選ばれるよう取組を進められたい。</p> <p>また、外国人材のマッチングや受入環境の整備等に関する支援を充実させることで、県内企業による外国人材活用の促進を図られたい。</p> <p>(雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課、県産品振興課、新産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、産業イノベーション推進課、企業誘致推進課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容 (産業政策の推進)</p> <p>① 半導体関連産業の更なる振興のため、「みえ半導体産業振興方針(仮称)」の策定に着手しました。また、大学や高専における高度人材の育成や商談会等による産業基盤強化、県内外での学生やU・Iターン向け就職説明会の開催など半導体人材の確保に向けた取組を行いました。(企業誘致推進課)</p> <p>② 自動車産業においては、企業の新規参入等を促進するため、新たな協業先とのマッチングを支援するとともに、大手企業での技術展示会や大規模展示会への県ブースの出展等を実施しました。また、技術開発・試作等の取組に対し補助金による支援をするとともに、セミナー等による人材育成に取り組みました。(新産業振興課)</p> <p>③ ヘルスケア産業においては、法規制や商習慣等を体系的に学べる医工連携人材育成講座を開催するとともに、アドバイザーによる伴走支援、大規模展示会への出展支援等を通じて、医療・福祉現場のニーズ把握、などの課題に県内企業が対応できるよう支援しました。また、医療・福祉現場における試作品等の実証に対し補助金による支援を行いました。(新産業振興課)</p> <p>④ 航空宇宙産業においては、参入に向けて必要な知識・技術に関する講座を開催したほか、人材育成として高校生・高専生を対象にした製造現場見学会を実施しました。また、関連企業との個別商談会やマッチング、専門家派遣による課題解決支援を行うとともに、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の延長要望を行うなど事業環境整備に関する支援を行いました。(新産業振興課)</p> <p>⑤ 再生可能エネルギー分野においては、洋上風力発電に係るポテンシャル調査を実施するとともに次世代太陽光発電の導入に係る検討を行ったほか、水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築に向けた技術開発実証事業を補助しました。(新産業振興課)</p> <p>⑥ 県内事業者の海外販路開拓の取組を促進するため、海外ビジネスセミナーの開催、海外ビジネス展開支援補助金の交付に加え、令和8年1月のタイミッションにあわせてビジネスマッチングを開催し、三重県アセアンビジネスサポートオフィス(MISA)と共同で事業者へ伴走支援を行いました。また、3月の台湾ミッションにおいて半導体関連セミナー・交流会を開催し、半導体分野での交流を促進しました。(企業誘致推進課)</p> <p>⑦ 諸外国による通商政策により、農林水産物・食品輸出を取り巻く国際情勢が不透明さを増す中、輸出に取り組む事業者の販路開拓のため、商談機会の創出等の支援を実施しました。(県産品振興課)</p> <p>⑧ 原材料の価格高騰等の影響を受け、伝統産業の存続と発展を図るため、商品開発や販路開拓にかかる伝統産業事業者の取組に対し補助を行いました。(県産品振興課)</p> <p>⑨ 三重発スタートアップの創出及び成長をめざして、新たに都市部の事業共創施設と連携し、スタートアップ支援プラットフォームの充実を図るとともに、事業計画の策定や、新規事業創出に向けた外部との連携促進等、起業前から事業拡大まで、事業の成長段階に応じた支援に取り組みました。(産業イノベーション推進課)</p> <p>⑩ DXの専門家の支援により企業の課題が解決された促進モデルを共有し、県内企業のDXの推進に係る啓発に取り組みました。(産業イノベーション推進課)</p> <p>⑪ 中小企業・小規模企業が事業を発展的に継続できるよう、三重県信用保証協会に13名のコーディネーターを配置し、金融機関・商工団体等と連携しながら、事業者が行う経営改善・取引価格適正化の取組を伴走支</p>

- 援しました。(中小企業・サービス産業振興課)
- ⑫ エネルギー価格等高騰の影響を乗り越え、生産性向上等に取り組む県内中小企業・小規模企業を支援するため、「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」の交付を行いました。(中小企業・サービス産業振興課)

(人口減少による労働力不足への対応)

- ① 「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度やアドバイザー派遣等により、県内企業の働き方改革の促進を図りました。(雇用対策課)
- ② 中小企業の働きやすい職場環境づくりを後押しするため、働き方改革推進奨励金を支給しました。(雇用対策課)
- ③ 県外在住の若年女性求職者等のU・Iターン就職を促進するため、「三重で楽しみ、働く魅力」をPRするセミナーを県外で開催しました。(雇用対策課)
- ④ 高齢者が生涯にわたって活躍できる職場環境づくりを推進するため、企業向けに高齢者雇用の実践事例を紹介するセミナーや社会保険労務士による個別相談を実施しました。また、高齢者が能力や経験を生かして働けるよう、求職者向けに再就職に向けたセミナーやキャリアコンサルタントを派遣して個別面談会を実施しました。(障がい者雇用・就労促進課)
- ⑤ 障がい者が障がい特性に応じて、多様で柔軟な働き方ができるよう、障がい者雇用に意欲のある企業等に対し、短時間雇用やテレワークに係るアドバイザー派遣等を実施しました。(障がい者雇用・就労促進課)
- ⑥ 外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、企業に対し、外国人採用のポイントを紹介するセミナー等を開催するとともに、留学生を含む外国人労働者の県内就職を促進するため、就業体験やオンライン合同企業説明会などを開催しました。また、高度外国人材を呼び込み、県内企業の人材確保につなげるため、ベトナムに加え、県内企業からの雇用ニーズがあるインドネシアにおいても新たに合同面接会を開催しました。(障がい者雇用・就労促進課)

2 取組の成果

(産業政策の推進)

- ① 「みえ半導体産業振興方針(仮称)」の策定に向け、令和7年10月に第1回有識者会議を開催しました。また、令和7年11月に四日市市において「みえ半導体就職フェア」を開催し、社会人・学生約100名、県内企業14社が参加しました。(企業誘致推進課)
- ② 自動車産業においては、技術展示会(2回、27社)や大規模展示会(1回、8社)等に出展した企業と新たな協業先とのマッチングを支援しました。また、試作・開発支援事業費補助金では8件を採択しました。うち2件が自動車関連技術によるものでした。(新産業振興課)
- ③ ヘルスケア産業においては、人材育成講座(8回、のべ18社)、アドバイザーによる伴走支援(19社)を実施しました。また、ヘルステック実証支援事業補助金では4件を採択しました。(新産業振興課)
- ④ 航空宇宙産業においては、製造現場見学会を開催し、25名の参加がありました。人材育成講座(5回、のべ65社)、個別商談会(2回、17社)、専門家派遣(11回、5社)等の参入促進に係る支援を行いました。
- ⑤ 再生可能エネルギー分野においては、洋上風力発電に係るポテンシャル調査を実施したとともに、次世代太陽光発電の導入検討を進めたほか、カーボンニュートラル実現に向けた技術開発等支援事業費補助金にて2社を採択しました。(新産業振興課)
- ⑥ 海外ビジネスセミナーでは、オンラインを含め46名の参加がありました。また、海外ビジネス展開支援補助金では、40件を採択し、県内事業者が行う海外商談会等の取組を支援しました。さらに、ビジネスマッチングでは、県内事業者8社とタイ事業者14社が参加し、のべ43件の商談を実施しました。(企業誘致推進課)
- ⑦ 計6回の海外に販路を持つバイヤーとの商談会のほか、5社の商品の輸出向けブラッシュアップ、6社の商品の海外テストマーケティングを実施することにより、事業者の販路開拓を支援しました。(県産品振興課)
- ⑧ 代替原材料による商品試作等に取り組む5者に対して三重県伝統産業原材料確保対策支援補助金を交付決定しました。(県産品振興課)
- ⑨ 産学官金の89参画機関で構成される「みえスタートアップ支援プラットフォーム」では、スタートアップ等を対象とした、交流会やビジネスプラン発表会などのイベントが開催され、343名が参加しました。また、ワンストップ窓口では、起業前から事業拡大まで、事業の成長段階に応じた支援としてスタートアップなどからの事業アイデアや資金調達などに関する相談を72件対応しました。(産業イノベーション推進課)
- ⑩ DX促進モデル事業のキックオフセミナーに129名が参加しました。また、DXの専門家を8社に派遣し、成果を県内企業へ共有する報告会に91名が参加しました。(産業イノベーション推進課)
- ⑪ 三重県信用保証協会に配置したコーディネーターが、196者に対して延べ1,503回訪問し、175者に専門家派遣を行いました(令和8年2月末時点)。(中小企業・サービス産業振興課)
- ⑫ 「エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金」を第1期及び第2期の2回に分けて公募し、212事業者に対して交付決定しました。(中小企業・サービス産業振興課)

(人口減少による労働力不足への対応)

- ① 働き方改革アドバイザーを9社に派遣し、職場環境の改善等を実施しました。また、「令和7年度みえの働き方改革推進企業」として185社を登録し、県HPやフォーラムで取組内容等の事例を紹介しました。(雇用対策課)

- ② 令和7年10月から働き方改革推進奨励金の受付を開始し、65件支給決定しました。(3月末時点)
(雇用対策課)
- ③ 転職希望者等を対象にセミナー及び企業との意見交換会を開催(参加者延べ84人)するとともに、転職相談を実施(相談者延べ9人)しました(3月末時点)。
(雇用対策課)
- ④ 高齢者雇用に意欲のある企業を対象に、高齢者雇用の実践事例を紹介するセミナー等を開催しました。(参加企業94社)。また、早期再就職を希望する求職者を対象にセミナー等を開催しました(参加者204名)。
(障がい者雇用・就労促進課)
- ⑤ 障がい者雇用に意欲のある企業を対象に、アドバイザーを派遣(23社)し、短時間やテレワークによる障がい者雇用の促進を図りました。(求人票提出11社、新規就職者1名、委託訓練2名)
(障がい者雇用・就労促進課)
- ⑥ 外国人雇用に関心のある県内企業向けにセミナー等を開催するとともに、県内企業への就職をめざす留学生等を対象に就業体験やオンライン合同企業説明会等を開催しました。(参加学生等381人、参加企業数159社)また、高度外国人材の採用をめざす県内中小企業を支援するため、ベトナム及びインドネシアにおいて合同面接会等を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出しました(参加企業数18社、参加者2,362名、内定者数5名)。
(障がい者雇用・就労促進課)

3 残された課題

(産業政策の推進)

- ① 全国各地で半導体関連産業への投資が行われる中、県内半導体産業の更なる振興に向けては、企業誘致の方向性や人材育成のあり方について県の方針を明らかにするとともに、県外での認知度向上に向けた情報発信に取り組む必要があります。
(企業誘致推進課)
- ② 自動車の電動化等の影響を受ける県内自動車関連企業の競争力の維持・強化に向け、次世代自動車の構造研究を通じた企業の技術提案力の向上、EV事業や今後成長が期待される分野への新規参入や販路開拓、新製品の試作・開発補助、軽量化等に関する技術講座などの支援を行っていく必要があります。
(新産業振興課)
- ③ ヘルスケア産業においては、法規制や独自の商習慣の存在、医療・介護現場との接点の少なさ等が課題のため、専門家によるアドバイスや医療機関等とのマッチング等を通じた試作品等の実証支援により、県内企業の参入・事業拡大の機会を提供していく必要があります。
(新産業振興課)
- ④ 航空宇宙産業においては、社会経済情勢が変化していく中、航空宇宙産業の振興を図るため、ものづくり企業の新たな事業展開等を支援し、競争力や事業継続力を強化していく必要があります。
(新産業振興課)
- ⑤ 再生可能エネルギー分野においては、カーボンニュートラル実現に向け、引き続き競争力を維持・強化できるような県内の地域・産業特性をふまえた県内企業の成長支援、産業振興に取り組むことで、本県の産業(工業)を、地域に根差しつつ、エネルギー供給と脱炭素・経済成長を同時実現するグリーントランスフォーメーション(GX)型の産業基盤を持つ構造へと転換していく必要があります。
(新産業振興課)
- ⑥ 海外展開に取り組む県内事業者の裾野を広げ、海外ビジネス展開を促進するため、関係機関と連携しながら情報交換や相談対応を行うとともに、海外販路開拓の取組への支援や、現地サポートに取り組む必要があります。
(企業誘致推進課)
- ⑦ 県産品の海外での定番化を図るため、単年度では成果に結びつけることが難しいことから、成長が見込める市場向けに継続的な輸出支援を進めていくことが必要です。
(県産品振興課)
- ⑧ 原材料の確保の他、消費者ニーズへの対応等、伝統産業の維持・振興に向けた課題解決への支援が引き続き必要です。
(県産品振興課)
- ⑨ スタートアップが開発した製品・サービスの検証など成長段階に応じた支援や、県外も含めたスタートアップとの連携の促進が必要です。
(産業イノベーション推進課)
- ⑩ DXに関する取組を行っている県内企業が約25%にとどまっていることから、引き続き企業のDX導入支援などが必要です。
(産業イノベーション推進課)
- ⑪ 中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、生産性向上や取引価格適正化など取り組むべき経営課題が多様化していることから、コーディネーターと金融機関・商工団体等と連携したきめ細かな伴走支援が必要です。
(中小企業・サービス産業振興課)
- ⑫ エネルギー価格等の高騰による県内中小企業・小規模企業の経営環境が厳しさを増す中、経営力の強化に向けて、適正取引・価格転嫁の促進とあわせ、生産性向上に向けた取組への支援が必要です。
(中小企業・サービス産業振興課)

(人口減少による労働力不足への対応)

- ①② 誰もが働きやすい職場環境づくりや企業の人材確保につなげるため、引き続きアドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行うとともに、「みえの働き方改革推進企業」の優れた取組の横展開を図る必要があります。
(雇用対策課)
- ③ 引き続き、県外在住の女性求職者等のU・Iターン就職を促進するため、「三重で楽しみ、働く魅力」をPRする必要があります。
(雇用対策課)
- ④ 県内における高齢者の求職者は年々増加していますが、就労に至った割合は約2割に留まっています。また、改正高年齢者雇用安定法により、企業には70歳までの就業機会確保措置が努力義務とされたなか、県内企業における就業機会の確保状況は約3割に留まっているため、引き続き、高齢者が生涯にわたって活躍できる職場環境づくりや再就職に向けた支援が必要です。
(障がい者雇用・就労促進課)

- ⑤ 令和8年7月の法定雇用率の引上げ（2.5%→2.7%）を見越して、障がい者雇用に経験のある企業が障がい者採用を強化している一方、はじめて障がい者を雇用する企業等障がい者雇用の経験が少ない企業は、法定雇用率を達成できないことが懸念されます。このため、はじめて障がい者を雇用する企業、法定雇用率未達成企業への支援が必要です。
(障がい者雇用・就労促進課)
- ⑥ 県内で就労する外国人労働者数及び外国人雇用事業者数は、ともに過去最高を更新しているものの、企業側では雇用に関する基本的な知識・ノウハウの不足、外国人従業員に対する日本語教育などが課題となっています。このため、県内企業向けセミナー等の実施や、外国人労働者を円滑かつ適正に受け入れる職場環境づくり、県内企業における日本語教育の支援が必要です。
就職した県内留学生のうち、半数以上が県外で就職しているため、留学生や国外の大学生を対象とした合同面接会の開催、県内企業を対象とした外国人材の活用に関するセミナーの開催等、県内の就職を促進する必要があります。
(障がい者雇用・就労促進課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

引き続き、企業及び関係団体の声に耳を傾け、社会情勢の変化に対応した産業政策を進めるとともに、人口減少による労働力不足へ対応するため、マッチング機会の創出や働き方改革推進の取組により、多様な人材が活躍できる環境づくりの支援を進めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 書類の誤送付による個人情報の漏えいがあった。 (障がい者雇用・就労促進課)</p> <p>(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の事務処理誤りによる一部返還があった。 (新産業振興課)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(1) 個人情報漏えい直後の取組としては、令和7年2月12日に誤送付した合格証書(1名分)を同月18日に誤送付先の監理団体から回収し、コピー等を取っていないことを確認のうえ、合格者本人ほか関係者に謝罪しました。また、同月19日、同時期に発送したその他の合格証書(49名分)について全ての送付先監理団体に聴き取りを行い、正しく送付されていることを確認しました。このため、当該監理団体以外への情報漏えいはないものと考えています。</p> <p>再発防止の取組としては、令和7年4月から、合格証書を発送する際には、封入する合格証書の枚数(人数)を送付先一覧表や宛名ラベルに自動的に反映させ、封入枚数を容易に管理できるようシステムを改めました。加えて、監理団体に送付する前に、封入物について複数名での読み合わせによる確認を徹底しました。(障がい者雇用・就労促進課)</p> <p>(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の事務処理誤りによる一部返還の原因は、四日市市が石油貯蔵量等の変更内容を異動台帳に反映できていなかったこと及び報告時のチェック体制が不十分であったことによるものです。その上で、県としても報告内容のチェック体制が十分に構築できていませんでした。</p> <p>国からの交付金を本来受け取るべき額より大きい額で受けていたことから、県及び関係市町においては速やかに返還対応を行いました。</p> <p>また、同様の事案が発生しないよう、県から四日市市に対し対策を求めるとともに、県としても提出書類の確認作業を複数の職員で行い、確認事務に係るチェックシートを策定するなど、チェック体制の強化を行いました。(新産業振興課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 封入枚数を確認できるシステムを活用するとともに、再発防止のため引き続き複数職員による確認を徹底します。(障がい者雇用・就労促進課)</p> <p>(2) 再発防止のため、引き続き、市及び県にてチェックを徹底します。(新産業振興課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在2,429,336,870円あった。 (雇用経済総務課、障がい者雇用・就労促進課、中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (雇用経済総務課、障がい者雇用・就労促進課、中小企業・サービス産業振興課)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(a) 光熱水費負担金及び延滞金 電話連絡及び訪問等により債務者の状況を確認のうえ、継続的な債権回収事務を行いました。 (雇用経済総務課)</p> <p>(b) 中小企業従業員住宅家賃下料 電話での定期的な督促や、債務者宅へ赴いての訪問督促を実施しました。契約の相手方となった会社はすでに倒産しており、現在は親族が日々の生活の中で工面し返済を行っているところですが、生活困窮や債務者死亡により計画どおりに納付されなかったことから、目標達成には至りませんでした。 債務者死亡により返済が滞っている債権については、今年度から任意交渉を弁護士へ委任し、今年度は約208万円を回収しました。 (障がい者雇用・就労促進課)</p> <p>(c) 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金、(d) 飲食店等事業継続支援金返還金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、電話連絡、文書周知、訪問等を随時繰り返し実施することにより債権の回収を進めました。なお、当該協力金・支援金については、事業が終了しており、新たな未収金は発生しません。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(e) 中小企業高度化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。また、弁護士事務所と委託契約を結び、高度な法的判断等の必要な案件について、回収業務を委託しました。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(f) 中小企業設備近代化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、適切に回収目標の設定を行い、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生しません。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(a) 光熱水費負担金及び延滞金 今後も引き続き、提出された誓約書に基づいて確実に納付されるよう電話連絡、訪問等を行うとともに、債務者の資産状況の把握を図り、適正な債権回収に取り組みます。 (雇用経済総務課)</p> <p>(b) 中小企業従業員住宅家賃下料 電話や訪問による督促を継続するとともに、債務者死亡により返済が滞っている債権については分納の再開に向けて相続人に納付を促し、計画的な債権回収に努めます。 (障がい者雇用・就労促進課)</p> <p>(c) 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金、(d) 飲食店等事業継続支援金返還金 引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を進めます。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(e) 中小企業高度化資金 引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、回収困難な先については、弁護士事務所と委託契約を結ぶなど、適切な債権管理・回収を実施していきます。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(f) 中小企業設備近代化資金 引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適切に回収目標の設定を行い、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。 (中小企業・サービス産業振興課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 ア 金品亡失 (損傷) ① パソコンの損傷 (損害額 117,975 円) (企業誘致推進課)
講じた措置
1 実施した取組内容 当該損傷については、パソコンに筆記用具を挟んだことや、飲み物をこぼしたことが原因と考えられるため、損傷原因について所属内で情報共有した上で、パソコン周辺にはあまり物を置かないよう注意喚起しました。(企業誘致推進課) 2 今後の方針 (取組予定等) 再発防止策として、日頃より精密機器を扱っている認識を持ち、落下、衝突、飲み物こぼし等、機器損傷リスクが生じないように、所属内全員で十分な注意を払って適切に管理を行います。(企業誘致推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果	
3	財務の執行に関する意見
(3)	その他
	財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
①	金品亡失(損傷)報告書を提出していなかった。(県産品振興課)
講じた措置	
1	実施した取組内容
	今後、同様の事案が生じないように、金品亡失が生じた際の事務内容を所属で周知しました。(県産品振興課)
2	今後の方針(取組予定等)
	今後も所属内での情報共有や制度周知を徹底し、金品亡失が発生した際には適正に対応していきます。(県産品振興課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 観光産業の振興</p> <p>「三重県観光振興基本計画」に基づき、全国的に回復する旅行需要を県内に取り込むため、誘客を推進する戦略的な観光プロモーションの実施、観光産業の生産性向上等に向けた人材確保に取り組むとともに、観光資源を生かした滞在型観光への支援、旅行者のニーズに対応した受入環境の充実を進めるなど、質の高い持続可能な観光地づくりに取り組んでいる。</p> <p>こうした中、令和6年の「観光消費額」は、前年比354億円増の5,236億円となるものの、県内の平均宿泊日数は1.21泊、外国人の延べ宿泊者数については24.1万人と、滞在日数の伸び悩みとともに、全国と比べてインバウンド誘客の回復が遅れている状況である。さらに、宿泊業や観光ガイド等の観光産業を支える人材不足についても深刻な状況である。</p> <p>このため、魅力ある観光地づくりに向けて、多様なニーズを踏まえ、引き続き、観光基盤・観光コンテンツの充実、観光人材の確保・育成等に取り組まなければならない。</p> <p>また、第63回神宮式年遷宮や愛知県・名古屋市を中心に開催される第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会及びワールドマスターズゲームズ関西などの機会を捉え、国内外の観光誘客の推進に向けて、先進事例の調査・研究・データ分析を行い、長期滞在型のコンテンツづくりと情報発信に取り組まなければならない。さらに、主要施設と駅等をつなぐ二次交通の充実と多様化する輸送手段を組み合わせることで、本県の滞在型観光の定着に向けて進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光戦略課、観光振興課、観光誘客推進課、海外誘客課)</p> <hr/> <p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重県観光振興基本計画(令和6年度～8年度)の実効性を高めるため、令和7年度アクションプランを策定するとともに、令和8年度アクションプランの策定に向け、三重県観光審議会でごいただいたご意見等を踏まえ、これまでの事業成果や課題を整理し、検討を進めました。</p> <p>県内観光産業の生産性向上や人材確保を図るため、観光事業や経営分野に精通した専門家を観光事業者へ派遣し取組を支援したほか、すぐ実践できる事例を学ぶワークショップやセミナーの開催により、観光事業者へ学びの場を提供しました。また、それらの取組の横展開を促進するため、実施内容をまとめた事例集を作成するとともに、成果報告会を開催しました。</p> <p>さらに、観光産業の魅力発信するポータルサイトを改修し情報発信の土台を整えるとともに、実際に三重県内で働く方のインタビュー記事だけでなく、観光事業者の生産性向上や観光防災の取組記事を作成し、観光産業の魅力発信に取り組まれました。</p> <p style="text-align: right;">(観光戦略課)</p> <p>DMO等を中心に滞在型の観光コンテンツの発掘・磨き上げや販売提供体制・仕組みの構築、地域ブランディングや旅行商品化に向けた取組を支援することで滞在型観光を推進しました。また、国内外の旅行者が快適かつ便利に滞在できる環境を整えるため、バリアフリー観光の推進やインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応の施設整備や、熊野古道伊勢路沿線のトイレの環境整備等を支援するとともに、観光ガイドの育成、外国クルーズ船の受入、上質な宿泊施設の誘致など、インバウンドに対応した受入環境の充実に取り組まれました。</p> <p>また、令和5年度から2か年にわたり実施してきた「三重県観光連盟のあり方検討会議」の結果を踏まえ、(公社)三重県観光連盟において令和6年度から実施している「インバウンド向けプロモーション業務」及び「地域DMOへの支援業務」に加え、「データマーケティング業務」及び「国内プロモーション業務」など、全県DMOとしての役割を果たせるよう(公社)三重県観光連盟の取組を支援しました。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p> <p>大阪・関西万博を契機とした三重県への誘客を促進するため、交通事業者との連携による企画きっぷや万博と本県をあわせて周遊できる旅行商品のプロモーション、万博来場者を本県への来訪につなげるための観光キャンペーンに取り組まれました。</p> <p style="text-align: right;">(観光誘客推進課)</p> <p>大阪・関西万博などの大規模イベントを訪問する外国人観光客に対して、観光PRブースを活用した三重県の認知度向上や県内への宿泊・周遊促進を図ったほか、トップインフルエンサーを活用したプロモーションに取り組まれました。</p> <p>また、タイ・台湾現地にて観光・物産・食が一体となったプロモーションとして、飲食店等と連携した三重県フェアを1か月程度実施したほか、フェア期間中にイベントを開催しました。</p> <p>さらに、ゴールドルートや三重県周辺地域を訪問しようとする外国人観光客を県内に誘致するため、外国人観光客が利用する海外OTAを活用し、三重県観光情報の広告配信等を実施しました。</p> <p>また、MICE誘致及び産業観光の推進に引き続き取り組まれました。</p> <p style="text-align: right;">(海外誘客課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>三重県観光振興基本計画(令和6年度～8年度)の実効性を高めるため、令和7年度アクションプランを策定しました。また、令和8年度アクションプランの策定に着手しました。</p>
--

生産性向上に意欲のある事業者8者（R6年度からの継続支援3者、R7年度新規支援4者・1グループ）に専門家を派遣し、PMSデータ分析に基づいた宿泊プランの見直しによる誘客促進や、DX導入による業務の省人化等、計5事例の取組を導入しました。また、人材戦略の構築に意欲のある事業者6者に対し専門家を派遣し、人事評価制度や1on1面談の導入、求人票の見直し等、計4事例の取組を導入しました。

情報発信やマニュアル整備に関してすぐに実践できる事例を学ぶワークショップでは、9事業者がInstagramでの情報発信強化やマニュアル整備に取り組みました。

人材戦略に関するセミナーには、第1回（令和7年12月）17名、第2回（令和8年1月）10名が参加し、採用力強化のためのポイントや働きがいを生み出すための組織力について学んでいただきました。

生産性向上に関するセミナー（令和7年11月）には43名が参加し、SNS運用に関するノウハウや、お客様と従業員双方にとって快適な環境づくりのアプローチについて学んでいただきました。

さらに、実施内容をまとめた事例集の作成や、成果報告会（令和8年3月、42名参加）を開催しました。

また、観光産業の魅力を発信するポータルサイトを「みえ観光みらいNAVI」として改修したほか、三重県内の観光産業で働く方のインタビュー記事を10件増やしたほか、観光事業者の生産性向上や観光防災に関する取組記事を3件掲載し、観光産業の魅力を発信しました。（観光戦略課）

地域ブランディングに取り組むDMO、観光協会等（8団体）に対し、三重ならではの観光資源を生かした旅行商品化に向け、専門家による伴走支援を行うなどの取組を支援しました。また、高付加価値旅行者のニーズに応えられる観光地をめざして、上質な宿泊施設の誘致に取り組みました。

「令和7年度インバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム推進補助金」を創設し、県内48事業者に対しインバウンド対応・バリアフリー・ストレスフリー対応に資する施設改修への支援を行いました。伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、パーソナルバリアフリー基準による調査等を県内10施設で実施するとともに、国が進める「観光施設における心のバリアフリー認定」の認定数増加に向けて、県内3か所で研修会を開催したほか、県内事業者に対し認定申請に向けたアドバイスを実施しました。また、「三重県観光ガイド養成プログラム」として、ガイディング手法や旅程管理・危機管理について学ぶ座学・ワークショップ研修のほか、伊勢志摩・伊賀・東紀州地域において、より深い歴史・文化の修得をめざすフィールドワーク研修を実施し、参加者31名のうち11名に修了認定を行いました。さらに、鳥羽港クルーズ船誘致協議会・四日市港客船誘致協議会と連携し、クルーズ船寄港時の受入対応のほか、「ツーリズムEXPOジャパン2025」及び「クルーズEXPO」に出展し誘致活動を行いました。

（公社）三重県観光連盟において、地域DMO等のデータマーケティング支援を目的とした研修会を開催したほか、データ分析学習会を3回開催しました。また、アジア市場向けプロモーションを目的に、レップ（海外営業代理）を設置し、現地旅行会社へのセールスや現地商談会の開催、ファミトリップなどを実施しました。さらに、地域DMO等と連携して東京等のカフェと連携したプロモーションの実施やイベントへのブース出展を行いました。（観光振興課）

大阪・関西万博三重県ブースに来場いただいた県外在住の方を対象とした誘客キャンペーンを通じ、6,820人の来訪者に、三重の多彩な魅力を体感いただきました。（観光誘客推進課）

関西国際空港、大阪・関西万博会場において観光PRブースを設置するとともに、来訪者を対象に公式SNSへのフォローを促し、総フォロワー数が約1,100人増加（日本人含む）しました。

また、タイの著名なインフルエンサー（Instagramフォロワー約650万人）であるオーパルさんを「Mie Inbound Ambassador」に委嘱し、県内観光地への訪問動画を自身のYouTubeチャンネル等で公開し、再生回数が100万回に迫るなど本県の魅力を発信いただきました。

さらにタイ・台湾現地にて観光・物産・食が一体となったプロモーションでは、イベントに参加した旅行会社からツアー造成に前向きな回答が得られるなど、今後、具体的な成果が期待できる見込みのほか、海外OTAサイトを活用したプロモーションでは、海外OTAサイトを経由した外国人宿泊予約につながっています。

MICE誘致については、レップ（営業代理人）を設置したほか、補助金の活用等により、令和7年度は県内において10件の国際会議が開催されました。また、産業観光の取組については三重県産業観光推進協議会に県内企業10社以上が新たに加入し、受入環境の整備が進みました。

こうした取組の成果として、県内の外国人の延べ宿泊者数については、令和7年1月から12月までの累計の外国人延べ宿泊者数の伸び率は、前年同期と比較すると、154.3%で全国3位と回復傾向にあります。

（海外誘客課）

3 残された課題

三重県観光振興基本計画の実効性を高めるため、毎年度アクションプランを作成し、PDCAのサイクルを確立するとともに、現行の三重県観光振興基本計画（令和6年度～令和8年度）の計画期間が令和8年度で終わりになることから、次期三重県観光振興基本計画（令和9年度～）の策定に取り組む必要があります。

生産性向上や人材確保について、事業者によって抱える課題はさまざまであることから、生産性向上や人材確保の取組を県内観光事業者に広く横展開するには、事例を増やすとともに、各事業者が取り組む機運を醸成する必要があります。また、人手・人材不足を理由に、そもそも生産性向上・人材確保に取り組める環境にない事業者もいることから、収益や業績の向上、経営に直結する業務に集中できる環境を整えることで、さらなる生産性の向上・人材確保等の取組促進につなげていく必要があります。（観光戦略課）

旅行者の滞在・周遊性を高めるため、歴史・文化、食、自然（癒し）等の三重ならではの観光資源を生かし、広域のブランディングや周遊ルートの造成に取り組むとともに、魅力的な三重の食や食文化を生かし、ガストロノミーツーリズムを推進する必要があります。

また、国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設等が実施するインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応、観光防災・危機対応に対して支援するとともに、観光ガイドの育成、上質な宿泊施設の誘致など、受入環境の充実に取り組む必要があります。

さらに、全県DMOである（公社）三重県観光連盟が、DMO登録要件の厳格化への地域DMOの対応を支援するなどの役割を担うことができるよう、引き続き基盤強化を図る必要があります。（観光振興課）

大阪・関西万博を契機に高まった三重への関心を生かしつつ、首都圏等大都市圏に向け、次期式年遷宮を契機とした観光プロモーションに取り組んでいく必要があります。（観光誘客推進課）

重点的に取り組む市場や効果的なプロモーション手法等、インバウンド誘客に向けた戦略を整理する必要があります。

また、海外からの認知度向上に引き続き努める必要があります。（海外誘客課）

令和8年度以降実施予定の取組内容

三重県観光振興基本計画と令和8年度アクションプランに基づき、「質が高く、持続可能な観光地づくり」、「戦略的な観光誘客」、「魅力的な観光産業の確立」を施策の柱として、観光振興に取り組んでいくとともに、次期三重県観光振興基本計画（令和9年度～）の策定にも取り組みます。

観光産業が抱える生産性の低さや人材不足等の課題解決に向け、個別コンサルティングやワークショップ、セミナーの実施により生産性向上・人材確保に取り組むとともに、人手・人材不足等により生産性向上・人材確保に取り組める環境にない事業者への対応として、採用・経理・労務などの業務の外注化を支援します。（観光戦略課）

三重ならではの観光資源を生かした滞在型周遊観光の推進に向け、お伊勢参りの歴史・文化を踏まえた広域のブランディングや歴史街道、伊勢西国三十三所観音巡礼、庭園等の観光資源を組み合わせた周遊ルートの造成に取り組むとともに、食に関するコンテンツの磨き上げや魅力発信によるガストロノミーツーリズムを推進します。

また、国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設や観光施設のインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応、観光防災・危機対応に関する整備に加え、熊野古道伊勢路沿線のトイレの環境整備等を支援するとともに、バリアフリー観光の推進や高付加価値旅行者の多様なニーズに対応できる観光ガイド人材の育成、上質な宿泊施設の誘致、外国クルーズ船の誘致・受入体制の充実に取り組めます。

さらに、全県DMOである（公社）三重県観光連盟が観光地経営の司令塔として、国内外向けプロモーションや地域DMO支援、データマーケティングを着実に実施するとともに、DMO登録要件の厳格化に対応できるよう基盤強化を図ります。（観光振興課）

第63回神宮式年遷宮を契機に本県への関心を高めるため、お木曳行事を題材とした大都市圏向けの観光プロモーションを実施します。（観光誘客推進課）

インバウンド誘客に向けた戦略の検討結果を踏まえ、重点的に取り組む市場に対し、観光・物産・食が一体となったプロモーションなど、効果的に事業を実施します。

また海外からも注目される大規模イベントを契機としてとらえたプロモーションのほか、トップインフルエンサーを活用するなど本県の認知度向上を引き続き図ります。（海外誘客課）

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

<p>監査の結果</p> <p>[テーマ別行政監査]</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) インバウンド [「(3)三重の魅力を生かした観光振興」におけるインバウンド誘客]</p> <p>インバウンド誘客については、「三重県観光振興基本計画」の戦略にも位置づけ、大規模イベントを目的に来訪する外国人旅行者等への周遊・宿泊の促進、受入環境の整備、営業代理人(レップ)や商談会等を活用した富裕層への誘致促進、DMO(観光地域づくり法人)による観光コンテンツの造成等に取り組んでいる。また、大阪・関西万博の好機を活かした県産品の販路拡大、農泊地域の周遊プランの造成、紀伊半島の魅力発信やファミトリップ、伊勢路周辺の宿泊施設等を一元的に案内するWebサイトの構築等による取組を行っている。</p> <p>このような中、世界遺産熊野古道、伊賀流忍者、F1日本グランプリ、真珠や松阪牛など豊富な農林水産物等の海外から注目される魅力的なコンテンツがあるにもかかわらず、令和6年の外国人の宿泊者は24.1万人と、コロナ禍前の令和元年の宿泊者38.9万人と比較して、14.8万人減少しており、全国と比べても回復が遅れている状況である。</p> <p>このため、コロナ禍の影響による外国人旅行者のニーズの変化も踏まえ、これまでの取組の効果検証を行い事業を見極めるとともに、国や地域によってニーズや観光目的が異なることから、先進事例を参考にしつつ、データ分析に基づく観光マーケティングに取り組むなど、あらゆる視点から課題を抽出し事業展開へつなげる必要がある。</p> <p>今後、人口減少による国内旅行市場の縮小が想定されるため、第63回神宮式年遷宮などを好機と捉え、外国人旅行者が求めるさまざまなツーリズムや周遊・滞在に係る観光コンテンツの充実、宿泊施設や観光ガイド人材等の受入環境の更なる充実を図るとともに、Wi-Fi環境や電子決済の整備促進、観光型MaaSの推進、主要施設と駅等をつなぐ二次交通の充実と多様化する輸送手段を組み合わせるなど、利便性の向上に向けて、関係部局をはじめ、市町、交通事業者、観光事業者、DMO等との連携を強化し、一体となってインバウンド誘客の増加に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(観光戦略課、観光振興課、海外誘客課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>データに基づいた観光マーケティングを推進するため、旅行者の属性や出発地、県内での立ち寄り場所等のデータ取得・収集や観光客実態調査、県内宿泊事業者に対するインバウンド受入状況調査等に取り組むとともに、取得・収集したデータを市町・DMO・観光協会が活用できるよう、「三重県観光統計データ」サイトにおいて可視化し公開しました。</p> <p>地域におけるデータを分析・活用する能力向上を支援するため、市町・DMO・観光協会を対象に、データに基づいた観光マーケティングに関する研修を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(観光戦略課)</p> <p>国内外の旅行者が快適かつ便利に滞在できる環境を整えるため、インバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応の施設整備や、熊野古道伊勢路沿線のトイレの環境整備等を支援するとともに、観光ガイドの育成、外国クルーズ船の受入、上質な宿泊施設の誘致など、インバウンドに対応した受入環境の充実に取り組みました。</p> <p>また、令和6年度から実施している(公社)三重県観光連盟の「(一部市場における)インバウンド向けプロモーション業務」について、引き続き取組を支援しました。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p> <p>海外からの富裕層を誘致するため、欧州レップ(営業代理人)による旅行会社へのセールス・現地旅行博等への出展のほか、フランスからの福利厚生旅行について令和6年10月にMOUを締結したバルプラネット社とさらなる誘客を目的としたMOU改定を行いました。</p> <p>また、奈良県、和歌山県と連携し、紀伊半島のブランド化を図るとともに、旅行会社、メディアを対象としたファミトリップの実施等に取り組みました。</p> <p>大阪・関西万博などの大規模イベントを訪問する外国人観光客に対して観光PRブースを活用した三重県の認知度向上や県内への宿泊・周遊促進を図ったほか、トップインフルエンサーを活用したプロモーションに取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(海外誘客課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>インバウンドに対する実態調査を実施することで、今年度は723人からデータを取得・収集するとともに、宿泊事業者に対して実施したインバウンドの受入状況調査等については116施設から回答がありました。</p> <p>取得・収集したデータは、「三重県観光統計データ」サイトにて公開することで、市町・DMO・観光協会にご利用いただくとともに、インバウンド誘客に向けた戦略の検討において活用しました。</p> <p>市町・DMO・観光協会を対象に実施した、データに基づいた観光マーケティングに関する研修については、全6回開催し、19団体・延べ78人の方に参加いただきました。</p> <p style="text-align: right;">(観光戦略課)</p>

「令和7年度インバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム推進補助金」を創設し、県内48事業者に対しインバウンド対応・バリアフリー・ストレスフリー対応に資する施設改修への支援を行いました。また、「三重県観光ガイド養成プログラム」として、ガイディング手法や旅程管理・危機管理について学ぶ座学・ワークショップ研修のほか、伊勢志摩・伊賀・東紀州地域において、より深い歴史・文化の修得をめざすフィールドワーク研修を実施し、参加者31名のうち11名に修了認定を行いました。さらに、鳥羽港クルーズ船誘致協議会・四日市港客船誘致協議会と連携し、クルーズ船寄港時の受入対応のほか、「ツーリズムEXPOジャパン2025」及び「クルーズEXPO」に出展し誘致活動を行いました。

また、(公社)三重県観光連盟において、アジア市場向けプロモーションを目的に、レップ(海外営業代理)を設置し、現地旅行会社へのセールスや現地商談会の開催、ファムトリップなどを実施しました。

(観光振興課)

欧州レップが旅行会社等に80社以上のセールスを実施したほか、フランス現地の旅行博等に4回出展し、本県の認知度拡大に取り組んだ結果、高付加価値旅行者層を含む個人旅行者を550人以上送客し、49件のツアー造成につながりました。

フランスからの福利厚生旅行については、約600名の送客が実現したほか、継続とさらなる増加を目的に、ベルプラネット社とのMOUを改定するのに合わせて現地旅行会社等4名を関宿やミキモト真珠島などに招へいしました。

紀伊半島のブランド化を図り、プロモーションに取り組んだ結果、全世界で読まれている世界のトップ媒体であるForbesなど有力メディアなどに掲載されるなど、200以上のメディアへの露出実績があります。

関西国際空港、大阪・関西万博会場において観光PRブースを設置するとともに、来訪者を対象に公式SNSへのフォローを促し、約1,100人増加(日本人含む)しました。

タイの著名なインフルエンサー(Instagramフォロワー約650万人)であるオーパルさんを「Mie Inbound Ambassador」に委嘱し、県内観光地への訪問動画を自身のYouTubeチャンネル等で公開し、再生回数が100万回に迫るなど本県の魅力を発信いただきました。

こうした取組の成果として、県内の外国人の延べ宿泊者数については、令和7年1月から12月までの累計の外国人延べ宿泊者数の伸び率は、前年同期と比較すると、154.3%で全国3位と回復傾向にあります。

(海外誘客課)

3 残された課題

データに基づいた観光マーケティングを推進するためには、継続的にデータを収集・分析することで課題を抽出し事業へつなげていくとともに、地域におけるデータ分析・活用を支援するため、今後も県が収集したデータを可視化し公開していく必要があります。

(観光戦略課)

国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設等が実施するインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応、観光防災・危機対応に対して支援するとともに、観光ガイドの育成、上質な宿泊施設の誘致など、受入環境の充実に取り組む必要があります。

また、全県DMOである(公社)三重県観光連盟が、引き続き観光地経営の司令塔としての役割を担うことができるよう、国内外向けプロモーションや地域DMO支援、データマーケティングを着実に実施できるよう、引き続き基盤強化を図る必要があります。

(観光振興課)

海外の有力メディアでの露出等が一定増加しているものの、依然として海外からの本県の認知度が低く、持続的な取組が必要です。重点的に取り組む市場や効果的なプロモーション手法等、インバウンド誘客に向けた戦略を整理する必要があります。

(海外誘客課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

インバウンドを含む旅行者の行動実態や県内宿泊施設の入入れ状況等の調査を引き続き実施するとともに、データに基づいた次期三重県観光振興基本計画(仮称)を策定します。

地域におけるデータ分析・活用を支援するため、「三重県観光統計データ」サイトにおいて、取得・収集したインバウンドを含む旅行者等の観光データを市町・DMO・観光協会が活用しやすい形で引き続き提供します。

(観光戦略課)

国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設や観光施設のインバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応、観光防災・危機対応に関する整備や、熊野古道伊勢路沿線のトイレの環境整備等を支援するとともに、高付加価値旅行者の多様なニーズに対応できる観光ガイド人材の育成、上質な宿泊施設の誘致、外国クルーズ船の誘致・受入体制の充実に取り組みます。

また、全県DMOである(公社)三重県観光連盟が観光地経営の司令塔として、海外向けプロモーションや地域DMO支援、データマーケティングを着実に実施できるよう、基盤強化を図ります。

(観光振興課)

引き続き、旅行会社、メディアを対象としたファムトリップ等を実施し、海外からの富裕層の誘致、フランスからの福利厚生旅行の誘致拡大、紀伊半島のブランド化促進等を図ります。

また海外からも注目される大規模イベントを契機としてとらえたプロモーションのほか、トップインフルエンサーを活用するなど本県の認知度向上を引き続き図ります。

(海外誘客課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

監査の結果	
2	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在5,545,066円あった。 (観光総務課、観光戦略課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (観光戦略課)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① (サンアリーナ使用料)</p> <p>債権処理計画に基づき適切に処理しました。 (観光総務課)</p> <p>①② (三重県観光事業者支援金返還金)</p> <p>「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、電話、文書、訪問等を繰り返し実施するとともに、民事訴訟法に基づく支払督促の申立てを行いました。 (観光戦略課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>三重県観光事業者支援金返還金について、支払督促の申立てを行ったことから、引き続き法令の定めるところに従い、適正な債権回収に努めます。 (観光戦略課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 観光部

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【三重県営サンアリーナ環境整備事業 (第6回)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の理由が適切でなかった。 ・ 予定価格の算定が適切でなかった。 ・ 適切な理由なく業務の大部分が再委託されていた。 (観光総務課) <p>② 【みえ旅おもてなしプラットフォームプロモーション業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の一部が変更されているにもかかわらず、契約金額の変更等を協議した記録がなかった。 (観光戦略課) <p>③ 【令和6年度観光ガイド養成プログラム策定・実施及び観光ガイド活躍機会創出業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督不十分により業務の一部に不履行があった。 (観光振興課) <p>④ 【令和6年度首都圏高付加価値旅行者層向け観光プロモーション業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の理由が適切でなかった。 (観光誘客推進課) <p>イ 旅費</p> <p>① 【生成AI調査業務に係る現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額に誤りがあった。 (観光総務課) 	
<p>講じた措置</p>	
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 「契約事務の手引き」等により、適正な事務処理を確認しました。 (観光総務課)</p> <p>② 業務内容に変更があった場合は協議した内容を書面に残すことを徹底して行うよう、所属内で周知・徹底を図りました。 (観光戦略課)</p> <p>③ 委託事業者に顛末書の提出並びに経緯の報告、再発防止策の提示を求めたほか、所属職員へ情報共有を行い、進捗管理の実施等、再発防止に向けて周知徹底を図りました。 (観光振興課)</p> <p>④ 「契約事務の手引き」等により、随意契約 (1者随契) が可能となる場合を改めて確認しました。 (観光誘客推進課)</p> <p>イ 旅費</p> <p>① 過払いとなる旅費の戻入処理を行うとともに、旅費の審査方法を確認しました。 (観光総務課)</p>	
<p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 複数の職員でチェックすることにより、適正な事務処理に努めます。 (観光総務課)</p> <p>② 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (観光戦略課)</p> <p>③ 事業実施期間内に適切に業務が履行されるよう、委託事業者と定例ミーティング等で進捗管理を徹底することで、再発防止に努めます。 (観光振興課)</p> <p>④ 随意契約 (1者随契) を行う際は、随契理由を精査することにより、適正な事務処理に努めます。 (観光誘客推進課)</p> <p>イ 旅費</p> <p>① 請求内容の確認を徹底し、再発防止に努めます。 (観光総務課)</p>	

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 防災・減災のための施設整備の推進</p> <p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、緊急輸送道路上の橋梁や河口部の大型水門・樋門等の耐震対策等に取り組みとともに、激甚化する傾向にある水災害への対策として、河川等の堆積土砂撤去、越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策、砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全等にも取り組まれている。</p> <p>国土強靱化対策以外にも、河川整備計画や海岸保全基本計画等に基づき、河川の護岸整備や拡幅、河床掘削、海岸堤防の整備等に継続して取り組まれているが、自然災害への安全度を向上させる取組には長い年月と多額の費用が必要である。</p> <p>このため、次期「第1次国土強靱化実施中期計画」においても要対策箇所の整備に引き続き取り組みとともに、気候変動等に対応した河川整備計画の見直しを含め、各計画に基づいて予算を適切に確保し、防災・減災のための施設整備を着実に推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく「5年後の達成目標(令和3年度～令和7年度)」で定めた対策の推進にあたっては、緊急輸送道路に架かる橋梁の損傷で長期間通行ができないリスクに備えた対策として橋梁の耐震補強を進めたほか、大規模地震発生時に津波による浸水被害を軽減する河口部の大型水門・樋門等の耐震対策、近年の激甚化する水災害に備えた河川の堆積土砂撤去や粘り強い堤防強化等の対策、豪雨時に土石流や地すべり・がけ崩れ等の土砂災害が発生するリスクがある区域内の避難所及び要配慮者利用施設の砂防堰堤等による保全等に計画的に取り組みました。</p> <p>また、河川の流下能力向上を図り、津波や高潮・侵食による浸水被害から生命と財産を守るため、河川整備計画や海岸保全基本計画に基づく河川整備や海岸堤防の整備を推進するとともに、気候変動を踏まえた河川整備計画の見直しの検討や海岸保全基本計画の変更を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「5年後の達成目標」で定めた対策については、緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強を進め、7橋が完了しました。河口部の大型水門・樋門等の耐震化については、2施設の耐震対策が完了したほか、約43万m³の河川堆積土砂を撤去する見込みであり、粘り強い堤防強化として約1.8kmの河川堤防で対策を実施しました。また、砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全については、11施設の保全を完了しました。</p> <p>国土強靱化対策以外にも、河川整備計画及び海岸保全基本計画に基づき、18河川における河川整備と14海岸における海岸堤防の整備を実施しました。また、5水系において気候変動を踏まえた河川整備計画の見直しの検討を進めるとともに、気候変動に対応した海岸保全基本計画を策定しました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強、河川堆積土砂の撤去及び越水しても粘り強い堤防強化対策、砂防堰堤等による避難所・要配慮者利用施設の保全等については、目標を達成しました。河口部の大型水門・樋門等の耐震対策については、1施設の対策が残っているものの、令和9年度に完了する見込みです。</p> <p>一方で、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間終了後の令和8年度以降も、被災のおそれのある緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強をはじめ、対策が必要な箇所が残されています。能登半島地震において、大きな段差等が発生し、通行機能が大きく低下することで救急・救援活動に支障をきたしたことも踏まえ、災害発生時に対応できる通行機能を確保する必要があるなど、公共土木施設の耐震化や強靱化を着実に進めていくことが重要です。</p> <p>引き続き、次期5か年計画による防災・減災対策に取り組むため、更なる予算確保に努める必要があります。また、河川整備計画及び海岸保全基本計画に基づき、河川及び海岸堤防の整備を引き続き進めるとともに、気候変動を踏まえた河川整備計画の見直しの検討を進め、順次、計画の変更手続きを行う必要があります。</p>
<p>令和8年度以降実施予定の取組内容</p> <p>緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強による耐震化及び河口部の大型水門・樋門等の耐震対策や、河川堆積土砂撤去、粘り強い堤防強化対策、避難所の保全、海岸堤防の整備等の防災・減災対策を更に進めるため、次期5か年計画への位置付けや、第1次国土強靱化実施中期計画に係る予算の活用により、計画的に取り組んでいきます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果	
2	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在87,427,496円あった。 (港湾・海岸課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課)</p> <p>③ 督促状の発付が遅延していた。 (熊野建設事務所)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 道路敷使用料の算定誤りによる歳入戻出を行っていた。 (志摩建設事務所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①～②</p> <p>a 【行政代執行費用】</p> <p>当債権は、賀田港廃船撤去にかかる行政代執行費用です。債務者は、令和元年9月から分割納付を開始しており、これまでに、1,250,000円を納付しています。面談や電話にて、債務者の生活状況を確認しました。また、財産調査等を行いました。未収金に充当できる財産は確認できませんでした。</p> <p>なお、令和7年度債権処理計画(回収対象)の目標額120,000円に対し、令和8年3月末現在の実績額は110,000円でした。今後も債権回収に努めていきます。 (港湾・海岸課)</p> <p>b 【県営住宅使用料等】</p> <p>新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者とその連帯保証人に対して、電話や文書で督促するとともに、県営住宅等管理事務専門員等による定期的な個別訪問を実施しました。また、高額滞納にならないように、適宜、職員と県営住宅等管理事務専門員等が夜間・休日に個別訪問し、入居者の経済状況を把握し納付を指導しました。</p> <p>県営住宅を退去した入居者とその連帯保証人については、住所や生活保護受給状況を把握するとともに、適宜、財産調査を実施しました。また、電話や文書による督促を通じ、確実な納付を促しました。</p> <p>これらの取組により、令和6年度末現在8,359,635円あった過年度収入未済額は、令和8年3月末現在で3,483,072円まで縮減しました。</p> <p>また、令和7年度債権処理計画(回収対象)の目標額(県営住宅使用料等)2,079,896円に対し、令和8年3月末現在の実績額は4,384,843円であり、目標は達成できました。 (住宅政策課)</p> <p>c 【道路管理費負担金、河川使用料等】</p> <p>債務者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。</p> <p>令和7年5月12日付け事務連絡で未収金対策についての通知文書を、道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課の連名で発出し、早期納付に向けた取組を依頼しました。また、令和7年12月を未収金解消のための徴収強化月間とし、債務者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し、債権回収に努めました。</p> <p>(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p> <p>これらの取組により、令和6年度末現在13,411,592円あった過年度収入未済額は、令和8年3月末現在で11,413,886円に縮減しました。</p> <p>(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p> <p>なお、令和7年度債権処理計画(回収対象)のうち、道路管理費負担金については、目標額409,126円に対し、令和8年3月末時点の実績額が1,679,808円となるなど、目標を達成する債権がある一方、河川使用料等については、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標を達成できませんでした。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課)</p> <p>③ 道路占用料に係る督促状の発付遅延があったため、占用料等の収納状況の確認及び道路法ほか河川法等の収入についても督促期限を確認し、所内で情報共有することにより今後の再発防止に努めました。 (熊野建設事務所)</p>

イ 収入事務

- ① 道路占用許可において、前年度に市へ移管した分が一部含まれていること、その他単価誤り等が判明したため、歳入戻出を行いました。このことについて、事務所内で情報共有するとともに、同様の事案がないか再度の確認を行い、再発防止に努めました。
(志摩建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 収入未済

①～②

- a 分割納付が履行されるよう、動向を注視していきます。

なお、今後も定期的に財産調査を行い、未収金に充当できる財産が発見された場合は適正に対処していきます。
(港湾・海岸課)

- b 令和6年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者やその連帯保証人に対し、電話や文書で督促するとともに、県営住宅等管理事務専門員等による定期的な個別訪問を実施します。

また、高額滞納防止のため、職員と県営住宅等管理事務専門員等による夜間・休日の個別訪問により、入居者の経済状況を把握し、個々の入居者に応じた納付指導を行っていきます。

退去した入居者とその連帯保証人については、引き続き、住所や生活保護状況を把握するとともに、必要に応じ、財産調査を行っていきます。
(住宅政策課)

- c 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ期限内納付を依頼するなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めていきます。

(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)

- ③ 道路占用料に係る督促状の発付遅延があったため、占用料等の収納状況の確認及び道路法ほか河川法等の収入についても督促期限を確認し、所内で情報共有することにより、今後の再発防止に努めました。

(熊野建設事務所)

イ 収入事務

同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制を強化し適切な事務処理に努めます。

(志摩建設事務所)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【三重県流域下水道公営企業会計システム構築及び運用保守業務委託】 ・個人情報の取扱いに係る確認をしていなかった。 (下水道経営課)</p> <p>② 【令和6年度産業廃棄物(石灯笼)粉碎・収集運搬・処分業務委託】 ・執行伺いを作成していなかった。 (伊勢建設事務所)</p> <p>③ 【市木川、志原川及び尾呂志川河口閉塞開削業務委託】 ・執行伺いを作成していなかった。 ・予定価格設定が省略されている旨の記載がなかった。 (熊野建設事務所)</p> <p>イ 補助金等</p> <p>① 【令和6年度三重県避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金】 ・履行確認の記録がなかった。 (建築開発課)</p> <p>ウ その他の支出事務</p> <p>① 指定金融機関では取り扱えない払込書の使用による歳出戻入を行っていた。 (県土整備財務課)</p> <p>② 予定価格の積算誤りによる開札後の入札中止が2件あった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>③ 予定価格の積算誤りによる開札後の入札中止があった。 (津建設事務所)</p> <p>④ 評価値誤りによる開札後の入札中止があった。 (志摩建設事務所)</p> <p>⑤ 予定価格の積算誤りによる開札後の入札中止があった。 (熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 個人情報を取り扱う場合の規定について所属内で情報共有を行うとともに、契約締結伺いに個人情報を取り扱うことを補記し、必要書類をチェックするようにしました。 (下水道経営課)</p> <p>② 事業執行の際に必要な事務処理に関する認識が不足していたことが主な要因のため、事務所内の経理業務を担当する総務課との連携を図り、執行伺いから事業の完成・認定まで一連の経緯を把握できるような体制を整え、再発防止に努めています。 (伊勢建設事務所)</p> <p>③ 令和6年度の当該業務委託について、執行伺いの作成及び予定価格設定の省略の旨の記載をしていなかったため、令和7年度は適切に執行伺いを作成し予定価格設定が省略されている旨を記載しました。 このことについて、所内で情報共有のうえ、契約事務の流れ及び会計規則運用方針(通達)を確認して今後の再発防止に努めました。 (熊野建設事務所)</p> <p>イ 補助金等</p> <p>① 概算請求時に、請求書類の内容の確認をもって履行確認を行っていましたが、請求書類へ履行確認を行った旨の記載及び検査員氏名の記名を失念していました。 このことについて、課内で情報を共有するとともに、概算請求時の履行確認において、請求書類へ履行確認を行った旨の記載及び検査員氏名の記名を徹底し、適切に事務処理を行うよう注意喚起しました。 (建築開発課)</p> <p>ウ その他の支出事務</p> <p>① 銀行で取扱いができない払込書により支出命令をしてしまったことで歳出戻入となったものです。今回の事案発生後、銀行で取扱いできるか不明な場合は、銀行に確認することを、再度、課内で情報共有・注意喚起を行いました。また、決裁時に複数人で確認できるよう、払込書の原本を添付することとしました。 (県土整備財務課)</p> <p>② (1)2者の応札がありましたが、1者の入札額が最低制限価格を下回っていました。精算の際、照明灯設置器具について、諸経費の対象とするところ、対象外としており過少積算となっていることが判明したため、当該案件の入札を取止めとしました。 (2)工事に係る入札案件について、17者の応札があり、このうち15者の入札額は同じでしたが、最低制限価格ではないため、予定価格等の再確認を行ったところ、入札情報サービスに添付した工事費積算参考資料の諸経費情報の一部に誤りがあることが判明したため、当該案件の入札を取止めとしました。 上記2件について事務所内で情報共有と注意喚起を行い、検算時のチェックを徹底することで再発防止に努めました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>③ 業務委託における入札案件において、応札者の大半(9者中の5者)が最低制限価格を下回ったため積算内容を精査したところ、諸経費の対象とすべき「室内岩石試験」の費用を、誤って諸経費の対象外とした違算が判明したため、入札を中止しました。 このことについて、事務所内で情報を共有し、検算時のチェックを徹底することで再発防止に努めました。 (津建設事務所)</p>

④ 総合評価方式に係る入札において、審査集計表ファイルの評価値入力に不備があるのに気付かずに入札業務を行い、開札状況の登録後に誤りに気づいたため、入札を中止しました。原因は、ファイル入力ミスと開札時の突合チェック不備によるものです。事務所内での情報共有と、ファイル封入時の再確認及び、開札時の複数職員によるチェックの徹底をすることで再発防止に努めました。(志摩建設事務所)

⑤ 価格競争方式で実施した業務委託の開札時に、応札5者のうち4者が最低制限価格を上回る同一金額での応札であったため積算内容の再確認を行ったところ、諸経費の積算に誤りがあることが判明し、入札を中止しました。

このことについて、所内での情報共有と注意喚起を行い、検算時の諸経費計算の帳票確認及びチェックリストへ項目を追加のうえ、チェックを徹底し再発防止に努めました。(熊野建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 業務委託

イ 補助金等

ウ その他の支出事務

①～⑤

同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 普通財産の貸付に係る公有財産使用許可(貸付) 台帳を整理していなかった。(住宅政策課)</p> <p>② 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(桑名建設事務所)</p> <p>③ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。(四日市建設事務所)</p> <p>④ 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(津建設事務所)</p> <p>⑤ 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(松阪建設事務所)</p> <p>⑥ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(伊勢建設事務所)</p> <p>⑦ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。(志摩建設事務所)</p> <p>⑧ 道路管理瑕疵による事故が4件発生していた。(伊賀建設事務所)</p> <p>イ 金品亡失(損傷)</p> <p>① 公用車の損傷(修繕額 194,227円)(鈴鹿建設事務所)</p> <p>② 公用車の損傷(修繕額 250,481円)(松阪建設事務所)</p> <p>③ ドローンの紛失(熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 普通財産の貸付に係る公有財産使用許可(貸付) 台帳を整理しました。(住宅政策課)</p> <p>② 1件は、大型トラックが桁下空間内の張り出し部に接触し、トラックのコンテナ部を損傷した事案であり、事故後、安全施設の追加設置及び注意喚起標識の設置を行いました。また、もう1件は、上空から垂れ下がった竹に接触し、車両を損傷した事案であり、事故後、直ちに道路空間内の竹伐採を行うとともに、土地所有者への周知を行いました。(桑名建設事務所)</p> <p>③ 管理瑕疵の原因となった路面の穴ぼこの舗装修繕を行うとともに、同様に管理瑕疵の恐れのある箇所について、道路パトロールによる穴ぼこ補修や舗装修繕を行いました。なお、事務所職員に対して出張等には、三重県が管理する道路を優先して利用し、異常を発見した際は直ちに是正又は管理課・保全課に連絡するように周知しました。(四日市建設事務所)</p> <p>④ 倒木による管理瑕疵については、原因となった倒木箇所周辺約1kmの街路樹の目視点検を行い、腐食があった1本を伐採しました。側溝蓋の管理瑕疵については、原因となった編鋼板を撤去し、モルタルで補修を行うとともに、周辺道路で同様の箇所がないことを確認しました。(津建設事務所)</p> <p>⑤ 道路管理瑕疵があった側溝の隙間については、速やかに隙間を塞ぐように対処いたしました。また、枯れ枝落下による管理瑕疵については、該当する立木も含め、それ以外の周辺木についても集中的に調査を行い、伐採措置を講じるなど再発防止に努めました。(松阪建設事務所)</p> <p>⑥ 原因となった樹木については除去を行い、側溝とグレーチング蓋の隙間は補修を行うなどの対処を早急に行いました。また、落石については、速やかに撤去のうえ当該箇所の法枠工の周囲を点検し、安全の確認を行いました。(伊勢建設事務所)</p> <p>⑦ 道路法面に自然生えしていた木が倒れ、車道に飛び出た枝に車両が接触した事案であり、車道に飛び出した木の枝を除去するとともに、再発防止のため道路パトロールを強化しました。(志摩建設事務所)</p> <p>⑧ 管理瑕疵の原因となった樹木等の伐採を行うとともに、同様に道路沿いで倒木、落木の恐れのある箇所について、事故防止の観点から伐採等を実施しました。落石箇所については他に落石をおこすような状態の石が周辺に無いか調査し、結果無かったことを確認しています。また、事務所内会議において、職員が現場に行く際は、なるべく県管理道路を通行し、異常を発見した際は直ちに管理課・保全課に連絡するように依頼しました。(伊賀建設事務所)</p> <p>イ 金品亡失(損傷)</p> <p>① 庁舎車庫から公用車(パトロール車)出庫の際、車体の右後方を柱へ接触させてしまい擦り傷をつけました。所属長から本人に対し運転時の注意点を徹底するよう指導するとともに、所内会議において事故概要を共有し交通安全事故防止について職員に周知しました。 また、所内の交通安全研修を全員参加で実施しました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>② 当該職員と同乗の職員に対して、所内研修を受講させるとともに、後退時には同乗者が後方を確認するなど安全確認の徹底を図り、再発防止に取り組むよう指示を行いました。 また、所内室長・課長会議でも今回の事案について報告を行い、交通事故防止について改めて注意喚起を行いました。(松阪建設事務所)</p>

- ③ 当該事案については機器の不具合により海上で行方不明となったものでしたが、再発防止のため慎重な操作及び使用前点検等を職員全員に周知徹底し、適正な備品管理に努めました。(熊野建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 公有財産の管理

- ① 公有財産使用許可（貸付）台帳については、許可の都度、適切に整理を行っていきます。(住宅政策課)

②～⑧

同様の事案が発生しないよう、事故事例を各建設事務所へ共有し、注意喚起を図っていきます。また、道路パトロールにより事故原因となりうる箇所早期発見に努めるとともに、通報等があった場合にも適時適切に修繕等の対応を行うことで、道路管理瑕疵事案発生未然防止を図っていきます。

イ 金品亡失（損傷）

①～③

同様の事案が発生しないよう、引き続き、適正な管理、使用、事故防止に向けた注意喚起を行い、再発防止に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合：県 90%、相手 10%) (物損額：県 0 円廃車、相手 669,379 円) (松阪建設事務所)</p> <p>② 物損事故 (負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 152,728 円、相手 232,096 円) (松阪建設事務所)</p> <p>③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 110,000 円、相手 0 円) (伊勢建設事務所)</p> <p>④ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 107,140 円、相手 0 円) (伊賀建設事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>①～④</p> <p>発生した事故は、慎重な運転がされていれば防ぐことができた事故が多かったことから、より慎重な運転を心掛けるよう周知徹底するとともに、以下の取組を行いました。</p> <p>a 管理職等からの呼びかけ 職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。</p> <p>b 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加 交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 112 チーム 336 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>c 交通安全講習会等への参加 交通安全講習会等に延べ 873 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。</p> <p>d 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起 県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。</p> <p>e メールマガジン「交通安全通信」の発信 県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。</p> <p>f 啓発DVDの視聴 公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発DVDを視聴することを義務付け、再発防止を図りました。</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>①～④</p> <p>引き続き安全運転の周知徹底と、「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会等への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に取り組んでいきます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 物品の適正管理</p> <p>令和6年度の金品亡失(損傷)については、全体としては損傷件数が5年度と比較して13件減少している。しかしながら、パソコンの損傷件数は一旦減少に転じたものの6年度には9件増加するとともに、車両事故による自動車損傷は3件増加するなど、依然として多数発生している。</p> <p>このため、コンプライアンスの観点のみならず、職員一人ひとりが「自分事」という意識をもてるように訴えかけを続けるとともに、金品亡失(損傷)防止に係る優良事例の周知、自動車事故に関する専門家の協力による注意喚起、国や他県の状況を参考にするなど、金品亡失(損傷)の件数減少を継続させるための有効な対策を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 金品亡失(損傷)の減少に向けては継続的な注意喚起が必要なため、年度当初に、総務部長や教育長との連名で通知を行うとともに、毎月配信している「出納かわら版」にて2か月に一度、具体的な亡失(損傷)事例や傾向を紹介し、同様事例の発生防止を呼びかけました。</p> <p>また、年度当初に、部局長に昨年度の部局別の発生件数を共有し、改めて注意喚起や改善策の検討を依頼しました。</p> <p>さらに、年度途中で件数の増加が著しい傾向となってきた部局に対して、個別に防止を働きかけました。</p> <p>② 当事者意識の醸成を促す取組として、総務部と連携してコンプライアンス・ミーティングのテーマに設定する取組を令和5年度から開始し、令和7年度においても引き続き全職員が金品亡失(損傷)の防止について意見交換を行うことで、職員一人ひとりが「自分事」として捉えられるような働きかけを行いました。</p> <p>③ 新任班長等研修や会計事務研修(地域別研修を含む)では、コンプライアンスに関する研修の中で、金品亡失(損傷)が発生させた場合の職員の損害賠償責任及び公金意識の重要性に触れ、金品亡失(損傷)防止に係る意識向上を図りました。</p> <p>④ 効果的な取組を水平展開することで、減少につなげていけるよう、さまざまな機会を通じて収集した各所属の取組事例(公用車の鍵貸し出し時の声かけ、公用車予約システム画面での損傷写真の掲載、所属内での交通安全研修等)を、出納かわら版で写真等も併せて掲載し、多くの部局で取組が進むよう促しました。</p> <p>⑤ 公用車の事故を減少させるため、外部講師による交通安全講習会を開催し、交通安全の基本、安全な運転と行動等の講義を実施することで、職員の運転技術や交通安全意識の向上に努めました。(1月に4回実施)</p> <p>⑥ 公用車の任意保険受注事業者の協力を得て、事故発生が多かった時期や場所について実態分析とリスクの細分化を行いました。さらに、事故が発生しやすい場面から想定されるリスクに対する具体的な対応策を「出納かわら版」に掲載し、すぐに実践へ落とし込めるような働きかけを行いました。</p> <p>⑦ 物品の適正管理に係る所属(人事課、管財課、デジタル改革推進課、会計支援課)が構成員となる金品亡失(損傷)対策に係る検討会において、それぞれの所属が持つ情報を共有し、金品亡失(損傷)対策の推進について定期的に検討を行いました。(5月、9月、1月、3月実施)</p> <p>⑧ 新たな取組として、公用車の任意保険受注事業者と連携して、他の自治体等で効果があった取組を無料で提供することで、所属の交通事故防止対策を支援しました。提供メニューは、個人で取り組むものと所属全体で取り組むものを提供し、複数のアプローチから職員が「自分事」という意識を醸成できるよう工夫しました。(提供メニュー：交通安全セミナー動画配信、無事故カレンダー、KM式安全運転助言検査)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和7年度(令和7年度)の金品亡失(損傷)報告件数は224件となり、前年度から48件の増加となりました。パソコンの損傷件数は減少に転じ、取組による一定の成果が見られました。車両事故による自動車損傷については、10月以降新たな取組を実施するなど、取組を強化したこともあって、年度の後半は昨年度と比較して1件減少したものの、全体としては依然として多い結果となりました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>金品亡失(損傷)件数を減少させるためには、職員一人ひとりが自分事として捉えられる当事者意識の醸成が不可欠であるため、継続的な取組をしていく必要があります。</p>
<p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>令和7年度においても、依然として金品亡失(損傷)が発生しており、引き続き職員一人ひとりが「自分事」という意識をもてるように訴えかけを続けるとともに、金品亡失(損傷)防止に係る優良事例の周知、自動車事故に関する専門家等の協力による注意喚起、所属における取組メニューの提供等、金品亡失(損傷)の件数減少のための取組を行います。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 会計事務の支援</p> <p>適正な会計事務を確保するため、所属に対し、事前確認・事後検査、会計相談への対応や各種研修及び研修動画配信の実施などの日常的な支援、職場訪問や各種研修会などの機会を通じた指導事例の共有など、所属における会計事務の支援強化に取り組んでいる。また、内部統制事務の基礎評価部局としても不適正な会計事務の未然防止を図っている。</p> <p>しかしながら、令和6年度の事後検査における文書指導の総計は5年度より50件増加と多数発生しており、特に契約事務及び支出事務の誤った事務処理が見受けられる。</p> <p>このため、会計事務処理の誤りが発生する状況を把握したうえで、職員一人ひとりの知識向上を図り、それに即した対策をとるなどきめ細かな会計支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 事前確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として予定価格10万円以上の随意契約を行うもの（電子調達システムによるものを除く）について、執行同等の段階での書類の確認を行いました。 ・事前確認の際、その後の事務手続きが適正に行われるよう、注意すべき事項をまとめたチェックリストを各所属に配付しました。 <p>② 事後検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属が行う会計事務について、一連の事務処理が完了した後に、職場訪問による実地検査を行いました。 ・指導等を行った事例については、会計相談、メルマガ等の機会を通じて事例を共有し、各所属が行う会計事務の支援に取り組みました。 <p>③ 会計相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、メール等により各所属からの会計相談に対応しました。 ・職場訪問等により、各所属の会計事務処理体制に応じたOJTや検査後のフォロー等を行いました。 <p>④ 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が適正な会計事務を執行するために必要な知識・スキルを身に付けられるよう、初任者研修、実務研修等を行いました。初任者向けの研修は年度当初に集中的に実施するとともに、実務研修として、駐在ごとの相談事例や出納検査の指摘事項を基にした地域別研修等を開催しました。 ・職員が自発的に会計事務のスキルアップを図れるよう、eラーニングの配信や会計事務の理解度チェック等、自己研修に関する環境を提供しました。 ・所属の希望に応じて出前研修を実施しました。 <p>⑤ 会計支援ツールの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務に関する手引きやマニュアルをイントラネット（出納ポータルサイト）で一元的に提供しました。 ・出納ポータルサイトへのアクセスの利便性と周知を目的として、職員向けホームページのトップページにバナー広告を掲載しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>相談、研修等の取組による所属への会計支援に取り組んだ結果、令和7年度の事後検査における文書指導の総計は前年度より48件の減少となりました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>適正な会計事務を確保するため、引き続き、所属に対する支援を粘り強く進めていく必要があります。</p>
<p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>適正な会計事務を確保するため、所属に対し、事前確認・事後検査、会計相談への対応や各種研修及び研修動画配信の実施、職場訪問や各種研修会等の機会を通じた指導事例の共有等、継続的な支援に取り組みます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 議会事務局

監査の結果	
1	財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 「みえ県議会だより」の記載内容に誤りがあった。 (企画法務課)
講じた措置	
1	実施した取組内容 「みえ県議会だより」の印刷後に記事の中に施設名称の誤りを発見しました。最終稿の段階で学校の名称(市町立の名前)の誤りに気が付き校正を行いました。その名称は記事中に2箇所記載があり、もう1箇所の誤りの校正ができずに校了となったものです。 今回の事例のような同一の名称を複数個所に記載している場合のミスを防ぐため、その文言をPCソフトウェアの検索機能等を用いて確認を行うとともに、全体のチェック機能を強化するため、校正作業におけるチェック項目や確認の視点を文書化して事務局各課で共有したうえで校正作業を行っています。 併せて、誤り等が生じた場合の対応策などを予め定めた危機対応マニュアルを策定しました。 (企画法務課)
2	今後の方針(取組予定等) 上記の取組を継続し、再発防止に努めていきます。 また、AIを用いた校正ソフトなどが活用できないか、その有効性等も含めて検討していきます。 (企画法務課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果	
1	<p>事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 持続可能な事業経営について</p> <p>水道事業及び工業用水道事業については、全国的な大規模自然災害の発生状況や国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を踏まえた「三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）」並びに水道施設及び工業用水道施設の改良計画（以下「経営計画等」という。）に基づき、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に加え、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組むほか、能登半島地震を受けた国の方針のもとでの耐震化計画の取りまとめ、さらに近年全国で発生している老朽化を原因とする漏水事故を受けた緊急点検などの対策を行っている。</p> <p>一方で、予想を超える大幅な電気料金や資材の高騰を始めとする物価上昇等により令和4年度以降経営収支が悪化し、令和6年度決算では水道事業で2億896万7,342円、工業用水道事業で1億7,333万5,810円の純損失を計上する状況であり、令和7年度予算においては、これを更に上回る純損失が計上される状況となっている。</p> <p>厳しさを増す経営環境の中、今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、引き続き経営計画等に従い、更なる効率的な経営により収支改善をめざすとともに、能登半島地震を踏まえての耐震化、老朽化対策、風水害対策等に取り組まれない。</p> <p>その上で、次期経営計画等の策定に向け、法に基づく地方公営企業における独立採算の原則に従い、県民の理解を得ることができる公正で妥当な料金の設定や水道事業における将来の水需要に応じた施設規模・配置の適正化の検討などにより、受水市町と十分な意思疎通を図りながら、健全な事業経営に努められたい。 (水道事業課、工業用水道事業課)</p>
講じた措置	
	<p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）、水道施設改良計画（平成29年度～令和8年度）及び工業用水道施設改良計画（平成29年度～令和8年度）（以下「経営計画等」という）に基づき、主要施設や管路の耐震化、老朽化対策、風水害対策等を進めるとともに、次期経営計画の策定に向けて、アセットマネジメント計画の更新や、効果的、効率的な事業実施につながるAI技術を活用した管路の劣化診断を実施しました。</p> <p>また、近年全国で発生している老朽化を原因とする漏水事故を受け、国からの要請の趣旨を鑑み、当庁が管理する緊急輸送道路下の水道管路及び工業用水道管路について、独自の緊急点検を実施しました。</p> <p>水道事業においては、厳しい経営状況のなか、受水市町の水道事業に与える影響を考慮し、令和7年度～8年度の2年間の料金を据え置くこととしたため、健全な事業経営の確保に向けて受水市町と協議を進めました。工業用水道事業においては、5年に一度の料金見直しの時期であることから、8年度以降の料金についてユーザーと協議を進めました。 (水道事業課、工業用水道事業課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>・水道事業</p> <p>主要施設については、高野浄水場（津市）の浄水処理施設の耐震化工事や、災害発生時に応急給水活動の拠点となる長谷調整池（多気町）の敷地造成工事を進めました。</p> <p>管路については、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など、約3.9kmの布設替工事を実施し、耐震化を進めました。</p> <p>風水害対策については、浸水対策として高野浄水場取水沈砂池（津市）の対策工事や、長時間停電対策として芸濃送水ポンプ所（津市）などで非常用発電設備の更新工事を進めています。</p> <p>緊急点検については、緊急輸送道路下の管路約70kmを対象に点検を実施し、漏水等の異常がないことを確認しました。</p> <p>健全な事業運営を確保し、将来にわたり安全で安心な水道用水の安定供給を持続できるよう、当庁の厳しい経営状況等に関する受水市町との勉強会を年2回実施し、相互理解を深めました。</p> <p>また、水道用水の仕組み、耐震化や老朽化対策の取組などに関する県民の理解を得るために、受水市町にもご協力いただいた上で、ポスターやパネルの掲示、広報紙掲載などを実施するとともに、テレビやラジオなども通じて幅広く広報活動を実施しました。</p> <p>・工業用水道事業</p> <p>主要施設については、過年度に着手した伊坂浄水場（四日市市）など3施設の排水処理施設の耐震補強工事を完了させるとともに、新屋敷取水所（松阪市）の配水池築造工事を進めています。</p> <p>管路については、重要度の高い主要幹線などを中心に約1.9kmの布設替工事を実施し、老朽化対策にあわせて耐震化を進めました。</p> <p>風水害対策については、野代導水ポンプ所（桑名市）の受変電設備の浸水対策工事を進めています。</p> <p>緊急点検については、緊急輸送道路下の管路約31kmを対象に点検を実施し、漏水等の異常がないことを確認しました。</p> <p>料金については、耐震化や老朽化対策などの取組や物価等の上昇も考慮して検討したところ、北伊勢及び松阪工業用水道の料金改定が必要となり、ユーザーへ説明会や個別訪問において検討状況を丁寧に説明した結果、</p>

安定供給を確保するための料金改定はやむを得ないとの理解をいただきました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

3 残された課題

令和8年度は現行の経営計画の最終年度となるため、引き続き、経営計画等に基づき、主要施設や管路の耐震化、老朽化対策、風水害対策等に着実に取り組み、計画の達成を図る必要があるとともに、9年度以降の次期経営計画の策定に向けて、将来の事業環境を見据えた課題を整理し、検討を進めていく必要があります。

また、水道事業においては、現行料金を2年間据え置いたことに加え、物価高騰や施設の建設投資に伴う減価償却費の増加等により厳しい経営状況となっており、これまで以上に経費の節減に努めるとともに、健全な経営を確保し、将来にわたり安全で安心な水道用水を安定して供給していくためには、令和9年度以降の料金についても受水市町と意見交換等を行い、丁寧に協議を進める必要があります。

(水道事業課、工業用水道事業課)

令和8年度以降実施予定の取組内容

水道事業及び工業用水道事業において、令和8年度は現行の「三重県企業庁経営計画」の最終年度となることから、引き続き、計画に基づく施設改良等を着実に実施していきます。

耐震化については、浄水場等の主要施設や管路の対策を進めていきます。老朽化対策については、電気・機械設備や布設年度が古い管路等の更新を進めていきます。風水害対策については、浸水や土砂災害、長時間停電への対策に取り組んでいきます。

近年の物価高騰等により厳しさを増す経営環境に対し、予防保全型維持管理による施設の長寿命化や、新規企業債発行の抑制による支払利息の負担軽減など、引き続き経費節減に努めていきます。

こうした取組を進めるとともに、将来にわたり安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、令和9年度から始まる次期経営計画の策定作業を進めます。策定にあたっては、現計画の取組に加え、更なる人口、水需要の減少など事業環境の変化を見据えたうえでの健全な経営を確保、アセットマネジメントの更新結果やA I技術を活用した管路の劣化診断結果を反映させたより効率的な更新計画を検討していきます。

また、水道事業については受水市町と十分に協議を行ったうえで、効率的な経営による適正な料金設定となるよう料金の見直しに取り組みます。

(水道事業課、工業用水道事業課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 「令和4年度の企業庁における勤続年数別の給与の男女の差異」の記載内容に誤りがあった。 (企業総務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 今後、公表資料の誤りを防ぐため、以下の再発防止策について所属内で確認を行いました。 ・起案者は、決裁者等が確認しやすいよう、必要に応じて A3 で印刷するなど視認しやすいバックデータを添付し、複数人での確認を徹底すること。 ・起案者は、必ず複数回(回議前、決裁後)の確認を行うこと。 ・資料等を公表する場合は、班長又は課長に最終確認を求め、必ずその承認を得てから公表を行うこと。 ・起案から公表までのすべての段階において、「誤りがあるかもしれない」と思って慎重に確認を行うこと。 また、再発防止に向けて、課長会議や所属長会議において事案の発生の周知を行い、公表する情報については慎重に確認するよう注意喚起を行いました。(企業総務課)
2 今後の方針(取組予定等) コンプライアンス・ミーティング等の機会を通じて職員への注意喚起を図り、資料等の公表にあたっては慎重に確認するよう徹底してまいります。(企業総務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在5,507,306円あり、前年度と比べて4,356円増加していた。 (工業用水道事業課、北勢水道事務所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (工業用水道事業課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額のうち5,500,000円について ①② 給水予定企業の給水施設に係る工事負担金であり、令和2年12月18日に債務者の破産手続が開始され、破産管財人による手続が進められていることから、債権者集会に出席し、破産手続の進捗状況等の情報収集を行いました。 (工業用水道事業課) ・収入未済額のうち2,950円について ① 収入未済額が取立てに要する費用に満たないと認められることから、令和3年度に「三重県公債権の徴収に関する条例」第12条第3号に基づく徴収停止手続を行った土地使用料であるが、7年6月12日に消滅時効が成立し、債権が消滅したことから、7年6月25日付けで不納欠損処理を行いました。 (北勢水道事務所) ・収入未済額のうち4,356円について ① 大型図面印刷等の契約解除に係る契約違約金であるが、令和7年6月9日付けで破産手続きの廃止決定がされ債権が消滅したことから、7年6月25日付けで不納欠損処理を行いました。 (北勢水道事務所) <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①② 収入未済額のうち5,500,000円については、引き続き、債権者集会に出席し情報収集を行うとともに、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。 (工業用水道事業課)</p> <p>① 北勢水道事務所関係分の未収金はなくなりました。 (北勢水道事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 予定価格の積算誤りによる開札後の入札中止があった。 (中勢水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 当事案は、公共工事の入札において、開札後・落札決定前に入札参加業者より設計単価の適用日について問い合わせがあり、内容を確認したところ、設計金額に違算があることが判明したため、入札を中止しました。 従来より、チェックシート等を用い、複数名により設計単価及びその適用日の確認を行ってきましたが、本事案の発生を受け、改めて設計積算システムの操作確認やチェック方法の見直し、職員への注意喚起を行い、再発防止に取り組みました。 (中勢水道事務所)
2 今後の方針 (取組予定等) 同様の事案が発生しないよう、設計積算システムの操作やチェック方法について定期的に所内で確認や情報共有を行うなど、職員の意識向上と所内のチェック体制の強化を図り、適切な事務処理に努めます。 (中勢水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 ア 金品亡失 (損傷) ① 公用車の損傷 (修繕額 319,814 円)	(北勢水道事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容 交通事故について、全職員へ情報共有及び注意喚起を行うとともに、三重県交通安全研修センターが実施する交通安全セミナーを受講する等、職員に対し研修を実施しました。またチャレンジ 123 への参加を促すことにより、安全運転意識の向上を図りました。(交通安全セミナー：令和7年8月受講)	(北勢水道事務所)
2 今後の方針 (取組予定等) 引き続き、職員の交通安全意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。	(北勢水道事務所)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 令和6年度決算と中期経営計画の推進について</p> <p>令和6年度病院事業会計については、地域包括ケア病床の活用や診療報酬の改定により医業収益が増加した一方、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の病床確保に係る交付金の皆減や給与費の増等により、経常損益は、前年度に比べ4億7,523万4,353円悪化した。また、前年度に計上した特別利益の皆減により、純損益は、前年度に比べ34億1,285万8,924円悪化し5億2,335万4,496円の純損失となり、赤字となった。</p> <p>なお、累積欠損金は49億2,294万4,546円と前年度より増加した。</p> <p>令和6年度を始期とした「三重県病院事業 中期経営計画（令和6年度～令和9年度）」における成果目標の達成割合は、前計画の最終年度であった令和5年度より改善しているものの、患者数が減少傾向にあることや医師不足も継続していることなどにより、患者数に係る目標を中心に約半数の項目が未達成であった。また、人件費の上昇や物価高騰の影響、医業収益の回復の遅れにより、今後、累積欠損金が再び拡大することが懸念されている。</p> <p>人口減少が進む中、県民の求める医療を着実に推進するとともに地域に必要な医療提供体制の確保を図り、今後も医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、魅力ある病院づくりを進めて医師の確保に取り組み、診療体制の充実を図りながら医業収益を確保するなど、中期経営計画に定めた目標を達成するための取組を推進し、健全な経営に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>経営の健全化を進めるにあたっては、病院長等を構成員とする毎月の会議等を通じて、「三重県病院事業 中期経営計画（令和6年度～令和9年度）」の成果目標に対する達成状況や課題を把握し、対応策等について協議・調整を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>病病連携・病診連携や外来枠の増加による患者受入れの強化に取り組むなど、地域の医療ニーズに対応した取組を実施し、中期経営計画に掲げた目標達成に向けて取組を進めました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>入院患者数の減による入院収益の減少、人件費の上昇や物価高騰等による費用の増加など、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、医師をはじめとする医療従事者の確保など、診療体制の充実に取り組み、医療サービスを継続的かつ安定的に提供していく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>県立病院に求められる役割・機能を担っていけるよう、医療従事者の確保等による診療体制の充実を図りながら、中期経営計画に掲げた取組を着実に推進し、健全な経営に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) こころの医療センター</p> <p>入院患者数の減少により医業収益は2,031万5,560円減少し、新型コロナの病床確保に係る国からの交付金の皆減により医業外収益が2億2,894万8,148円減少したことに加え、給与費や経費の増に伴い医業費用が2億4,245万3,025円増加したことにより、経常損益は、前年度に比べ4億7,687万4,215円悪化し5億7,124万646円の経常損失となり2年連続の赤字となった。</p> <p>患者数の減少に加え、近年の急激な人件費の上昇や物価高騰により収支の悪化が懸念される中で、患者数の確保や診療単価の向上等により収益の増加を図るとともに、引き続き経営改善プロジェクトの取組を中心に、コスト管理を徹底し費用の削減を図るなど、一層の経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため県民の求める医療が着実に提供できるよう大学等への派遣要請を継続するとともに、魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保や定着、患者満足度の向上に努められたい。</p> <p>また、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供しながら、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果たされたい。(県立病院課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 病病連携・病診連携や外来枠の増加等による入院・外来患者数の確保に取り組むとともに、経営改善プロジェクトの取組による単価向上や経費削減に努め、経営改善を図りました。</p> <p>② ア 医師の確保のため、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募等に取り組み、医師の採用につなげました。また、専門医研修プログラムの基幹施設、連携施設として、専攻医の受入れを図りました。</p> <p>イ 待遇委員会や経営改善プロジェクトの取組により、患者満足度の向上を図りました。</p> <p>③ ア 救急・急性期医療に取り組むほか、専門外来と専門病棟による効果的な治療を提供する認知症治療やアルコール依存症治療、専門性の高いプログラムを用いたギャンブル等依存症治療の充実、訪問看護・デイケア等の地域生活支援に取り組みました。</p> <p>イ 大規模災害の発生に備え、災害拠点精神科病院及びD P A T (災害派遣精神医療チーム)先遣隊登録病院としての能力向上に取り組みました。(県立病院課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 適切な病床運用や診療報酬算定増加の取組により、入院単価が向上 (R6:20,229円→R7:21,246円(見込))しました。</p> <p>② ア 医師の採用、専攻医の受入れなどにより、医師充足率が向上 (R6:83.1%→R7:90.4%)しました。</p> <p>イ 患者ニーズに応じた療養環境づくりなどにより、患者満足度が向上 (R6:87.5%→R7:93.5%)しました。</p> <p>③ ア 精神科救急患者・緊急対応患者の積極的な受入れ (R7:478件)や専門病棟等を活用した専門的医療の提供 (認知症入院患者数 (R7:30.5人/日)、アルコール依存症入院患者数 (R7:17.0人/日))、地域生活支援 (デイケア等延べ患者数 (R7:9,269人))等に取り組みました。</p> <p>イ 大規模災害を想定したBCP訓練の実施やD P A Tに係る研修への参加などにより、災害への備えを強化しました。(県立病院課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>単価向上等により収益は増加 (見込) したものの、人件費の上昇や物価高騰等の影響により3年連続の経常損失計上 (見込) となることから、中期経営計画に掲げた目標の達成に向けて、診療体制の充実のため医療従事者の確保・定着を図りながら、さらなる患者数の確保や診療報酬改定への的確な対応など、収支改善に努める必要があります。(県立病院課)</p> <p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>① 入院・外来患者数の回復に向け、医療・福祉関係機関との連携強化等の取組を進めるとともに、病床管理の徹底や診療報酬改定への的確な対応などにより、経営改善を図ります。</p> <p>② 大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募に加え、精神保健指定医の資格取得機会の充実など、勤務医にとって魅力ある病院づくりを継続することにより、医師の確保に取り組みます。また、医療従事者の定着に向け、医師事務作業補助者の充実や看護補助者の活用等による負担軽減、育児・介護のための休暇を取得しやすい勤務環境づくりを進めます。</p> <p>③ 引き続き、救急・急性期医療や専門外来と専門病棟による認知症治療、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療に係る積極的な取組に加え、患者の症状や生活環境に応じた適切な退院支援を行うとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を進めます。</p> <p>また、BCP (事業継続計画) に基づく訓練や個室とゾーニングでの対応によるまん延防止などを実施することで、大規模災害や新興感染症の発生に備えます。(県立病院課)</p>
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 一志病院</p> <p>患者数が減少傾向にある中で、地域包括ケア病床の活用に伴う診療単価の増により医業収益は 3,298 万 6,415 円増加した一方、新型コロナの病床確保に係る国からの交付金の皆減により医業外収益が 3,325 万 3,284 円減少したことに加え、給与費の増等に伴い医業費用が 3,080 万 6,831 円増加した。その結果、経常損益は前年度に比べ 3,028 万 6,686 円悪化したものの、平成 25 年度から 12 年連続の黒字となる 5,447 万 4,327 円の経常利益となっている。</p> <p>今後も引き続き公立病院としての役割を果たしていくことができるよう、積極的な地域包括ケア病床の活用、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組等、地域のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。</p> <p>また、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践により地域に最適な医療サービスを安定的に提供しながら、総合診療医やプライマリ・ケアエキスパートナース等の地域に貢献する医療人材の育成に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和 7 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① これまで取り組んできた在宅療養支援等による医療の提供に加え、地域包括ケア病床の活用や美杉地区におけるオンライン診療の試行開始など、高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域の医療ニーズに対応しながら、健全な経営に努めました。</p> <p>② 総合診療医の育成拠点として、研修医や医学生を積極的に受け入れるとともに、院内に設置されている「三重県プライマリ・ケアセンター」と連携して、プライマリ・ケアエキスパートナースを養成しました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 訪問診療や訪問看護等の在宅療養支援を延べ 3,289 人に対して行いました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワーク構築を行うなど、地域に最適な医療サービスを安定的に提供した結果、経常損益は 13 年連続の黒字(見込)となりました。</p> <p>② 研修医や医学生を延べ 508 人、看護実習生等を延べ 253 人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p> <p>3 残された課題</p> <p>診療圏の人口減少や人件費の上昇、物価高騰等の影響により、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、引き続き、地域包括ケア病床の活用等により、健全な経営に努めていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>令和 8 年度以降実施予定の取組内容</p> <p>① 地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、今後も健全な経営を進めていきます。</p> <p>② 引き続き、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、院内に設置されている「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援し、地域に貢献する医療人材の育成に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	
(4) 志摩病院	
	<p>指定管理制度導入後、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでいるが、入院患者数は前年度より増加したものの減少傾向にあり、指定管理者の令和5年度決算において経常損失を計上したことに伴い、地域の診療機能を維持・確保するための地域医療確保交付金が第2期指定管理期間で初めて支給された。</p> <p>第2期指定管理期間に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)では、政策的医療交付金により、必要な診療機能の確保による良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めているほか、地域の中核病院としての診療機能を維持・確保するため、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科について、県の地域医療確保交付金制度により支援することとしている。</p> <p>引き続き基本協定書に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科への支援など、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
講じた措置	
令和7年度	
1 実施した取組内容	<p>指定管理者制度を導入している志摩病院においては、引き続き、地域医師会、医療機関及び消防本部と連携し、地域から求められる入院・外来・救急医療を提供しました。</p> <p>なお、指定管理者からは毎月、運営状況の聴き取りを行うとともに、定期的(年2回)に管理運営協議会を開催し、診療機能の維持・充実に向けた協議を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
2 取組の成果	<p>積極的に救急患者を受け入れた結果、志摩市消防本部による救急患者搬送に係る志摩病院への搬送割合が、昨年度より増加しました。</p> <p>地域医療支援病院やへき地医療拠点病院として地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用など、地域の中核病院として多様なニーズに対応しました。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
3 残された課題	<p>医師の地域偏在や診療科偏在等の影響もあり、診療体制の回復は依然として十分ではないことに加え、診療圏の人口減少や人件費の上昇、物価高騰等の影響により、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していることから、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と連携しながら取り組んでいく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
令和8年度以降実施予定の取組内容	
<p>今後も、地域医療支援病院や災害拠点病院など志摩地域の中核病院として求められる役割・機能を担っていきけるよう、引き続き、指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁と指定管理者が連携し三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、診療機能の維持・充実に努めていきます。</p> <p>また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の業務聴取等を通じて、運営状況を常に把握しながら課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいくとともに、必要な経営支援を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在48,900,005円あった。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (県立病院課)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 年度内に調定すべき外来診療費自己負担金のうち、調定していないものがあった。 (一志病院)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>診療費自己負担金の未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めました。</p> <p>a 発生防止対策</p> <p>病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、主治医とも連携のうえ、早期の対応(入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等)を行うよう努めました。</p> <p>b 回収対策</p> <p>「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。</p> <p>また、回収困難な債権には、積極的に弁護士法人への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。</p> <p>なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用も随時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>外来診療費自己負担金については、負担割合の調整や患者又は家族がすぐに窓口に来られないなどの理由により、診療日に納付がされない場合、後日納付があったときに調定処理を行っていますが、年度末時点で未納の場合は、年度内に調定を行う運用に改めました。 (一志病院)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続します。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めます。</p> <p>なお、これらの対策を行った結果、債務者不明、相続人全員相続放棄、債務者破産により免責が確定した場合等これ以上請求ができない場合には、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例により適切に対応を行います。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>今後は、年度を跨いだ収入調定が発生しないよう、年度内に調定を行います。 (一志病院)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア その他の支出事務	
① 予定価格の記載誤りによる開札後の入札中止があった。	(県立病院課)
② 給与費の算定誤りによる歳出入入を行っていた。	(こころの医療センター)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア その他の支出事務	
① 見積書比較価格の入力誤りにより、電子見積合せを取り止めた事案が発生したため、電子調達システムへの見積書比較価格入力時には複数人でチェックするようにしました。	(県立病院課)
② 更新されていない基本データの使用により、歳出入入を行った事案が発生したため、関係課と連携し適切に基本データを更新するとともに、複数人でのチェックを徹底するようにしました。	(こころの医療センター)
2 今後の方針(取組予定等)	
ア その他の支出事務	
①② 今後同様の事案が発生しないよう、引き続き、複数人でのチェックを徹底し、適切な事務処理に努めます。	(県立病院課、こころの医療センター)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 服務規律の徹底</p> <p>令和6年度の懲戒処分は、5年度より2人増加し、13人の教職員に対して行われており、生徒に対するわいせつ行為や大麻所持等により5人が免職、体罰等により8人が減給となっている。</p> <p>これまで、不祥事の根絶に向け、コンプライアンス推進委員会による支援や教職員によるわいせつ行為等に関する生徒アンケートに基づく振り返りなどの取組を講じてきたが、公教育に対する県民の信頼を著しく損なう事案が継続して生じている。</p> <p>このため、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底等を図るとともに、再発防止策の効果を改めて検証し、研修内容の抜本的な見直しを行うなど、徹底した不祥事の根絶と安全・安心な教育環境の構築を図るよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(教職員課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが自分事として取り組みました。</p> <p>② 年度当初、各学校において、常勤講師や非常勤講師等に対し、「講師等研修ノート」を配布し、教員としての心構えや服務等について、校長等が研修を行いました。また、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」を受講した常勤講師等に対して、受講後に講師等として勤務するにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させました。(常勤講師等研修：5月から6月まで実施)</p> <p>③ 4月から6月にかけて、新任校長・教頭研修をはじめ、年次別研修等を対面、オンラインで実施し、事例を示しながら服務規律の確保を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を図りました。</p> <p>(初任者研修：4月から5月まで実施)</p> <p>(中堅(教諭・養護教諭・栄養教諭)等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ：5月実施)</p> <p>(教職6年次研修：5月実施)</p> <p>(新任校長研修：5月から6月まで実施)</p> <p>(新任教頭研修：5月実施)</p> <p>(小中学校事務職員主事【新規採用】研修：6月実施)</p> <p>(新任主幹、指導教諭研修：6月実施)</p> <p>④ 県教育委員会事務局に設置した「コンプライアンス推進委員会」(5月、8月、令和8年3月)において、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を検討しました。</p> <p>⑤ 令和3年9月策定以降に制定された「教職員等による児童生徒性暴力防止等に関する法律」や、「懲戒処分の指針」の一部改正をふまえ、新たに作成したコンプライアンス・ミーティング題材等の研修資料を追加する等、教職員向けコンプライアンス・ハンドブックを改訂しました。(5月)</p> <p>⑥ 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(6月、12月)、職員会議等において全教職員へ周知徹底を図りました。</p> <p>⑦ 名古屋市の教員等による盗撮事案を受け、盗撮防止に向けた対策を検討するワーキング・グループを県教育委員会内に設置し検討を重ね、「教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いルールの作成」をはじめ、「盗撮防止に向けた日常的な環境整備、点検」、「盗撮に係るコンプライアンス・ミーティングの実施(9月から12月)」、「盗撮等の事案に対する校内体制の整備」、「性暴力の未然防止に向けた教育の充実」、「『教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査』の公立小学校、特別支援学校小学部での実施の検討」、「『教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談』窓口の多様化の検討」等、盗撮防止に向けた対策を策定しました(9月)。</p> <p>⑧ 県立高等学校、県立特別支援学校高等部・中学部及び公立中学校の生徒を対象に、「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を実施し(9月から10月)、県教育委員会は、県立学校長会議において、校長に対しアンケート結果の報告を行いました(令和8年1月)。それを受け、校長は、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の身体接触や言葉がけは、教職員の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当することを教職員に確認させ、生徒への関わり方について見直す機会を設けました。また、名古屋市の教員等による盗撮事案の被害者に小学生が含まれていたことから、県立特別支援学校小学部及び公立小学校の5、6年生の児童を対象としたアンケート調査を試行実施しました(2月)。</p> <p>⑨ 「懲戒処分の指針」や児童生徒性暴力等の定義をふまえたうえで、どのような行為や発言が児童生徒性暴力等に当たるのか、また、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることを目的として作成した研修動画を全ての教職員が視聴することにより、児童生徒性暴力等の根絶に向けて取り組みました(令和8年2月から3月)。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 学校信頼向上委員会において、学校として取り組む事項を検討することにより、学校全体で、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性を見直す機会となりました。</p>

- ② 常勤講師や非常勤講師等を対象とした研修を実施することにより、教育公務員としての資質の向上を図るとともに、服務規律の確保について周知徹底しました。
- ③ 新任校長・教頭研修において、コンプライアンス研修を行うことにより、学校における不祥事を未然に防止する体制づくりなどを考える機会となりました。また、教職 6 年次研修等において、不祥事の具体的な事例を取り上げ、対応策を考えることなどにより、教員としての資質の向上を図るとともに、服務規律の確保について周知徹底しました。
- ④ 「コンプライアンス推進委員会」において、不祥事を根絶するための総合的な対応策・取組を検討し、本年度の取組指針の決定や事例の共有を行いました。
- ⑤ 改訂した「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」をコンプライアンス・ミーティング等の研修に活用することにより、教育公務員としての意識の向上を図りました。
- ⑥ 教職員一人ひとりが教職員の使命や責務、行動規範を再認識することにより、不祥事の根絶を図りました。
- ⑦ 盗撮に係るコンプライアンス・ミーティング等において、研修資料にある事例に至った原因・背景や未然防止策について職員同士で話し合うことにより盗撮防止を図るなど、盗撮防止対策の取組を進め、教育公務員としての意識の向上を図りました。
- ⑧ 「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」及び小学 5、6 年生への試行実施の結果を職員会議等で教職員に提示し、教員は指導として身体接触や言葉がけをしているつもりであっても、児童生徒にとってはセクシュアル・ハラスメントと受けとられる場合があることを改めて確認し、教職員が自らの言動を振り返り、児童生徒との関わり方を見直す機会を設けました。
- ⑨ 児童生徒性暴力等にかかる研修動画の視聴により、各教職員が、児童生徒性暴力等の具体例や、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めました。

3 残された課題

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、かねてから注意を喚起し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできたところです。しかしながら、不祥事の根絶には至っておらず、県民の公教育に対する信頼を損なう事案が生じています。

今後も、市町等教育長会議や小中学校長会議、県立学校長会議をはじめ、各種会議や研修等あらゆる機会をとらえて服務規律の確保を依頼し、わいせつ行為や体罰・不適切な言動等の不祥事の根絶について、教職員一人ひとりが再認識するよう周知徹底を図り、教職員としての誇りと高い倫理観を持ち、自らの襟を正しつつ、これ以上不祥事を絶対「出さない」という職場風土を学校全体で継続して形成していく必要があります。

令和 8 年度以降実施予定の取組内容

- ① 文書等による通知や県立学校長会議や市町等教育長会議等において具体的な事例をとらえて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底します。また、新たな研修資料を作成し、コンプライアンス・ミーティングを開催することにより、教職員が不祥事を自分事としてとらえ、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ② 年次別研修等の研修内容を改善し、コンプライアンス、服務規律の確保について教職員に訴えます。
- ③ 県立学校において、学校信頼向上委員会をより機能的なものとし、各学校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」を着実に実行することにより、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ④ 令和 8 年 2 月に試行実施したアンケート調査の分析をふまえ、県立特別支援学校小学部及び公立小学校の 5、6 年生の児童を対象に加え、「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を実施します。
- ⑤ ハラスメントの防止等に関する基本方針に基づき、教職員間においてどのような言動がパワー・ハラスメントに当たるのか、また、それらが職場環境にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることにより、お互いの人格を尊重し、働きやすい職場づくりをねらいとしたパワー・ハラスメントに係る研修動画を作成する予定です。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 安全で安心な学びの場づくり</p> <p>いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向け取組を実施する中、令和6年度の県立学校におけるいじめ重大事態は9件(前年度6件)認定された。いじめに関しては、早期に把握し早期に解決することが重要であり、児童生徒が自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できる授業等の実施を進める必要がある。</p> <p>このため、いじめ根絶に向けた教職員の更なる資質向上や学校における組織的対応力等の強化により、未然防止、早期発見、重大化防止を図るとともに、児童生徒が主体的かつ自主的にいじめ防止に向けた行動ができる力を身につけられるなど、効果のないいじめ予防授業等の実施に引き続き取り組まれない。</p> <p>また、不登校の状況にある児童生徒が増加する中、専門的な相談・指導体制の充実や全ての児童生徒が安心して過ごすことができる多様な居場所の確保が必要となっている。</p> <p>このため、引き続き、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターの設置、フリースクール等民間施設に通所している児童生徒に対する補助など、福祉や医療機関とも連携した相談体制の充実や多様な受皿の整備等に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(生徒指導課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和7年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p><いじめ></p> <p>① 各学校において児童生徒にいじめアンケートを毎学期実施するとともに、いじめの早期解決に向けて迅速に対応するため、学校で認知したいじめの情報を学校と市町等教育委員会および県教育委員会が共有するいじめ対応情報管理システムを活用しました。</p> <p>② いじめ問題を担当する教員を対象に、いじめの認知や初期対応、組織的対応のあり方、児童生徒や保護者対応の留意点等を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を小中学校対象に6回、県立学校対象に1回実施しました。</p> <p>③ 弁護士、医師、心理士、社会福祉士、大学教授が委員となるいじめ対策審議会を開催し、本県におけるいじめの現状をふまえ、いじめの深刻化防止およびいじめに関わる児童生徒への支援・指導について委員から意見をいただきました。また、教職員がいじめやいじめの重大事態について適切に対応できるよう、県立学校校長会議や生徒指導担当者が集まる会議等で、県立学校で発生した重大事態の事案内容や再発防止に向けた取組について共有しました。</p> <p>④ 小学5・6年生の児童が社会性や規範意識を高め、主体的かつ自主的にいじめ防止に向けた行動ができる力を身につけられるよう、弁護士による出前授業や弁護士と作成した動画教材を活用し、いじめ予防授業を実施しました。</p> <p>⑤ 小中学校および高等学校、特別支援学校に対し、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を募集し、16校の参加がありました。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントを理解したうえで、メッセージ動画を作成しました。</p> <p><不登校></p> <p>⑥ 県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラー(S C)やスクールソーシャルワーカー(S S W)を配置し、医療、福祉等の機関と連携した支援や訪問型支援を実施するとともに、不登校支援アドバイザーによる助言や教育支援センターからの要請に応じた訪問型支援を実施しました。</p> <p>⑦ 高校段階の不登校の状況にある生徒の社会的自立に向けた支援に取り組む県立教育支援センターを運営するとともに、中高生を対象にオンラインを活用した居場所づくりを推進しました。</p> <p>⑧ 市町の校内教育支援センター設置を促進するため、新規に設置する校内教育支援センターの環境を整備するための費用や指導員を配置する際の費用を支援しました。(指導員配置9市町19校)</p> <p>⑨ フリースクールが行う子どもたちの社会的自立につながる体験活動にかかる費用を支援するとともに、対象となるフリースクールを利用する子どもたちのうち、経済的な支援が必要な世帯に対し、利用料の一部を補助することにより、子どもたちが学びを継続できるよう支援しました。</p> <p>⑩ 有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、医療や福祉部局の関係者、S C、S S W等で構成する不登校児童生徒支援推進検討会を2回開催し、医療との連携等について意見交換を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p><いじめ></p> <p>① 県内の公立小中学校と県立学校において、毎学期実施するいじめアンケートでいじめを早期に把握するとともに、いじめ対応情報管理システムを活用することにより、学校と教育委員会がいじめの状況を速やかに共有し、連携した迅速な対応を図ることができました。</p> <p>② いじめ問題を担当する教職員を対象とした研修では、参加教員の99.2%が「参考になった」「おおむね参考になった」と回答しており、いじめ問題に対する教職員の資質向上や学校の組織的対応力の向上につながることができました。</p>

- ③ いじめ対策審議会では、いじめの背景として家庭環境が原因となっている場合があることや、心理士や福祉士等の専門家と連携した対応が重要であることなど、今後の対策を検討するうえで有益な意見を得ることができました。
- ④ 県立学校で発生した重大事態の事案内容や再発防止に向けた具体的な取組を共有したことで、学校の組織的対応力の向上につなげるとともに、いじめやいじめの重大事態はどの学校でも起こりうるものであるとの意識を高めることができました。
- ⑤ 弁護士による出前授業や弁護士と作成した動画教材を活用した授業を公立小学校 95 校で実施しました。実施校の児童に対するアンケートでは「いじめは解決できると思う」「いじめをなくすために自分にできることがあると思う」との回答が授業実施前よりも増加し、児童が主体的にいじめ防止に向けて行動するための意識を高めることができました。
- ⑥ 「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマとして児童生徒が研修会で意見交流し、動画を作成することにより、児童生徒の主体的にいじめ防止に向けて行動する力を育むことができました。また、児童生徒が作成した動画は「STOP!いじめ」ポータルサイト上でコンテストを実施し、県民投票による優秀作品の選定を行い、広く県民にいじめ防止を啓発することができました。

<不登校>

- ⑦ 全ての教育支援センターにSCとSSWを配置することや不登校支援アドバイザーの活動により、243名に対して訪問型支援が行われ、必要な支援につなげることができました。
- ⑧ 県立教育支援センターは54名の登録があり、それぞれの状況に応じて関係機関と連携を図りながら支援しました。オンラインを活用した居場所づくりでは、他県とも連携して取り組むことができ、本県では、三重県総合博物館の展示紹介や、三重大学の学生スタッフによるエレクトーンコンサートなどをオンラインで配信し、のべ637名の参加がありました。
- ⑨ 校内教育支援センターを整備した学校では、子どもたちの状況に応じた支援が行われ、教室に復帰する児童生徒が増えるなどの効果がみられています。
- ⑩ フリースクールが行う野外活動等の体験活動28件の支援を行い、子どもたちは他の参加者とともにコミュニケーションをとるなど、社会的自立に向けた活動に取り組むことができました。また、フリースクールの利用料支援においては、21世帯28名に支援することができました。
- ⑪ 不登校の子どもの保護者相談会では、のべ180名の参加があり、保護者同士の交流や相談の機会につなげることができました。
- ⑫ 令和7年7月に、三重県不登校児童生徒支援推進検討会の意見をふまえた保護者向けチラシを各市町等教育委員会及び県立学校を通じて保護者に配付するとともに、不登校児童生徒の保護者に向けてWebページに「子どもの気持ちに寄り添った支援をするために」を掲載しました。

3 残された課題

<いじめ>

- ・いじめ問題等に対し、学校の対応と保護者の思いに乖離があるなど、子どもたちの育成に向けた学校と保護者の連携がうまくいかない場合があります。そのような場合における学校と保護者の信頼関係を再構築する仕組みづくりが必要です。

<不登校>

- ・不登校児童生徒数が増加している中、子どもたちの学びを継続することができるよう、校内教育支援センターの環境充実にに向けた取組やフリースクールで学ぶ子どもたちへの支援充実に引き続き取り組む必要があります。

令和8年度以降実施予定の取組内容

<いじめ>

- ・学校だけでは解決が困難な事案に対して、弁護士やSC、SSW、学識経験者等が委員となって、第三者的立場で争点整理を行い、当事者間の合意形成による解決を図る学校問題ADR（裁判外紛争解決手続）を導入します。

<不登校>

- ・子どもたちの学びの継続に向けて、市町が設置する校内教育支援センターの指導員配置を支援するとともに、フリースクールで学ぶ子どもたちの体験活動や利用料の支援に取り組めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 県立高等学校の活性化</p> <p>県立高等学校（以下「学校」）の活性化については、「県立高等学校活性化計画」に基づき、生徒たちが持続可能な社会を創っていく力を身につけられる取組を進めるとともに、各地域の活性化協議会において、今後の学校の学びと今後の生徒数の減少を踏まえた配置のあり方について協議を進めているところである。</p> <p>このため、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて、地域や現場の声を十分に聴き取るとともに、地域単位での検討にとどまらず、県内全域を見通した考え方も検討することで、引き続き、生徒たちにとって魅力ある学校づくりに取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 地域や現場の声を十分に聴き取るため、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間。以下「計画」という。）に基づき、1学年3学級以下の高校がある鈴鹿亀山地域、津地域、伊賀地域、松阪地域、伊勢志摩地域及び紀南地域の6つの地域で活性化協議会を開催し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況を踏まえた地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めました。</p> <p>(鈴鹿亀山地域高等学校活性化推進協議会：令和7年7月、9月、10月及び11月の4回)</p> <p>(津地域高等学校活性化推進協議会：令和7年8月及び令和8年2月の2回)</p> <p>(伊賀地域高等学校活性化推進協議会：令和7年8月、9月及び11月の3回)</p> <p>(松阪地域高等学校活性化推進協議会：令和7年9月及び令和8年2月の2回)</p> <p>(伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会：令和7年7月、9月及び11月の3回)</p> <p>(紀南地域高等学校活性化推進協議会：令和7年7月の1回)</p> <p>② 県内全域を見通した考え方を検討する必要があることから、次期計画の検討に専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう昨年度（令和7年3月）に教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや配置・規模の在り方について諮問しました。推進会議では、当該諮問に関し専門的な調査研究を行うため、「県立高等学校の在り方調査研究部会」（以下「部会」という。）が設置されました。</p> <p>(推進会議：令和7年10月及び令和8年1月の2回)</p> <p>(部会：令和7年8月、9月、11月及び12月の4回)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 地域の活性化協議会が取りまとめた方向性を参考に、県立高等学校における教育の充実並びにその配置及び規模の適正化を図るため、令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から、石薬師高等学校、あけぼの学園高等学校、南伊勢高等学校度会校舎及び志摩高等学校の4校を募集停止とし、地域の高等学校を再編して特色化・魅力化を図ることとしました。</p> <p>② 三重県教育改革推進会議から、令和8年3月、県立高等学校の学び並びに配置・規模の在り方について答申されました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>① これからの時代に求められる学びは今後も変化し、少子化も加速していることから、引き続き、高校の学びと配置の在り方について協議を進める必要があります。また、これまで1学年3学級以下の高校がなかった地域についても、少子化に伴い、新たに1学年3学級以下の高校が生じたことから、当該地域についても活性化協議会を設置する必要があります。</p> <p>② 三重県教育改革推進会議からの答申を参考に、県内全域を見通した考え方となる次期計画を検討する必要があります。</p>
<p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>① 引き続き地域の活性化協議会を開催し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況を踏まえた地域の高校の学びと配置の在り方について協議を進めます。また、新たに1学年3学級以下の高校が生じた地域について、活性化協議会を新たに設置します。</p> <p>② 三重県教育改革推進会議からの答申を参考に、県内全域を見通した考え方となる次期計画を策定します。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) システムの設定誤りによる個人情報の漏えいがあった。(教育総務課)</p> <p>(2) 書類の誤送付による個人情報の漏えいがあった。(教育財務課)</p> <p>(3) 県立学校において、生徒指導での体罰等が2件あった。(教職員課)</p> <p>(4) 県立学校において、教員による生徒へのわいせつ行為があった。(教職員課)</p> <p>(5) 高等学校就学支援金において支給期間の算定誤りにより過支給していた。(桑名高等学校)</p> <p>(6) 高等学校授業料の徴収に関して、不適切な事務処理があった。(桑名北高等学校)</p> <p>(7) 書類の誤送付による個人情報の漏えいがあった。(いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(8) 県立学校において、教員による生徒への体罰等があった。(菰野高等学校)</p> <p>(9) 高等学校就学支援金において支給期間の算定誤りにより過支給していた。(みえ夢学園高等学校)</p> <p>(10) 書類の誤送付による個人情報の漏えいがあった。(伊勢高等学校)</p> <p>(11) 個人情報を含む書類を紛失していた。(尾鷲高等学校)</p> <p>(12) イラストの無断使用があった。(杉の子特別支援学校)</p> <p>(13) 給食への異物混入があった。(杉の子特別支援学校)</p> <p>(14) 給食への異物混入があった。(稲葉特別支援学校)</p> <p>(15) 給食への異物混入があった。(特別支援学校東紀州くろしお学園)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 漏えいの原因となった使用者によるクラウド上のデータ保存場所の共有設定の誤りについて、クラウド環境を制御するプログラムを追加し、今回の事案と同じ設定ができないようにしました。(教育総務課)</p> <p>(2) 文書封入時及び発送時のチェックに見落としがあったことを踏まえ、個人情報を取り扱う職員に対し改めて心構えや注意点等を周知徹底しました。また、事務処理プロセスの見直しや送付時に特に注意すべき点を話し合うなど、組織的に再発防止に取り組みました。(教育財務課)</p> <p>(3) どのような行為や発言が体罰及び不適切な言動に当たるのかや、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることをねらいとして作成した研修動画を全教職員に視聴させることにより、児童生徒への体罰及び不適切な言動の根絶に向けた取組の一層の推進を図りました。(教職員課)</p> <p>(4) 県立学校長会議を臨時で開催するとともに、教職員一人ひとりが県民から信頼される教職員となるよう、新たにリーフレットを作成し、全教職員に配布することにより、服務規律の確保を徹底しました。(教職員課)</p> <p>(5) 就学支援金の支給期間の算定にあたっては、職員間で制度等の情報を共有し、複数の職員で確認作業を行うこととしました。(桑名高等学校)</p> <p>(6) 授業料等の振替業務において手続き漏れにより生じたものであるため、当事案を所属内で共有し、複数職員でのチェック体制を強化することとしました。(桑名北高等学校)</p> <p>(7) 業務上必要な個人情報の記載されたデータを作成する際には、元データと誤りがないか、ダブルチェックを徹底し、再発防止を図りました。また、書類を送付する際にも、データを過信することなくダブルチェックを徹底しました。さらに、コンプライアンス・ミーティングを実施し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、的確な業務の進め方を徹底しました。(いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(8) 当該教員に対し、校長が4回にわたって対面指導を実施するとともに、県教育委員会の主催する体罰防止のための研修会に参加させ、体罰等が決して許されないものであることを再確認しました。また、全教職員への再発防止に向け、具体的な対策について理解を深めるための職員研修を実施しました。(菰野高等学校)</p> <p>(9) 制度の詳細を担当者が十分に理解できていなかったことが原因であることから、担当者が制度のマニュアル等を常に確認しながら事務を行うとともに、複数の職員で確認するようにしました。(みえ夢学園高等学校)</p> <p>(10) 文書を送付する際には、宛先や内容に誤りがないかを細心の注意を払いながらダブルチェックを徹底しました。また、同姓同名者一覧を作成し、該当者がいる場合は、特に注意することとし、再発防止に努めました。(伊勢高等学校)</p> <p>(11) 個人情報の適正管理を朝礼や職員会議等で注意喚起してきたところですが、担当教員の個人情報を含む書類の管理が適正ではなかったことから当該事案が発生したため、所属長が全教職員に対して個人情報の適正管理徹底を改めて指示し、併せて臨時の校内コンプライアンス・ミーティングも実施して、個人情報を含む書類の紛失が生じた原因と今後生じる恐れのあるリスクや具体的な管理方法及び適正管理ルールについて教職員同士で話し合いを行い、再発防止に向けて周知徹底を図りました。(尾鷲高等学校)</p> <p>(12) 該当年度末に職員に対して著作権に関する研修を実施し注意喚起を行い、令和7年度当初には改めて全員に周知を行いました。イラストを利用する場合の起案にチェックシートを添付して引用元を明確にし、複数人でのチェック体制を取ることにしました。また、ホームページ上に掲載する学校情報については前年度1年分とし、それ以前は削除する規定を整理しました。(杉の子特別支援学校)</p> <p>(13) 食材の袋の一部分が給食に混入したため、調理器具の確実な洗浄と確認、検収時の食材の確認と開封時の袋の確認及び食材の確実な洗浄、調理段階での異物確認及び配膳時の再度の目視を徹底しました。また、調</p>

理に携わる職員に対し、お互いに作業状態を確認し声を掛け合いながら調理業務に従事するよう研修を実施し、再発防止に努めました。(杉の子特別支援学校)

(14) 給食調理業務委託業者に対し、食材受入時及び調理時の目視確認の徹底と食材納入業者に対し製造元への確認を申し入れるとともに、教職員に対し、給食配膳時の安全管理の徹底を指示し、再発防止に努めました。

(稲葉特別支援学校)

(15) ビニール片が食材(焼魚)に混入したため、給食調理業務委託業者による食材開封時の包装の確認、開封後の管理の徹底、調理及び配膳中の目視による確認について、更なる徹底を要請し再発防止に努めました。

(特別支援学校東紀州くろしお学園)

2 今後の方針(取組予定等)

(1) 漏えいの原因となった設定は不可能としましたが、今後、クラウド基盤のアップデートにより、他にも類似の案件が発生することがないように、クラウド環境の監視及び情報収集を継続します。(教育総務課)

(2) 引き続き文書送付時には、見直し後のプロセスを遵守して文書を封入し、そのうえで送付先と送付文書に誤りがないか確認のうえ送付することを徹底します。(教育財務課)

(3) コンプライアンス・ミーティング等の研修資料等を活用して各学校で体罰を根絶する取組を進めるよう周知徹底します。(教職員課)

(4) 引き続き県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部の生徒を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、被害を把握するとともに、回答内容をふまえて生徒に対する自らの言動を振り返る機会を設けるなどの対応を行います。(教職員課)

(5) 引き続き複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう努めていきます。(桑名高等学校)

(6) 引き続き複数職員によるチェック体制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。(桑名北高等学校)

(7) 引き続き文書を送付する場合は、住所、宛先などが元データから正しく反映されているかも含めてダブルチェックを徹底します。(いなべ総合学園高等学校)

(8) 引き続き生徒理解を深めて一人ひとりの状況に寄り添った指導が行えるよう、必要に応じて臨床心理士等の専門家の助言も得ながら職員研修を一層充実させ、体罰等の根絶に取り組みます。(菰野高等学校)

(9) 今後とも、担当者が制度を十分に把握するとともに複数の職員で確認するなど慎重に処理を進め、疑問点があれば県教育委員会に確認するなど、事務誤りの発生を防止します。(みえ夢学園高等学校)

(10) 引き続き文書を送付する際には、宛先や内容に誤りがないかを細心の注意を払いながらダブルチェックを行うことを徹底します。(伊勢高等学校)

(11) 引き続き個人情報の適正管理について全教職員に研修や注意喚起を実施して発生防止に努めます。

(尾鷲高等学校)

(12) 今後も繰り返し周知を行うことで職員の意識の向上を図り、再発防止に努めます。(杉の子特別支援学校)

(13) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き目視による確認を徹底するとともに、継続的に職員の異物混入に対する意識の向上を図り、再発防止に努めます。(杉の子特別支援学校)

(14) 引き続き給食調理業務委託業者と連携して再発防止に努めます。(稲葉特別支援学校)

(15) 引き続き給食調理業務委託業者と連携して再発防止に努めます。(特別支援学校東紀州くろしお学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在109,024,960円あった。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、保健体育課、人権教育課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、神戸高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、上野高等学校、伊賀白鳳高等学校)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。(教育財務課、高校教育課)</p> <p>③ 督促状で指定する納期限を誤っていた。(稲生高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①②【三重県高等学校等修学奨学金返還金】 電話や文書による催告、居宅訪問を実施したほか、令和7年度から公募型企画提案コンペにより新たに選定された債権回収業者に対して、173件(令和7年度)を新規委託しました。上記により回収に至らなかった者について、民事訴訟法に基づく支払督促申立を6件行いました。(教育財務課)</p> <p>①②【雑入(三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金)】 電話や文書による催告、居宅訪問を実施したほか、令和7年度から公募型企画提案コンペにより新たに選定された債権回収業者に対して、8件(令和7年度)を新規委託しました。上記により回収に至らなかった者について、民事訴訟法に基づく申立を4件行いました。(教育財務課)</p> <p>①【雑入(恩給・扶助料過払い戻入)】 当該未収金は、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したのですが、平成20年9月17日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。引き続き債務者本人への訪宅・文書連絡により生活状況を調査し、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。(福利・給与課)</p> <p>①【雑入(退職手当返納金)】 当該未収金は元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明して退職手当の返納を命じましたが、返納に応じないため発生したものです。令和6年度から引き続き給与との差押えを行い、回収を図りました。(福利・給与課)</p> <p>①②【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】 債務者に対して電話や文書及び家庭訪問による聞き取りと催告を行い、未収金の回収に努めました。(高校教育課)</p> <p>①【日本スポーツ振興センター共済負担金】 学校に対して、文書及び電話催告、家庭訪問を行い、債権回収を図るよう依頼し、令和7年6月に回収を完了しました。(保健体育課)</p> <p>①【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】 債務者に対して電話や文書、居宅訪問により督促を行うなど、返還を促し未収金の回収に努めました。(人権教育課)</p> <p>①②【高等学校授業料等】 電話や文書による催告のほか、居宅訪問を実施し納付を促しました。分割納付中の者については、納付が滞った際に連絡を行い、納付依頼を継続しました。また民事訴訟法に基づく支払督促申立を1件行うとともに民事執行法に基づく強制執行による預貯金差押を2件実施しました。 (教育財務課、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校)</p> <p>①【学校体育施設使用料等】 学校に対し納期限後の収納確認を徹底するよう依頼しました。納付先がコンビニエンスストアの場合、収納まで概ね13開庁日かかることから、引き続き年度末の使用料については、早期の納付を呼びかけるとともに、担当者が変わる場合には、十分な引継ぎを行うことを学校に依頼しました。なお、令和7年5月中に全額納付されています。また、ホームページに掲載している申請の流れについて、年度末のコンビニ納付に対する注意喚起に係る文面を掲載しました。(保健体育課、桑名北高等学校、神戸高等学校、上野高等学校)</p> <p>③ 三重県債権管理マニュアルの再確認を行い、督促状の発付、納期限について誤りがないよう徹底しました。(稲生高等学校)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①②【三重県高等学校等修学奨学金返還金】 滞納が発生した場合、速やかに電話や文書による催告、居宅訪問を行い、新たな未収金が発生しないよう努めます。また債権処理計画の回収目標達成に向け、滞納期間が長期化している債権については、債権回収業者への委託、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図</p>

ります。

(教育財務課)

①②【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

遅延損害金等の滞納者は元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金双方の納付がない滞納者については、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

(教育財務課)

①【雑入（恩給・扶助料過払い戻入）】

今後も住民基本台帳ネットワークを活用する等、こまめに生存確認を行い過払いの発生防止に努めます。また、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に調査し、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。

(福利・給与課)

①【雑入（退職手当返納金）】

今後も可能な限り、給与の差押えを継続し、債権回収に努めます。

(福利・給与課)

①②【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者ごとに滞納の状況等を管理し、適切な事務処理を通じて未収金の回収に努めます。

(高校教育課)

①【日本スポーツ振興センター共済負担金】

「三重県債権管理マニュアル」に基づく適切な対応を確実に行うよう努めます。また、保護者が加入同意書を提出するのに併せて掛金の納入状況を確認し、経済的理由により掛金の納付が困難な家庭に対しては、就学援助をはじめとする各種支援制度の活用を勧めます。

(保健体育課)

①【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促を行い、収納促進に努めます。

(人権教育課)

①②【高等学校授業料等】

滞納者に対して、電話や文書による催告、居宅訪問等を行うことにより回収を図るとともに長期滞納者に対しては定期的な住所確認や財産調査を実施し、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を進めます。また、分割納付中の者については、継続した納付を促すことにより、回収を図ります。

(教育財務課、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校)

①【学校体育施設使用料等】

引き続き年度末に、各学校に対し、コンビニ納付日に対する県の収納日が確認できる一覧を送付し、調定の際に、コンビニでいつまでに納付すれば県の収納日までに納入することが出来るかを伝えてもらうようにします。

(保健体育課、桑名北高等学校、神戸高等学校、上野高等学校)

③ 三重県債権管理マニュアルに基づき、適切に事務を遂行してまいります。

(稲生高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 収入事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高等学校等進学奨励金返還金の過徴収があった。(人権教育課) ② 高等学校授業料の未徴収があった。(朝明高等学校) ③ 高等学校授業料(定時制)の過徴収があった。(北星高等学校) ④ 高等学校授業料の過徴収による歳入戻出を行っていた。(神戸高等学校) ⑤ 高等学校授業料(定時制)の過徴収及び未徴収があった。(飯野高等学校) ⑥ 高等学校授業料(全日制)の未徴収があった。(飯野高等学校) ⑦ 高等学校授業料の未徴収があった。(津高等学校) ⑧ 高等学校授業料の未徴収があった。(久居農林高等学校) ⑨ 高等学校授業料の過徴収及び未徴収があった。(昂学園高等学校) ⑩ 高等学校授業料(全日制)の未徴収があった。(上野高等学校) ⑪ 高等学校授業料(定時制)の過徴収があった。(木本高等学校)
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債務者が遡って未収金を返還した際に、未収金管理台帳では消込を行っていたものの、納入通知書発行等の基礎データとなる返還管理基礎台帳への入力に漏れていたため過徴収となったことから、返還管理基礎台帳のデータ更新の際は、複数の職員で未収金台帳と突合しながら確認を行いました。(人権教育課) ② この事案の発生経緯を校内で改めて詳細を事例検討として事務室だけではなく、各学年主任、担任と情報共有して、発生事案の検証を行いました。今年度も業務を進める必要があり、本校は学籍異動(転学、退学、休学、復学)が多い学校であるので、より緊密な連絡を共有することを協議する場を設け、対応することとしました。(朝明高等学校) ③ 該当者2名に対し電話にて経緯の説明を行った上で謝罪し、準備ができしだい返金することをお伝えしたところ、ご了承いただいたので返金し、保護者等関係者に対し本校ホームページに経緯の報告及び謝罪の文書を掲載しました。また、定時制の授業料の算出方法について、定額となる場合と単位数×単価で算出する場合の2種類あることを全職員に周知しました。(北星高等学校) ④ 過徴収が発生しないように、全生徒について、基本、振替処理データでは高等学校授業料を徴収しないこととし、徴収する生徒についてのみデータを徴収に変更することとしました。(神戸高等学校) ⑤⑥ 授業料を徴収する際は、条例等を十分に理解し、適切な事務処理に努めました。(飯野高等学校) ⑦ 未徴収となっていた令和2年4月分の授業料9,900円を調定のうえ、保護者へ謝罪・経緯等を説明し納付いただきました。また、事務室に県立高等学校条例や同授業料等徴収規則等を備え付け随時閲覧するとともに、事務職員間で共有しました。(津高等学校) ⑧ 生徒が復学および転学する際の手続きについて、職員会議の場で周知を行いました。また、教務と事務との間で生徒の異動情報の共有を図り、学校事務運営に支障がないよう努めることを確認しました。(久居農林高等学校) ⑨ 授業料の制度を熟知していなかったことにより、算定方法を誤ったことが原因であるため、制度等を再確認するとともに、授業料の算定方法等について、複数の職員によるチェック体制を強化しました。(昂学園高等学校) ⑩ 教員と事務との情報共有が不十分であったことにより、転学前に休学から復学した際の授業料の徴収漏れが発生したことから、転学の意向がある生徒がいる場合には、教員と事務との情報共有を徹底し、確実に授業料を徴収していくこととしました。(上野高等学校) ⑪ 過徴収の発生事案を受け、令和6年度に実施された「授業料徴収事務に関する検討会」において作成されたフローチャート等を活用し、再発防止に努めました。(木本高等学校) <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き複数の職員による確認を徹底し、過徴収とならないよう適正な事務の執行に努めます。(人権教育課) ② 今年度は、上記を含んでリスクマネジメントの観点、事務室員の業務進捗状況を踏まえた「事務室月例会」を毎月実施しています。同時に、担当者、就学支援金事務支援員が確実な確認を実行、事務長が再確認、決裁しています。高等学校授業料無償化に伴う「就学支援金」(授業料実質無償化)の生徒全ての点検について、遺漏ないように、担任、学年主任、総務主任、教務主任、事務室担当、事務長が細心の注意を払い、再確認の徹底を実行しています。高等学校授業料の無償化(就学支援金)が継続されることから、令和7年度の取組を堅持し、さらに改善も検討します。(朝明高等学校) ③ 前籍校、休学、復学の情報がある生徒について、前年度中にいつから授業料の計算方法を変更しなければならぬかを確認、生徒ごとに在学期間の一覧表を出力して一覧表のダブルチェックを行うことにより計算誤りを防止します。(北星高等学校) ④ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き確認を行い、適切な事務処理に努めます。(神戸高等学校)

- ⑤⑥ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。 (飯野高等学校)
- ⑦ 再発防止に向けて、授業料等徴収にかかる制度理解を図るとともに、調定漏れが生じないよう複数人でのチェックを徹底します。 (津高等学校)
- ⑧ 引き続き教務と事務との間での生徒異動情報の共有、および休学、転学時に必要な手続きについても学校全体での共有を図ります。 (久居農林高等学校)
- ⑨ 引き続き担当者等が、制度をよく理解し、事務処理を進めるとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。 (昴学園高等学校)
- ⑩ 授業料徴収漏れの再発防止に向け、今後も転学の意向がある生徒がいる場合には、教員と事務との情報共有を徹底し、適正に事務処理を実施していくこととしていきます。 (上野高等学校)
- ⑪ 引き続きフローチャート等の活用、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めます。 (木本高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- ① **【学校教育における生成AI利活用に係る実証研究事業委託】**
 ・ 執行伺いの記載が適切でなかった。
 ・ 業務内容の変更に伴う手続を行っていなかった。 (高校教育課)
- ② **【児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業等委託】**
 ・ 事業者の選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。 (保健体育課)
- ③ **【エレベータ保守点検業務委託】**
 ・ 執行伺いを作成していなかった。 (桑名高等学校)
- ④ **【看護実習委託料5月-7月】**
 ・ 契約締結伺いを作成していなかった。 (桑名高等学校)
- ⑤ **【修学旅行に係る委託経費】**
 ・ 契約締結伺いを作成していなかった。 (桑名西高等学校)
- ⑥ **【一般廃棄物処理業務委託】**
 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市工業高等学校)
- ⑦ **【2学年修学旅行実施業務委託】**
 ・ 契約締結伺いを作成していなかった。 (稲生高等学校)
- ⑧ **【宇治山田商業高校グラウンド東側法面等除草業務委託】**
 ・ 検査日の記載誤りがあった。 (宇治山田商業高等学校)
- ⑨ **【機械警備業務委託】**
 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (志摩高等学校)
- ⑩ **【浄化槽保守点検業務委託】**
 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (志摩高等学校)
- ⑪ **【PCB分析業務委託】**
 ・ 契約に定めがないにもかかわらず、部分払を行っていた。 (伊賀白鳳高等学校)
- ⑫ **【名張高等学校生徒指導室空調設備更新工事】**
 ・ 完了報告書の提出前に検査を行っていた。 (名張高等学校)
- ⑬ **【医療的ケア児通学支援事業(看護師派遣業務委託)】**
 ・ 執行伺いを作成していなかった。 (杉の子特別支援学校)
- ⑭ **【高等部2学年修学旅行引率に係る業務委託】**
 ・ 執行伺いを作成していなかった。
 ・ 契約締結伺いを作成していなかった。 (杉の子特別支援学校)
- ⑮ **【吸収式冷温水機保守点検業務委託】**
 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (杉の子特別支援学校)
- ⑯ **【高等部修学旅行引率経費】**
 ・ 執行伺いを作成していなかった。
 ・ 契約締結伺いを作成していなかった。 (稲葉特別支援学校)
- ⑰ **【学校医(専門医)業務】**
 ・ 随意契約の理由等を記載していなかった。 (特別支援学校北勢きらら学園)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 契約事務の手引き等を再度確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。 (高校教育課)
- ② 三重県教育委員会事務局競争入札等審査会設置要綱を確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。令和7年度の契約については、三重県教育委員会事務局競争入札等審査会設置要綱に基づいた事務処理を行いました。 (保健体育課)
- ③④ 契約事務の手引き等を確認するとともに、所属内で情報を共有しました。令和7年度の契約については、執行伺い、契約締結伺いを作成し、会計規則等の規定に基づいた処理を行いました。 (桑名高等学校)
- ⑤ 契約事務の手引き等を再度確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。 (桑名西高等学校)
- ⑥ 当該業務委託の予定価格については、前年度及び前々年度の契約額を参考に算定していましたが、算定にあたっての単価の根拠の記録がなく、明確ではありませんでした。令和7年度の契約については、明確な積算根拠を作成し、事務処理を行いました。 (四日市工業高等学校)
- ⑦ 契約事務の手引き等を再度確認するとともに、当事案を所属内で共有し、同様の事案が発生しないよう徹底を図りました。令和7年度の契約については、契約締結伺いを作成し、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。 (稲生高等学校)
- ⑧ 検査日を完成報告書受領後とするところを、作業実施後の現地確認の日を検査日としてしまったことが原因です。令和7年度の契約については、現地確認のうえ完成報告書受領後に検査を実施しました。 (宇治山田商業高等学校)

- ⑨ 積算にあたり、根拠を明確にして予定価格を算定するよう引継ぎを行いました。(志摩高等学校)
- ⑩ 予定価格算定に係る単価の根拠を起案等に記載しました。(志摩高等学校)
- ⑪ 三重県会計規則等、契約や支出に関する取り扱いを職員が徹底できていなかったことが原因であり、適正な事務処理が徹底されるよう契約事務の手引を再度確認して所属内で研修を行いました。また、当事案を所属内で共有し、契約書等の内容の確認を徹底しました。(伊賀白鳳高等学校)
- ⑫ 完了報告書を受領するものについては、受領後に検査を行っているかを複数の職員で確認しました。(名張高等学校)
- ⑬⑭ 令和7年度の契約については、執行伺い等を作成し、規定に基づいた事務処理を行いました。(杉の子特別支援学校)
- ⑮ 起案等に積算の根拠を記載しました。(杉の子特別支援学校)
- ⑯ 契約事務の手引き等を確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。(稲葉特別支援学校)
- ⑰ 契約事務の手引き等を再確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。(特別支援学校北勢きらら学園)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き適正な事務処理に努めていきます。(高校教育課)
- ② 会計規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。(保健体育課)
- ③④ 会計規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう努めていきます。(桑名高等学校)
- ⑤ 引き続き会計規則に基づき適正な事務処理に努めます。(桑名西高等学校)
- ⑥ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。(四日市工業高等学校)
- ⑦ 引き続き会計規則に基づき、適正な事務処理に努めます。(稲生高等学校)
- ⑧ 契約書、仕様書等を確認し、会計規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。(宇治山田商業高等学校)
- ⑨ 積算根拠を明確にして予定価格を算定するとともに、契約書等、関係書類等は見直しや確認を徹底します。(志摩高等学校)
- ⑩ 引き続き適正な予定価格の算定を徹底し、再発防止に努めます。(志摩高等学校)
- ⑪ 定期的に所属内で情報共有を図り、会計規則の規定に基づいた適正な事務処理に努めます。(伊賀白鳳高等学校)
- ⑫ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。(名張高等学校)
- ⑬⑭ 会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。(杉の子特別支援学校)
- ⑮ 必要な根拠が記載されているか複数職員により確認し、適正な事務処理を行うように努めます。(杉の子特別支援学校)
- ⑯ 会計規則の規定に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。(稲葉特別支援学校)
- ⑰ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。(特別支援学校北勢きらら学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金等 ① 【帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業】 ・ 交付申請書が期限内に提出されていなかった。 (小中学校教育課)	
講じた措置	
1 実施した取組内容 ① 補助金に関するスケジュールを再度確認し、実績報告は期限内に提出するよう周知しました。 (小中学校教育課)	
2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。 (小中学校教育課)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>① 【教育事務打ち合わせ】 ・ 文書により復命していなかった。 (紀州教育支援事務所)</p> <p>② 【第44回近畿高等学校総合文化祭福井大会生徒引率】 ・ 文書により復命していなかった。 (志摩高等学校)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 泊を伴う出張時には復命書を作成する必要があることを所内で周知しました。 (紀州教育支援事務所)</p> <p>② 県費以外の支給の出張であっても、泊を伴う出張時には復命書を提出することを改めて周知しました。なお、今回の監査結果を踏まえ、本案件にかかる復命は文書にて対応済みです。 (志摩高等学校)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>① 泊を伴う出張時には復命書が必要なことを「所内業務について」に明記し、年度初めに周知して、再発防止に努めます。 (紀州教育支援事務所)</p> <p>② 県外への出張及び泊を伴う出張に際しては、その内容を共有するため、文書による復命を着実にを行う適切な事務の執行に努めてまいります。 (志摩高等学校)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ その他の支出事務</p> <p>① 予定価格の記載誤りによる開札後の入札中止があった。(社会教育・文化財保護課)</p> <p>② 消耗品費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。(四日市中央工業高等学校)</p> <p>③ 負担金の誤払いによる歳出戻入を行っていた。(飯野高等学校)</p> <p>④ 旅費の支払先誤りによる歳出戻入を行っていた。(久居農林高等学校)</p> <p>⑤ 委託料の事務処理誤りによる支払遅延があった。(相可高等学校)</p> <p>⑥ 委託料の事務処理誤りによる遅延利息の未払いがあった。(相可高等学校)</p> <p>⑦ 複数年度契約において単年度分の予定価格としたことによる開札後の入札中止があった。(志摩高等学校)</p> <p>⑧ 扶助費の支払先誤りによる歳出戻入を行っていた。(松阪あゆみ特別支援学校)</p> <p>⑨ 通信運搬費の支払額誤りによる歳出戻入を行っていた。(特別支援学校西日野にじ学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 今回の事案について課内で共有するとともに、開札の際は金額を複数人で確認のうえ、記録に残すことを徹底することで、再発防止に努めました。(社会教育・文化財保護課)</p> <p>② 消耗品費の二重払いにより歳出戻入に至ったもので、事務室内で事案を共有し、複数の職員でより慎重に支出書類を確認するようにしました。(四日市中央工業高等学校)</p> <p>③ 請求書の内容や規約等の確認を十分に行うこととし、再発防止に努めました。(飯野高等学校)</p> <p>④ 財務会計システムへの相手方コードの誤入力により別人への支払いが行われたのが原因のため、三重県会計規則に基づき、請求にかかる書類の提出があった際には、金額及び債権者等の誤りがないか、決裁にかかる職員の間で確認を徹底すること等を確認しました。(久居農林高等学校)</p> <p>⑤ 支払遅延の原因となった三重県支出審査確認システムの支払方法(人的ミスにより「審査のみ」のメニューを選択)を避け、確実に支払いが行われるよう必ず「同時確定」を選択するよう事務室内で周知徹底を行いました。毎日勤務時間終了前に、三重県財務会計システムの支出命令照会により、直近支払予定日(3日後)の支出命令の確定漏れがないかの確認を行っています。(相可高等学校)</p> <p>⑥ 支払遅延が発生した場合遅延利息が発生する可能性があること、さらに支払遅延には請求書を受け取った日から15日以内に支払う義務があること、そのために請求書に基づく支出事務は迅速に行うことについて事務室内で周知徹底を行いました。(相可高等学校)</p> <p>⑦ 機械警備業務委託の入札の際、開札時に予定価格の算定の誤りに気付いたため入札を中止し、予定価格を算定し直し再度公告を行ったものです。今回の事案について所内に共有するとともにチェック体制の強化を図り、再発防止に努めました。(志摩高等学校)</p> <p>⑧ 「扶助費の支払先誤りによる歳出戻入」について、財務会計システムに登録されている生徒番号に入力誤りがあり、複数職員によるチェックが十分ではありませんでした。防止策の取り組みとして、事務室内で話し合い、今後は以下の対応策を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出命令から支払日の期間には余裕をもたせること ・在校生以外の保護者名を相手方情報(財務会計システム内)からすべて削除すること ・支払時のチェックは、読み合わせに明確なダブルチェックを実施すること(松阪あゆみ特別支援学校) <p>⑨ 請求書には上段に当月分、下段に前月分の請求金額が記載されており、請求額を見誤ったことが原因であるため、担当者において上段の当月請求額にマーカーをし、チェックする職員にも請求額の見誤りがないよう分かりやすく確認できるように改めました。(特別支援学校西日野にじ学園)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>① 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。(社会教育・文化財保護課)</p> <p>② 引き続き取り組みを継続し、再発防止に努めます。(四日市中央工業高等学校)</p> <p>③ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。(飯野高等学校)</p> <p>④ 引き続き三重県会計規則に基づく所属長の決裁、および出納員による適正な審査を行うよう努めます。(久居農林高等学校)</p> <p>⑤ 支出命令が確実に行われていることを確認するため、引き続き、財務会計システムにて支出命令照会により、直近支払予定日(3日後)の支出命令の確定漏れがないかを確認・帳票出力を行うことで「見える化」を行い、その帳票は管理職の決裁を受けることとします。年度内の4月(新体制)、7月(夏季休業前)、12月(冬季休業前)、2月(年度末)時点において、事務室内で周知徹底を図ります。(相可高等学校)</p> <p>⑥ 支払遅延と同時に遅延利息が発生する可能性があることを、年度内の4月(新体制)、7月(夏季休業前)、12月(冬季休業前)、2月(年度末)時点において、事務室内で周知徹底を図ります。(相可高等学校)</p> <p>⑦ 引き続き再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めます。(志摩高等学校)</p>

- ⑧ 今後も上記の取り組んだ内容と同様に以下のとおり実施していきます。
- ・支出命令から支払日の期間には余裕をもたせること
 - ・在校生以外の保護者名を相手方情報（財務会計システム内）からすべて削除すること
 - ・支払時のチェックは、読み合わせに明確なダブルチェックを実施すること
- 財務会計システムで出力された「支出負担行為兼支出命令書」の債権者内訳表と就学奨励システムで出力された就学奨励費支給内訳書の児童生徒と保護者情報を2人1組で読み合わせしながらダブルチェックし、それをもう1回実施します。
- ※4人2組、それぞれ1回実施し、1つの支出負担行為兼支出命令書で2回チェックします。
(松阪あゆみ特別支援学校)
- ⑨ 引き続き請求書の金額等には特段の注意を払い、また、複数の職員による確認を徹底し再発防止に努めます。
(特別支援学校西日野にじ学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 土地使用に係る教育財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 (社会教育・文化財保護課)</p> <p>② 土地使用料の算定に誤りがあった。 (桑名西高等学校)</p> <p>③ 土地使用に係る教育財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 (桑名西高等学校)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 令和5年度以降の三重県立熊野少年自然の家に係る教育財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかったものであり、速やかに作成の上、教育財産の目的外使用許可について、教育財産使用許可（貸付）台帳の整理が必要であることを課内で確認し、再発防止を図りました。 (社会教育・文化財保護課)</p> <p>② 本案件は、学校敷地の上空に存する架線に係る土地使用料の算定が誤っていたとの指摘を受けたものです。この指摘を受け、県教育委員会に確認を行ったところ、県庁において関係課が土地使用料の算定方法について協議を行い、その結果、本件と同様の鉄塔でつなぐ架線のみ場合は行政財産の目的外使用許可は不要であり、土地使用料は徴収しないこととなりました。一方で、本件については当時管財課及び教育委員会総務課との協議により使用料の算定を決めたものであり、要領を逸脱したものではないことから、遡及しての返還は行わないこととなりました。 (桑名西高等学校)</p> <p>③ 使用許可物件ごとに教育財産使用許可（貸付）台帳は作成されており、許可を行った際は許可内容を台帳に追記する必要がありますが、令和4～8年度分の許可内容を台帳に記載していなかったものです。令和4～8年分の許可について、速やかに台帳を整理しました。 (桑名西高等学校)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 同様の事案が発生しないよう、引き続き適正な業務執行に努めます。 (社会教育・文化財保護課)</p> <p>② 現在の使用許可期間が令和8年度まで及んでいることから、使用許可の変更手続きを進め、令和9年度以降については使用許可手続きを不要とします。 (桑名西高等学校)</p> <p>③ 財産管理の知識や理解の向上を図るとともに、自己点検を適切に実施し、再発防止及び適正な事務処理に努めます。 (桑名西高等学校)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。	
イ 金品亡失 (損傷)	
① 公用車の損傷 (修繕額 141,493 円)	(水産高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 公用車を使用するとき、特に後退する際は、後方に障害物がないかをよく確認し、複数人で乗車している場合は、少なくとも一人が降車して運転者に合図をしながら後退させるなど、周囲の安全を十分注意することを関係職員だけでなく、全職員に周知徹底しました。	(水産高等学校)
2 今後の方針 (取組予定等)	
① 公用車を使用する際は、常に安全確認を行いながら運転を徹底することを定期的に職員会議などで全職員へ注意喚起を行うことで、再発防止に努めます。	(水産高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 227,282 円、相手 0 円) (生徒指導課)</p> <p>② 物損事故 (負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 83,600 円、相手 113,466 円) (北勢教育支援事務所)</p> <p>③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：：県 0 円廃車、相手見積依頼中) (桑名西高等学校)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 再発防止のため、今後は公用車運転中に細心の注意を払うとともに、駐車時は同乗者が降車して安全誘導を行うこと、誘導時は受傷事故防止に注意することを課長から本人に指導しました。(生徒指導課)</p> <p>② 当該職員に対し、交差点付近では様々な状況を予測し、特に慎重に運転するよう厳重注意を行うとともに、全所員で公私を問わず自動車運転時の留意点について話し合いました。その後、全員が改めて交通安全宣言を記し、内容を共有しました。(北勢教育支援事務所)</p> <p>③ 津へ出張した帰途に国道のガードレールに衝突したもので、慣れない軽トラックの運転を長時間行ったことにより疲労が蓄積したことが原因の一つと考えられたことから、座席の角度が調節でき、バックモニターの付いた公用車に変更しました。また、当該職員を含む全職員に対して会議の場において、事故の発生について報告するとともに、今後の交通事故防止に向けての注意喚起を複数回行いました。(桑名西高等学校)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き取組を継続し、再発防止に取り組みます。(生徒指導課)</p> <p>② 引き続き所員全員で交通事故防止策を再確認し、再発防止に努めます。(北勢教育支援事務所)</p> <p>③ 機会のある都度、全職員に対して交通事故防止に向けて注意喚起を継続し、交通安全意識の向上に努めます。(桑名西高等学校)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(5) その他	
財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
① 公有財産の滅失・毀損報告書の提出が遅延していた。	(桑名北高等学校)
② 金品亡失(損傷)報告書を提出していなかった。	(杉の子特別支援学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 公有財産規則を再度確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。	(桑名北高等学校)
② 備品等を損傷した場合は速やかに報告する必要があることについての認識が甘かったことが当該事案の発生原因であるため、職員会議において、金品亡失(損傷)事案が発生した場合は、直ちに報告するよう全職員に周知徹底を行いました。	(杉の子特別支援学校)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 引き続き公有財産規則に基づき適正な事務処理に努めます。	(桑名北高等学校)
② 今後も繰り返し周知を行うことで職員の意識の向上を図り、再発防止に努めます。	(杉の子特別支援学校)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 服務規律の徹底</p> <p>令和6年度の懲戒処分は、5年度より1人減少しているものの、4人の警察職員に対して行われており、現金喝取により2人が免職、1人が停職、酒気帯び運転等により1人が停職となっている。また、監督上の措置である訓戒等は、5年度より1人増加し15人となっている。</p> <p>これまで、ハラスメント防止や職務倫理に係る研修の実施、人材アセスメントによる適性検査の活用等により、コンプライアンス意識の向上を図ってきたが、警察に対する県民の信頼を著しく損なう非違事案が発生している。</p> <p>このため、非違事案を起こした職員に対して厳正かつ公正に処分等を行うとともに、これまでのコンプライアンス意識向上に係る取組を検証しつつ、法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組み、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(警務部警務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 幹部職員に対する意識付けの実施</p> <p>警察署長会議を始めとする各種幹部会議において、「基本の遵守と適正な業務管理の徹底」、「高い規律と士気を有する職場環境の確立」について指示し、幹部職員の意識付けを図りました。</p> <p>(2) 警察職員の職務倫理及び服務の厳正な保持・遵守の再徹底を図るための指導教養の推進</p> <p>警察職員の職務倫理及び服務について、職員一人一人に深く理解され、求められる意識が保持され、求められる行動が取られるよう、各所属において、創意工夫した指導教養を繰り返し行いました。</p> <p>(3) 非違事案防止・不適正事案の防止に向けた監察の実施</p> <p>各所属に対して随時監察及び総合監察を実施し、基本の遵守と適正な業務管理の徹底状況及び高い規律と士気を有する職場環境の確立状況について点検・指導・改善を行いました。</p> <p>(4) 働きやすい職場環境の構築</p> <p>幹部職員及び若手職員を対象とした人材アセスメントによる適性検査を実施し、職員の潜在能力やメンタル耐性、コンプライアンス意識等を客観的に分析して、自己改革に役立てる取組を実施したほか、全職員に対し、ハラスメントに関するアンケート調査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 非違事案、ハラスメント事案に対しては、迅速かつ厳正に対処、処分を実施するとともに、職場環境の改善を図りました。</p> <p>(2) 各所属において、創意工夫を凝らした職員の心に響く職務倫理教養等を推進し、職責の自覚と使命感の醸成を図りました。</p> <p>(3) 人材アセスメントによる適性検査は、自己の能力や特性を知る機会となり、コンプライアンス意識を向上させるほか、ハラスメントに関するアンケート調査により、潜在的なハラスメント事案の把握、対処や職員のハラスメント防止意識の向上を図りました。</p> <p>3 残された課題</p> <p>(1) 引き続き、「基本の遵守と適正な業務管理の徹底」、「高い規律と士気を有する職場環境の確立」を図るため、各種会議等において心の琴線に触れる指示を徹底するとともに、機会を捉えて、小集団討議等を実施することにより、職員自らが考える機会を与え、身につまされる教養が実施できるよう一層努力していく必要があります。</p> <p>(2) 非違事案やハラスメントを抑止し、全ての職員が働きやすい職場環境を構築するために、より効果的な施策を実施していく必要があります。</p>
<p><u>令和8年度以降実施予定の取組内容</u></p> <p>全職員に対して、上記3「残された課題」を踏まえた非違事案防止対策に関する指導教養を行い、「基本の遵守と適正な業務管理の徹底」、「高い規律と士気を有する職場環境の確立」を図ります。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 犯罪の防止に向けた取組の推進と早期検挙</p> <p>令和6年中の刑法犯の認知件数は10,933件と前年に比べ978件の増加となっているが、検挙率は33.2%と前年に比べ5.1ポイント低下し、全国平均の38.9%を下回っている。</p> <p>そのような中で、特殊詐欺の被害は、認知件数が367件、被害額が約12億円となり、認知件数・被害額ともに過去10年で最多を更新し、被害者の約半数が65歳以上の高齢者となっている。加えて、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害は大幅に増加し、前年に比べ認知件数が約2.5倍の299件、被害額が約2.3倍の約26億6,960万円と過去最悪となり、被害者は幅広い世代に及んでいる。また、ストーカー・配偶者暴力事案の認知件数や児童虐待事案の児童相談所への通告児童数は、前年に比べ減少しているものの依然として高い水準で推移しており、不同意性交等といった主に女性が被害に遭う犯罪も増加している。</p> <p>このため、特に被害が深刻な状況にある特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺に対しては、犯罪実行者募集情報対策を含め、全国の警察や金融機関等との連携を図りながら、有効な犯罪抑止対策を一層強力に推進するとともに、犯罪者の早期検挙に向けて、科学技術を活用した捜査支援分析力の更なる向上に努められたい。</p> <p>あわせて、犯罪被害から子どもや女性、高齢者等を守るため、安全確保を最優先とした迅速・的確な対応のほか、関係機関・団体等と連携した広報啓発等、犯罪情勢に応じた効果的な対策に取り組まされたい。</p> <p>(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和7年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 犯罪の早期検挙のための活動強化</p> <p>犯罪の早期検挙に向けて、防犯カメラ画像等の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の強化を一層推進しました。</p> <p>(2) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策等の推進</p> <p>県民の特殊詐欺等に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、情報発信力を強化し、ターゲティング広告やだましの手口を題材にした演劇等により、被害に遭いやすい層に対して直接的で訴求力のある注意喚起を実施しました。</p> <p>また、犯人からの電話を直接受けないようにするため、固定電話における国際電話の利用休止申込みの促進や、スマートフォン用の詐欺等対策アプリの利用促進に取り組みました。</p> <p>加えて、被害を水際で阻止するため、金融機関、コンビニエンスストア等と連携し、声掛け支援シート等を活用した積極的な声掛けと警察への通報を依頼するなど、水際対策の強化を図りました。</p> <p>そのほか、犯罪実行者募集情報により犯罪の実行者が生まれることを防ぐため、各種媒体による広報啓発のほか、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための非行防止教室等を実施しました。</p> <p>(3) 犯罪の防止</p> <p>各地域の犯罪情勢を分析し、明らかとなった課題の解決に向け、警察活動の強化に努めました。</p> <p>犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、必要性の高い場所への街頭防犯カメラの整備を進めたほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進に取り組みました。</p> <p>防犯ボランティア活動に対する支援として、防犯情報の提供や物品支援を行ったほか、学生の参加促進を図るため、講習会の開催や行動変容を促す動画を作成、配信するなど、防犯ボランティア活動の活性化等に取り組みました。</p> <p>(4) ストーカー、DV、児童虐待事案対策の推進</p> <p>被害者やその家族等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等による加害行為の防止、被害者に対する一時避難先の公費負担や位置情報提供システム端末の貸与等の支援を行いました。</p> <p>児童虐待の防止に向け、児童相談所をはじめとする関係機関との連携のほか、司法面接の積極的な活用等により、児童の安全確保を最優先とした対応を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 犯罪の検挙状況</p> <p>令和7年の刑法犯は、検挙件数4,322件(前年比+696件)、検挙人員2,391人(前年比+6人)、検挙率40.4%(前年比+7.2ポイント)でした。</p> <p>重要犯罪は、検挙件数125件(前年比+32件)、検挙人員110人(前年比+18人)、検挙率89.9%(前年比+12.4ポイント)、重要窃盗犯は、検挙件数723件(前年比+223件)、検挙人員84人(前年比+2人)、検挙率52.3%(前年比+13.6ポイント)でした。</p> <p>(2) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策等の推進</p> <p>令和7年中、金融機関やコンビニエンスストア等の協力により、175件、約2億9,830万円の特殊詐欺等の被害を水際で阻止することができたものの、特殊詐欺の被害は487件、約18億3,690万円(前年比+120件、+約6億3,700万円)、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害は362件、約34億3,330万円(前年比+63件、+7億6,370万円)となり、いずれも件数、被害額が過去最多となりました。</p>

- (3) 犯罪の防止
令和7年中の刑法犯認知件数は10,692件（前年比-241件）となりました。
令和7年度は、街頭防犯カメラを75基整備しました。
- (4) ストーカー、DV、児童虐待事案対策の推進
令和7年中、ストーカー事案の相談件数は288件（前年比+71件）で、42件（前年比-4件）を検挙したほか、38件（前年比+5件）の警告・禁止命令等を実施するとともに、166件（前年比+27件）の援助申出を受理しました。
DV事案の相談件数は603件（前年比+5件）で、141件（前年比-68件）を検挙したほか、235件（前年比-40件）の援助申出を受理しました。
児童虐待事案の通告児童数は505人（前年比-86人）で、23件（前年比-29件）を検挙しました。
- 3 残された課題
- (1) 犯罪の早期検挙のための活動強化
深刻な被害が生じている特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺を検挙するため、だまされた振り作戦をはじめ、現場設定型捜査に必要な装備資機材を整備するほか、犯行車両等を発見・捕捉するための車両捜査支援システムの増設・維持を図るなど、犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。
- (2) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策等の推進
特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が過去最悪となる深刻な情勢にあることから、情報発信力を一層強化するなど、被害防止対策を推進する必要があります。
- (3) 犯罪の防止
犯罪情勢を的確に分析し、明らかとなった課題に対して効果的な犯罪抑止対策を推進していく必要があります。
- (4) ストーカー、DV、児童虐待事案対策の推進
被害者等の安全確保を最優先とした対処を徹底する必要があります。

令和8年度以降実施予定の取組内容

- (1) 引き続き、上記取組を実施して、犯罪の検挙力の向上に努めます。
(2)(3)(4) 引き続き、上記取組を実施して、犯罪の防止に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公務中の交通事故を所管の警察署に報告していなかった。 (警務部警務課) (2) 貸与された拳銃の不適切な取扱いがあった。 (警務部警務課) (3) 部下職員に対するパワー・ハラスメント事案が2件あった。 (警務部警務課) (4) 証拠物件及び関係書類を紛失していた。 (警務部警務課) (5) 被害職員に対するセクシュアル・ハラスメント事案があった。 (警務部警務課) (6) 貸与された警察手帳を紛失していた。 (警務部警務課) (7) 保存期間中の書類を誤って廃棄していた。 (桑名警察署) (8) 保存期間中の書類を誤って廃棄していた。 (四日市南警察署)
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、法令の遵守及び交通事故防止の指導教養を推進し、再発防止に努めました。 (警務部警務課) (2) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、取扱い責任者等に対する拳銃の適正な管理及び基本ルールの徹底を指導しました。 (警務部警務課) (3) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、各種教養機会を通じてハラスメントに関する認識を徹底させたほか、良好な職場環境の構築に努めました。 (警務部警務課) (4) 執務資料を作成して、基本遵守の徹底を図るとともに、再発防止対策を指導しました。 (警務部警務課) (5) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、各種教養機会を通じてハラスメントに関する認識を徹底させたほか、良好な職場環境の構築に努めました。 (警務部警務課) (6) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、幹部による給貸与品の保管管理状況の目視点検を行ったほか、給貸与品の適正管理について指導しました。 (警務部警務課) (7) 保存区分ごとの公文書ファイルの分別及び集中管理などの基本に徹した公文書の保管管理を徹底し、文書を廃棄する際には、文書管理担当者を含む複数の職員で確認するなどの再発防止策を実施しました。 (桑名警察署) (8) 幹部会議等の教養機会を通じて、職員に対する公文書管理についての指導・教養を推進するとともに、係長以上の職員による現物確認を指示し、改めて文書の保管管理を徹底するなどして再発防止を図りました。 (四日市南警察署) <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) 引き続き、全職員に対して非違事案防止に関する指導教養を繰り返し行い、再発防止に努めます。 (警務部警務課) (7) 引き続き、全職員に対して非違事案防止に関する指導教養を行い、職責の自覚と使命感の醸成を図り、再発防止に努めます。 (桑名警察署) (8) 引き続き、上記取組について意識の向上を図り再発防止に努めます。 (四日市南警察署)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和6年度末現在30,559,904円あり、前年度と比べて3,823,129円増加していた。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、鳥羽警察署)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)</p> <p>③ 督促状の発付をしていないものが2件あった。 (警務部会計課)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 庁舎光熱水費分担金の事務処理誤りによる歳入戻出を行っていた。 (亀山警察署)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)ア</p> <p>①②</p> <p>【警察施設等の損傷に係る損害補償金】 (警務部会計課)</p> <p>収入未済の案件は、交番や留置施設などの警察施設の損傷に係るもので、債務者が刑事収容施設に収容中であつたり、生活に困窮していることから弁済が滞り、回収目標を達成できていませんが、刑事収容施設に収容状況の確認を行ったり、銀行等へ預金照会を行うなど資産調査を行いました。また、刑事収容施設において債務者と面会し、納付指導を行いました。生活困窮者に対しては、分割納付誓約を交わし、弁済を求めています。</p> <p>【交通安全施設の損傷に係る損害賠償金】 (交通部交通規制課)</p> <p>収入未済の案件は、交通事故による信号機や大型道路標識の交通安全施設の損傷に係るもので、債務者は自動車保険に未加入であつたり、保険適用外である上、生活困窮していること等から一括弁済ができず、分割納付誓約を交わし弁済をさせています。</p> <p>債務者に対しては、定期的な電話や訪問、文書による催告によって納付指導を行い、誓約を交わした分割納付計画に基づき、債権の一部を回収しました。</p> <p>【放置違反金】 (交通部交通指導課)</p> <p>a 放置違反金を納付しない車両の使用者に対して、車検拒否や車両の使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を送付し、放置違反金の納付を求めました。さらに、放置違反金納付命令書に従わない者に対して、財産の差押え(滞納処分)や車検拒否を行うことを記載した督促状を送付し、放置違反金の納付を求めました。</p> <p>b 督促状によっても納付しない者に対しては、催告状や滞納処分を行うことを記載した差押予告状を発送するとともに、電話催促や居宅訪問を実施し、放置違反金の徴収を行いました。</p> <p>c 差押予告状によっても納付しない者に対しては、催告状の送付や電話催促、居宅訪問を行い滞納処分前の徴収を行いました。</p> <p>d 令和7年度中の滞納処分は、1件の金融機関に対する債権差押えを実施し、10,000円を差し押さえました。</p> <p>e 令和6年度末現在の放置違反金の未収額は、748,900円でしたが、上記取組により、過年度の未収金について、543,900円を徴収しました。</p> <p>①</p> <p>【自動販売機等光熱水費負担金】 (鳥羽警察署)</p> <p>収入未済については、当該債務者が県外の金融機関から納入期限内である令和7年4月24日に納付したことから、県の歳入金となる指定金融機関への収納までに時間を要し、出納閉鎖に間に合わず未収金となったものであり、翌月の5月2日には収納されています。</p> <p>③ 令和7年8月に、それぞれの債務者に対して督促状の発付を行いました。 (警務部会計課)</p> <p>(1)イ</p> <p>① 光熱水費分担金の納入通知書を、誤って本来とは別の債務者に交付し、それを納付したもので、債務者からの指摘により誤りが判明したものです。納入通知書の交付の際は、交付前の確認を複数人で実施することを徹底しました。 (亀山警察署)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1)ア</p> <p>①②③</p> <p>引き続き、上記取組のほか、制度に基づく適正な事務処理に努めます。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)</p>
--

①

【自動販売機等光熱水費負担金】

今後は、年度末及び出納閉鎖日が目前に迫った時期に納入通知書を発付する際は、指定金融機関以外で納付される可能性を考慮し、指定金融機関へ収納されるまでの日数を勘案した納入期限の設定に努めます。
(鳥羽警察署)

(1)イ

① 上記取組を継続し、適正な事務処理に努めます。

(亀山警察署)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【三重県警察情報システム基幹・本部ネットワークに係る再構築、機器賃貸借及び運用保守】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為を再設定せずに複数年契約を締結していた。(警務部会計課) <p>② 【四日市北警察署エレベータ保守点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺いを作成していなかった。(四日市北警察署) <p>③ 【四日市北警察署緑地維持管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺いを作成していなかった。(四日市北警察署) <p>④ 【四日市北警察署免震建物点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺いを作成していなかった。(四日市北警察署) <p>イ 旅費</p> <p>① 【中部管区警察学校入校・オンライン教養】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の旅行をまとめて旅行命令を行っていた。(四日市南警察署) <p>ウ その他の支出事務</p> <p>① 委託料の二重払いによる歳出戻入を行っていた。(警務部会計課)</p> <p>② 予定価格の積算誤りによる開札後の入札中止があった。(警務部会計課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(2)ア 業務委託</p> <p>① 債務負担行為に基づく執行力は当該債務負担行為設定年度に限られ、実際に債務を負担する契約が締結されなかった場合は、年度の経過によりその効力を失うとされています。引き続き債務負担行為が必要であるならば、改めて新たな債務負担行為を設定しなければならないため、今後は、12月補正予算における債務負担行為設定に併せて当初予算においても債務負担行為の設定を行うことを徹底しました。(警務部会計課)</p> <p>②③④</p> <p>担当する職員に対して書類作成時には、契約事務における関係規定を確認するように指導するとともに、複数人で書類確認することを徹底し、当事案を所属内で共有しました。(四日市北警察署)</p> <p>(2)イ 旅費</p> <p>① 担当職員に事務手続の規定を再確認するよう指導し、複数人による確認を徹底しました。(四日市南警察署)</p> <p>(2)ウ その他支出事務</p> <p>① 支出科目を誤入力した際は、取消をせずに支出更正を行うこととし、複数人による確認を徹底しました。(警務部会計課)</p> <p>② 複数人による確認を徹底し、予定価格の積算を綿密に行います。(警務部会計課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(2)ア</p> <p>① 上記取組を継続し、関係法令の確認を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。(警務部会計課)</p> <p>②③④</p> <p>複数職員によるチェック体制をより強化し、引き続き会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう再発防止に努めます。(四日市北警察署)</p> <p>(2)イ</p> <p>① 上記取組を継続し、旅費関係法令の確認を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。(四日市南警察署)</p> <p>(2)ウ</p> <p>① 上記取組を継続し、契約関係法令の確認を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。(警務部会計課)</p> <p>② 上記取組を継続し、適正な予定価格の積算に努めます。(警務部会計課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 人件費	
人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
① 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。	(刑事部捜査支援分析課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(3)①	
扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった職員から、必要書類である令和5年分の所得証明書を提出してもらい、所得証明書の記載事項を複数人で確認し、扶養手当支給対象者としての要件を具備していることを確認しました。	(刑事部捜査支援分析課)
2 今後の方針(取組予定等)	
複数人での確認を確実にいき、適正な事務処理に努めます。	(刑事部捜査支援分析課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の滅失・毀損</p> <p>① 街頭防犯カメラが誤撤去により滅失していた。(損害額 344,911 円) (警務部会計課)</p> <p>② 公用車が下り勾配を無人のまま発進し、警察署の門扉を損傷していた。(修繕額 261,800 円) (津警察署)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(4)ア</p> <p>① 事務担当者と工事業者の双方が施工場所で現地確認し、契約図書(図面)で示す公有財産(工作物)の確認、特定を複数人で実施することを徹底しました。(警務部会計課)</p> <p>② 同事故の発生を受け、事故当日に地域課事件指導・教養係長等から実車訓練を行うとともに、地域課員全員が事故防止に係る小集団討議を3日間にわたり実施しました。(津警察署)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(4)ア</p> <p>① 引き続き、上記取組について意識の向上を図り再発防止に努めます。(警務部会計課)</p> <p>② 引き続き、地域課における朝の通告や幹部会において、県下の公用車事故の発生状況や発生原因等について情報共有を行い、他山の石として署員に周知徹底させるほか、警務だよりなどの執務資料を適宜作成発出し、交通事故防止の執務資料として署員に活用させます。(津警察署)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p>	
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p>	<p>① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 111,493 円、相手 385,000 円) (刑事部捜査第二課)</p> <p>② 物損事故 (物損額：県 239,030 円) (刑事部組織犯罪対策課)</p> <p>③ 物損事故 (物損額：県 143,915 円) (警備部機動隊)</p> <p>④ 物損事故 (物損額：県 274,421 円) (いなべ警察署)</p> <p>⑤ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 219,637 円、相手 331,110 円) (四日市北警察署)</p> <p>⑥ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 106,480 円) (四日市北警察署)</p> <p>⑦ 物損事故 (負担割合：示談中) (物損額：示談中) (四日市西警察署)</p> <p>⑧ 物損事故 (物損額：県 130,131 円) (津警察署)</p> <p>⑨ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 395,175 円) (松阪警察署)</p> <p>⑩ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 14,814 円、相手 242,000 円) (伊勢警察署)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>1 実施した取組内容</p> <p>交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた訓練・指導等を行うなど、継続的に各種取組を推進しました。</p> <p>(1) 車両運転技能認定制度の適正な運用 職員の運転技能の向上と交通事故の防止に資するため、警察車両を運転する際に必要とする車両技能認定の制度を適正に運用しています。また、車両技能認定を保持することが不相当と認める職員等に対しては、認定の取消し及び降級並びに運転技能の検証等を行い、厳正な対処を図りました。(警務部警務課)</p> <p>(2) 各所属に対する事故防止教養等 各所属に対して、コンプライアンス推進担当者による公用車事故の現状を踏まえた教養を実施したほか、車両運転技能検査時に、受検者に対する公用車事故防止教養を実施しました。(警務部警務課)</p> <p>(3) 適切な業務管理 日々、幹部が職員の勤務状況、健康状態等を確認し、公用車を運転する職員に対して、運転経路、気象条件等に応じた安全運転のための具体的指示を行っています。(警務部警務課)</p> <p>(4) 再発防止教育の実施 公用車による事故当事者やその同乗者を運転免許センターに召致し、事故防止教養等を行い、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図ったほか、各所属においても、発生した公用車事故の発生状況を分析し、形態に応じた運転技能訓練、同乗指導、安全教育を実施しました。(警務部警務課)</p> <p>(5) 執務資料の発出 公用車事故に関する執務資料を作成し、事故の発生状況や形態等を周知するとともに、事故形態に応じた訓練・指導等を強化しました。(警務部警務課)</p>	<p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>引き続き、職員の安全運転意識の高揚を図るとともに、公用車事故の未然防止に努めていきます。(警務部警務課)</p>

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、三重県知事から令和6年度包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月8日

三重県監査委員	村	上	亘
三重県監査委員	長	田	隆 尚
三重県監査委員	石	垣	智 矢
三重県監査委員	伊	賀	恵

令和6年度 包括外部監査結果に対する対応結果

備考	対応結果	テーマ・区分・内容
包括外部監査の指摘及び意見		
1 学校教育の充実		
<p>○教育政策課 (教育改革推進 事業費)</p>	<p>今後も中学校卒業生数が減少し、高校の小規模化やそれに伴う教員配置数の減少が想定される中、学校の場所や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できよう、専門性の高い教科・科目の遠隔授業を実施する必要があると考えています。</p> <p>そこで、令和9年度を目的に、単位認定につなげる遠隔授業が実施できるよう準備を進めています。</p> <p>令和7年度は、県総合教育センターにおける配信機器等の整備、先進自治体の取組についての調査・研究、遠隔授業のための指導法・教材の準備等に取り組みました。</p> <p>また、令和8年度には、次年度からの本格実施に向けて、関連する条例・規則等を見直すほか、資格取得対策講座や共通テレスト対応講座等の課外授業などを遠隔授業で先行して実施する予定です。</p>	<p>(1) 総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について【意見】</p> <p>教職員定数は生徒の収容定員に基づいて定められるため、小規模校では、個々の生徒の進路希望等に合わせて多くの選択科目を開講したり、ティームティーミングや習熟度別指導などの多様な指導形態をとったりすることが難しい状況にある。</p> <p>県では、北部の高校から南部の高校へのオンライン課外授業の配信を行っているが、配信校側の教員負担も少なくない状況である。遠隔授業を拡大していくにあたり、文部科学省の「高等学校における他県の取組」を参考に、総合教育センターにオンライン授業の配信機能を整備し、県内の高校への授業配信の検討を進めることが望ましい。</p>
<p>○教育総務課 (高等学校学 力向上推進事 業費)</p>	<p>ふるさと納税制度は、本県にゆかりのある方に、本県の事業を直接応援していただける仕組みであることから、学校独自の特色のある取組を充実させるために、積極的に活用していくことといたしました。</p> <p>令和7年度に、現行のふるさと応援寄付金の仕組みの中に県立学校応援プロジェクトを追加する仕組みを構築したところですが、なお、寄付の受付は、令和8年度から開始する予定としています。</p>	<p>(2) 県立高校へのふるさと納税等による寄付について【意見】</p> <p>SSH 支援事業終了後の学校及びSSH 指定以外の学校においても、魅力ある学校づくりが必要であることに変わりはなく、学校独自の特色のある取組を充実させるため、事業費の確保が必要となる。そこで、事業費を確保する手段の一つとして、県が各県立高校への寄付を集める仕組みづくりを検討すること有望。</p> <p>例えば、京都府、富山県及び鹿児島県ではふるさと納税で各学校の取組に寄付することができるようにしているの参考にとされたい。</p>

<p>【意見】 (3) 水産高校実習船「しろちどり」の積極的な活用について</p>	<p>水産高校の令和6年度入学者数は、定員を下回る状況である。全国の水産高校は、近年は経費削減や生徒数の減少等に伴い、実習船の廃止や中・大型実習船から小型実習船への切替え、複数校による協働運営が行われている。</p> <p>一方、三重県立水産高校では、生徒数の減少がある中、令和5年度に総工費27億円をかけて実習船「しろちどり」を更新し、漁業・航海・機関学習を行うだけでなく、令和6年8月には、四日市港みなと祭で一般公開され、体験航海を行っている。さらに、災害発生時における非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を目的とした連携協定をKDDI株式会社と締結しており、実習船の積極的な活用を行っている。</p> <p>今後実習船「しろちどり」には、子どもたちの防災意識を育む役割も期待されていることから、例えば、県内の市町教育委員会と連携し、中学校への出前授業や体験乗船など、引き続き、実習船の積極的な活用を検討することが望まれる。</p>	<p>○ 高校教育課 (実習船運営費)</p>
<p>令和7年11月に本県で開催された「第44回全国豊かな海づくり大会」では、天皇皇后両陛下が実習船「しろちどり」をご視察され、施設や長期航海実習の概要等を直接説明させていただきました。</p> <p>また、三重県生涯学習センターや志摩市と連携した親子乗船体験を令和7年度に実施しました。小中学生とその保護者が、「しろちどり」に実際に乗船するだけでなく、船内での作業等を体験するとともに、乗船前後には学校概要の説明を行い、本校の特色や魅力等を発信しました。</p> <p>また、災害に備えKDDIや志摩市と連携し、地域住民も参加して、「しろちどり」を活用した防災研修を実施しました。</p> <p>今後も、「しろちどり」の積極的な活用を進め、水産高校の魅力を発信していきます。</p>	<p>2 教職員の人材確保</p> <p>【意見】 (1) 教職員の早期退職制度見直しの必要性について</p> <p>令和5年度末に早期退職制度を利用した退職者は92名であった。</p> <p>教員採用選考試験の申込者数は減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込めない状況において、教員の人材確保は重要な課題である。教職員の人材確保のため定年延長を進めていく状況において、割増退職金を支給して早期退職を募る制度は、教員の人材不足をより悪化させる可能性がある。</p> <p>そのため、中長期の人員計画に基づき、早期退職制度の目的を整理し、対象者の条件ごとに年齢構成の適正化がどの程度改善するかなどの施策の実施効果の検証を行い、廃止、又は対象者の条件をより限定するなどの対応が望まれる。</p> <p>なお、県教育委員会は、令和6年度の早期退職者の募集を行わないこととしている。</p>	<p>○ 教職員課 (教職員退職手当)</p>

<p>(2) 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について【意見】</p>	<p>教職員が退職する際に、今後も働く意思が明確な場合は、非常勤勤務の候補者として連絡先の登録を行うが、退職する際に働く意思が明確でない場合は、連絡先の登録を行わないため、将来、本人が働く意思を持った際に、再度教職員として働くことが選択肢とならず、他業種に就職してしまう可能性がある。</p> <p>県の教育に緩やかに関わっていく人材の確保を目的に、退職者と緩くつながる退職者ネットワークを組織し、交流や業務の依頼を行うことが可能な人材の裾野を広げていくことが望ましい。</p>	<p>○ 教職員 課 (教職員 退職 手当)</p>
<p>(3) 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について【意見】</p> <p>非常勤教職員のニーズは今後高まっていくことが想定される。</p> <p>退職者以外へのアプローチとして相談会が対面形式で行われているが、非常勤での勤務希望者は、育児や介護による時間的な制約があり、日程の都合が合わず参加できない可能性や、応募の意思が明確でない場合に、対面形式の相談会は参加のハードルが高いと感じて参加しづらい可能性が考えられる。そこで、より多くの方が参加しやすいように、相談会のオンライン形式での開催を検討することが望まれる。</p>	<p>○ 教職員 課 (高等学校報 酬)</p>	

<p>3 働き方改革の推進</p>	<p>(1) みえスタディ・チェックの設問作成の委託について【意見】</p> <p>みえスタディ・チェックを開始してから10年以上経過し、その間にGIGAスクール構想が始まり、デジタルドリルなどのツールも充実しており、必ずしも県が独自で設問を作成する必要性は高くないと考えられる。そのため、効率化の観点から、設問作成工数を把握した上で、みえスタディ・チェックの設問作成を委託することが望ましい。</p>		<p>○学力向上推進プロジェクト（学力向上推進事業費）</p>
<p>(2) 電話対応時の録音機能の活用について【意見】</p> <p>学校にかかってきた電話の内容やニュアンスを正確に伝達し、事後的な検証を可能とするため、事前に通知した上で録音することを検討することが望ましい。</p>		<p>○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）</p>	
<p>(3) スクール・サポート・スタッフの人材確保について【意見】</p> <p>スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。データの入力、加工といったデータ処理業務は増加傾向にあり、業務負担が重くなる傾向があるものの、データ処理業務に対応できる人材の確保が難しい状況である。県教育委員会では、ハローワークにて求人を行っているが、教員の負担軽減のために必要な人材を確保するため、県教育委員会のホームページへの掲載や学校における保護者への情報提供など、効果的な募集を行うための工夫が望まれる。</p>		<p>○教職員課（学校における働き方改革推進事業費）</p>	

<p>【意見】 (4) GIGA スクールサポーターのオンライン支援について</p> <p>県では、県立学校での ICT 環境の効果的な活用を促進するため、各校に GIGA スクールサポーターを派遣しており、教職員は月 1 ～ 2 回のサポーター訪問時にサポートを受けている状況である。</p> <p>県には、ヘルプデスクも設置しているが、利用者からのハードウェア、ソフトウェアの問い合わせ対応、簡易マニュアル作成及びパソコンの配備・管理サポートなど、機器やネットワークに関するものであり、具体的な活用方法に関する相談には対応していない。</p> <p>教職員への適時のサポートを可能とするため、ヘルプデスクにも具体的な ICT の活用方法に関する相談に対応できる体制を整え、オンライン支援の導入を検討することが望ましい。</p>	<p>○高校教育課 (高等学校学 力向上推進事 業費)</p>
<p>【意見】 ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について</p> <p>県立高等学校において、本来「校舎その他修繕費」で執行すべき修繕費を、予算不足を理由として「校舎その他建築費」予算から執行していた。</p> <p>予算策定時においても、主に修繕による原状回復が想定される「校舎その他修繕費」と、固定資産の増加や機能向上が想定される「校舎その他建築費」は、予算の妥当性を検証する際の切り口が異なると考えられる。</p> <p>「三重県立学校施設長寿命化計画（令和 2 年 3 月、令和 6 年 3 月改定）」の目的である「学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化」を事後検証するためにも、修繕費については適切に分けて予算管理することが望ましい。</p>	<p>「校舎その他修繕費」は、県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持することを目的とする予算であり、主に各県立学校の修繕に係る裁量予算として学校に予め配分しています。</p> <p>また、「校舎その他建築費」は、県立高等学校における教育の円滑な実施を図るため、学校施設等の整備を図ることを目的とする予算であり、県立高等学校の大規模な工事や、各高等学校において執行する小規模な工事、校舎その他修繕費の裁量予算内では実施できない修繕等に対応したものです。</p> <p>特に、発生の予測が難しい各県立学校の修繕案件には迅速に対応することが必須であり、引き続き柔軟に執行してまいります。</p> <p>○学校経理・ 施設課（校舎 その他建築 費）</p>
<p>4 学校教育に関する不適切な事務の執行</p> <p>(1) 予算策定</p>	

<p>イ 校舎その他修繕費の予算区分について【意見】</p>	<p>「特別支援学校費」の予算設定があるにもかかわらず、特別支援学校に係る予算を「高等学校費」に含めてしまうと、「高等学校費」は高等学校に係る予算を表すものではなくなるため、特別支援学校に係る予算は、「特別支援学校費」にて予算計上・予算執行すべきである。</p> <p>なお、予算区分することにより、非効率な事業運営となることとが想定されるのであれば、規模の小さい学校の修繕費の予算を集約して教育総務費に予算計上することも一案である。</p>	<p>(2) 契約金額の妥当性</p>	<p>「校舎その他修繕費」は、その予算の目的を「県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持する」としており、高等学校費の事業目として計上していますが、高等学校と特別支援学校の規模の小さい修繕費を柔軟に対応できるよう集約した予算です。本予算を特別支援学校に係る予算として執行することは目的に沿っているものであり、検討の結果、従来どおり予算計上しています。</p>	<p>○学校経理・施設課（校舎その他修繕費）</p>
<p>ア 適切な予定価格の設定について【意見】</p>	<p>総合教育センター管理運営費の三重県総合教育センター樹木伐採作業委託について、少額随意契約においても予算の効率的な執行は重要であり、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを比較することによって、価格が適当かどうかを判断し相手を決定することが望ましい。</p>	<p>ア 適切な予定価格の設定について【意見】</p>	<p>過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較していますが、今後より一層効率的な執行に取り組みます。</p>	<p>○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）</p>
<p>イ 一者入札の原因分析と改善策について【意見】</p>	<p>特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事及びネットワークの構築・更新にかかる業務が一者入札となっており、電話設置工事については、予定価格で落札されていた。一者入札となった要因については分析を行い、改善点があると認められる場合には、改善策を講じ、より競争性・公平性が高い入札となることが望まれる。</p>	<p>イ 一者入札の原因分析と改善策について【意見】</p>	<p>電話設置工事は特定の業者に限定されるような工事ではなく、特殊な条件も付けています。今後入札を行う際は、競争性・公平性が確保された入札となるよう、十分検討していきます。また、学校情報ネットワーク事業の調達については、仕様書等をあらかじめ確認し、入札事業者を限定する条件は付していないことを確認しました。今後引き続き RFI 等により仕様を見直し、参加できる事業者が少数に限定されない競争性・公平性の高い入札となるよう努めていきます。</p>	<p>○学校経理・施設課（特別支援学校施設建築費） ○教育総務課（学校情報ネットワーク作業費）</p>

<p>ウ 契約手続の公平性・経済性について【意見】</p>	<p>予定価格が10万円未満の随意契約は、見積合せを省略することができ、同一年度に同一事業者と同種複数締結されている契約が見受けられた。 公平性の観点から、随意契約を10万円未満に分けて発注しないことが証明できる書類を保管することが望ましい。 また、経済性の観点から、まとめて発注することにより、価格を下げることで見込みがなかったり、発注することが望ましい。</p>	<p>過去の実績等から適切に予定価格を設定して見積と比較してはいますが、今後はスケールメリットをいかした発注の検討も含め、より一層効率的な執行に取り組みます。 久居高等学校において、工事の施工箇所やその必要性・緊急性などを勘案して発注方法を検討するとともに、計画的な工事の施工に今後も努めていきます。</p>	<p>○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費） ○久居高等学校</p>
<p>エ スクールバスの調達方針の検討について【意見】</p>	<p>スクールバスの調達方針について、購入とリースのどちらに経済的合理性があるかを適切に検討できていないため、スクールバスのリース料と購入した場合のバスの本体価格とランニングコストの合計を比較することにより、スクールバスの調達方針を検討することが望まれる。</p>	<p>バスの調達から5年間、10年間、15年間に要するトータルコストを算出し、比較検討を行ったところ、バスを購入し、運行をバス事業者に委託する方法が支出を抑えられ、経済的合理性において優れているという結果になりました。しかし、購入には多額の経費がかかるため、更新が先延ばしになる傾向があります。その結果、経年劣化を起因とする故障が増え、修繕や代替バス手配にかかる経費が増加しており、それに伴う事務量の増加も考慮する必要があります。また、運行委託契約において、運転手不足や価格高騰による入札不調が全国的に増加しています。このような現状も踏まえ、他県の状況を参考にしながら、情勢に応じて、今後も引き続き検討を続けていきます。</p>	<p>○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス整備事業費）</p>
<p>オ 特別支援学校のスクールバスへの広告について【意見】</p>	<p>特別支援学校のスクールバスの年間広告掲載料は40,000円であるのに対し、県有スクールバスへの広告貼付業務委託料は59,400円となり、仮に1年で広告掲載が終了した場合には、赤字となる。財源確保も目的とするスクールバスへの広告であることから、広告料の見直しや解約不能期間の設定等が望まれる。</p>	<p>広告料は据え置き、広告貼付業務委託料（広告物の作成・掲載および撤去にかかる費用）はすべて広告主の負担とするよう要領の改正を行います。令和8年度広告募集分から適用します。</p>	<p>○特別支援教育課（特別支援学校スクールバス等運行委託事業費）</p>

<p>(3) 契約事務の効率化</p>	<p>ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について【意見】</p> <p>消防用設備等の法定点検に係る委託契約は、11 地区に分けて点検業務を委託しているが、令和5年度の委託先は3 社のみと限定的である。そのため、契約事務の効率化の観点から、自家用電気工作物の保安管理委託や都市計画区域などを参考にし、エリアを集約して委託先を選定することが望ましい。</p>	<p>令和7年度の消防用設備等点検・報告業務においては、契約事務の効率化の観点から、エリアを 11 地域から8 地域に集約し仕様の見直しを行いました。</p>	<p>○学校経理・施設課（財産管理事務費）</p>
<p>(4) 業務完了検査</p>	<p>ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認及び給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について【指摘】</p> <p>特別支援学校給食配送業務委託において、県所有の車両が業務以外の目的で利用されることなく、適切に利用されていることを確認するため、委託先から提出された車両管理簿に不備がないことを確認すべきである。</p> <p>また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、調理員に対する研修は、食品安全の確保や栄養バランスに関する知識の習得、調理技術の向上に資するものであり、特に調理員に対する衛生管理研修は、安全安心な給食の提供に不可欠なものである。研修実施報告書は、調理員に対する研修が年間研修計画書どおりに確実に実施されていることを確認するための重要な資料であるため、確実に入手した上で、研修の実施状況を確認するべきである。</p> <p>特別支援学校給食配送業務委託においては、委託業者者に注意喚起を行うとともに、契約が確実に履行されていることを確認するため、委託業者者に提出を求めている書類については、チェックシート等を作成し、不備や提出漏れがないか必ず確認を行うよう伝えています。なお、県所有の車両による配送は令和5年度で終了しているため、令和6年度以降は該当ありません。また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、委託業者者に未提出分の研修報告書の提出を求めました。併せて、研修実施後は速やかに報告書を提出するよう依頼しました。令和6年度は、委託業者者から提出された年間研修計画書に基づき、提出すべき報告書と時期のチェックリストを作成し、委託業者者と報告書提出の進捗状況を共有して提出を求めました。(令和6年度に実施分はすべて提出済みです。)</p>	<p>特別支援学校給食配送業務委託において、該当校には、委託業者者に注意喚起を行うとともに、契約が確実に履行されていることを確認するため、委託業者者に提出を求めている書類については、チェックシート等を作成し、不備や提出漏れがないか必ず確認を行うよう伝えています。なお、県所有の車両による配送は令和5年度で終了しているため、令和6年度以降は該当ありません。また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、委託業者者に未提出分の研修報告書の提出を求めました。併せて、研修実施後は速やかに報告書を提出するよう依頼しました。令和6年度は、委託業者者から提出された年間研修計画書に基づき、提出すべき報告書と時期のチェックリストを作成し、委託業者者と報告書提出の進捗状況を共有して提出を求めました。(令和6年度に実施分はすべて提出済みです。)</p>	<p>○特別支援教育課（特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費） ○松阪あゆみ特別支援学校</p>
<p>イ パソコン教室の情報教育機器設備リース契約事務の効率化について【意見】</p>	<p>県立学校のパソコン教室の情報教育機器設備については、授業カリキュラムにより必要な仕様が学校ごとに異なることから、各学校にてリース先を選定し、契約を行っている。契約期間については、年度別にグループ化されているものの、契約日付が学校によって異なることから、管理上煩雑である。そのため、今後の契約を更新する際には、契約日付を合わせる等の契約事務の効率化を図ることが望まれる。</p>	<p>高校教育課が当該年度更新分を一括調達することで、各校における情報担当教員および調達担当職員の負担を軽減できるよう、準備を進めていきます。</p>	<p>○高校教育課（情報教育充実支援事業費）</p>

<p>イ 業務完了報告書受理後 10 日以内の検査の実施について【指摘】</p>	<p>特別支援学校給食配送業務委託に関する仕様書第9条(検査)において、委託業務が完了したときは、業務完了報告書を受理後、10日以内に検査を行うものとされているが、10日以上経過した日付で検査が行われているものがあつたため、10日以内に完了できるように留意すべきである。</p>	<p>委託業務が完了し、業務完了報告書を受理した際は、三重県会計規則に従い、10日以内に検査を実施するよう、注意喚起を行っている(令和6年度以降分において、適切に処理されていることを確認済みです。)</p>	<p>○特別支援教育課(特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費)</p>
<p>(5) 債権管理</p>			
<p>ア 長期滞留債権の総額の把握について【意見】</p>	<p>進学奨励事業は貸与事業としての役割を終え、現在は貸付金の未収金の債権管理事務を行っている。令和5年度末時点の未収金残高は、高等学校等進学奨励金返還金が 16,936,567 円(1,442 件)、大学等進学資金貸付金が 2,907,000 円(47 件)であり、回収金額より回収コストの方が高つく可能性がある。債権管理要綱第7条には、督促状送付後、一部の返還がされないまま3年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う旨規定されているため、該当する債権金額を把握し、法的措置を検討することが望まれる。</p>	<p>貸付金の未収金となつている債権回収対策として、納期限までに納付しない債務者に対して督促状や電話により返還を促し、必要に応じて戸別訪問することにより当該債権に関し3年以上返還に応じない債務者はありません。</p> <p>ご意見を踏まえ今後も無理のない範囲内でできるだけ1回の返還額を増やしてもらうなど回収コストの削減を図りながら債務者に対し返還を完了していただくと取り組んでいきます。</p> <p>また、3年以上返還に足りない債務者が出てきた場合は、要綱に基づき法的措置についても検討していきます。</p>	<p>○人権教育課(進学奨励事業費)</p>
<p>イ 債権放棄の検討について【意見】</p>	<p>滞納されている奨学金に対する債権のうち、最も古いものは平成15年度のものであり、貸付開始から30年近くが経過しており、連絡先が不明な債権も含まれており、令和5年度末時点の未収金残高は、51,321,273 円(783 人)である。回収可能性が低い債権を管理する人件費等の回収コストの発生も想定されることから、できる限り回収を試みた上で、回収が不能と考えられる債権については、一定の基準を設けて、債権放棄を検討することが望まれる。</p>	<p>長期未収債権については、「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、時効満了日に留意しながら順次法的手続きを進めているところであり、令和7年度は6件、2,608,200 円の債権について支払督促を行いました。</p> <p>今後、回収不能債権に該当する債権で、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第14条の要件を満たしている債権があれば、財政課と協議のうえ適切に放棄を進めていきます。</p>	<p>○教育財務課(高等学校等進学支援事業費)</p>

<p>ウ 債権回収方法の多様化について【意見】</p> <p>県では令和8年9月までに、国から重点的に要請のあった「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金」の収納について、二次元コードを活用した新たな公金収納方法の導入が検討されている。奨学金の返済について、現在選択可能な支払方法は、口座振替と払込票による支払い（コンビニ払い・銀行払い）の2種類あるが、収納率向上を目的として、二次元コード決済やクレジットカード払いなど、支払い方法の多様化を検討されたい。</p>	<p>奨学金の返還方法としては、現状でも、PayB又はモバイルレジによるバーコード決済が可能であり、金融機関窓口やコンビニエンスストアの店頭に出向かなくてもお支払いいただくことが可能となっていますが、返還者の利便性向上のため、引き続き支払方法の多様化について検討していきます。</p>	<p>○教育財務課 (高等学校等 進学支援事業 費)</p>
<p>(6) システム管理</p>		
<p>ア 安全なログインパスワードの設定及び定期的な変更について【指摘】</p> <p>教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、「三重県電子情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める「パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないと、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないと、その文字列の組み合わせは無作為にするなど想像しにくい組み合わせとすべきである。</p> <p>また、ネットワーク及びPCへのログインパスワードについて、「三重県電子情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める1年に1度の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。なお、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が2023年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報セキュリティ対策基準の見直しを行うこととしている。</p>	<p>教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、システムへのユーザー登録の際に管理者側で設定する初期パスワードが三重県情報セキュリティポリシーに規定する基準を満たさないものとなっていたとの指摘があったことを受け、令和6年8月9日付けでユーザー全員に三重県情報セキュリティポリシーに沿ったパスワードに変更・管理を行うよう通知しました。新たにユーザー登録を行う際には、規定に沿った初期パスワードを付与するとともに、各ユーザーにおいても適切に取り扱うよう求められています。</p> <p>また、ネットワーク及びPCへのログインパスワードの扱いについては、「三重県電子情報セキュリティ対策基準」に定めたルールに従って適切に運用を行っていきます。</p>	<p>○教育総務課 (学校情報ネ ットワーク事 業費) ○教職員課 (教職員人事 管理システム 運営費) ○松阪あゆみ 特別支援学校</p>

<p>イ EDR のログの分析について【意見】</p> <p>サーバーやパソコンの不審な挙動を検知し、迅速かつ適切な対応を取ることができよう EDR (Endpoint Detection and Response) が導入されているが、蓄積されたログの分析は行われていない。</p> <p>導入された EDR では不正アクセスの検出及びその対応まで実施できているが、さらなる対応として、攻撃や不正な侵入の試みの頻度等、ログの分析等も行い、セキュリティ対策に万全を期す方策を探ることが望まれる。</p>	<p>セキュリティ対策については、EDR による不正アクセスの検出及び対応に加え、さらなる対応として、ログの分析等、より有効な方策の導入に向け、事業者への聞き取りや調査等を行っていただきます。</p>	<p>○教育総務課 (学校情報ネットワーク事業費)</p>
<p>(7) 固定資産管理</p>		
<p>ア 水産高校における消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて【指摘】</p> <p>水産高校の消防用設備点検で発見された不良箇所については、生徒の安全確保の観点から、速やかに対応すべきである。</p>	<p>消防用設備点検において、早急に改善が必要と判断された箇所については、必要な予算を確保し、令和7年1月31日付けで予算令達に基づき入札公告手続を行い、令和7年2月14日に契約、同年3月3日に修繕工事が完了しました。</p>	<p>○水産高等学校</p>
<p>イ 特別支援学校の空調、総合教育センター施設、特別支援学校スクールのバス、水産高校施設、学校給食調理器具の更新について【意見】</p>		
<p>特別支援学校の空調設備には、前もって更新の必要性を認識していれば、8月の夏季休暇間に工事が可能であり、生徒にも影響が少ない時期に実施できたとともに、随意契約ではなく一般競争入札などで、より安価な契約締結ができた可能性もあるため、今後は、耐用年数を超えた設備については保守や点検を実施し、更新や修繕の必要性を検討することが望まれる。</p> <p>総合教育センター施設の老朽化、水産高校の水回りの漏水を含む老朽化への速やかな対応が望まれる。</p> <p>特別支援学校スクールのバスについては、今後も更新を進めるとともに、法定点検だけでなく、引き続き1日1回の運行の開始前の点検を十分にを行い、生徒の安全性の確保に努めることが望ましい。</p> <p>学校給食の調理器具等の更新については、現場担当者の判断に任せるのではなく、例えば、会計システムから耐用年数を超過している備品の一覧を出力し、当該備品に関する状態について確認や、注意喚起を実施するなど、異物混入が起らないようリスク管理を強化するためにも県からも積極的に備品更新を</p>	<p>各県立学校における空調設備については、機器更新や保守点検の必要時期等を十分に把握し、適切な管理を行い、急な設備更新が発生しないよう計画的に設備更新できるように努めました。</p> <p>総合教育センター施設の老朽化については、優先順位をつけて速やかに対応します。</p> <p>水産高等学校の水回りの漏水を含む老朽化については、令和6年度に体育館南側天井を改修し、令和7年度に武道場渡り廊下を改修、1号棟渡廊下と実習棟の2階廊下天井の雨漏り修繕を実施しました。学校内で優先度を検討し、必要な予算を確保したうえで改修工事を行うなど、適切な施設管理に今後も努めていきます。</p> <p>特別支援学校スクールのバスについては、令和7年度は3台更新を行いました。令和8年度においても3台更新予定です。今後も更新を進めるとともに、法定点検とあわせ、運行開始前の点検を十分にを行い、児童生徒の安全性の確保に努めます。</p> <p>学校給食の備品については、財務会計システムの情報により、購入後の経過年数やメンテナンスの状況を把握し、更新計画を作</p>	<p>○学校経理・施設課(特別支援学校施設建築費) ○研修企画・支援課(総合教育センター管理運営費) ○特別支援教育課(特別支援学校スクールのバス整備事業費) ○保健体育課(県立学校給食の衛生・品質管理事業)</p>

<p>促す取組を実施することが望まれる。</p>	<p>成しました。それを基に、耐用年数を大幅に超過したものに て備品更新を促す等、異物混入の未然防止に取り組みました。</p>	<p>費) ○水産高等学 校</p>
<p>ウ 現物の無い資産について【指摘】</p> <p>物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下 記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点 から、物品管理状況一覧表を現態に合わせて適時に更新する必 要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返品又は廃棄した備品にも関わらず、一覧から削除されて いないもの 		
<p>エ 物品管理状況一覧表の更新について【意見】</p> <p>物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下 記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点 から、物品管理状況一覧表を現態に合わせて適時に更新するこ とが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所を変更した際に登録を変更していないもの ・物品管理状況一覧表の保管場所と実際の保管場所が異なる もの ・5万円未満のため消耗品に該当するが、備品として登録さ れているもの ・利用見込みが不明なもの <p>各学校において、適切かつ効率的な備品管理に今後も努めてい きます。</p> <p>久居高等学校において、消耗品相当の物品を備品登録する際に は効率的な管理となるよう、その必要性を見極めて慎重に判断し ていきます。なお、5万円未満の消耗品については、所属の長が 必要と認める場合は備品として登録可能であるため、特定財源を 充当したものは今後も管理が必要な備品として管理していきま す。また、利用見込みが不明なものについては、先ず整理整頓を 進め、そのうえで校内で不要と判断したものについては廃棄・再 利用も含め適切に対応しました。</p> <p>水産高等学校において、毎年度実施している備品チェックにお いて、複数職員による確認など、厳格に確認を行うよう職員会議 などで定期的に校内で周知徹底し、適正な管理に今後も努めてい きます。</p> <p>松阪あゆみ特別支援学校において、指摘を受けた備品につい て、財務会計システムの保管場所名称を設定し、修正しました。 校内で「備品移動報告」の様式を定め、教員が教育活動において 使用する備品等の保管場所を変更した場合は事務室へ報告する ように周知し、備品の保管状況の把握に努め、物品管理状況一覧 表を現態に合わせて更新してまいります。</p>		
<p>○久居高等学 校 ○水産高等学 校 ○松阪あゆみ 特別支援学校</p>		

<p>オ 固定資産ラベルの貼付方法について【指摘】</p>	<p>借上物品やプロジェクトに管理ラベルが貼付されず、別途保管している状況であった。借上物品については、例えば、ラベルの素材をはがしやすいものに変えることや、備品の近くの壁や床にラベルを貼ること、または、物品管理状況一覧表のシステムより出力した借上物品の一覧表を各ロケーション単位で保管すべきである。また、プロジェクトについては、スイッチボックスに貼付するなど、資産管理責任を果たすためにも管理ラベルの貼り付けを徹底すべきである。</p>	<p>借上物品については、物品標示票の素材をはがしやすいものに変え、それを貼付することを、引き続き出納局に検討を依頼していきます。 松阪あゆみ特別支援学校において、備品を購入した際は、担当事務職員が物品標示票を貼ることを徹底するとともに、貼ったことを別の事務職員が確認することとしました。また、年に1度実施している一斉備品確認の際には、物品標示票が貼付されているかどうかの確認を漏れなく行うよう、点検者に周知徹底していただきます。</p>	<p>○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費） ○松阪あゆみ特別支援学校</p>
<p>カ 備品の実地棚卸について【意見】</p>	<p>総合教育センターの物品管理状況一覧表に記載されている資産が実在することを確認することは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、実地棚卸に関するルールを定め、適切に運用していくことが望まれる。</p>	<p>実地棚卸に関するルールを定め運用していくことを検討します。また、職員が確認し易い手法を定め物品管理を適切に行っていきます。</p>	<p>○研修企画・支援課（総合教育センター管理運営費）</p>
<p>(8) 資金管理</p>			
<p>ア 資金前渡に関する金銭受領書について【意見】</p>	<p>松阪あゆみ特別支援学校では、修学旅行における緊急時のタスクシード等の資金の前渡しをしているが、金銭受領書等の資金の受け渡しが適切に行われたことを証明することのできる書類の作成が行われていなかった。 一般的に、資金の受け渡しは、受渡し側と受取り側の認識齟齬が生じると大きな問題につながりやすく、慎重に行う必要がある。受渡し側と受取り側の双方を保護するためにも、金額、日付、現金受渡者、現金受取者等を記載した金銭受領書を作成することが望まれる。</p>	<p>指摘を受け、資金前渡が必要な場合に教員から事務室に提出している「現金支払依頼書」に受領確認欄を追加し、現金授受の記録を取っています。</p>	<p>○松阪あゆみ特別支援学校</p>

<p>5 学校諸費等の取り扱い</p>	<p>(1) 生徒会費決算期間の未設定について【指摘】</p> <p>令和元年度から令和5年度までの生徒会決算書を確認したところ、会計監査報告日付が3月中の日付となっており、日付も年度によって異なっていた。</p> <p>保護者負担の軽減のために効率的な執行を検討する際、決算数値の年度比較により、現状分析を行うことが考えられるが、会計期間が定められておらず、年度によって会計期間が異なる場合、年度間の比較可能性を失い、適切な現状分析による効率的な執行を行うことが難しくなる。また、生徒等及び保護者への説明責任を果たすために、定められた会計期間の収入及び費用を正確に計上する必要があるが、会計期間が定められていないと、信頼性のある決算報告を行うことが難しくなる。</p> <p>そこで、例えば、会計期間を3月20日から3月19日までとするなど、「生徒会会則」にて実務に応じた会計期間を定め、信頼性のある生徒会決算書の作成が必要である。</p>	<p>生徒会会則において、会計期間を毎年3月16日から翌年3月15日と改定しました。適正な会計処理に今後も努めていきます。</p> <p>○水産高等学校</p>
<p>(2) 日付が空欄の領収書及び過年度領収書の添付について【指摘】</p>	<p>令和5年度の支出調書に日付が空欄のままの領収書や、過年度の領収書が添付されていた。</p> <p>学校諸費に関する事務手続を適切に実施するため、領収書受領時に、形式に不備がないか確認する必要がある。</p> <p>また、原則、支出した年度の費用として処理する必要がある、やむを得ず過年度の支出が必要な場合は、通常の処理とは別に、例えば、生徒総会での承認を得るなどの対応を行う必要がある。</p>	<p>○久居高等学校 ○水産高等学校</p> <p>久居高等学校において、学校諸費等に関する事務手続において、保護者に疑問を持たれることがないよう、領収書受領時に日付を記入するなど形式上も不備がないか適切に確認を行っていきます。</p> <p>水産高等学校において、支出関係書類チェック表を導入し、「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づき、適正な会計処理に今後も努めていきます。</p>

<p>(3) 生徒会費で購入した備品の管理について【指摘】</p> <p>備品は、管理台帳や備品シールの貼付により、所在や管理者を明確にしておかないと、備品の紛失や盗難のリスクが高まる。また、教職員の交代時に備品の情報が引き継がれないことにより、購入した備品が活用されなかつたり、二重で購入したりするリスクがある。このような状況では、効率的かつ適切な生徒会費の執行が行われているとは言えない。</p> <p>そのため、生徒会費で購入した備品についても、固有の備品同様、管理台帳や備品シールの貼付による管理を行うべきである。</p>	<p>三重県会計規則に基づく備品管理に準じ、生徒会備品台帳を作成し、台帳に登録することで、適正な備品管理に今後も努めていきます。</p>	<p>○水産高等学校</p>
<p>(4) 私費会計処理の効率化について【意見】</p> <p>学年単位で購入した際、購入を担当した教員は、支出目的と金額を記載した用紙を作成して各学級に配り、各学級会計では、それを支出時の証憑のように支出調書にのり付けしていた。</p> <p>効率性の観点から、学年単位で購入した際の学級の負担額については、エクセルで一元管理したものを共有フォルダで管理し、各学級会計を担当する教員はそのファイルを見に行くなどの方法とするなどの改善が望ましい。</p>	<p>令和7年度より、一部の学年で会計区分を減らしたことにより担当教員の負担軽減に繋がりました。エクセルでの一元管理、情報の共有化については、一定のシステム構築、ルール設定などにより今後さらなる効率化を検討していきます。</p>	<p>○松阪あゆみ特別支援学校</p>
<p>(5) 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて【指摘】</p> <p>令和5年度の給食会計の「自己点検表」を確認したところ、校内検査を行った者2名のどちらにも、氏名の記載が無かった。担当者に確認したところ、給食会計に対する校内検査は実施されており、単なる記入漏れであるとのことであった。</p> <p>教育委員会事務局の検査を受ける際、「自己点検表」を総括した「学校諸費等検査結果表」を作成し、教育委員会事務局学校経理・施設課長に提出する必要がある。そのため、「自己点検表」は、「学校諸費等検査結果表」の根拠資料となる。</p> <p>そのため、「学校諸費等に関する取扱い要領」に第11条第1項に従い、収支計算書に関する校内検査が適切に行われたことの記録を残すため、点検結果の記載状況の不備について確認する体制を構築すべきである。</p>	<p>「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査結果を学校経理・施設課に報告する際の決裁ルートに事務職員を加えることで、点検結果の記載状況について、さらに確認できる体制を整えました。</p>	<p>○松阪あゆみ特別支援学校</p>

<p>(6) 学校諸費等自己点検表への項目の追加について【意見】</p>	<p>令和7年度の「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検及び検査における「学校諸費等検査結果表」には、部活動費に関するチェック項目及び会計書類等の内容に不備がないかの確認項目を追加しました。</p>	<p>○学校経理・施設課（高等学校） 学校運営費</p>
	<p>各県立学校では要領第10条第1項に基づく会計自己点検を毎年実施しているものの、「校長が学校諸費に指定しない部活動費」の必須実施事項の実施有無については「学校諸費等自己点検表」の項目にないため、点検項目として追加することが望ましい。 なお、(2)に記載した、領収書の不備についても、点検項目として追加することが望まれる。</p>	

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
